

研究紀要

2003.12

21

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

目 次

津島 秀章	1
石器石材の運用について —黒色安山岩の原産地分析から—	
齋藤 英敏	19
中国耕作初探	
齊藤 和之	31
食国（おおくに）と贊（にえ） —古代の国家（王権）における飲食儀礼の意味—	
桜岡 正信	45
月夜野型羽釜の生産と流通 —地域限定流通の背景—	
谷藤保彦・山下歳信・水谷貴之	61
群馬県内出土の茶臼について	
関 俊明	87
7月27日～29日降下As-A輕石「鍛層」としての位置付け 一天郎三年浅間災害に関する地域史的研究	
本間 昇	97
地域教材としての女堀	
小林 大悟	111
火おこし体験の再検討	
橋崎修一郎	121
ハーヴارد大学人類学部の古人類学野外実習	

研究紀要

—— 21 ——

2003・12

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

石器石材の運用について

—— 黒色安山岩製石器の原産地分析から ——

津 島 秀 章

- 1. はじめに
- 2. 今井道上・道下石器群

- 3. 黒色安山岩製石器の原産地分析
- 4. 石器石材の運用

— 論文要旨 —

赤城山南麓地域では、文化層の帰属層位が始良丹沢火山灰層と赤城-鹿沼蛭石層との間のローム層暗色帯にある石器群がひときわ多い。それらの石器群では、黒色安山岩が主要な使用石材となっている。しかし、原産地分析例が少ないこともあり、石材原産地の違いが、その遺跡内の搬入形態のあり方や消費のあり方、さらには搬出形態のあり方などどのように関係しているのか、これまで特に議論されずにきた。

本稿では、当該地域の今井道上・道下石器群から出土した黒色安山岩製石器に対し、母岩を単位とする原産地分析を試みた。その目的は、原産地を異にする黒色安山岩が、いかなる石材の運用状況をみせるのか、その関係性を探ることである。

その結果、5つの母岩が武尊山産であり、2つの母岩が群馬周辺地域以外の原産地であるという結論を得た。そして、母岩ごとの原石に関するデータ、遺跡への搬入形態、遺跡からの搬出形態などの検討から、特に、遺跡から石材採取可能地域までの距離によって、石器の搬入形態に著しい差があることがわかった。

キーワード

対象時代 旧石器時代
対象地域 赤城山南麓地域
研究対象 石器石材

1.はじめに

赤城山南麓地域では、姶良丹沢火山灰層(AT)と赤城-鹿沼軽石層(Ag-KP)との間のローム層暗色帶(以下、AT下暗色帶と記述)に文化層の帰属層位がある石器群がひとときわ多い(図1)。それらの石器群では、黒色安山岩が主要な使用石材となっている。この地域の各遺跡から発見される黒色安山岩製石器をみると、背面に自然面をもつ大形剝片が数多く認められ、原石に近い形態にまで復元された接合資料も見受けられる。当該地域に少なくとも、原石に近い状態の黒色安山岩が相当数もたらされたことは確かであろう。

当該地域周辺では、武尊山、荒船山、八風山、武子川流域に黒色安山岩の原産地があることが知られているが(図2)、これまで実施されてきた原産地分析例は僅少である。武尊山産黒色安山岩は、下触牛伏遺跡・第2文化層・掘下八幡遺跡・神社裏遺跡・三和工業団地I遺跡・第4文化層において、その利用が報告されている(磯貝1995、井上・桜井1999)。また、八風山溶岩に産出起源をもつものが、下触牛伏遺跡・三和工業団地I遺跡・第4文化層の石器に利用されている(磯貝1995、井上・桜井1999)。

このように原産地分析例が少ないこともあり、原産地の異なる石材が、その搬入形態や消費過程について、どのような違いをみせるのか、これまで特に議論されずにきた。そこで本稿では、まず、赤城山南麓地域から出土した黒色安山岩製石器に対し原産地分析を試みる。そして、原産地を異なる黒色安山岩が、本地域においていかなる石材の運用状況をみせるのか、その関係性を探る。

まず、本地域でのAT下暗色帶出土石器群における、様々な石材の中での黒色安山岩の占める位置を明確化するために、全般的な石器石材の概要について述べる。

在地性の石材として位置づけられるものとして、チャート、ホルンフェルス、細粒輝石安山岩などが上げられる。これらの石材は、旧渡良瀬川の河原や、大間々扇状地の湧水に伴う谷地部分といった居住地に近接する場所で採取されたと考えられる(津島1999)。三和工業団地I遺跡(群馬県埋蔵文化財調査事業団[以下、群埋文]1999)では、大間々扇状地の湧水付近で、前述の石材を獲得した可能性が指摘されており、それらが、ほぼ原石形態で遺跡内に持ち込まれている。

一方、確実に遠隔地性の石材と位置づけられるものとして、黒曜石、硬質頁岩がある。黒曜石は、長野県和田岬や栃木県高原山に産するものが利用されており(鈴木・熊谷・櫻本1999)、硬質頁岩は、東北地方の日本海側に産するものと考えられる(飯島1999)。本地域での硬質頁岩の使用頻度は、極端に低い。書上本山遺跡の石刃1点、二次加工ある剝片1点(群埋文1992)、三和工業団地I遺跡・第4文化層のナイフ形石器1点、吾妻遺跡のナイ

フ形石器1点(県立しづかね学園遺跡調査会1998)、二之宮谷地遺跡の石刃1点(群埋文1994)、飯土井中央遺跡の彫刻形石器1点(群埋文1991)などが硬質頁岩製である。いずれの遺跡にも、製品として単独で搬入されており、この石材にかかわる石器製作活動の痕跡は全く見られない。

黒曜石に関しては、遺跡間での出土頻度に著しい差がみられる。おおむね一遺跡あたり数点の出土にとどまるが、内堀遺跡(前原1998)、飯土井中央遺跡、三和工業団地I遺跡・第4文化層などでは、高率で黒曜石製石器を組成する。大形剝片素材の石核や小形石核から、小形の剝片が生産されている。主に、黒曜石は、大形剝片や小形石核の状態で遺跡内に搬入されたと考えられる。

赤城山南麓地域で石器石材として多用される黒色安山岩は、このような遠隔地性と在地性の中間的な性格をもつ石材としてとらえられる。黒曜石や硬質頁岩は、当該地域から100kmを越える地域に原産地がある遠隔地性石材であり、また、チャート、ホルンフェルス、細粒輝石安山岩は、居住地から数kmの範囲で採取可能な在地性石材と理解される。ところが、黒色安山岩に関しては、前者二つの中間的な距離圏で採取可能な石材と理解される(桜井・井上・岡口1993、津島・桜井・井上2002)。その採取可能地域を詳しく述べると、次の4つの河川流域に分類して理解できる。

①武尊山周辺の利根川水系上流域～利根川中流域

(供給源: 武尊山・無斑晶質安山岩グループの溶岩³⁾)

②荒船山北麓の鶴川水系上流域～鶴川下流域

(供給源: 荒船山・荒船山溶岩⁴⁾)

③八風山南西麓の香坂川水系上流域～香坂川中流域

(供給源: 八風山・八風山溶岩、香坂疊岩層・八重久保層上部層⁵⁾)

④武子川水系(供給源: 不明)⁶⁾

赤城山南麓地域と、これらの採取可能地域との位置関係をみると、その距離及び方面に関して大きな違いがある。たとえば、武子川は東方面に位置するのに対し、利根川水系・鶴川水系・香坂川水系は西方に位置する。また、距離関係からすると、香坂川水系と武子川水系の黒色安山岩は、およそ直線距離50kmを越えた地域で採取可能であるのに対し、武尊山産のものは、およそ直線距離5～50kmの範囲に採取可能地があり、当該地域に近接した場所でも採取可能な石材ととらえられる⁷⁾。

本稿では、赤城山南麓地域にある今井道上・道下遺跡のAT下暗色帶出土石器群をとりあげ、黒色安山岩製石器の原産地分析を試みる。その目的は、黒色安山岩に関して、遺跡と石材採取可能地域との間の距離・方向といった位置的条件が、石材の運用面とどのような関係にあるのか追求することにある。石器石材がどのように利用されているのか考察するには、母岩を単位とする原産地同

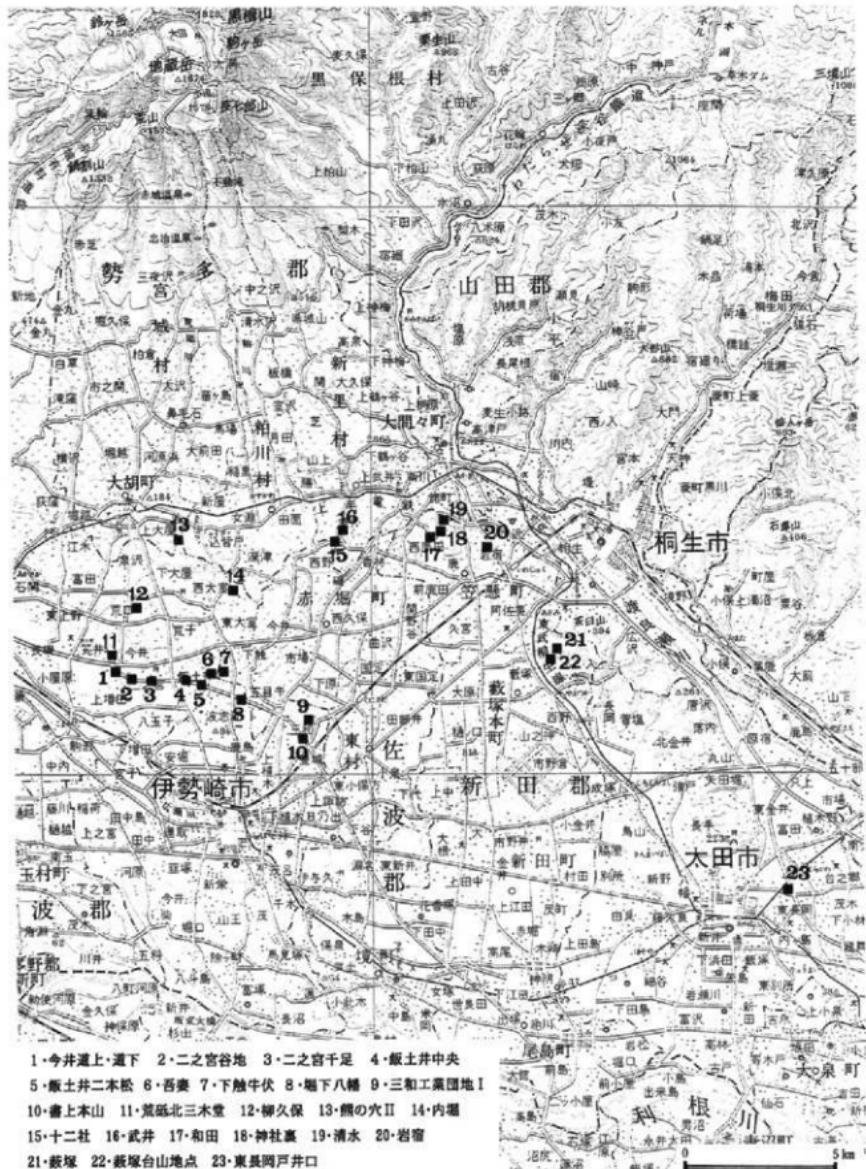


図1 赤城山南麓地域 AT下赤色帶礫石器群

定が是非とも望まれる。よって、ここでは特に、母岩単位に分析資料を設定し、原产地分析するよう努めた。

2. 合井道上・道下石器群

今井道上・道下遺跡については、既に報告書が刊行されている（群埋文 1995）。ここでは、本論に関係する内容を、報告書を参考に記述する。

遺跡は、赤城山南麓地域の標高85mの地点に立地する(図1)。大形環状ブロック群が認められた下触牛伏遺跡・第2文化層と三和工業団地I遺跡・第4文化層は、当該地域内にある。

今井道上・道下石器群は、192点の石器から成り、AT下暗色帯の中位付近に出土極大層がある(図3)。平面的な石器分布をみると、一つの石器集中部(1号ブロック)とその周辺に石器が散在する状況が認められる。1号ブロックの内部では、濃密な石器の接合関係があるが、1号ブロックと周辺に散在する石器との間では、接合関係はない。このことから、1号ブロックに属する石器類とそれ以外の石器との間に、考古学的な同時性を保証する根拠はないといえる。

1号ブロックに注目すると、そこに属する石器は184点あり、全出土点数192点に占める割合は95.8%である。使用石材でみると、1号ブロック184点のうち178点(96.7%)が黒色山岩である(図4)。他の石材としては、黒曜石製の台形様石器1点(3点の石器が接合)、黑色頁岩

製の石乳1点などが挙げられる。

1号ブロック帰属の黒色安山岩製石器について、報告書をもとに表1にまとめた。器種点数を見ると、製品は二次加工ある剝片が5点あるだけで、その他、石核4点、剝片85点、碎片84点となっており、剝片剝離活動を色濃く反映する内容となっている。178点の黒色安山岩製石器は、7つの母岩別資料に分類されており、それぞれの母岩別資料には、いくつかの接合資料が含まれている。以下、各母岩別資料についてみていく。

表1 今井道上・道下石器群 黒色安山岩製石器の点数構成
(1号ブロック)

母岩番号	接合番号	器種 単位					小計	合計
		石核	剥片	碎片	二枚板 及心丸			
1	1	1	20	4	2	27	107	107
	2	1	13	3	3	20		
	3	0	3	5	0	8		
	4	0	1	2	0	3		
	接合外	0	9	40	0	49		
2	1	2	2	2	0	6	14	14
	接合外	0	4	4	0	8		
3	1	0	6	3	0	9	21	21
	接合外	0	1	11	0	12		
	1	0	5	1	0	6		
4	2	0	4	0	0	4	22	22
	3	0	2	0	2	2		
	4	0	2	0	0	2		
	接合外	0	3	5	0	8		
5	1	0	4	0	0	4	7	7
	接合外	0	0	3	0	3		
6	接合外	0	3	1	0	4	4	4
7	接合外	0	3	0	0	3	3	3
合計		4	85	84	5	178	178	178

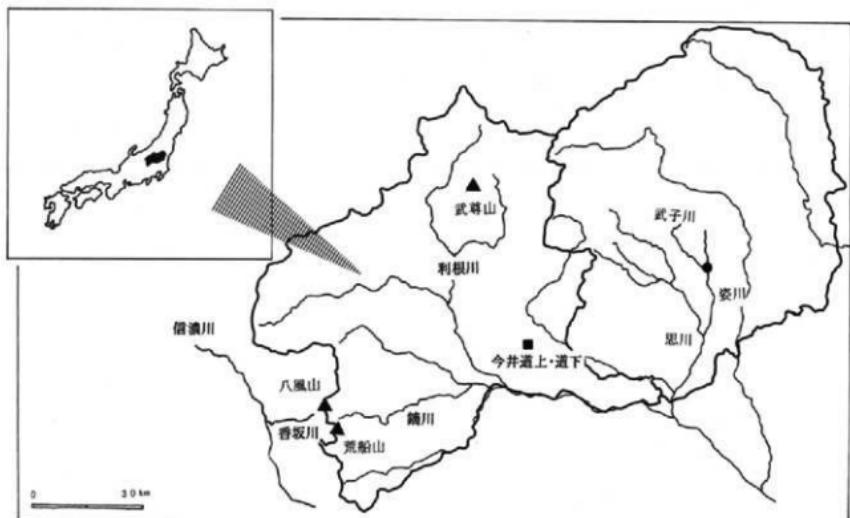


図2 群馬周辺の黒色安山岩の原产地

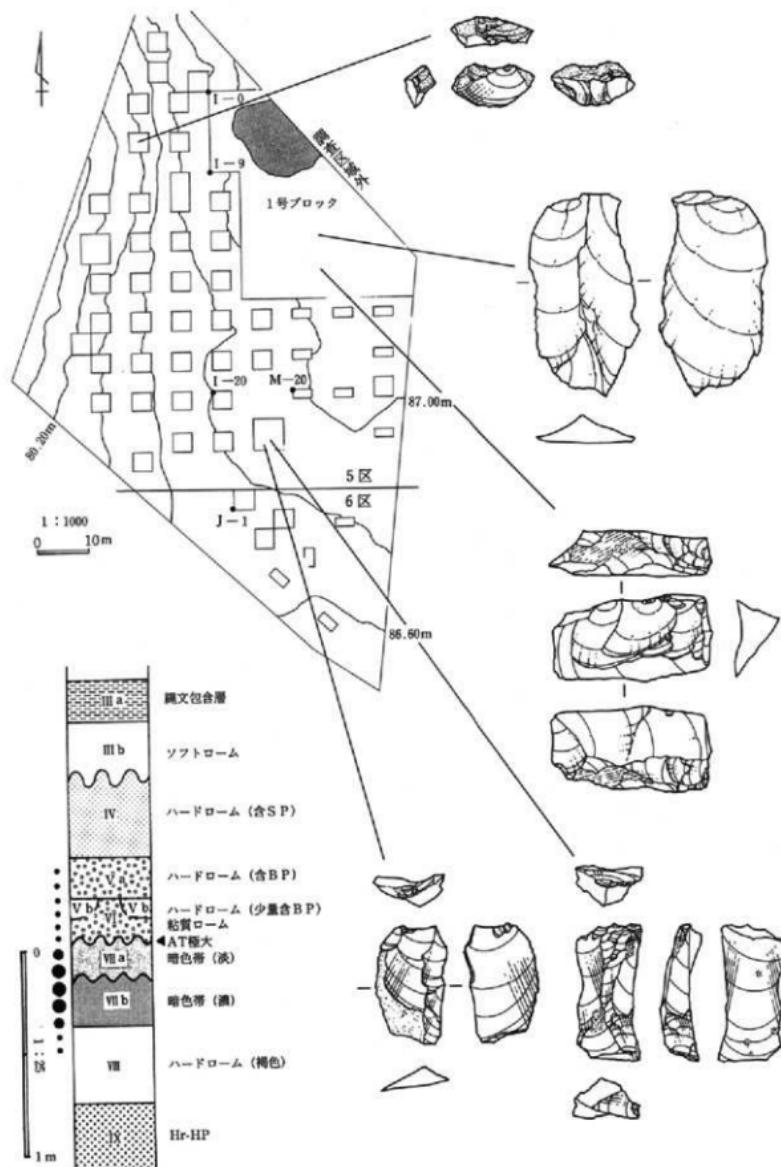


図3 今井道上・道下遺跡 石器出土図(群埋文 1995より)

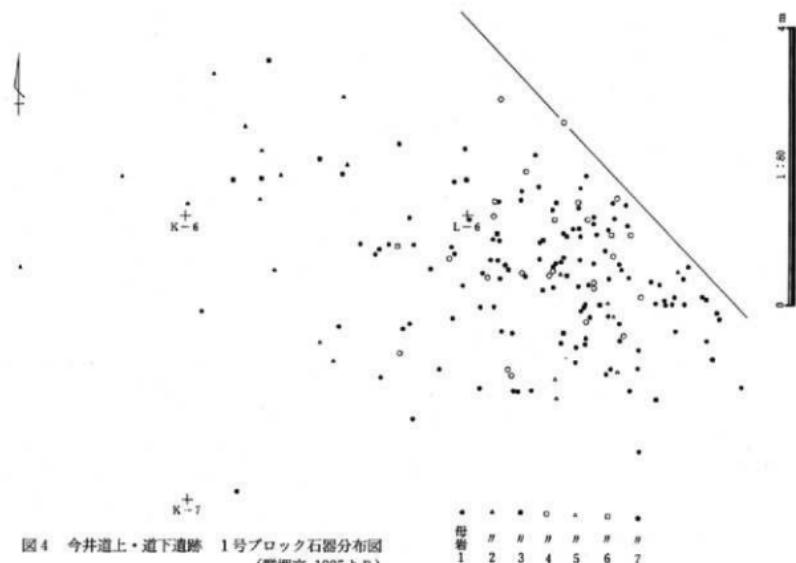


図4 今井道上・道下遺跡 1号ブロック石器分布図
(群埋文 1995より)

母岩	1	2	3	4	5	6	7
■	●	●	○	●	○	●	●

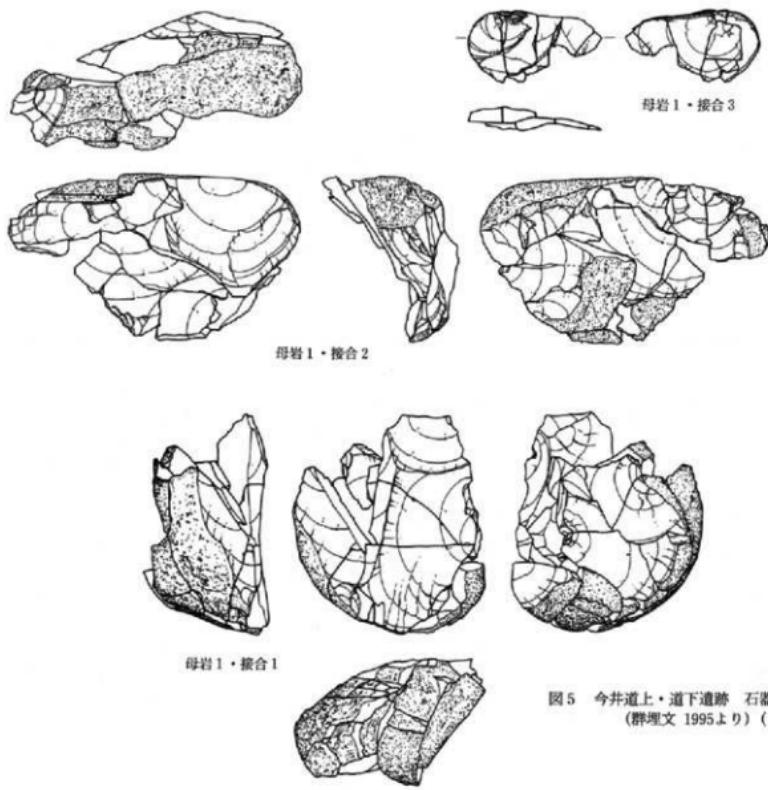
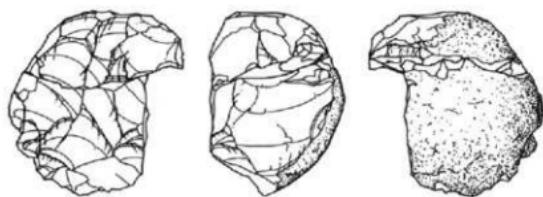
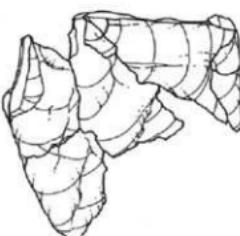


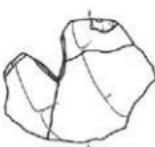
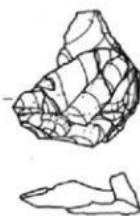
図5 今井道上・道下遺跡 石器実測図
(群埋文 1995より) (S = ½)



母岩 2・接合 1



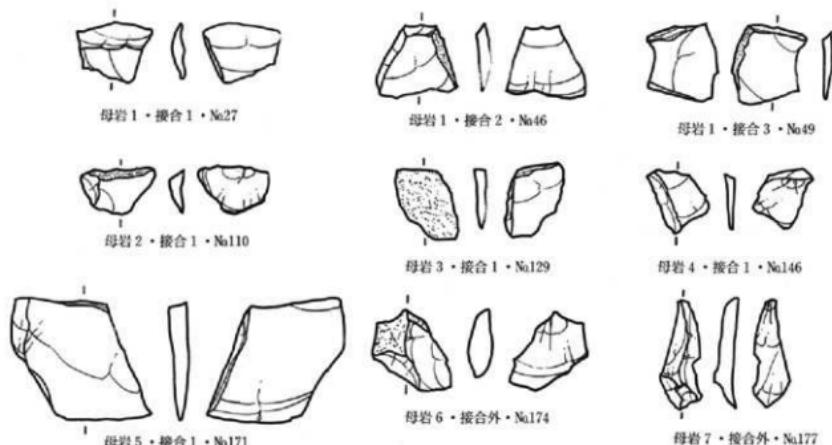
母岩 3・接合 1



母岩 5・接合 1

母岩 4・接合 1

図 6 今井道上・道下遺跡 石器実測図 (群埋文 1995より) (S = ½)

図7 分析資料 実測図 ($S = \frac{1}{2}$)

母岩 1 (図5) 石器点数107点。4つの接合資料と接合体に含まれない資料(以下、接合外資料と記述)から成る。接合資料には、原石の形態が判別できるほど良好なものがある。それによると、母岩1は、長軸15cm、中軸10cm、短軸10cm程度の円錐を利用している。接合状態から判断すると、原石に近い状態で搬入されており、遺跡内の集中的な剥片剝離活動により小形不定形剝片が多数生産されている。遺跡外への搬出形態については、4つの接合資料から判断すると、大形剝片などが搬出されていると予想される。

母岩 2 (図6) 石器点数14点。1つの接合資料と接合外資料から成る。接合資料から判断すると、円錐を利用して、剥片剝離作業がそれほど進行していない分割錐の状態で遺跡内に搬入されたものと予想される。また、大形剝片が遺跡外に持ち出されている状況が、接合資料から観察される。遺跡内の剥片剝離活動により、小形不定形剝片が生産されている。

母岩 3 (図6) 石器点数21点。1つの接合資料と接合外資料から成る。接合資料は大形剝片を中心とした資料であり、石核は存在せず、遺跡外に搬出されている。剥片剝離作業がそれほど進行していない分割錐の状態で、遺跡内に搬入されたものと考えられる。円錐を利用している。

母岩 4 (図6) 石器点数22点。4つの接合資料と接合外資料から成る。いずれの接合資料も、剝片と碎片に関する数点から成る資料であり、母岩4の遺跡内への搬入形態や遺跡外への搬出状況は不明である。

母岩 5 (図6) 石器点数7点。1つの接合資料と接合

外資料から成る。接合資料は、折断面で接合し1点の小形剝片となる資料である。母岩5の遺跡内への搬入形態や遺跡外への搬出状況は不明である。

母岩 6 石器点数4点。接合外資料のみで構成される。母岩6の遺跡内への搬入形態や遺跡外への搬出状況は不明である。

母岩 7 石器点数3点。接合外資料のみで構成される。母岩7の遺跡内への搬入形態や遺跡外への搬出状況は不明である。

表2 黒色安山岩製石器の分析資料(岩石薄片作成)

母岩番号	接合番号	石器点数	分析資料
1	1	27	微細剝片1点
	2	20	微細剝片1点
	3	8	微細剝片1点
	4	3	—
	接合外	49	—
2	1	6	微細剝片1点
	接合外	8	—
3	1	9	微細剝片1点
	接合外	12	—
	1	6	微細剝片1点
	2	4	—
	3	2	—
4	4	2	—
	接合外	8	—
	1	4	剝片1点
	接合外	3	—
	接合外	4	微細剝片1点
5	接合外	3	微細剝片1点
6	接合外	3	微細剝片1点
7	接合外	3	微細剝片1点
合計		178	9

3. 黒色安山岩製石器の原産地分析

偏光顕微鏡観察によって石器の原産地を同定するためには、石器を破壊し岩石薄片を作成しなければならない。しかし、石器群の資料的価値を保全することは重要なことであり、無制限に岩石薄片を作成することは慎まなければならない。

今回の分析では、母岩を単位とした原産地同定が必要であるという問題意識から、各母岩から分析資料を抽出するようにした。黒色安山岩製石器は表面が著しく風化していることもあり、同一母岩と同定された資料が、同じ原石から生産されたものか疑問が残るケースが多く見受けられる。今井道上・道下石器群をみると、一つの母岩別資料に接合資料と接合外資料が含まれている。母岩別資料の同一性を保証するために、これらの資料を網羅するようなかたちで分析資料を抽出する必要があるが、一方で、前述したように資料体としての価値を保全することも重要な課題である。このように母岩別資料の同一性を確認することと、資料価値を保全することの二つの点を満たすのを主眼とし、今回の分析では、各母岩を構成する接合資料から出来うるかぎり分析資料を抽出するようにした（表2）。

接合資料から分析資料を抽出するにあたっては、新たに接合関係を確認する際、支障の生じない接合箇所から石器を選出した。分析資料は微細剝片から抽出し、母岩別資料に微細剝片が含まれない場合は、やむを得ず剝片を分析資料とした（図7）。分析資料番号は、報告書19頁掲載「旧石器時代の石器一覧」中の「No.」に対応する。

岩石薄片を作成するにあたっては、一つの資料について、相直交する2方向の薄片を作成した。それは、偏光顕微鏡の通常観察による原産地同定には、黒色安山岩の

立体的な構造を理解する必要があるという問題意識による。次に、観察結果と原産地の同定結果を記す。

観察結果と原産地同定

偏光顕微鏡の通常観察の結果、分析資料9点は、その特徴から3つのタイプに分類することが可能であった（表3）。以下、各タイプについて記載し、原産地を同定する（文末写真参照）。

Aタイプ（母岩1・接合1・No.27、母岩1・接合2・No.46、母岩1・接合3・No.49、母岩2・接合1・No.110、母岩6・接合外・No.174）

斑晶量は少なく、斑晶の内部にはわずかな汚れが認められる。斜長石は集斑状のものが多い。鉄鉱物、榍円状の单斜輝石が少量ある。石基部分は細粒で、斜長石は針状～長柱状であり、部分的に弱い方向性がみられる。ガラスが比較的多く認められる。ガラス基流晶質組織。薄片作成方向による差はみられない。

本資料は、三和工業団地I遺跡・第4文化層の分析で、Aタイプ（武尊山産）と同定された資料（井上・桜井 1999）と、下触牛伏遺跡・第2文化層、掘下八幡遺跡、神社裏遺跡の分析で、武尊山産とされた資料（磯貝 1995）と同じ特徴をもつ。

これらのことから、ここでAタイプに分類された資料は、武尊山産の黒色安山岩であると考えられる。

Bタイプ（母岩3・接合1・No.129、母岩5・接合1・No.171）

斑晶量は少なく、斑晶の内部にはわずかな汚れが認められる。斜長石は集斑状のものが多い。鉄鉱物は少量認められ、榍円状の单斜輝石と斜方輝石が少量存在する。石基部分は非常に細粒であり、斜長石は針状で弱い方向性が認められる。ガラスは比較的小ない。ガラス基流晶質組織。薄片作成方向による差は認められない。

本資料は、三和工業団地I遺跡・第4文化層の分析で、Bタイプ（武尊山産）と同定された資料（井上・桜井 1999）と、武尊山の無斑晶質安山岩グループ溶岩の中で、「水上高原スキー場上位溶岩・ビオス岳の極角礫・玉原スキー場溶岩下の極角礫」と分類された資料（津島・桜井・井上 2001）と同じ特徴をもつ。

よって、ここでBタイプと分類された資料は、武尊山産と考えられる。

Cタイプ（母岩4・接合1・No.146、母岩7・接合外・No.177）

斑晶量は少なく、斜長石の斑晶は内部が汚れている。斑晶と石基部分の中間的な大きさの斜長石は、薄片作成方向による差が認められる。一方の薄片では、針状～長柱状で弱い方向性があるのに対し、他方の薄片では、斜長石の結晶の縁に微小の粒子が重なり、石基部分との境界が不明瞭となり、形態も不定形である。石基部分は粗粒であり、粒状の輝石が比較的多く認められる。間粒状

表3 黒色安山岩製石器の原産地同定結果

母岩番号	接合番号	資料No	タイプ	原産地
1	1	27	A	武尊山
	2	46	A	武尊山
	3	49	A	武尊山
	4	—	—	—
	接合外	—	—	—
2	1	110	A	武尊山
	接合外	—	—	—
3	1	129	B	武尊山
	接合外	—	—	—
4	1	146	C	不明
	2	—	—	—
	3	—	—	—
	4	—	—	—
	接合外	—	—	—
5	1	171	B	武尊山
	接合外	—	—	—
6	接合外	174	A	武尊山
	接合外	177	C	不明

組織。

本資料は、「香坂礫岩層の亜角礫3」として分析された試料(津島・桜井・井上 2001)と、類似した特徴を有する。しかし、「香坂礫岩層の亜角礫3」には、本資料に認められたような剥片作成方向による違いが観察されないことがから、この資料が香坂礫岩層由來の黒色安山岩であるとにわかれには決めがない。また、香坂礫岩層由來の黒色安山岩は、偏光顕微鏡観察の結果から、個体間の変異に富む多様な石材で構成されること(津島・桜井・井上 2001)や、香坂川流域における河床礫の調査で、「香坂礫岩層の亜角礫3」と同様の特徴を有する黒色安山岩が採取されていないこと(津島・桜井・井上 2002)から、本資料を安易に香坂礫岩層由來とすることはできない。

以上のことから、ここでCタイプと分類された資料については、現段階では原産地不明とするのが妥当と考えられる。

4. 石器石材の運用

今井道上・道下石器群の黒色安山岩製石器は、5つの母岩が武尊山産であり、2つの母岩が原産地不明という結果を得た。母岩1を構成する3点の接合資料は、いずれも武尊山産であり、これは母岩1に関して母岩分類が妥当であることを支持する結果となっている。

表4に、母岩ごとの原石に関するデータ、遺跡への搬入形態、遺跡からの搬出形態、原産地をまとめた。これらの関係をみていき、黒色安山岩の石材としての運用について考えたい。

母岩1・2・3は、いずれも武尊山産の円礫を利用していることから、黒色安山岩の採取可能地域(津島・桜井・井上 2002)を考慮すると、武尊山周辺の利根川水系上流域から群馬県前橋市付近の利根川中流域までの地域で採取されたことになる。直線でおよそ5~50kmの距離を運搬され、遺跡内に搬入されている。その搬入形態をみると、母岩1がほぼ原石状態、母岩2・3が分割礫であり、剥片剝離作業の進行していない段階の石材を持ち込んでいる。搬出された石器をみると、母岩1・2からは大形剝片等が、母岩3からは石核等が持ち出され、

石器製作工程上の異なる段階にある石器類を搬出している。

一方、母岩4・7は、原産地不明であるが、これまで蓄積してきた原産地試料との対比から、少なくとも群馬周辺以外の原産地のものである可能性が高く、より遠距離地域から搬入されたと考えられる⁷⁾。母岩4・7とともに、遺跡内への詳細な搬入形態は不明であるが、背面に自然面のない少數の小形剝片で構成されることから、母岩1~3とは対照的に、剥片剝離作業の進行した石核や剥片の状態で持ち込まれた可能性が高い。

本稿の主な目的は、原産地を異にする黒色安山岩が、赤城山南麓地域においていかなる石材の運用状況をみせるのか、その関係性を探ることであった。前述の母岩単位の観察から、遺跡から採取可能地までの距離によって、搬入形態に著しい差があることが予想された。比較的近距離からもたらされた武尊山の黒色安山岩は、原石や分割礫といった剥片剝離作業の進行していない段階で搬入されている。これに対し、群馬周辺地以外の遠距離地域に原産地があることが想定される石材は、剥片剝離作業の進行した石核や剝片で持ち込まれたと考えられる。

このように遠距離地域の石材が、石核あるいは剝片で存在することは、黒色安山岩は集団の移動に伴い長期にわたり管理され遺跡内に持ち込まれたと評価できるであろう。その一方で、近距離で採取された石材に関しては、原石に近い状態で持ち込まれているが、石核あるいは大型剝片といった石器製作工程上の段階差のある石器類が搬出されている。これは、石材を短期間のうちに消費しつくすのではなく、石器製作工程上の段階差のある石器類を携帯することで、やはり長期にわたり管理運用しようとする意図が読みとれる。これらのことから、黒色安山岩は、当時の集団にとって、移動に伴い長期にわたり管理運用されるべき石材といえようである。

謝辞 本論を記すにあたり、岩石学的な知識について、飯島静男氏にご教授いただいた。群馬県埋蔵文化財調査事業団には、黒色安山岩製石器の薄片作成をご許可いただいた。群馬県埋蔵文化財調査事業団・紀要編集委員長石守晃氏並びに編集委員各位には、拙稿の発表機会を与えていただいた。ここにそのご芳名を記して謝意をいたします。

注

- 1) 黒色安山岩という石材名は、中東・飯島1984による。
- 2) 武尊山の無斑晶質安山岩グループの滑岩については、山口1981に詳しい。
- 3) 芥船山滑岩については、野村・小坂1987、友野・曾我部・荻須・河内1997に詳しい。
- 4) 八風山滑岩については、野村・小坂1987、友野・曾我部・荻須・河内1997に詳しい。八重久保湖上部層と香坂礫岩層については、小坂・友野・北爪1991に詳しい。

表4 黒色安山岩の搬入・搬出形態と原産地
数値はcm

母岩番号	原石データ	搬入形態	搬出形態	原産地
1	円礫 15×10×10	ほぼ原石	大形剝片等	武尊山
2	円礫	分割礫	大形剝片等	武尊山
3	円礫	分割礫	石核等	武尊山
4	不明	不明	不明	不明
5	不明	不明	不明	武尊山
6	不明	不明	不明	武尊山
7	不明	不明	不明	不明

- 5) 武子川で採取可能である黒色安山岩難にに関して、その供給起源となる層準が不明であることは、荒川竜一氏にご教授いただいた。
- 6) 現在の前橋付近は、いわゆる前橋紀虎が數十メートルの厚さで堆積し、前橋台地と呼ばれる地形を形成している。前橋紀虎堆積以前のこの付近の地形及び利根川流域を考えると、現在の井野川と広瀬川に挟まれた扇状地内に利根川流域で、ごく少量ではあるが黒色安山岩を採取できたと考えられる。AT下暗色帶の堆積期は前橋紀虎堆積以前であることから、現在の広瀬川流域付近の、赤城山南麓地域からおよそ5km圏内で黒色安山岩を獲得できた可能性がある。
- 7) これまでに実施された黒色安山岩製石器の原産地分析を総括すると、黒色安山岩の原産地分析の今後の課題は次のように考えられる。本稿の分析から、今井道上・道下石器群の黒色安山岩の多くは、武尊山産であることが明らかとなった。そして、下触牛伏遺跡・第2文化層・掘下梯段跡・神社真跡・三和工業団地I遺跡・第4文化層において、武尊山産黒色安山岩の利用が報告されている(磯貝1995、井上・桜井1999)。また、下触牛伏遺跡・三和工業団地I遺跡・第4文化層の石器では、八尾山産岩が産出起源をもつものが利用されている(磯貝1995、井上・桜井1999)。一方、今井道上・道下遺跡では、原産地不明の黒色安山岩が2母岩認められた。三和工業団地I遺跡・第4文化層においても、原産地不明の黒色安山岩が多数存在する(井上・桜井1999)。筆者らがこれまで蓄積してきた黒色安山岩の原産地データと比較すると、これらの石材が、本稿のじめに示した群馬県周辺に産する黒色安山岩である可能性はさわめて低い。これらのことをから、赤城山南麓地域では、より広範囲からの黒色安山岩の流入が予想され、群馬県北側地域外の原産地について検討する必要がある。たとえば、新潟県六日町方面に産する黒色頁岩が、群馬方面に流入している可能性が指摘されていることから(瓶島2002)、これと近接する信濃川流域に産する黒色安山岩(中村1986、1995)を視野に入れた原産地分析などが望まれる。

引用文献

- 能鳥静男 2002 「谷川連峰の地形・地質」『みやま文庫168 谷川連峰の自然』14~56頁
- 磯貝圭一 1995 「群馬における石器石材」第3回石器フォーラム/シンポジウム予稿集 石器石材・北関東の原石とその流通を中心として』7~12頁
- 井上昌美・桜井美枝 1999 「第4文化層出土黒色安山岩の分析」『三和工業団地I遺跡(I) 旧石器時代編』22~225頁
- 加部二生・小曾将夫 1995 「武井遺跡」第2回石器文化研究交流会一発表要旨』4~10頁
- 加部二生・大工原豊・町田正行 1992 「群馬県新里村十二社遺跡の石器群について」『第6回東北日本の旧石器文化を語る会』24~29頁
- 小坂共栄・鷹野智由・北爪 紅 1991 「関東山地北西部の第三系(その1) -長野県東部香坂川~内山川流域、特に駒込帯の地質とその地質的意義について』『地誌科学』45-3、43~56頁
- 桜井美枝・井上昌美・関口博之 1993 「群馬県における石器石材の研究」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要11』1~14頁
- 杉原在介 1956 「群馬県岩宿見の石器文化」
- 須藤隆司 1986 「群馬県駒込遺跡の石器文化—ナイフ形石器の形式的考察—」『明治大学考古学博物館報2』27~50頁
- 津島秀章・桜井美枝・井上昌美 2001 「黒色安山岩の原産地試料一群馬周辺を中心として」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要19』139~156頁
- 津島秀章・桜井美枝・井上昌美 2002 「黒色安山岩の採取可能地域—長野・香坂川流域を中心として—」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要20』1~9頁
- 津島秀章 1999 「石器石材の獲得」『三和工業団地I遺跡(I) 旧石器時代編』231~233頁
- 友野裕一・曾我部敏・秋須友子・河内晋平 1997 「関東山地北西部の群馬・新井・香坂川流域を中心として」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要20』341~349頁
- 中村由克 1986 「野尻湖・信濃川流域の旧石器時代遺跡群と石器石
- 材」『信濃38-4』1~16頁
- 中村由克 1995 「長野・新潟における石器石材について」『第3回岩宿フォーラム/シンポジウム予稿集 石器石材・北関東の原石とその流通を中心として』46~49頁
- 前原 豊 1998 「内堀遺跡群内堀遺跡」『第5回石器文化研究交流会発表要旨』14~19頁
- 中東耕志・飯島静男 1984 「群馬県における旧石器・縄文時代の石器石材—黒色頁岩と黒色安山岩—」『群馬県立歴史博物館報5』28~36頁
- 野村 哲・小坂共栄 1987 「群馬県南西部の新第三系の地質構造異常史」『群馬大学教養部記録』21, 51~68頁
- 萩谷千明 1995 「清水遺跡第二地点」『第3回石器文化研究交流会一発表要旨』4~7頁
- 山口尚志 1981 「武尊火山の地質」『地質学雑誌』87-12, 823~832頁
- 笠懸町教育委員会 1995 「笠懸町内遺跡II」
- 笠懸町史編纂委員会 1983 「笠懸町史記述一卷」
- 県立しづかね学園遺跡調査会 1998 「群馬県前橋市吉澤遺跡」
- 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1991 「横浜遺跡群III(熊の穴II)」
- 蘇塚遺跡台山地点発掘調査団 1990 「蘇塚遺跡台山地点発掘調査報告書」
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1995 「今井道上・道下遺跡」
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1992 「書上本山遺跡」
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999 「三和工業団地I遺跡(I) 旧石器時代編」
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991 「坂土中央遺跡」
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1994 「二之宮谷地遺跡」
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1992 「二之宮千足遺跡」



母岩1・接合1・No27 a
(Aタイプ・武尊山)

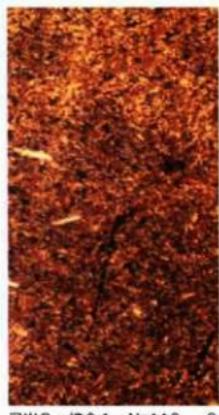


母岩1・接合2・No46 a
(Aタイプ・武尊山)



母岩1・接合3・No49 a
(Aタイプ・武尊山)

黒色安山岩製石器の薄片の偏光顕微鏡写真 (1) a,b : 平行ニコル a',b' : 直交ニコル×50



母岩2・摺合1・No110 a
(Aタイプ・武尊山)



a'



b



b'



母岩6・摺合外・No174 a
(Aタイプ・武尊山)



a'



b



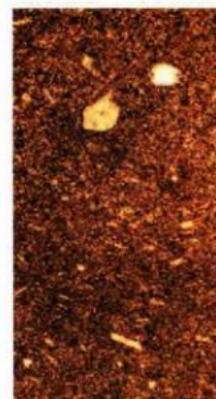
b'



母岩3・摺合1・No129 a
(Bタイプ・武尊山)



a'



b

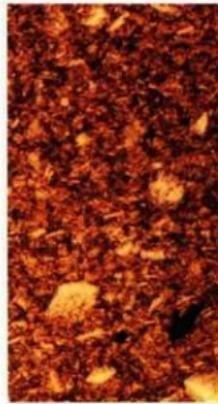


b'

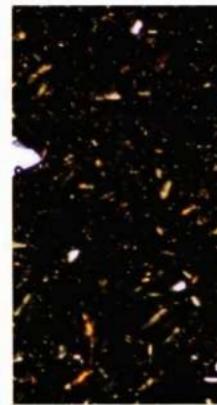
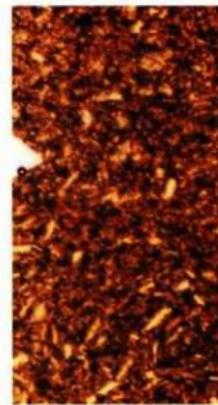
黒色安山岩製石器の薄片の偏光顕微鏡写真（2） a,b : 平行ニコル a',b' : 直交ニコル×50



母岩5・接合1・No171 a
(Bタイプ・武尊山)



母岩4・接合1・No146 a
(Cタイプ・不明)



母岩7・接合外・No177 a
(Cタイプ・不明)

黒色安山岩製石器の薄片の偏光顕微鏡写真 (3) a,b : 平行ニコル a',b' : 直交ニコル×50

中国犁耕初探

齊藤英敏

- 1.はじめに
- 2.文献史料
- 3.考古史料

- 4.民俗史料
- 5.まとめ

—論文要旨—

中国において犁耕技術は、一体いつごろ出現してくるのであろうか。また、犁は中国独自に発明されたのか、それとも外來の農具なのか、これらの問題はいずれも中国農業史上、未だに解決されていない重要な問題である。

文献史料による犁耕の初現は、「論語」・「韓非子」・「国語」・「管子」の記述から、春秋・戦国時代まで遡ることができる。また考古史料からは、上海博物館蔵の山西省渾源出土とされる牛尊（酒器）に鼻環（鼻輪）があることから、牛の役畜としての利用が想定され、且つ前記の文献史料との整合性から、やはり春秋時代の終わり頃（晋国）まで遡ることができるとしてきた（米田 1968 他）。

しかし最近では、長江下流域に展開した崧澤文化（BC 3800～BC 3300）後半期に出現し、良渚文化期（BC 3300～BC 2300）のものが多い石犁（石製の二等辺三角形を呈す）を、人力か畜力かは不明としながらも、犁先として捉えようとする意見が多い（牟・宋 1981 他）。さらに、江西省新干県大洋洲殷代墓から、儀式用とされる2点の青銅製犁先とされる遺物が出土しており、從来の華北陸田地帯誕生説や挽畜の起源問題などが、再検討を迫られているのが現状である（渡部 1999）。

この問題は筆者が、群馬県において顕著に見られる極小区画水田から大区画水田へと変化する要因と考えてきた「犁・馬鍬を伴う牛馬耕の伝来・普及」問題とも関係してくる。群馬県では、AD 6世紀代の極小区画水田が、9世紀には方格地割（条里地割）の大区画水田へ変化している。また長野県や静岡県においても、8世紀末～9世紀初（長野）・奈良時代前半（静岡）に、それぞれ条里地割が導入された可能性が、それぞれ指摘されている（矢田 1996、白井 2002）。

このような現状の中で、東アジア地域で最も早く犁耕技術が採用されたと考えられる中国の状況を理解しておくことは、群馬の発掘成果に代表される水田跡の時代的変遷を考える上で、非常に重要であると思われる。

そこでここでは、現段階における中国の犁耕に対する研究を概観し、東アジア地域の水田稲作の歴史を考えいくための基礎作業としたい。

キーワード

対象時代 新石器時代～魏晉南北朝時代

対象地域 東アジア（主に中国）

研究対象 犁・牛馬耕

る。

以上、簡単に春秋戦国時代の犁に関する記述を抜き出してみた。呉存浩は、「論語」・「管子」・「國語」などの記述から、春秋時代には牛耕が出現したと考えている¹⁰⁾(呉1996)。

李根蟠は甲骨文字から、殷代にはすでに牛耕があったとしながらも、木・石製であり非効率であり主流にならなかつたとしている(李1991)¹¹⁾。

周昕は文献資料から、未だ未成熟で実験段階としながらも、戦国時代にはすでに牛耕が行われていたとする(周1998)¹²⁾。

日本では、天野元之助が、「文献上から耕具としての犁を求める」と……戦国時代となるが、牛に曳かせたスキが犁の名で呼ばれたのは、その頃だとしても、名称より先にその実体が存在したと見ても、差し支えなかろう。¹³⁾」(天野1979)とされ、戦国時代より遡る可能性を指摘している。

西鶴定生は、「牛耕のことは文献的には戦国時代から現われ、また『國語』晉語には宗廟の犠牲用の牛が農耕に使用されるようになったという記事がみえるので、牛耕の起源もおそらくこの頃のことと考えられている」(西鶴1981)¹⁴⁾とされる。

米田賛次郎は、「『國語』晉語九の文章から、「晋の国では春秋時代から牛耕が行われていたことは明らかであるが、ただこの史料では普及の程度がはっきりしない……」¹⁵⁾ (米田1968)とされ、牛耕が十分に普及したのは戦国時代と指摘されている。

このように、文献史料からは春秋時代の晋国などで牛耕が採用されていたことが窺え、且つ「犁」という言葉に示されるように農具としての犁が利用されていたことがわかる。そして、社会的にある程度普及したのは戦国時代頃ということが考えられよう。

ただ、犁があり牛がいれば、すぐさま人力耕から牛耕に変化することは限らない。牛耕が普及するには、人力耕に要する費用に比して、牛耕のそれがコスト的に安価と見なされることが前提となろう。さらに言えば、牛の維持費が、牛による経済的収入より安価でなければならず、技術的には牛耕のほうが作業効率がよいとわかっていても、維持費などのコスト面から駆逐されることもあったと考えられるからである。

3. 考古史料から見た犁耕

犁耕関連の出土遺物には、どのようなものがあるのだろうか。時代を追って見ていくことにする。

まず、忘れてはならないものに、長江下流域に発展した新石器時代の崧泽文化(B C 3800～B C 3300)・良渚文化(B C 3300～B C 2300)に主に見られる、石犁・破土器を忘れてはならないだろう。

石犁・破土器については、牟永抗・宋兆麟(牟・宋1981)が犁先として考察して以来、多数の中国・日本の研究者が言及されており、犁耕具の起源問題や、日本における牛馬耕・水田稻作を考える上でも極めて重要な遺物となっている(図1)。

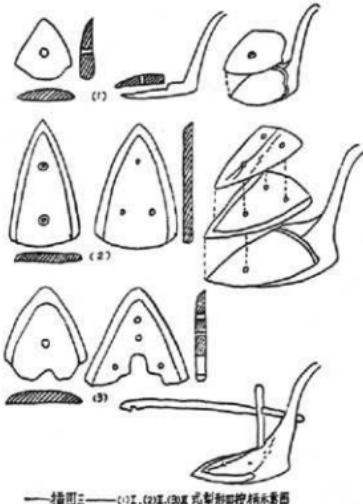


図1 牟永抗・宋兆麟による復元案(牟・宋1981)

牟先として石犁を積極的に評価する中村慎一は、「新石器時代の石犁の形態が、初期金属器時代(馬橋文化)の石犁を経て、さら後に後世(漢代)の金属製犁頭へとスムーズに移行することによっても支持される¹⁶⁾」としておられる(図2から図5への変遷)。しかし、一方で中村は石犁背面に残っている装着された際のものと思われる幅狭の痕跡から、「……不安定で、土中を牽引することが可能かどうか疑問である」とされ、犁耕具と認定する際のネックがあることも指摘しておられる。そして、出土状況・装着痕等の総合的見地から消去法によって、「やはりカラスキーと考えるのがもっと妥当である¹⁷⁾」と結論されている(中村2002)。

梶山勝は、牟永抗・宋兆麟の分類や李曙行の分類、また中国や日本の学者の評価を検討しながら、李曙行や安志敏の指摘を支持している。そして、「石犁として使用された可能性のあるものは、長さが15～25cm、単孔、あるいは多孔のもので、孔が一列に配置されているものに限定して考えておきたい」とされ、且つ「安志敏氏が指摘されたように、石犁が翻土用の農具であるということが十分に証明されていない現状では、3式に分類されたそ

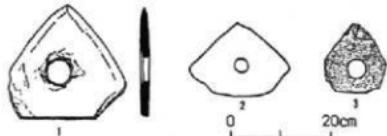


図2 緋沢文化の石犁（中村 1986）

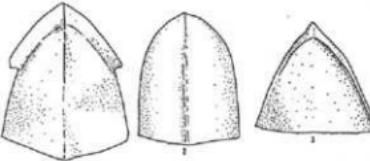


図5 漢代の鉄犁（中村 1986）

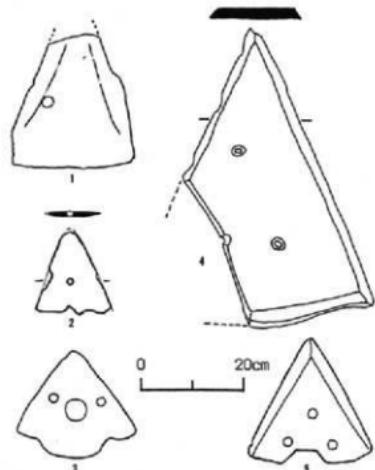


図3 良渚文化の石犁（中村 1986）

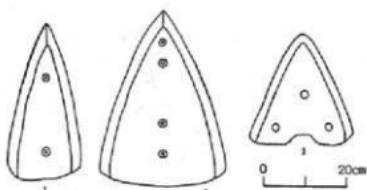


図4 印文陶文化の石犁（中村 1986）

それぞれの形式が、異なった用途を持っていた可能性もあり、今後、石犁と称される三角形石器の正しい用途を明らかにしていく必要がある。資料の蓄積を待って今後の課題としておきたい。」と結論されている。さらに、梶山は破土器については農具（除草具）との理解を示している。そして、着柄方法については牟永抗・宋兆麟の復元

案（図1）とは異なって、愛知県海部郡大治町のオシガマ（ピンキリガマ）と呼ばれる畦の側面を削るように除草するための農具や江戸時代の鋤（ナヒツエ）との類似性を指摘され、復元案（図1）の「輻の部分は不要である^[16]」と結論されている（梶山 1989）。

石犁を犁先とすることに、より慎重な態度を示しているのは河野通明である。図1のような牟永抗・宋兆麟（牟・宋 1981）の復元案に対して、本部の台に取り付けることについても概ね妥当としながらも、所謂犁轍（図1の最下図）のような引棒を付けてよいかどうかは出土資料は何も語っていないとされ、「論者の牛耕の先行資料として見ようとする意図がはたらいているのであろう」とする。そして、「石犁は、牽引して使われたものであろうという点で、牛耕への進化の可能性を含んでいたと判断できるが、そこから牛耕に到るにはなお何段階かの階程が必要であり、その間の確実な資料は未発見というべき」とされ、且つ破土器（図6）についても「地面に切り目をいれていくだけの溝切り具であり、犁とは異なる用途をもつ別系統の農具」であるとされる。そして、「犁耕の中国国内起源説の論者があげてきた論拠の多くは、



図6 破土器の復元案（牟・宋1981）

進化の系統樹の枝の根元に位置するものとはいえない、したがって中國国内起源説ははなはだ確実性に乏しいといわざるをえない¹⁷⁾と結論される（河野 1996）。

最近では小柳美樹が、石犁・破土器についてまとめておられる（小柳 1997）。小柳は石犁について、「石犁の出現によって、持続的に農作業が行われるようになったことを評価すべき」とされ、且つ「問題にすべきは、これら石犁の牽引が人力によるものなのか畜力によるものかである」とされる。そして、寧波市慈湖遺跡から出土した小さな軸（くびき、図7）を例にあげ、現在でも中国

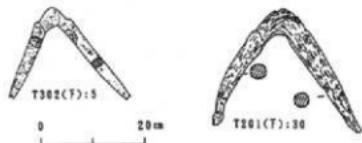


図7 寧波市慈湖遺跡の軸（倉 1996）

では人力の犁耕が行われている状況などから、石犁が人力によって牽引されていた可能性を指摘しておられる¹⁸⁾。また破土器については、農具という意見と、切割用の包丁の類であるとする意見があるが、破土器のほとんどが、集落遺跡内からは出土せず、単独に無遺物無遭構のグライ土層などから出土することが多いことから、「農業関係の道具と考え¹⁹⁾」たほうが無難とされる（小柳 1997）。

崧澤文化期（BC3800～BC3300）から見られ、主に良渚文化期（BC3300～BC2300）に盛行する石犁や破土器を、どのように評価するかについては、日本や中国の研究者の間でも意見の分かれる所であり、今後の展開を注視していく必要があろう。



図8 商（殷）代青銅犁（江西省新干県大洋洲）

次に時代を下って殷代の青銅犁先を見ていこう（図8・図9）。1989年、江西省新干県の殷墓から青銅製の儀

式用犁先（犁宏）が2点出土したとの報告がある。このことから、殷代において犁耕具がすでにあったことになるが、これについても他に類例が無く、やはり今後の類例の増加を期待したい。

ただ筆者は、一緒に出土している青銅製の耜（図10）が、構造的には図8・9の犁先と同じであることから、

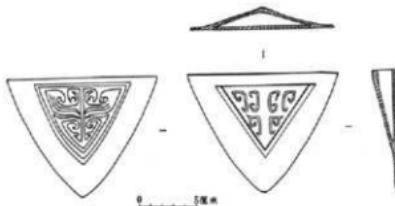


図9 商（殷）代青銅犁宏実測図（江西省新干県大洋洲）

図8・9の耜先も、人力用の耜または耜の先としての可能性もあるとを考えている。ただ、平面形は三角形を呈しており、その後の犁先と近似していることもまた事実である。

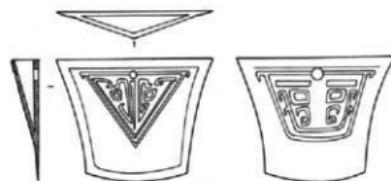


図10 商（殷）代青銅耜実測図（江西省新干県大洋洲）



図11 春秋時代牛尊（山西省渾源出土）

次に注意しなくてはならないのは、やはり春秋時代とされる牛尊（図11）である。山西省渾源出土とされ、現在は上海博物館に所蔵されている。この牛尊には鼻輪（鼻環）が付けられていることから、役畜として利用されて



図12 東漢牛耕画像石（江蘇省睢寧県双溝）



図13 東漢牛耕画像石（江蘇省泗洪）



図14 東漢牛耕画像石（陝西省綏德県王得元墓）

いたことがわかる。そして前述の『國語』晉語九に晉の貴族が国内兼併の戦争に失敗して齊に逃げ、その子孫が農民となって、宗廟を祭るための犧牲用の牛を農耕に転用している、という内容の文章と照らし合わせることで、牛が役畜として農耕に利用されていたことが窺えるのである。

さらに時代を下って漢代になると、牛耕は画像資料として数多く見られるようになる。それは漢代墓に残された画像石や壁画、またそこから出土する水田模型等が残されているからである（図12～16）。

渡部武は、これらの資料から、漢代の犁について、6点を指摘されている。

① 漢代の犁は枠型犁で、これには犁床と犁梢が別木からなる長床タイプの方型犁（図14・15・16 筆者）と両者



図15 東漢牛耕画像石（陝西省綏德県）



図16 東漢牛耕画像石（陝西省米脂県）

が一体となった無床（図12・13 筆者）もしくは短床タイプの2種類があった。

② 犁の繫駕方法は、2牛の頭に差し渡した横横（犁衡）から牽引力を取る、二牛抬槻式（図12・13・15・16 筆者）が広く普及していたが、これとは別に1牛で曳く搖動犁も普及していた。また、頭木および引木の犁檠と思しき繫駕具も採用されていた。

③ 犁は単轍と長轍との両用があり、いずれも直轍犁が主流で、まだ曲轍犁が普及していなかった。

④ 鉄製犁鋒と犁冠とは規格が一律ではなく、土壤の性質や作業の内容に応じて、先端の角度の鈍鋒、形の大小があった。

⑤ 犁鋒は、片側に反転させるタイプのものと両側に反転させるタイプのものがあった。素材は鉄製であるが、当然のことながら遺物として残りにくい木製の鋒もかなり採用されていたと考えられる。

⑥ 犁先の角度を変え、耕土の深浅を調節するための犁評（簡単な模状のものであったろう）が考案されていた²⁰⁾。

以上のような渡部武の見解に対して、河野通明はいくつか批判的に評価している。とくに②の「……1牛で曳く搖動犁も普及していた……」に対して、「普及の程度は私はもう少し低く見たい」とされている²¹⁾。

最後に、曲轍犁（図17）について見ておこう。それま

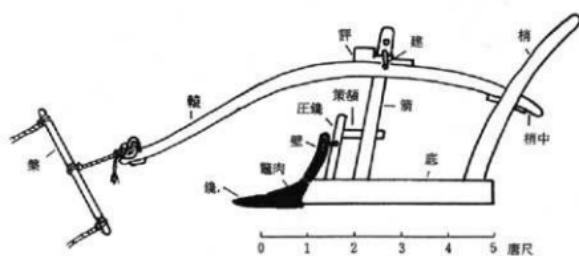


図17 唐代曲轡復元図（渡部 1991）

では軸の部分が直線的に延びていたのに対し、これは軸が中央で斜め下方に曲がっていることから曲轡と呼ばれるものである。

渡部武は「從来は江東地方で独自に考案されたと思われてきたが、実際に陸龜蒙の『耒耜經』成立以前の犁耕図および文献資料を検討してみると、曲轡の出現はそれより遙かに古い²²⁾」（渡部 1989）とされる。『耒耜經』は、唐末（9世紀代）の陸龜蒙によって著された、自己の莊園で働いている農民から直接に農具の構造と操作方法を尋ねたものである。その中で犁輪については、「先端が曲がって程（彎い棒）のように湾曲している部分を犁輪と称する²³⁾」とある。陸龜蒙が死んだとされるのは880年前後²⁴⁾とされるので、その頃には一般的に曲轡が江南地方でも一般的に使用されるようになっていたと考えられよう。

また、図18の敦煌莫高窟壁画中の犁耕図に見られるように、盛唐時代には完全な曲轡があったことが、壁画からも証明されている。



図18 敦煌莫高窟第445窟壁画の曲轡（渡部 1989）

兵庫県氷上郡市島町の梶原遺跡から出土した、7世紀中葉とされる曲轡長床犁について河野通明は、「……律令制の採用にともなって北中国から導入されたものと見ていい。その伝来事情はどうあれ、この曲轡長床犁が中国系であることは間違いない、初唐の中国では日本に導入されるほど曲轡長床犁が普及していた事に間違いない

い²⁵⁾」とされている。漢代の長床犁は直線であったが、それが初唐までの間に改良されて曲轡となったものと考えられる。

以上、考古遺物から考えられている、中国の犁耕について見てきた。崧沢・良渚文化期に出現する石犁を、畜力か人力かは別として、犁耕具として考えられるのが否かが、やはり大きな問題である。春秋戦国時代の牛尊からは、文献資料との整合性から、犁耕

（牛耕）の存在は、定説となっていると考えることができる。しかし、崧沢・良渚文化期の石犁を、犁耕具とできるかどうかは、現在までのところ、中国では畜力か人力かは別として、犁耕として理解する意見が多いようである。筆者は、良渚文化博物館などで、2~3例の石犁・破土器を見たのみであるので、肯定も否定もできない。類例の増加や新知見を期待したい。

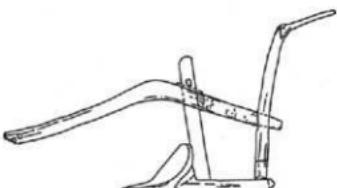


図19 兵庫県梶原遺跡出土の犁（河野 1996）

4. 民俗史料から見た犁耕

民俗学的な中国における犁耕研究については、長い研究の歴史がある。筆者の能力ではそのすべてを網羅することはできないので、最近の研究を見ていきたい。

渡部武、C・ダニエルズ等が行っている一連の西南中国研究の成果が発表されている（C・ダニエルズ 1994、渡部 1996 ほか）。さらに最近では『中華農器図譜』が刊行され、急速な経済発展の中で失われつつある、伝統中国の農具が紹介されている。

渡部武の研究によると、唐代の『南詔圖卷²⁶⁾』に描かれている二牛抬杠式（图20）の犁と同じものが、現代の麗江地方（雲南省昆明の西北約600km）でも使われており、『現代まで伝えられた「生きた化石」として一見に値するもの』とされている²⁷⁾（图21）。

また河野通明は中国の牛耕について、「中国で独自に起こり発達したもの」という見解が中国の研究者にはある



図20 「南詔圖卷」の二牛抬槏式の犁（渡部 1999）



図21 雲南納西族の畑地用在来犁（渡部 2000）

が、私は家永泰光氏が説くように、インド西部、西アジアに起源をもつ牛耕がシルクロード経由で中国西部に伝えられたのだと考えている²⁰⁾とされている。

また河野は、人力による犁についてもまとめておられる。「引綱つき鋤類」については、「刃先の動きは土中一空中を繰り返す往復運動であり、犁の刃先が土中に潜ったまま連續的に前進する」とは別系統の動きであり、あくまで鋤＝スコップ類の延長線上にその一分枝として特化したものであって、犁とは進化の系統樹では根っことの部分で枝分かれした別系統の道具²¹⁾としている。

また河野は、引綱つき鋤類の鋤部分が木製の輶になつた「撻犁」（図23）についても、「刃先の動きは引綱つき



図22 引綱つき鋤類（河野 1996）

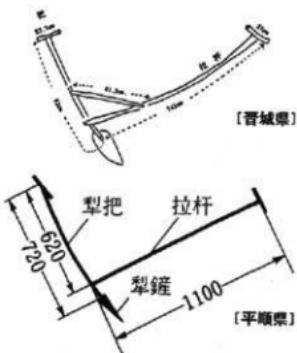


図23 山西省の鋤犁（河野 1996）

鋤類と同じく往復運動であり、犁とは別系統の道をたどって進化の極にいたった特殊な道具」とされている。さらに、首木（轭）や尻枷（耕轡）など牽引方法の発展により、二牛抬槏式から一頭引きの搖動犁へと発展していったことも指摘しておられる。河野は「……アジアでは曲轍長床犁は中國犁とさえ呼ばれることがあるくらい中国に顯著な犁型であり、他方、朝鮮半島では無床犁の卓越する地域である。そうだとすれば〔二頭引き直轍長轍長床犁→一頭引き曲轍短轍長床犁〕の進化過程は中国大陆で展開したものであり、これに対して、〔二頭引き直轍長轍無床犁→一頭引き直轍短轍無床犁〕の進化過程は朝鮮半島で進行したものと想定されよう。²²⁾と想定されている（河野 1996）。

引綱つき鋤類、撻犁のような人力犁については、有薗正一郎の研究もある（有薗 1997 ほか）。有薗は、「人力犁は、それほど費用をかけなくても入手でき、構造が簡単であるために使い勝手がよく、寸法が小さいために畜力犁よりも小回りがきく……²³⁾」と評価されているが、東アジアにおける人力犁の分布が限られていることについては、その理由は分からぬとしている（有薗 2002）。

応地利明は、ユーラシア大陸規模の「長床犁の道」を想定し、「地中海からほぼアジア大陸南縁の褶曲山脈列にそって東進してチベットにはいり、さらに長江中・下流域平原にいたって大きく開花したのち、東および東南アジアの有耕犁地帯へと拡大を遂げる。……日本も「長床犁の道」の延長に属する²⁴⁾」とされている（応地 1987）。

最後に、筆者の経験を記したい。筆者が現代中国において牛耕を実見したのは、四川省成都市北西にある都江堰市においてである。2000年10月下

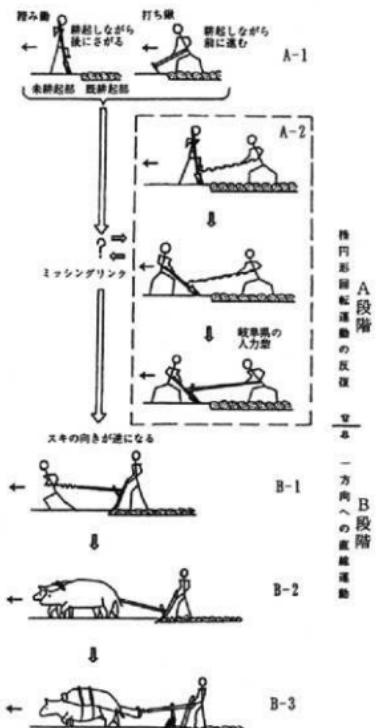


図24 耕器具の発達過程模式図(有瀬 2002)

句に四川省に行く機会に恵まれたが、その折都江堰市で、牛耕の様子を実見することができた。

図25は牛に犁を挽かせてアラオコシをしている様子である。見ていた限りでは、アラオコシは1度であり、大きな土塊が反転されている様子がわかる。使用していた犁は、犁壁(撮土板)はついておらず、操作する農民が犁を右に傾ければ右に、左に傾ければ左に土を起こしていくのであって、きわめて単純明快である。

その後、耙を使用して縦方向と横方向に合わせて3回ほど、土塊を碎き整地していく。図26から図27へと変化するにつれて、土塊が碎けて細かくなっていく様子がわかる。さらに、一度目の耙地は土壌を重しとして乗せるが、2度目・3度目になってある程度土塊が細かなくなってくると、人間が耙に乗って仕上げを行なう。これは、魏晉南北朝時代の画像碑に描かれている作業(図28)とそっくりな光景である。



図25 犁によるアラオコシ(四川省都江堰市 2000)



図26 耙による整地(四川省都江堰市 2000)



図27 人が耙に乗って仕上げ(四川省都江堰市 2000)

このような光景を見ていると、犁の木製から鉄製への進歩・直輪から曲輪への発展などに見られる技術発展の中にあっても、行っている作業は同じであり、人類の悠久の歴史を感じざるをえない。牛耕を見ている時に成都市の知人が、「中国の農耕技術は、数千年前からあまり変化していない」と言った言葉が印象的であった。

以上、簡単に現代中国における犁耕を見てきたが、筆者が感じるのは、どうも中国においては、唐代に直輪犁から曲輪犁への進化はあったが、絶じて漢代の画像石・画像碑以後、あまり犁耕については変化がないように感じられる。それは渡部武の指摘にあるように、一地域ではあるが、二牛抬轍式の牛耕が現在でも行われていることからも察せられる。

河野通明は、「犁耕の中国国内起源説の論者があげてきた論拠の多くは、進化の系統樹の犁の枝の根元に位置す



図28 甘肃省嘉峪關出土画像碑

るものとはいはず、したがって中国国内起源説ははなはだ確実性に乏しいと言わざるを得ない²³⁾（河野 1996）とする。筆者は中国漢代にも牛馬耕の導入されていない地域では、小区画水田があった可能性を考えており、現在までのところ河野通明の意見に賛成である。

5.まとめ

中国における犁耕研究について概観してきたが、やはり中国国内起源説と外米説、またその導入・普及過程については、未だ一致した見解は無く、模索段階と言えよう。ただ従来から指摘されていたように、春秋戦国時代には、晉国など華北地方に導入されていたことは、間違いないと考えられる。それが嵩山・良渚文化の石犁を根拠として、一気に遡るのはどうかは、今後の研究に待つほかはない。

中国では、1990年代から、江蘇省草鞋山遺跡（馬家浜文化後期）や湖南省城頭山遺跡（湯家崗文化）からBC4000年頃の水田跡が、また江蘇省藤花落遺跡から山東龍山文化後期の水田跡が報告されている34)。しかし、未だ事例が少なく、水田種作の歴史を復元できるまでに達しておらず、日本との比較も十分には行えない状況である。事例の増加を期待したい。

最後に、牛馬耕の普及について考えておきたい。本文中でも触れたが、牛馬耕が普及するには、農耕技術的にはもちろん、牛馬飼育が人間の生活レベルを向上させるに値するだけの社会経済的背景・システムが必要であろう。つまり、農耕のみならず、祭祀・食肉・運搬（平時・戦時）・皮革などにおいても牛馬は必要とされるのであり、その一つ一つの需要が有機的に統合されて、総合的に牛馬を飼育する経済的動機が生まれてくると考えられるからである。農耕利用は、牛馬需要の中の一部であり、それだけをもって牛馬耕を語ることは片手落ちであろう。今後は、総合的な牛馬需要の構造を解明することこ

そが、日本も含めて、東アジアにおける牛馬耕を解明する上でも必要であろう。今後に期したい。

紹介・引用した諸先生がたの研究について、はなはだ意をつくしていない点について、お許しを請いたい。また、時間的制約から原典にあたっていない報告書もあり、末尾ながらお詫びしたい。

引用・参考文献

- 天野元之助 1979 「中国農業史研究 増補版」お茶の水書房。
- 有瀬正一郎 1997 「東亞農耕の地域研究」古今書院。
- 有瀬正一郎 2002 「東アジアの人力犁について」「もの・モノ・物の世界—新たな日本文化論」雄山閣。
- 家永泰光 1980 「秦の農耕の文化」古今書院。
- 応地利明 1987 「家の系譜と種作」「家のアジア史—アジア種作文化の生態基礎—技術とエコロジー」1 小学館。
- 大澤昭記 1993 「陳侯農書の研究」島根県立文化協会。
- 大澤昭記 1996 「唐宋變革期農業社会史研究」汲古書院。
- 鶴山勝 1988 「長江下流域新石器時代の稻作と烟作に関する一考察」「古文化遺産」第20集（下）九州古文化研究会。
- クリスチャン・ダニエルズ・波部 武編 1994 「雲南の生活と技術」慶友社。
- クリスチャン・ダニエルズ・波部 武編 1999 「四川の考古と民俗」慶友社。
- 江西省博物館・江西省文物考古研究所・新干県博物館 1997 「新干商代大墓」文物出版社。
- 河野通明 1994 「日本農耕貝史の基礎的研究」和泉書院。
- 河野通明 1996 「東アジアにおける犁耕の展開についての試論」「商経論叢」1996-6 神奈川大学経済学会。
- 呉 春浩 1996 「中国農業史」警官教育出版社。
- 湖南省文物考古研究所 1999 「澧寧縣城頭山古墓址1997~1998年度発掘簡報」「文物」第6期。
- 小柳美樹 1997 「石斧・破土器・松田櫻」「日本中國考古学会会報」第7号。
- 周 昕 1998 「中国農具史綱及圖譜」中国建材工業出版社。
- 宋樹友主編 2001 「中国農器圖譜」中國農業出版社。
- 田崎博之 1999 「長江下流域の土地地盤と耕作・水利開発」「日中文化研究—境から考える東アジア農業」14 勉誠出版。
- 錢 小康 2002 「「農業考古」第1刷」。
- 錢 小康 2002 「「續」」「農業考古」第3刷」。
- 中村信一 1986 「長江下流域新石器文化の研究—栽培システムの進化を中心にして」『東京大学文学部考古学研究室研究研究研究会記』第5号 東京大学文学部考古学研究室。
- 中村信一 2002 「「續」の考古学」同成社。
- 西嶋定生 1981 「中国古代の社会と経済」東京大学出版会。
- 原 宗子 1997 「陝西黃土高原の環境と農耕・牧畜」「黃土高原とオルドス」(日中文化研究別冊3) 勉誠社。
- 半 水抗・宋 光麟 1981 「江浙の石犁と破土器」「農業考古」第2刷。
- 湯 美莉 1999 「良渚文化石質工具之研究—三角形石質工具之形制・性質之分析—」「農業考古」第3刷。
- 米田賢次郎 1989 「中国古代農業技術史研究」同朋舎。
- 余為謙(小柳美樹訳) 1999 「良渚文化期の農業」「良渚文化—中国文明の曙光」日中文化研究第11号 勉誠社。
- 李 根楨 1991 「中国古代農業」天津教育出版社。
- 李 根楨 1992 「中国農業史」文津出版社。
- 李 環行 1987 「「石犁」辨析」「農業考古」1987-2。
- 林 審留等 2000 「江蘇省達雲港藤花落周邊農山文化稻田遺跡」「農業考古」2000-3。
- 波部 武 1988 「中国古代縄繩再考—漢代画像に見える二つのタイプの甕をめぐって—」「古代文化」40-11。
- 波部 武 1988 「唐・陸龜蒙の「季相經」と曲輪犁の成立」「東洋史研究」48-3。

- 渡部 武 1991 「犁耕文化のひろがり」『画像が語る中国の古代』平凡社。
- 渡部 武 1996 「雲南少数民族伝統生産工具図録」慶友社。
- 渡部 武 1999 「西南中国の在来黎の諸問題—唐代『南詔圖卷』中の二牛抬杠型をめぐって—」『日中文化研究』14 勉誠出版。
- 渡部 武・渡部順子 2000 「西南中国伝統生産工具図録」慶友社。

註

- 天野元之助 1962(1981) 『中国農業史研究(増補版)』お茶の水書房、p.824。
木田賀次郎 1968 「二四〇歩一歇制の成立について—商鞅變法の一侧面—」『東洋史研究』26-4、後岡義 1989 『中國古代農業技術史研究』同朋社、所収。
古賀登 1980 「阡陌步=1歇制の成立問題を中心として—『漢長安と阡陌・縣鄉亭里制度』雄山閣。
- 呉 1996 『中國農業史』p.250。
- 京大東洋史辞典編纂会 1980 『新編東洋史辞典』東京創元社。
- 貝原茂樹 1978 『世界の名著3 孔子 孟子』中央公論社。
- 註4と同。
- 註4と同。
- 註3と同。
- 呉 1996 『中國農業史』P-251。
- 李根耀 1991 『中國古代農業』p.29、同氏 1992 『中國農業史』p.83。
- 周 昕 1998 『中國農具史綱及圖譜』p.32。
- 天野元之助 1979 『中國農業史研究 増補版』p.736。
- 西嶽定生 1981 『中國古代の社会と経済』pp.45-46。
- 木田賀次郎 1968 「二四〇歩一歇制の成立について—商鞅變法の一侧面—」『東洋史研究』26-4、のち同氏 『中國古代農業技術史研究』pp.138-139。
- 中村慎一 1986 「長江下流域新石器文化の研究—栽培システムの進化を中心に—」pp.156、同氏 2002 『稻の考古学』p.152。
- 中村慎一 2002 『稻の考古学』p.153。
- 稻山 勝 1989 「長江下流域新石器時代の稻作と烟作に関する考察」pp.201-205。
- 河野通明 1996 「東アジアにおける犁耕の展開についての試論」pp.103-117。
- 小柳英樹 1997 『石犁・破土器・耘田器』p.111。
- 註18と同、pp.118。
- 渡部 武 1988 「中国古代犁耕再考—漢代画像に見える二つのタイプの犁をめぐって—」p.11 (511) ~12 (512)。
- 河野通明 1996 「東アジアにおける犁耕の展開についての試論」p.135。
- 渡部 武 1989 「唐・陸龜蒙の『耒耜經』と曲輪犁の成立」『東洋史研究』48-3、p.83 (503)。
- 渡部 武 1989 「唐・陸龜蒙の『耒耜經』と曲輪犁の成立」『東洋史研究』48-3、p.69 (489)。大澤正昭は、「前の方ではのようで曲がっているものを輪と曰う」と訳されている。大澤正昭『耒耜經』の草について「唐宋变革期農業社會史研究」P.67 後吉書院。
- 北田秀人 1987 「九世紀江南の陸龜蒙の莊園」[日]野間三郎博士頌寿記論文集]中国社会・制度・文化史の諸問題]中国書店。
- 河野通明 1996 「東アジアにおける犁耕の展開についての試論」p.155。
- 「南詔圖卷」は、南詔王國の建国伝承を繪画と解説文の2巻にまとめたものという(渡部 1999)。
- 渡部 武・渡部順子 2000 『西南中国伝統生産工具図録』p.120。
- 河野通明 1994 『日本農耕具史の基礎的研究』p.166。
- 河野通明 1996 「東アジアにおける犁耕の展開についての試論」p.116。
- 河野通明 1996 「東アジアにおける犁耕の展開についての試論」p.125。
- 有賀正一郎 2002 「東アジアの人力犁について」「もの・モノ・物の世界—新たな日本文化論」雄山閣。

- 応地利明 1987 「犁の系譜と稻作」『稲のアジア史』(普及版1997) p.205。
- 河野通明 1996 「東アジアにおける犁耕の展開についての試論」「西經論叢」p.117。
- 湖南省文物考古研究所 1999、林2000。

関連引用文献

- 牛 永抗・宋 兆麟 1981 「江浙の石犁と破土器」『農業考古』第2期。
- 中村慎一 1986 「長江下流域新石器文化の研究—栽培システムの進化を中心に—」[東京大学文学部考古学研究室研究研究紀要]第5号 東京大学文学部考古学研究室。
- 金為振(小柳英樹 訳) 1996 「良渚文化期の農業」[良渚文化—中國文明の曙光—]日中文化研究第11号 勉誠社。
- 8~10 江西省博物館、江西省文物考古研究所・新干県博物館 1997 「新干商代大墓」文物出版社。
- 11 鄱江縣市にて筆者撮影 (2000)。
- 12~16・28 陳 文華 1991 『中國古代農業科技史圖譜』農業出版社。
- 17 渡部 武 1991 「犁耕文化のひろがり」『画像が語る中国の古代』平凡社。
- 18 渡部 武 1989 「唐・陸龜蒙の『耒耜經』と曲輪犁の成立」『東洋史研究』48-3。
- 19~22・23 河野通明 1996 「東アジアにおける犁耕の展開についての試論」「西經論叢」1996-6 神奈川大学経済学会。
- 24 有賀正一郎 2002 「東アジアの人力犁について」「もの・モノ・物の世界—新たな日本文化論」雄山閣。

食国（おそらく）と贊（にえ）

——古代の国家（王權）祭祀における飲食儀礼の意味——

齊藤和之

- | | |
|-------------|------------------|
| 1.はじめに | 4.「食国天下」の成立とその論理 |
| 2.「食国」という言葉 | 5.まとめ |
| 3.食物供獻儀礼と贊 | |

——論文要旨——

古代の歴史を考える上で、祭祀や儀礼の持つ意味は非常に大きい。本論では、そうした古代の祭祀の中でも、主に、律令期を中心とする国家（王權）祭祀について考えることとしたい。古代においては、飲食や食物に関する儀礼が、祭祀の中で重要な役割を占めているが、国家祭祀においても、大王（天皇）が直接飲食することが中心となる祭儀が見受けられる。さらに、当時の即位宣命の中では、「食国」という言葉が繰り返し使われている。古代の国家祭祀において、飲食儀礼はどのような意味を持つのか、それがなぜ王權と結びつく必然性があるのか、その意味や、役割はどのようなものなのか。これらの点を検討することによって、同時に、当時の国家や王權の意味そのものを明らかにする手がかりとなると考える。

以下では、そのような点から、飲食儀礼の分析を通して、律令祭祀の構造の一端に触れることとしたい。そして、そのための手がかりとして、いずれも飲食に密接にかかわると思われる「食国」と、「贊」という2つの語に着目したい。

キーワード

対象時代 古代（8世紀）

対象地域 日本

研究対象 食国、贊、大嘗祭

1.はじめに

古代の歴史を考える上で、祭祀や儀礼の持つ意味は非常に大きいと言わざるを得ない。しかし、その一方で、祭祀や儀礼の具体的な様相や内容、或いはその意味を明らかにすることは、文献のみならず、考古資料や民俗資料等によっても、極めて困難な分野の一つとなっている。文献史料についてみれば、現存しているのは9世紀以降に記されたものがほとんどであり、8世紀以前の祭祀や儀礼の実態については、古事記や日本書紀、続日本紀(以下、それぞれ記、紀、続紀と省略)等の基本的な史料よりもほとんど記載がなく、断片的な記事が残されているのみなのである。

本論では、そうした古代祭祀の中でも、主に律令制下における国家祭祀(王權祭祀)について考えることとしたい。というのも、古代においては、祭祀は単なる形式ではなく、生きた実態として機能しており、とりわけ、国家祭祀(王權祭祀)は、国家もしくは王權の理念そのものを表象していると考えるからである。こうしたことから、律令期における国家祭祀の意味を明らかにすることは、当時の朝廷において、国家もしくは王權が、いかなるものとして認識されていたかを明らかにすることにつながることとなる。

さて、具体的に古代の祭祀について見ていく時、飲食や食物に関する儀礼が重要な役割を占めていることに気がつく。彼方から訪れる神を、「客人」として迎え、歓待を尽くすことは、祭祀の基本であるし、そこに飲食を伴うことは普遍的に見られる行為で、我が国に限らずごく一般的に行われる儀礼と言ってよい。しかし、ここにいう飲食にかかる儀礼というのは、それとは趣旨を異にすることとなる。

神祇令に規定される常例の国家祭祀(四時祭)は、年19回(祭祀の種類としては13祭)¹⁾行われるが、その内容を見ていくと、基本的にそれらは神祇官により執行されていて、天皇自身が祭式に直接参与することはないのが原則となっている。天皇が国家主体そのものである律令制下において、その祭祀に天皇が直接参与しないということは一見奇妙にも思えるが、基本的に天皇は「現御神」として、祭られる対象であっても、祭る主体となることはない道理とも言える。そうした中で、天皇の行為が祭式の中心となる祭祀が2つある。大嘗祭²⁾と月次祭の神今食(かむいまけ、じんこんじき)がそれで(月次祭は夏冬の2回行われるため、回数としては年3回)、具体的には後段で詳しく見ることとするが、一言で言うなら、いずれも天皇自ら直接飲食することが祭儀の中心となっている。

祭儀の終了後、神に捧げられた神饌を参加者が相伴にあずかる、いわゆる「直会(なおりらい)」という行為は、古代においても一般的に見られるものであるが、この大

嘗祭と月次祭の神今食は、そうした直会とは明確に異なり、天皇が飲食すること自体が神事の中核をなしているのである。律令祭祀の中でも重要視されたこの2つの祭祀³⁾において、神事の中核として、なぜ天皇が飲食するのか、そこにはどのような意味があり、またどのような理念を反映しているのか。

以下では、古代の(とりわけ律令祭祀における)飲食儀礼の分析を通して、律令祭祀の構造の一端に触ることとしたい。そして、そのための手掛かりとして、とりわけ8世紀の即位宣命に繰り返しあらわれる「食国(おすぐに)」と、食物供獻にかかるとされる「賛(にえ)」という2つの語に着目することとしたい。

2.「食国」という言葉

「食国(おすぐに)」とは、ふだんあまり耳にすることのない語であるが、文武天皇の即位宣命に、「コノ食国天下ヲ調ヘタマヒ平ゲタマヒ、天下ノ公民ヲ恵ミタマヒ撫デタマハムト」(原文宣命体、以下宣命、祝詞の引用は全て同じ)と見える⁴⁾のを始め、8世紀中の全ての天皇の即位宣命には必ず繰り返しあらわれ、強調されている特殊な用語である。基本的には、それ以外にも宣命や祝詞、万葉集など、和文體の史料において使われる用語で、漢文體の史料には見えないので、この当時の和語であったと考えられる。しかも、今日残っている史料で確認できるのは、ほとんど8世紀以降に限定され、それ以前(古事記に2例の用例があるが、これについては後述)には見られない。9世紀以降も、この語は引き続き使われるが、ほとんど天皇の宣命もしくは告文の中に限定されている。

この「食国」の意味については、「治める、しろしめす國の意味、……主として天皇の治めたまう國の義に用いる。⁵⁾」という説明で大過ないと思われる。しかし、國史大辞典が、この「ヲス」を「居(を)す國より」としているのは明らかな誤解で、当時の動詞には「居(を)り」(ラ行変格活用)はあるが、「居(を)し」は存在しないし、「居り」に「治める」の意味もない⁶⁾。この「食国」の解釈については、本居宣長以来さまざまに説かれているが、基本的には「をす」は食べる意味の尊敬語「食(を)し」である⁷⁾というのが通説となっている。

なお、宣命や祝詞では、この「食」の字を、動詞の連用形について厚い尊敬の意味を添える「めし」にも当てることが多いためやや紛らわしいが、例えば「聞コシ食(メ)ス食国(ヲスクニ)ノ⁸⁾」、或いは「天降リタマヒシ食国(ヲスクニ)天下ト、天津日嗣シロシ食(メ)ス⁹⁾」などと記されるように、「ヲス」と「メス」は同じ「食」の字を当ても明確に区別して使われる¹⁰⁾。

さらに「をす」は、万葉集などでの用例も含め、必ず「國」について「食国」という定型句をつくり、それ以

外には用いられないという大きな特徴がある。ただ、日本靈異記のみ、欽明、敏達、聖武、孝謙の4人の天皇について「某宮食国（某宮に國食しし）」という特殊な表現法をとっている（聖武については「聖武天皇食国之時（聖武天皇の國食しし時）」という表記）¹³⁾。著者の景戒がいかなる理由、もしくは根拠によってこのような表記法をとったのか不明だが、他には全く見られない独特な表記法である。ただ、「食国内物、皆國皇之物（食国の内の物は、皆國皇の物）」¹⁴⁾という記述もあり、これは明らかに「ヲスクニ」としか読めないから、景戒も定型句としての「食国」の用例は、承知していたと思われる。或いは、それを「御宇」「治天下」と同様の意味で、漢語的に解したとも考えられる（靈異記自体やや変則的ではあるが漢文表記をとっている）。いずれにしても、「食国」が8世紀の朝廷において、天皇の統治にかかる語として使われていたことは動かない。

それでは、なぜ「天皇の治めたまう国」という意味で、食べるの尊敬語にあたる「食し」があてられるのか、「食国」という語が成立する背景には、どのような認識、もしくは理念が存在しているのか。特定の語（しかも、天皇の統治にかかる特殊な語）が、何の理由もなく、ある時突然使わ始めめる、などということは到底考えられない以上、そこには、その用語が出現する必然性と、その背景となる理念が存在していくなければならない。

そのような意味で、古代における飲食と統治の関係についてみてみると、特に風土記の記事には、神が国を占有するにあたって飲食を行うという説話が散見されることに気付く。具体的には、播磨國風土記揖保郡鈴丘条などがその代表的なものであるが、そこでは外来の神の威力を恐れた土地の神が「即ち客の神の盛りなる行を畏れて、先に土地を占めねとして、遡り上がりて、粒丘に到りて渡したまきい。」と述べていて、明らかに飲食が国占めの為の呪的条件となっている。同様な例は、同國風土記讃岐郡色賣里条や赤禾郡飯戸草条などにも見え、また同じく讃岐郡笠戸条では、逆に神が鹿を縛にして食べようとして、口から落ちて食べられなかったためにその地を去ったとも述べており、飲食の正否が国占めに直接かかわるものとされている。これらは、古代のある時期において、土地の物を飲食することがその土地の領有権を手にすることにつながるという呪的観念が存在していたことを示している。これは、神武即位前記や崇神紀10年9月条の、香具山の土を倭の國の「物実」として、それを確保することが國土の領有につながるという觀念とともに共通するもので、土と同様に、その地に産する産物もまた「物実」として、それを口にすることが国占めの条件とされたものと思われる。

このことは、その地の産物を差し出すことが服属、領土の獻上を意味することにもつながる。こうした服属儀

礼としての食物供献は、神武即位前記甲寅年10月条にウツヒコ、ウサツヒメ¹⁵⁾が、「一柱膳宮を造りて饗奉る」という記事の他、記紀に散見する¹⁶⁾。このように見てくるならば、確かに古代においては飲食が國土の領有と深い関わりがあったことは間違いないと言えよう。

この服属儀礼としての食物供献を、「食国」という語に関連させて注目したのは岡田精司氏であった。氏は、その論文「大化前代の服属儀礼と新嘗」（岡田 1970 a）において、本来国見、国占めにともなう飲食儀礼が、王權による支配、服属の過程で食物供献儀礼へと転化し、「このようにして献ぜられた、支配權の象徴としての神聖な食事を天皇が食べるにこそ〈ヲスクニ〉の実態があった」とし、「国造層から貢進される采女によって、諸國の國魂の象徴ともいべき聖なる御酒・御饌が供進され、服属の証としての寿歌も奏される儀礼があった。その儀礼は毎秋の新嘗の日を選んで行われた。」（岡田 1970 a p32）としている。そこでは采女と大王との聖婚儀礼も含まれるとしているが、こうした服属儀礼を岡田氏は「ニイナメ=ヲスクニ儀礼」として定式化した。その上で氏は、この「ニイナメ=ヲスクニ儀礼」が盛行した時期を5世紀末から6世紀中葉とし、「この儀礼が大和王權の大王が執行する儀礼のうちで最も重要なものと考えられており、年々盛大に行われていた」と想定している。その後、仏教や大陸文化の流入が固有の祭典儀礼にも変化を与え、さらに推古以降の女帝の出現が、聖婚をともなう「ニイナメ=ヲスクニ儀礼」を形骸化させていくが、儀礼自体は大嘗祭に引き継がれていったとした。

この岡田氏の「ニイナメ=ヲスクニ儀礼」説は、その後の律令祭祀の研究、とりわけ大嘗祭研究において大きな影響を与えることとなった重要な論文なのであるが、今日改めてその論拠を再検討してみると、そこには重大な部分で疑問が生じるのである。具体的には、第1に、氏はニイナメの際、大王が口にする御酒・御饌が「諸國の國魂の象徴」として供進されたとするのであるが、今日残されている史料を見る限りでは、新嘗祭（神祇令にいう毎年大嘗祭）において天皇が口にするのは供御田（官田）¹⁷⁾から進められた福で、諸國から貢進される事実はないこと。そして、後述するように新嘗祭の性格からして、それが古くからの形であると考えられること。第2に、同様に新嘗祭の祭祀自体を見ても、そこには服属儀礼的因素が認められないこと。さらに第3として、氏のいわれるようこの儀礼が6世紀に盛行し、王權儀礼の中でも重要なものの一つであったとすれば、当然ながら記紀の記述にも反映されていてよいと考えられるにもかかわらず、「食国」の語は、記には全く登場せず、記にある2例も服属儀礼とは無関係な用例であることなどである。現存する史料の中で、「食国」の使用が確実な最も早い例は、万葉集卷一の「藤原宮之役民作歌」（50番）に「

らたへの 藤原が上に 食国を めし給はむと」と見えるものであるが、藤原宮造當着手が持統4年とされるから、文武の即位宣命との時間差はほとんどなく、いずれにせよ史料上7世紀末が初出と限定し得る。

以上の諸点を考えると、岡田氏の言われるような意味での「ニイナメニアスクニ儀礼」が存在したのかどうか、再検討の必要があると思われるのである。しかし、その前にまず、古事記に登場する「食国」の二つの用例について見ておきたい。記に「食国」の語が登場するのは、まずイザナギ神による三貴神誕生の場面で、イザナギは三人の子神にそれぞれ、天照大神は「高天原」を、月読神は「夜の食国」を、スサノヲ命には「海原」を治らせ、と命じている。第2の場合も、第1の説話と類似するが、応神天皇が、3人の息子にそれぞれ、長兄の大山守命は「山海の政をなせ」、次兄の大雀命（後の仁徳）には「食国」の政を執れ、そして末子のウジノワキイラツコは「天津日嗣を知らせ」と命じる部分である。この2つの説話はいずれも支配権の分糖、若しくは王権の分掌を意味するものと考えられ、どちらの「食国」にも治天下の意味はない。応神の三皇子の分治の説話からみて、「天津日嗣」が大王の聖権を意味するすれば、「山海の政」とは、いわゆる山川河海に関する事であろうから、採集や狩猟、漁労にかかわる分野（つまりは後述するように賛賀進にかかるもの）を指すものと思われる。そして、「山海の政」に対応する「食国」の政とは、それ以外の、農耕（とりわけ稻作を中心とする）に関する分野を司ることと解するのが順当なところであろう¹⁷し、少なくともこの「食国」の政という言葉には、服属を意味する内容は含まれない。

これに対し、三貴神の分治は、権限の分糖というより、支配領域の分掌と考えた方が理解しやすいが、基本的に天照大神が高天原の主神たることの由来を説明することが本来の主眼であると思われる。この場合、スサノヲの「海原」は山川を含んではいないが、一応大山守の「山海の政」に対応し、月読の「夜の食国」が大雀の「食国」の政に対応する形を取っている。これらを考えあわせると、この2つの説話は類似したもので、本来どちらか一方の説話が原形となって、もう一つの説話が作られたと考えられる（岡田 1970a）。その場合、説話の構成から考えても、元となっているのは応神記の三皇子分治の説話（実際にそのようなことが行われたかどうかは別として）の方で、神代書の三貴神分治はそれを基礎としているものと思われる。このことは、月読が支配するのが「夜の食国」とされていることからもうかがえるのであり、月との連想から「夜の」という形容がつけられたのであろうが、「夜の食国」という語そのものでは、具体的に意味をなさない。

ちなみに、この部分について書紀はどう記しているか

であるが、応神紀はウジノワキイラツコを「嗣」とし、大山守に「山川林野を掌らしめ」、大雀は太子の輔として「知国事」せしめたとする。大山守の「山海の政」と「山川林野を掌らしめ」は共通するものの、大雀は「知国事」という、「知太政官事」などにひかれた表現で、「太子の輔」であることが強調されるなど、王権の分掌という概念そのものが弱められている。これは三貴神の説話についても同様で、紀本文では、月読は天照と共に天に配され、スサノヲにいたっては「根の國」に逐放されて、分治という概念自体が否定されている。ただ、第6の一書のみは記に近く、天照は「高天原」を、月読が「滄海原」を、スサノヲが「天下（この場合は地上界という意味か）」を治めることとされているが、結局最後にはスサノヲは「根の國」に逐われるという点で、本文と共通する。このようにみれば、紀の記述はより律令制的な内容となっていることが明白である。

問題は、実際に「山海の政」に対応するような意味での、「食国」の政という語なり概念が、かつて存在していたのかということであるが、確かに山川河海の支配に対応する農耕の支配は、王権の重要な要素であることは当然としても、それが「食国」の政というような形で表現されていたとは考えにくい。少なくとも、そのような意味として「食国」という語が存在していたのなら、紀記にもっと登場してよいはずである。王権の分掌ということ自体は、或いは古い時代の何らかの伝承なり事實を反映しているにしても、それを「食国」の政と表現したのは、「食国」の語が出現したあと（つまり7世紀末以降）の潤色の可能性が高いと思われる。確かに、後に出現する「治天下」の意味での「食国」と、記にいう「食国」では意味が異なるが、このような特殊な意味での語を用いているのが記のみであることとは、そうした想定を強めさせるものではないか。いずれにせよ、仮に記にいう意味での「食国」が、8世紀以前の古い時期の語として存在していたとしても（実際には、それを論証することは不可能に近い）、そこには「治天下」の意味は存しない事は明らかである。

次に、ニイナメ儀礼（新嘗祭）についてであるが、後述するように、神祇令にいう毎年大嘗祭を新嘗祭と同一のものとするにはやや躊躇する部分があるが、ニイナメの祭り自体は、一般的に「新穀を捧げて神を祭り、その年の収穫を感謝する祭儀」¹⁸、即ち収穫祭であるとする通説の通りであろうし、その語義もヒヒ（新穀）のアヘ（質）と理解される。これが、それぞれのイエや氏の祭りとして広く行われていたことは、万葉集卷14の東歌「誰そこの 屋の戸押そぶる 新嘗に わが背を遣りて 斎ふこの戸を」(3460番)や「鳩鳥の 葛飾早稻を 罷すとも その愛しき 外に立てめやも」(3386番)などにも見えるところで、また同じく卷3の大伴坂上郎女の祭神歌(379

番) もその時期(冬11月)から見て、大伴氏の新嘗の祭歌であろう。これらを見ると、一般に、ニイナメの祭りは女性の手によって屋内で行われたらしい。さらに、常陸國風土記筑波郡条にも見られるように、その際には、親や夫さえも排除されるような厳重な潔斎が必要であつたと考えられる。祭儀そのものは、その語義にも示されているように、新穀から造った酒飯を神に賜する事が中心だったと思われる。

こうした収穫儀礼としてのニイナメ祭儀が、宮廷(王權)祭祀に転化したのが、いわゆる新嘗祭ということになるが、この新嘗祭が、一般的ニイナメと基本的に異なるのは、神に賜する新穀を、大王自らが賜する事が祭儀の中心となっているという点である。これをどのように解するかについては、これまでにもさまざまに説かれている。「神頤親供」という延喜式等の表現から、これを大王(天皇)が新穀を祖神(一般的には天照大神と考える説が多い)に進めるとともに、自らも相伴する儀式とする説も多いが、これはやや不審である。というのも、祭神が、一般に説かれているように天照大神であるとすると、既にそのための祭りとして9月に神嘗祭が行われていて、二度行うことになること、また、祝詞(折年祭祝詞)の中で「荷前ハ皇大御神ノ太前ニ、横山ノ如クウチ積ミ置キテ、残リヲバ平ラケク聞コシメサム」即ち、「全国からの貢物を大御神の前に山の如く積み重ね、その残りを天皇がめしあがる」という言葉に反して、いわば残り物を差し上げることとなってしまうからである。

これに対して、これを神武即位前紀戊午年10月条に見える「顕斎(うつしいわい)」と関連させて考える説がある。この「顕斎」とは、倭平定に苦しんだ神武が、八十衆帥を撃つために、香具山の墳土を「物実」として土器(畜産)を作り、親ら高皇產靈となり、部下の道臣命を斎主として「嚴姫」と名付け、「嚴姫の糧」を嘗して、八十衆帥を撃つというものである。10月という時期や、女性が斎主となること、さらになにより大王(神武)自身が神(高皇產靈)として嘗するという形は、基本的に新嘗祭と同一の構造をとっている。この点に着目した真弓常忠氏は「ここに『顕斎』とは顯露には見えぬ神を顯わに見えるように齋き祭る義であって、天皇親ら高皇產靈尊となられることを意味する。眼に見えぬ高皇產靈尊の靈が天皇に憑りについて現実に神として顯れることをいうのであり、そのためには嚴姫の糧を〈嘗〉されたのである。新嘗の真義はここにある。……新嘗祭において、皇祖より賜った新穀を〈嘗〉されることは親ら皇祖と御一体となられることを意味する。」(真弓 1978 P68)とされている。私もまた、新嘗祭を「新穀を皇祖及諸神に奉る感謝祭、所謂収穫祭の意ではなく、天皇御親ら新穀を「聞食す」ところに、新嘗祭の本義がある」とする真弓氏の説は、正鵠を得たものと考える。

ここで問題となるのは、天皇が口にする穀についてで、岡田氏はこれを「諸国の國魂の象徴ともいべき聖なる御酒・御饌が供進され」る服属の証と見て、服属儀礼であるとされる。一方、真弓氏は全く別な観点から、瑞穂の國の國魂として「天下の公民自らの手で神の御前に奉る」ものを、「初穂はまず皇大御神に奉り、最後に「残をば」陛下が聞食すのである」としている。両氏の観点は全く異なるが、いづれも天皇(大王)が口にする穀が、全国の國魂を象徴するという認識では共通している。しかし、はたしてそうか? 既に述べたように、延喜式の規定では新嘗祭に用いる穀は、諸国から貢進されるものではなく、倭の供御田(御田、官田)のものに限られる。神嘗祭も同様で、朝廷から大量の幣帛が奉られるが、そこには穀は含まれず、神饌となる御酒・御饌に用いる穀は神田(伊勢國度会郡の神田に限定)¹⁰のものであることとなっている。決して岡田氏の言うように「諸国の國魂の象徴」でもなく、真弓氏の説かれのように「天下の公民自らの手で奉られる」ものでもない。記上巻で、スサノヲが天照大神の當田の畦を放ち、溝を埋め、大嘗の殿に屎まり散らすという亂崩をはたらくが、この當田(つくだ)というのも、大嘗(新嘗)の為のものであろう。本来ニイナメの穀は、紀にカムアカタシツ姫がト定田(うらえた)をしてその穀をもって酒・飯をニイナメした²⁰とあるように、自ら耕作している田の一部をト定して得るものであると考えられ、天皇の供御田や、伊勢神宮の神田でも同様のことを行っていたと思われる。本来、ニイナメ(王權祭祀としての新嘗祭でもその点は同様)において、その中心ともなる穀に、素性のよくわからぬようなものを使う道理はないのである。神意にかなう穀でなければ、祭祀としての機能は果たし得ないはずであろう。新嘗祭は、天皇が神(高皇產靈)として新穀を口にすることで、その神性を更新することに祭祀としての本質があるのであり、地方豪族から供献された穀を食べることでその支配を確認するとする「ニイナメ=ヲスクニ」の概念は、明らかに成立しない。

これについては、月次祭の神今食についても同様のことが言えるのであって、毎年6月と12月に行われる月次祭は、延喜式では、304座の神(これは新嘗祭の場合と同じである)への班幣の儀と、その夜の神今食の儀の2つに大別される。班幣の儀そのものは(新嘗祭も同様であるが)、規定の幣物を各神社の神官(祝部)に班つのがその内容である²¹から、それ 자체は祭祀とは言えない。祭祀としての中心は、その夜行われる神今食にあるが、これは延喜式等による限り、その祭場の舗設も次第も、新嘗祭と同一であり、唯一の違いは、新嘗祭では新穀を用いるのに対し、神今食では旧穀があげられる(時期からいって当然だが)という部分のみである。この月次祭の性格については、その名称の意味も含めて、これまでにもさ

さまざまに説かれているが、「もとやはり月々行われたく嘗」の行事ではなかつたか」(真弓 1978 P71)とする考え方を支持したい。つまり、年1回新穀をもつてする新嘗とともに、毎月の嘗が行われていたものが、後にまとめられて6月と12月に行われるようになったと思われる。令制の月次祭が成立するのは、史料上では文武朝(大宝2年7月条)が初見であるから、四時祭の他の多くの祭祀がそうであるように、天武朝から文武朝の時期に整備されたものであろう。なお、この月次祭は伊勢神宮でも行われ、神嘗祭と併せて三時(三節とも)祭と呼ばれる最も重要な祭祀であり、この時、由貴大御膳を奉る点で、宫廷祭祀と同じである。伊勢神宮の性格から考えても、このことから大嘗(新嘗)祭と月次祭がいずれも「嘗」の祭祀として、天皇の神性を更新する行事とする点は動かないだろう。

しかし、それならば食物供獻による服属儀礼というのは、単なる伝承、もしくは後世の付会ということになるのであろうか? 次にこの点について、食物供獻に深い関わりがあると考えられる「贊」という言葉を中心に見ていくこととしたい。

3. 食物供獻儀礼と贊

以上見てきたことから、新嘗祭において、大王が在地首長の獻る国魂としての稻を口にすることで、その支配服属關係を確認したとする、いわゆるニイナメ=マスクニ儀礼という概念が成立し難いことは明らかであろう。少なくとも、今日知られている王權祭祀の中で、大王(天皇)が食物を口にするのは、大嘗祭と神今食しかないのであるから、それ以外の祭祀についても、それが食物供獻による服属の場とはなり得ない。

しかし、その一方で、食物供獻が服属と密接にかかわることは、我が國のみならず、世界的に見ても広く知られる事例であるし、前述したように記紀にも散見する。また、肥前國風土記でも松浦都値嘉郷条で、舉行天皇巡察の時に、島にいた土蜘蛛を誅殺しようとしたところ、「若し恩情を降して再生することを得れば、御贊を造り奉りて、常に御膳に貢する」と誓って許されたとしているなど、服属の証として食物を奉る話が見られるのである。これ以外にも、食物供獻の儀礼が広い範囲で見られるのが、これらはどのように解すればよいのだろうか。

そこで、この食物供獻に密接にかかわる「贊」について考えてみたい。「贊」とは、「新穀を神などに供え、感謝の意をあらわした行事、またはその供物」であり、「ニヒ(新穀)と同根」²²としている。転じて「神または朝廷に奉る土地の産物」ともする。國史大辞典などもほぼこれを踏襲し、「神に供する神饌、または天皇に貢献される食料品の総称」²³としている。この贊が、本来大王(天皇)のみに属する²⁴ものであったことは、仁德即位前記の大

雀とウジノワキイラツコの王位の互譲にともなう海人の大贊の逸話からも明らかである。大王のみに奉られる各土地の食物という形態から見れば、これを「食物供獻」と解することも出来るが、この贊には幾つかの特徴がある。

8世紀には、贊は、賦役令で調雜物、調副物など個人賦課の税目の一とされているが、令の規定とは別の貢進が存在していたことは、木簡等の史料から確認されている(佐藤 2001)。一方、延喜式内膳司条によれば、贊は諸國貢進御贊と年料に大別され²⁵ており、前者は特定の地域や集団(海部等)や賛戸、御厨から進められ、基本的に節料を含め祭祀等にあてられる。その性格からは、起源はともかく、服属儀礼的な要素は認められない。これに対し、年料は、各國から貢進され、あらかじめ国別に色目員数が定められていた。賦役令の調副物、調雜物等もこれに含まれるが、難儀や交易による貢納も行われている。なお、内膳司条では、これら年料は、主に供御の用にあてられる。贊が元来服属儀礼としての食物供獻の性格を持つとすれば、可能性があるのは年料としての贊ということになろうが、この年料の形の贊が律令制以前に遡るかどうかはかなり疑問で、確かに改新の詔の中に「凡そ調副物の塩と贊は郷土出す所に隨え」との文字は見えるが、「調副物」という表現からして、当時実際にそのような規定が存していたとは考えにくい。このように見るなら、年料としての贊の成立はかなり遅い時期のことと思われ、古く地方豪族による食物供獻に起源を持つとは想定しにくい(山尾 1991)。

もう一つ、贊の特徴は、史料による限り、山川河海の(即ち「山海の政」にかかわる)食材に限定されるということである。貢進を前提としているから当然とも言えるが、基本的には、そのまま口に出来る形はとらない。また、基本的に、農作物も含まれない。これについては、祈年祭祝詞に「此ノノハノ郡県ニ生レ出ル甘菜辛菜ヲ持チ參り来リテ、皇御孫ノ長御膳ノ御饌トキコシヌエヘ」と見えるように、直轄の御県でつくられ、貢進されている(延喜式内膳司条では園地で生産)。なお、山川河海の産物という点では、貢進されなくとも、大王自身が参加する狩猟の獲物もまた贊であることは、雄略紀2年10月条等から明らかである(森田 1988、中澤 2002)。このことからすれば、贊とは山川河海の産物で、大王(天皇)の用に供されるものを總称した語であり、それが服属儀礼をともなうか否かは問わないということになるし、伴造系(特に海部、山部、膳部など)集団の奉仕起源の伝承(先にあげた肥前國風土記値嘉郷条についても、そこに阿彌連がかかわっていることを考えれば、その奉仕伝承とも思われる)をともなうことはあっても、地方豪族による定期的な食物供獻の制度が存在していたことを論證できない。一般に、地方豪族の奉仕は、これまでにも

説かれているように、采女や舎人等の人的奉仕の形を取るのが通例であったと考えられる。

このように、賛が服属儀礼とは別個のものであることが明らかになったが、それでは服属儀礼としての食物供獻とは、一体どのような形で行われたのであろうか。ここで、改めて記紀の服属にともなう食物供獻が、どのような場面に登場するのかをみてみると、そのほとんどが（神武東征を含め）行幸にともなっていることを知ることができる。本来、服属とは征服者を迎えて行われるものであるから、これはある意味で当然であって、服属する側から出向くのであれば「貢納」ということになる。そして、服属は、具体的には神武を迎えたウサツヒコ・ウサツヒメが行ったように「宮を造りて賛（あへ）を奉る」形を取る。ここで食物供獻は、賛（あえ）と表現されるが、賛とは「食物をもててなす」「もてなし、賛応、馳走¹⁷」のことであるから、服属の場に相応しい語といえる。その様子は、記紀の海幸（火照命）の海神宮訪問の場面に典型的であるが、そこでは単に食物を献上するだけでなく、歌舞（国風）の奏上や一族の女性の提供もともなうものであった。それが事実であったかどうかはともかく、服属の儀礼自体は、こうした行幸に伴うものとして王權に伝承されたのであろうし、大王が各地を巡幸すれば、在地の豪族がそれを迎えて賛を行なうことは、大王の權威そのものを示すこととされたであろう。それ故、後世の行幸にもこうした行事がともなっていることは、史料からも確認できるのである。

しかし、行幸にともなう服属儀礼の伝承は、記紀では仁德朝以前¹⁸、とりわけ神武と景行に集中しており、事実としてそのようなことがあったとするのはかなり疑問で、後代、かつてそのようなことがあったと認識されていたことの反映である可能性が強い。そもそも、行幸もそうであるが、服属もまた基本的に一回性のものである。服属儀礼が定期的に繰り返されるならば、それは奉仕と異なる。たとえば隼人の儀礼は、伝承からすれば服属起源のものとできるが、それを服属儀礼とするか、奉仕とみるかを論じることは、実態としてはあまり意味はない。受けの側からすれば、あえて区別する必要のないものであり、要は大王の側からは、祝詞の表現を借りれば、「四方ノ國ノ雜ノ物ヲ横山ノ如ク置キ高¹⁹」²⁰なす事こそがその權威を示すのである。そして、それが示されるのは、後述するように王權祭祀の場というよりは、その後の宴の場面においてであったと考えられる。本来「宴」は、「賛」に対して、共食による一体化としての性格が強い（櫻村 2001、井上亘 1998）。大王が各地から奉られる（食品を含めた）御調を知らしめし、中央の諸豪族と共食するとともに分与する。それは、大王の權威を示す場であるとともに、倭王權の、四方の國に対する優位性を表象する場でもあった。そして、岡田氏

がニイナメニヲスクニ儀礼において服属を示すとされた、食物供獻と歌舞（国風）奏上、采女の貢進（聖婚）の3つの要素は、記紀の記事を読めば明らかなように、厳密には祭祀の場ではなく、その後の宴の中でのこととして出てくるのである。このように倭（大王）に対する地方の服属奉仕は、具体的には祭祀の場に置いてではなく、宴の場において具象化するのである。そして、それは、後述するように、令制大嘗祭の農明の宴に引き継がれていく。こうした点は、神を祭る場合にも同様であって、たとえば伊勢神宮においても、荷前として「皇大御神の太前ニ、横山ノ如ク積ミ置²¹」²²かかる常帛は、確かに神のための物ではあっても、直接には祭祀の中で神頤として用いられるわけではない。

ここで、賛を含めて、食物供獻については、いま1つ検討しておかなければならないことがある。それは、とりわけ火や水にかかる禁忌、穢の問題である。イザナミの「黄泉戸喫」に代表されるように、竈や調理の火についての禁忌や穢の伝染は、古代においては非常に重視されていた。日本書紀にも「黄電火物（よもつへもの）をな食いそ」という記述²³が見られるし、孝德紀大化2年3月条の有名な甲申の詔の中の略頭炊飯のタブーに関する規定も、こうした竈や火に対する禁忌が強く存在していたことの証左となろう。それ故、宮中でもこの火や竈に対する祭祀は嚴重を極め、日常的にも毎朝日に忌火庭火祭²⁴が行われる他、「戸座（へざ）」と呼ばれる童子が竈神を奉斎²⁵する。これは天皇が行幸する場合も同様で、延喜式によれば、御井弁に御竈神は天皇とともに動座されて祭られる²⁶（戸座も同様）。

このように、日常的に口にする供御物でさえ淨火により調理され、祭祀ともなれば更に厳重な潔斎が求められる。食品素材としての賛は（内膳司で調理されるのであるから）ともかくとして、服属費応の目的であるとはいひ、他所で、或いは別の火や竈で調理された飲食物を大王（天皇）がそう軽々に口にすることが、果たして可能であったのだろうか。伝承記事はともかくとして、古代においてそのような場面を具体的に示す例は、実は見あたらないのではないか。

賛について、注目すべき点は他にある。それは、農作物、とりわけ何よりも稻が含まれないという事実である。農が政治的、そして同時に王權の重要な基盤であることは論を待たないし、何よりも稻は、時に国魂そのものと考えられる存在なのである。服属儀礼として貢獻されるというのならば、本来何よりも稻が中心となって当然のように思われるのだが、実際には貢進も含め、定期的にそのようなことが行われた事実は存在しない。律令税制を見ても、租（即ち稻の収取）は、唐令では賦役令に規定され人別に貢納される（唐では、稻ではなく粟が原則だが）のに対し、日本の特徴として、田令に規定さ

れていること、またその起源が初穂儀礼に由来するのであろうということは、古くから説かれているところである。それならばなおのこと、象徴としてその一部でも（量の問題ではない）中央に貢進させることは、全土支配の象徴たり得ると思われるのであるが、そのようなことは行われなかつた。基本的に田祖は（賦役令割註では「大税」、「稅穀」、「都稻」に三分される³³⁾が、いずれにせよ）原則として郡倉に貯蔵され、地元にとどまるのであり、中央に貢進されることはない。確かに田令田租条には「春米運京」の規定があるが、この春米は令集解説が説くように「送大炊祭」のち「諸司常食に充てられるもので、これは仕丁や采女の料を地元負担としているのと同じ趣旨によるものと考えられる。ただ、諸司常食については、実態として個々の出身地負担というわけにはいかないので、諸国負担の形を取つたものであろう。広義の税負担といえなくもないが、それが税物として認識されていなかつただろうことは、春米という、直ちに消費される形を取つて納入させていることからもうかがえるのである³⁴⁾。

田租収斂に関しては、紀のヲケ、オケ二皇子発見の説話にも見える。そこではそのきっかけを、播磨國司の明石郡巡行に絡め、その理由について、清寧2年記では「大嘗供奉物に依り」、同じく顯宗即位前記では「親ら新嘗供物を弁ずる」ためであったとし、更にその割註で「一云、巡回郡県、収斂田租也」としている部分である。この記事を根拠として、かつては新嘗供物の名目で、官を地方に派遣して税を徴する制度があったとする説（岡田 1970 a 他）もあるが、この割註については、「田租」という表記から考えても後代の追記であろう。ただ、このときの國司が山部連の祖とされていることを見ると、或いは新嘗のための費の徵収ということは、あり得たとも考えられる。いずれにせよ、この時期に、この記事によって祖（稻）の收取が行われたとは想定できない。

税としての貢進にとどまらず、大王（天皇）の日常の供御や節饌等の米についても同様で、延喜式内膳司条を見れば明らかなように、それらは畿内官田から出することとなっている（本来は倭御県と呼ばれる直轄田から出されていたのである）。各々の神社の祭祀における神饌料の米もまた、それぞれ自給が原則であった³⁵⁾。なぜ、古代の日本では、稻はそれぞれの生産地にとどまるのか。なぜ大王は、稻を中央に貢納、集積しなかつた、或いはさせ得なかつたのか。更に、後世それが年貢として貢納の対象となるためには、どのような条件が必要だったのか。量としての問題ではないと思う。先述したように、服饌或いは國魂としての初穂獻上の意味なら、象徴としての量で充分だったはずである。主要には筆者の不勉強のせいだが、実のところ、これまで、この点について論じた研究を、眼にする機会がないままである。ここでは、こ

れ以上触ることはしないが、古代の稻を考える時、このことは重要な問題なのではないかと考える。

しかしながら、そうした中で、地方の稻が貢進され、しかも国家祭祀の、いわば主役として、天皇自身が口にするという、異例中の異例といってよい場面がただ1つある。それが令制の毎世大嘗祭（後の践祚大嘗祭）のユキ・スキ田の稻なのである。これまで見てきたように、記の「山海の政」に対応する「食國の政」という言葉、或いは月読神を迎えた保食神が要の為に「首を廻らして國に向かいしかば、即ち口より飯出ず、云々」³⁶⁾という記事にあるように、稻は「國」と密接にかかわるように思われる。食國の語自体、具体的には國の產物（とりわけ國魂を象徴する稻）を口にすること（あえて「食（を）す」の語を当てる理由は、それ以外に考えられない）であろう。このように考えるならば、この毎世大嘗祭が食國と密接に結びついている可能性は充分に考えられる。そこで、次節では、この令制大嘗祭成立の経過と、その祭祀の意味の検討を通して、「食國」の成立について考えていくこととした。

4. 「食國天下」の成立とその論理

神祇令大嘗祭については、既に多くの先学が触れているところで、その研究の蓄積も膨大なものにのぼる。その意味では、ここで私などが論を差し挟むことは、僭越の誇りを免れないが、論旨との関係上、あえて「食國」にかかわる部分について、大嘗祭に触れることとしたい。

さて、この令制大嘗祭のうち、毎年大嘗祭については、基本的にそれがニイナメの祭りの伝統を引く（とはいっても、王權祭祀としての新嘗祭が、一般的ニイナメの祭りとは異なるものであることは前述した）ものであろうということについては、これまでの研究でも、大方の通説となっている。これに対し、多く議論の焦点となっているのが毎世大嘗祭の性格についてである。これについては、かつては日本古來の伝統を引く即位祭祀であろうとする見解³⁷⁾が有力であった（今日でもそうした主張は少なくない）。しかしながら、近年そうした見解に対し、疑問を投げかける説が次々に出されてきている。具体的には、第1に、その祭儀の中に、王權の繼承や神靈の授受、新王としての宣言や群臣の服從宣誓など、一般的に即位にともなうべき要素が見られないこと。第2に、神祇令には、別に即位儀として践祚の規定が存在すること。第3に、毎世大嘗祭が、即位という王權にとって最も重要な祭祀であるなら、当然大祀³⁸⁾とされてよいはずだが、令文を読む限り、大祀として明記されているのは、即位時の「懇祭天神地祇」のみであること、さらに令では、大嘗祭そのものを定例の四時祭の中に規定していること、そして、その次第自体、基本的に毎年大嘗祭及び月次祭の神今食と同一であり、これは形式上、即位時だ

けではなく、年3回定期的に即位儀礼を繰り返すということ理解し難い行為を行うことを意味することなどである。

こうしたことから、毎世大嘗祭は、或いは即位にともなう祭祀と見ることはできても、即位儀そのものとすることは困難といわざるを得ない。なお、即位にともなう祭祀という意味では、大嘗祭ばかりではなく、上述した「惣祭天神地祇」（これは本当に実施されたのかどうか、記録上疑問な点も残るが）や八十島祭⁴¹⁾、また9世紀に入つてからであるが、大嘗祭御禊行幸（内田 2001）などもまた、そうした祭祀ということができる。

また、その成立時期についても、確かに記紀等にも「大嘗」の語は見えるが、後述するように、これは基本的に令制の「毎年大嘗祭（新嘗祭）」を指す場合がほとんどで、明らかに即位にともなう「毎世大嘗祭」が古くから行われていたという根拠は乏しい。とりわけ令制による毎世大嘗祭は、その祭祀の内容からして、郡評制の成立と密接な関係を有しており、このことからも、その成立がそう古く遡れないことを示唆する。このように見るなら、毎世大嘗祭が、古来の伝統的な大王即位祭祀の系譜を引くという説は成り立ちがたいと思われ、その成立時期も比較的新しいものと考えられる。

それでは、毎世大嘗祭とは一体どのような祭祀であり、また毎年大嘗祭（新嘗祭）と何が異なるのか。具体的にその内容を見るならば、毎年大嘗祭（新嘗祭）とは、仲冬（旧暦11月）下旬の日、（その前後に様々な次第があるが）要するに天皇が新穀からつくられた酒飯を、夜半と未明の2回にわたって口にする（嘗す）祭祀である。後世の儀式書等ではこれを「神饌供饌」と称するが、これまで見てきたように、神に供えることがその本旨ではなく、あくまでも自らが口にすることに眼目があったと見るべきで、それ故、一般的な収穫祭としてのニイナメの祭りとは異なる、王權独自の祭祀として機能していたと考えられる。その祭祀は、神祇官を含む在京諸司が担当し、祭場も宮中に設けられる⁴²⁾。また、供する糧についても、先に述べたように供御田（官田）のものが用いられる規定となっている。なお、月次祭の神今食も、新穀の代わりに旧穀を用いる点が異なるのみで、次第自体は全く同様に行われる。

これに対して毎世大嘗祭が、毎年大嘗祭と最も異なる点は、畿外諸国よりユキ・スキ⁴³⁾の2国が卜定され、この2国が担当する点である。祭場についても、それぞれの国によって、朝堂院内に大嘗宮（ユキ殿・スキ殿）が仮設される⁴⁴⁾。この殿舎は、黒木の素柱に青草葺という非常に簡素なもので、終了後は直ちに解体されることになっていた。更に、祭祀に供する酒飯の稻も、両国（正しくは郡）で卜定された各6段の田（ユキ田・スキ田）において収穫したものである。

なお、このユキ・スキ田については、延喜式の規定に

よれば「百姓營レル所ノ田ヲ用フ」とし、それを卜定するのも、旧曆8月上旬と定めている。この時期には、稻は既に結実期を迎えており、要するに生育の良好な良田のものを選ぶということであろう。大嘗祭用に特別に田が用意されるわけではない。なお、收穫（抜穂と呼ぶ）にあたっては、最初の4束（ただし1束は4把）のみを「擬供御飯」とし、以外は全て「擬黑白二酒」される。

前述したように、この措置は異例といってよいもので、天皇が畿外の稻を直接貢納させることも、またそれを自ら口にすることも、原則としてこの時以外には存在しない。その意味で、この点が毎世大嘗祭の最大の特徴といつてよいのであり、それ以外の具体的な祭式の次第については、通常の新嘗祭と異なる点はほとんどない。

さらに、この二つの大嘗祭について考えるとき、大変奇妙に思える点がある。それは、これまであまり注目されていないのであるが、神祇令がこの両者を祭祀として全く区別していない、という点である。確かに、「凡大嘗者、毎世一年、國司行事。以外毎年諸司行事」という規定はあるが、これはどのように説んでも所管官司（の区分）に関する規定であって、大嘗祭そのものの区別した規定とは考えられない。何よりもこの2つが、同じ祭祀名で呼ばれていること自体、両者を区別していないことを証している。ほぼ同じ内容の次第を持つ神今食が、月次祭として規定されている点とは大きく異なる。なぜ、令ではこの両者を区別せず、全く同じ祭祀名で呼ぶのであろうか。この点は、当時においても混乱の原因となっていたらしく、例えば記でスナヲが天照大神の「大嘗聞こしめず殿」に乱暴を働いたとする部分を、紀では「新嘗にあたる時」としていることなどが良い例で、この場合の大嘗は即位に伴うものとは考えられないから、新嘗の意で解するしかないが、といつて記の「大嘗」の表記が誤りとは（令の規定から見て）言えない。同様なことは、記紀の各所に散見する。なぜ、敢てこのような紛らわしいことをする必要があったのだろうか。嘗の祭りは、大嘗祭ばかりではない。令も、神嘗祭、相嘗祭についてはきちんと名称を区別している。毎世大嘗祭、毎年大嘗祭などというややこしい表現より、簡単に大嘗祭、新嘗祭と呼び分ける方が、よほどすっきりするであろう。国家祭祀ではないニイナメの祭りが、8世紀にも広く行われていたことは疑いないから、あえてそれと区別するために、新嘗祭の語は用いなかつた、と考えられなくもないが、これも延喜式の段階では大嘗祭、新嘗祭の名称で区別するようになることから見れば、あまり説得力を持つとは言えない。

そのように考えてみると、ある単純な疑問に突き当たらざるを得ない。それはつまり、もともと大嘗祭とは、单一の祭祀をさす語であって、それを区別する必要も理

由もなかったのではないか、ということなのである。実は、これは全く根拠のないことではない。令に規定する形での毎世大嘗祭は、天武紀2年11月丙戌条に「侍奉大嘗中臣忌部及官人等、併播磨、丹波二国国郡司、亦以下人夫等、悉賜祿云々」とある記事を史料上初見とするのが通説である。ここでは、播磨・丹波の2国がユキ・スキ国に選定されたことが確認できる。ところが、同5年9月丙午条に「神祇官奏曰、為新嘗ト国郡也、斎忌（ユキ）則尾張國山田郡、次（スキ）丹波國阿沙郡、並食ト」という記事が見えるのである。ここでは「新嘗」の語を用いているが、令制の毎年大嘗祭（新嘗祭）では、ユキ・スキ国の卜定は行わないのだから、記事自体誤りであるか、それとも、天武朝では毎世大嘗祭以外でもユキ・スキ国を定める場合があったのか、いずれかということになる。さらに、翌6年11月条にも「己卯（これは令の規定通り、下卯にあるたる）、新嘗」の記事のあとに、同月乙酉「侍奉新嘗神官及国司等賜祿」とあるのである。これも「新嘗」と記すが、通常の「新嘗」には国司は関わらないのであるから、ここに出る国司とは、則ちユキ・スキ国とのことを指すとしか考えられない。紀の記録が正しいとするなら、天武朝においては、2年、5年、6年（3年、4年は新嘗祭の記事自体ない）と、記録に残る全てでユキ・スキ国を卜定しているようである。なお、7年以降は、持統5年11月条の毎世大嘗祭（ユキ播磨、スキ因幡の2国）まで、新嘗祭、大嘗祭とも記載はない。ただ、定期的に行われていたらしいことは、たまたま天武紀14年11月条に「丙寅、是日為天皇招魂之」の記事が見え、この「招魂」を令制の鎮魂祭と同一と解して良いなら、鎮魂祭は大嘗祭と連動するもので、寅日の鎮魂祭に引き続いて、卯の日に大嘗祭が行われるから¹⁹⁾、この招魂の記事についても、そのあとの大嘗祭を想定して良いと思う（ただし、ユキ・スキ国を卜定したかどうかは不明である）。

これらの天武朝の記事をどのように解釈すればよいのだろうか。令の規定では、大嘗祭の名称に区別はなく、そのうち毎世一回のみ国が卜定されるのに対し、天武紀では、大嘗、新嘗の別はあるが、実施されたことが明らかかな2、5、6年の3回ともユキ・スキ国が卜定されたらしいのである。ただし、紀の、この大嘗、新嘗の書き分けが、正しく天武朝の実態を表しているかどうかは疑問で、一般に古事記の場合、両者を区別せず、いずれも「大嘗」と記す例が圧倒的なのにに対して、書紀の場合、毎世大嘗祭を大嘗、毎年大嘗祭を新嘗と書き分ける傾向が非常に強い。天武・持統紀以外で明確に大嘗の語を使っているのは、清寧2年11月条のみで、実際に行われたかどうかは別として、言うまでもなくこれは令制の毎世大嘗祭の規定にあてはまる。このことから、この書き分けは、書紀編者独自の認識（令の規定からすれば、古事記

の記述の方がより正統的である）によるものと思われ、天武朝において実際に大嘗・新嘗の区別がなされていた証左とすることは出来ない。逆に、天武朝においては、後の毎世大嘗祭を毎年行つており、それを単に「大嘗祭」と呼んでいた可能性の方がはるかに高い。そのように解すれば、神祇令が両者を区別せず、共に大嘗祭という同一の名称で呼ぶ理由も水解する。則ち大嘗祭とは、天武朝において、それまでおこなわれていた新嘗祭に代わって、ユキ・スキ国を卜定する形で毎年実施されるようになった、新しい祭りであったと思われるのである。

そのような、国家祭祀に関する重要な変更が、天武朝において実際に行われたと想定することができるであろうか。私は、天武朝という特殊な状況の下であるからこそ、そうした改編は充分可能であった、というより必要とされた、と考える。

古代政治史上の天武朝の意義については、改めて論じるまでもないのだが、要するに、律令制の專制体制（古代国家体制と呼んでも良い）の基礎が形成されたのが、この時期であった。対外的にも、それは「日本」号や「天皇」号の開始という形を取って明確に示される。また、イデオロギー面では、天孫降臨を中核とする記紀の神話体系が整備されるとともに、「現御神」概念が出現し、その一方で八色の姓制に代表される、諸氏族の再編、系列化も進められる。そうした動きは、祭祀においても同様なのであって、後の神祇宮に先行する神官の設置や、官社制の前身と考えられる「天社・地社」または「天社・国社」の表記が現れるなど、国家祭祀の体系化が急速に進められる。神宮としての伊勢の特別化や、天照大神が確定していくのもこの時期のことと考えてよい。

これらは全て、古代国家体制の形成という意味で、一体的に進められたものであり、その要因は（いかにそれが古代史上特筆されるものであったにせよ）天武という一個人の意志に求められるものではなく、歴史的、社会的必然性を背景としていることは、論を待たない。その理念を、一言にして表現するとすれば「王土王民」という概念に示される。政治的には、それは公地公民化という形で進められるが、それでは、祭祀、イデオロギー的にはどのような形を取ったと考えられるであろうか。

その第一は、神官（神祇宮）制や官社（天社・地社）制による天神地祇の、天皇による懇祭權の掌握であったろう。祈年祭は、まさにそれを具現化する祭祀として、この時期に形成され始めたと考える。これに対し、大嘗祭は、結論的にいえば、天孫たる天皇が、現御神としてこの国土を直接に支配すること（その神話的根拠が天孫降臨）を明示する祭祀として出現する。王權と天の結びつきは、比較的古くから存在していたと考えられるが、大化前代における大王は、記紀にも見られるように、基本的には群臣（畿内豪族層）による推戴により登壇し、

天神の事依=コトヨサシによって王權を発動するという構造を持っていたものと思われる（熊谷 2002）。そして、かかる大王に象徴される倭王權が、總体として地方（四方の國）を支配するのである。

この場合、四方の國々は、服属するべき対象ではあっても異域であり、畿内（ウチツクニ）とは異なるものであった。これについて井上直氏は、「ヨモとは四面の意で、これと同じ音を持つ語が黄泉」であるとした上で、「つまり黄泉国とは地下にあるのではなく、葦原中国と坂を隔てた彼方にあった。それは即ちヨモノクニにはなるまい。……行幸でカマド神を携行するのも、四方国のカマド火を用いるヨモソヘグヒとなり、ウチツクニに帰還できなくなるからであろう」（井上 1998 p142）としている。四方=黄泉が成立するかどうか、疑問なしとはしないが、示唆的な指摘といえよう。

ここから、「瑞應の國は、是、吾が子孫の王たるべき地（くに）なり」⁴⁰とする認識には、大きな飛躍が必要である。そして、それを可能にするものこそ、祭祀的実修としての大嘗祭の成立であったろう。即ち、四方の國=畿外の地に設定された田から取れた新穀を、神として口にすることで、王土たる全国土の直接的な支配権を明示する、まさにそこに大嘗祭の意味が存したと考える。そして、それは文字通りの意味で「食国」にはほかない。即ち大嘗祭とは、まさに「食国」の祭祀なのである。

大嘗祭の意味は、それだけにとどまらない。もう一つ重要な側面を有している。延喜式の規定によれば、ユキ・スキ両国は、6段の抜穂田からの稻の他に、多明物（ためつもの）及び別貢物と呼ばれる膨大な量の食料品及び食具等を用意することとなっている。それらは、卯の日（大嘗祭当日）已時より、両国国郡司や造酒見（さかつこ）⁴¹を中心、抜穂の稻とともに美しく飾られ、両国それぞれ1,000人以上の人々に担がれて、都大路を練り歩くのである⁴²。この大パレードだけでも、天皇の權威を視覚的に示す充分な行事といえよう。しかしながら、これらの膨大な量の食料や食具等は、祭祀そのものに直接用いられるわけではない。卯の日の祭祀に用いられるのは、抜穂田の稻だけで、それ以外の物については、諸司及び予め指定された諸国が供給することとなっている。それでは、これらの多明物や別貢物はどうなるのか。実は、これらは卯の日の儀式の終了後、辰、巳、午と3日続く宴（豊明=とよのあかり）に饗されるのである。具体的には、多明物は、辰の日、天皇にその色目が奏された後、諸司に班給される⁴³。その後、辰、巳と続けて天皇とともに、五位以上が参加して宴が開かれ、両国がそれぞれ給して、別貢物が振る舞われる（この時、国風等の奏上も行われる）。更に、午の日には全官人及び両国国郡司等も加わっての宴が行われた後、解齋となつて全ての祭祀が終了する。このように見るなら、大嘗祭の宴（豊明）と

は、卯日の大パレードもあわせて、まさに服属儀礼としての食物供献そのものであり、それを天皇は、五位以上（即ち中央貴族）とともに共食、分配する。これもまた、別の側面からする「食国」にはほかない。

以上の理解が誤りでないなら、なぜ、7世紀末にいたって「食国」の語が「天皇の知ろしめす國」という意味で出現してくるのか明かであろう。ここで、改めて8世紀における即位宣言中の「食国」の用例とその意味を振り返っておきたい。そこで繰り返し語られる「食国天下」、「四方食国」が、文字通り天皇の支配する全国土の意味であることは、例えば、「食国ノ中ノ東方武藏国ニ」⁴⁴とか、「食国ノ東方陸奥國ノ」⁴⁵という表現からも明かである。しかしながら、武藏や陸奥が「國ノ中」であるという認識は、基本的には天武朝以前には想像しがたいものであったはずである。それを「吾ガ孫知ラサム食国天下」⁴⁶へと転化すること、天武が開始した大嘗祭とは、まさにそのための祭祀であったといえる。それ故、この「食国」とは、単に「天皇が知ろしめす國」という、一般的な意味ではなく、とりわけ8世紀においては、天武が「食し」、その後持続を通じて直接に引き継がれてくる天皇が「食す」その國のことなのであり、それゆえ「不改常典ト立テ賜ヘル食ノ法」⁴⁷も、そのようにして正統に王權を継承していくことを指すと考えるべきであろう。

しかしながら、大嘗祭そのものは、天武の意図した形では継承されなかった。少なくとも、記録上、ユキ・スキ両国を設定しての大嘗祭が、複数回行われたのが確認できるのは、天武朝のみにとどまる。天武自身は、大嘗祭を毎年実施することを考えていたであろうし、或いは淨御原令も、そのような内容の条文であった可能性は強い。しかし、そくならなかつたのは、何よりも、新嘗祭という伝統的な祭祀を事實上止めて、新たに改変することへの抵抗が、非常に強かったであろうことが考えられる。また、これを毎年実施するに当たっての、諸国の負担が膨大なものにのぼる（これがいかに巨額の費用を要したかは、前述した卯日の大パレードの規模を見るだけでも明らかであろう）ことへの反発も、少なくなかったであろう。結局のところ、次の持続朝の段階で、早くも本来の大嘗祭は即位後の一回に限定され、それ以外については、旧来の新嘗祭で代行するようになったのではないか。とはいえ、この段階でも、まだ理念としての大嘗祭は尊重されなければならないという意識は強かったと思われる。大宝令（養老令も同じ）が、あえて大嘗祭を区別して表記しないのは、そのことによっていると思う。大嘗祭規定に関して、大宝令が淨御原令と異なるのは、「凡大嘗者。毎世一年、国司行事。以外毎年、所司行事。」の一条を加えた点にとどまるのではなかろうか。

大嘗祭は、その後もう一度、大きく変化する。即ち、桓武朝以降大嘗祭は即位儀と一体化するようになるので

ある。令の規定では即位儀の行事であった、中臣の寿詞奏上と、忌部の神靈奉獻が大嘗祭に移され、名称も践祚大嘗祭となる。これにともなって、毎年大嘗祭もまた、改めて新嘗祭と呼ばれるようになっていく。これが延喜式に見られる段階である。こうして、大嘗祭はその当初の構造から、8、9世紀を通して次第に内容を変えていくが、その理念を表す「食國」という語自体は、平安朝にも、伝統的に引き継がれるのである。

5.まとめ

以上、雜駁かつまわりくどく、わかりにくい文章を連ねてしまつたのであるが、ここで改めてその論旨をまとめれば、以下の通りである。

- 我が国においては、古くから地方豪族の服属儀礼としての食物供獻が一般的に行われてきたということが通説となっているが、具体的には、そのようなものが定期的に行われた痕跡は確認できること。
- それについては、贊の制度も同様であり、一部伴造系氏族の奉仕の伝承を有するものはあるにせよ、律令制下の貢賈進の制度は、基本的にはそう古く遡るものとは考えられないこと。
- そもそも、我が国においては、古くから忌火のタブーが強く存在しており、ウチツクニの外なる四方の国に對しては、素材として以外の食物供獻に関して、非常な抵抗感をともなっていたであろうこと。
- こうした古い王權構造の超克として登場するのが律令体制であり、その理念としての「王土王民」を具体化するものとして登場するのが、天武によって新たに開始された大嘗祭という祭祀であったこと。
- 大嘗祭とは、四方の国を代表するユキ・スキ両国の稻を、天皇が神として直接口にすることで、その支配を明示する祭祀であり、同時に、その後の豊明の宴において、供献された食物を、天皇とともに中央貴族が共食することによって確認する場でもあったこと。
- こうした大嘗祭に示される理念を示す和語としてうまれたのが、「食國」という語であったこと。そして、それは単に「天皇の知るしめす国」という一般的な意味にとどまらず、天武が「食し」、その後を受け継ぐ正統な天皇が「食す」国として理念されていたこと。
- 大嘗祭自体は、その後一世一回に縮小され、更に桓武朝以降、践祚儀へと内容を変えていくが、「食國」の語自体は、平安朝にも引き継がれていくこと。

実のところ、この小論を企図した当初においては、全く逆の結論を想定していた。即ち、「食國」とは、大化前代からの地方豪族の服属儀礼としての食物供獻の系譜を引くものであり、それを律令祭祀として再編したのが大嘗祭であろう、というものである。しかし、その後検討を進めば進めるほど、そのような予想は次々に否定せ

ざるを得ない結果となつた。改めて、自らの不明を恥じるしかないが、結論としては、以上の通りである。

ひるがえって考えると、そもそも古代において、我が国には「天皇（大王）が統治する国土」を表す語そのものが存在していない。それゆえ、漢語の「治天下」や「御宇」がそのまま使われるのであるが、それ自体外来語であり、また実態に即した語でもない。漢文體の中では使えて、和語表現とはなりえなかった。それに代わる和語としてうまれたのが、「食國」であろう。この語の史料上の初出は、前述した万葉集の「藤原宮之役民作歌」中であるが、まさか民間から出現したとは思えない。その由来を知ることは、今では不可能であろうが、たぶん7世紀末の宮廷内において、生まれたもの³⁴⁾と考えられる。そして、それ以外にそのような語が存在しなかつたため、以後の宣命や祝詞、和歌などの文體の文中において、平安朝にも引き継がれていった。しかし、「古今和歌集」には、もはや「食國」の語は、登場しない。というより、「食國」の語によって表現しうる対象そのものが存在しなくなつたといった方がよいのかも知れない。そうした意味では、この「食國」は、律令体制とともに成立し、その変質とともに消滅していく、まさに律令体制そのものを表す語であるといつてもよいであろう。

註

- 以下、本論で引用、参照した史料の出典については、特に断らない限り、原文通りである。
- 古事記・祝詞、日本書紀（上・下）、風土記、万葉集（一~四）、日本書紀記、以上、日本古典文学大系本（岩波書店）
- 統日本紀（前・後）、日本後紀、統日本後紀、日本文誠天皇實錄、三代實錄（前・後）、令義解、令架解（第一~第四）、類聚三才格（前・後）、延喜式（前・中・後編）、以上、新訂増補類聚大系本（吉川弘文館）
- 令義解神祇令に西祭節として載せるのは、仲春、祈年祭、季春、鎮花祭、孟夏、神衣祭、三枝祭、大忌祭、風神祭、季夏、月次祭、鎮火祭、道要祭、孟秋、大祓祭、風神祭、季秋、神衣祭、神寶祭、仲冬、相宵祭、頭廻祭、大嘗祭、季冬、月次祭、鎮火祭、道要祭、の6つは、それぞれ毎年2回行われるため、祭神社としては13社となる。
- 後述するように、神祇令では天皇即位後、一世一回のみ行われる大嘗祭（後の践祚大嘗祭）と、常例の毎年11月に行われる、いわゆる新嘗祭（この語にはない）を区別せず、ともに大嘗祭と呼ぶ。このため、大嘗祭らしいが、本論では令の規定に従い、特に別記しない限り、一世一回のみの大嘗祭を毎世大嘗祭、毎年の大嘗祭（新嘗祭）を毎年大嘗祭と表記する。なお、單に大嘗祭と書く場合は、その両者を意味すると言理解されたい。

- 神祇令では、攝帝の期間により、祭祀の種類を、大祀（一ヶ月）、中祀（3日）、小祀（1日）にわける。一方、延喜式卷1 神祇の實錄では、践祚大嘗祭を大祀、祈年、月次、神寶、新嘗、貢茂（この祭は8世紀にはまだない）等を中祀、以外を小祀と規定する。ただ、延喜式が践祚大嘗祭を大祀とするのは、後述するように、大嘗祭が践祚儀化する9世紀以降の事實をふまえたもので、令の規定で大祀であるのが明らかなのは、即位時の「祭御天神地紙」のみである。本来は、令では大嘗祭は中祀とされていたと思われる。いわゆる「祈年、月次、神寶の各祭」とならんで四時祭の中でも、重要視されていた。

- 統紀文元年8月庚辰条

- 國史大辭典（吉川弘文館）卷10 P 833「食國」の項。なお、執筆担当は川畠武胤氏。

- 7) 岩波古語辞典 P1423
 8) 同上 P1416
 9) 統紀和銅元年正月乙巳条。
 10) 越喜式巻8、祝詞、「大般祭祝詞」
 11) この点でも、國史大辞典の「食国」の解説は、この「をす」と「めす」を区別しないまま萬葉集の用例を示すなど、杜撰とも思われる記述の仕方をしている。
 12) 日本書紀上巻第二(欽明)、同上巻第三(敏達)、中巻第二十七(聖武)、下巻第三十八(孝謙)、の各項を参照。
 13) 日本書紀下巻第二十九。
 14) 記記等に見える神名、人名については、当然原文は漢字表記であるが、難解な文字も少なくなく、煩雜ともなるため、以下、特に必要な限りは基本的にカタカナ表記とした。ご了承願いたい。
 15) 紀神武即位前紀戊午年8月条、同年11月条、延行紀8年3月条、応神紀20年9月条、記中卷仁天皇条等。他に風土記にも見える。
 16) 納言式巻35 大次第に「六月神今食、稻八束、粟四束、用官田稻栗。春備村神祇。新嘗准此。」(P799)とある。
 17) この点については説があるが、種が「國」という語と関わるらしいことは、紀1巻の第3章、第11の二書(P100)で、ツクヨミ神をもてなそうとした食食(ウケモチ)神が、様々な食物を口から取り出す場面で「首ヲ崩ラシタ、國ニムカヒシカバ、則ナヨリ放出ス、云々」と述べていることも参考となると考えられる。
 18) 岩波古語辞典「新嘗」(P985)。なお、王權祭祀としての新嘗祭は、一般的な意味でのニイナメの祭りとは明らかに異なるものと考えるので、ここでは一般的な意味での祭りについては、ニイナメと表記して区別する。
 19) 越喜式巻4、伊勢太神宮、神田条 (P96)。
 20) 紀2巻、第9段第3の二書 (P156)。
 21) 越喜式巻1 月次祭条 (P24)、同祈年祭条 (P9)。
 22) 岩波古語辞典「費」(P986)。
 23) 國史大辞典巻10「費」(P833)。
 24) この点について、長屋王御跡から「長屋親王宮大嘗」と記された本筋が出土していることが目撃される(『長屋王御宅木簡』1991 吉川弘文館)。これについては、この時期、天皇のみならず、長屋王(親王)等皇室についても「費」資源が行われていたとする説と、天皇の費が分配されたものとする説があるようである。しかし、基本的に本來天皇に対するものとして認識されていることは間違いないであろう。
 25) 越喜式巻39 内膳司式 (P875~877)。
 26) 紀2巻 大化2年正月子年条 (P282)。
 27) 岩波古語辞典「阿ヘ」(P52)。
 28) これに対し、稚略朝以降になると、服属の臣として、屯倉獻上の記事が多出するようになる。
 29) 越喜式巻8「平野祭」祝詞 (P164)。
 30) 同上「祈年祭」祝詞 (P160)。
 31) 日本書紀中巻第七 (P197)。
 32) 越喜式巻2 每月例日火除火祭条 (P46)。
 33) 同上巻3 戸座条 (P68)。
 34) 同上巻3 行幸条 (P53)。
 35) 小義解巻3 賦役令主毛条 (P118)。
 36) なお、天平期には、これらの春に正税をあてていることは、正倉院文書にあたる時の正税帳から知ることが出来る(『大日本古文書正倉院編年文書卷1、卷2』、東京大学出版会)。
 37) この点について、越喜式に相嘗祭の幣物に、酒程として神税及び正税をあてている点が問題となろう。ただ、これについては、相嘗祭の性格をどのように考えるのかという問題があるし、また、この神税、正税についても、基本的にはそれぞれ所在する所の物があてられたと考えられるので、本論の趣旨に反するとは考えない。
 38) 言17 参照。
 39) 具体的には(折口 1954)、(柳田 1990c) 等。
 40) 言20 参照。
 41) 越喜式巻3 八十島奈条 (P53)。
 42) 越喜式の規定では、宮中神廟殿を祭場とすることとなっている。ただし、8世紀後期はどうであったかについては不明。
- 43) このエキ・スキの語については、延紀、主基(延喜式)を始め、様々な文字が用いられる。その意味については、スキに「次」の字が現れることからも、その意味が「次」であろうと推定されるが、エキについては確定しがたい。ここでは岩波古語辞典の「ユは、神聖なるもの(西)、キは酒。聖なる酒を奉る國の意」という説に従っておく。ただし、天武紀5年9月丙戌条に「肅恩、此をば豫既(エキ)と云ふ」と見え、或いは豫既の意味かも知れない。
 44) これら大嘗祭についての説明は、延喜式巻7 聖御大嘗祭による。
 45) 令集解巻7 大嘗祭の実況を参照のこと (P197)。
 46) 紀2巻 第9段第1の二書 (P146)。
 47) 造酒見と、エキ・スキ田とともに卜定される請役の一人で、当郡の郡司の一派の未婚の少女の中から選ばれる。エキ・スキ田の行事を始め、大嘗祭に開かれる主要な行事は、全てこの造酒見が手をつけてからなければ始まらない重要な役であり、その意味で興味深く存在するが、ここではこれ以上ふれることはしない。
 48) その次第については、延喜式巻7、聖御大嘗祭の即日平明条(P151)を参照。
 49) 同上 辰日条 (P155)参照、以下、巳、午の日も同様。
 50) 統紀和銅元年正月乙巳条。
 51) 同上 天平勝宝元年4月甲午条。
 52) 同上 神龜元年2月甲午条。
 53) 同上 康慶4年7月壬子条。
 54) 本稿脱稿後、森麻吉著「日本語の誕生—古代の文字と表記一」(2003 吉川弘文館)によると、藤原京城から「□御命受止食国内豪白」と書かれた宣命木簡が出土していることを知った。藤原宮造當後と思われるので、初出は思われないが、参考までに掲げておきたい。

引用・参照文献

- 以下の文献は、本論を執筆するにあたって、直接引用、もしくは参照した刊本によって。初出等が別にある文献もあるが、それらについては直接目にしておらず、また、一々表記するのも煩雑となるので、ここには掲載しなかった。ご了承願いたい。
- 石垣正之 1971 「日本の古代国家」岩波書店
 井上光貢 1984 「日本古代の王權と祭祀」東京大学出版社
 井上 真 1998 「日本古代の天皇と祭儀」吉川弘文館
 伊野部進一郎 1988 「記紀と古代伝承」吉川弘文館
 刈木美行 1991 「顧観小考—大宝令以前の食膳官司の形態一」史鑒25
 井本実一 1996 「即位の神話」「日本神話と王權」所収 大和書房
 石井忠熊、田辺精司、河野能平 1987 「天皇祭祀と即位禮について(座談会)」日本古代研究No300
 内田順子 2001 「大嘗祭御饌行引」の意義—9世紀行論—「祭祀と國家の歴史学」所収 塔書房
 宇野勝友 1985 「古代の食器の変化と特質」日本史研究No280
 梅田康廣 1994 「日本古代における「魚酒」の提供」金沢法第36巻1、2号
 横村利之 1999 「飲食儀礼から見た律令王權の特質」日本史研究No440
 横村利之 2001 「大嘗祭の衰と質の特質について」「祭祀と国家の歴史学」所収 塔書房
 大津 達 2002 「農業と日本王權」「天皇と王權を考える」卷3所収 岩波書店
 大貫寛美子 2002 「大嘗祭と王權—象徴人類學的考察」「天皇と王權を考える」卷5所収 岩波書店
 岡田耕司 1970 a 「大化前代の服飾儀礼と新嘗一食国(フスクニ)の背景—」「古代王權の祭祀と神話」所収 塔書房
 岡田耕司 1970 b 「律令的祭祀形態の成立」「古代王權の祭祀と神話」所収 塔書房
 岡田耕司 1970 c 「伊勢神宮の起源—外宮と度会氏を中心に—」「古代王權の祭祀と神話」所収 塔書房
 岡田耕司 1970 d 「天皇家始祖神話の研究」「古代王權の祭祀と神話」所収 塔書房
 岡田耕司 1983 「大王就任儀礼の原形とその展開—即位と大嘗祭—」日本史研究No245
 岡田耕司 1985 「神社の古代史」大阪書籍

- 岡田耕司 1992 「古代における宗教統制と神祇官司」「古代祭祀の史的研究」所収 塔書房
- 岡田耕司 1992 b 「宫廷祭祀論」「古代祭祀の史的研究」所収 塔書房
- 岡田耕司 1999 「古墳上の祭祀儀礼説について—祭祀研究の立場から—」国立歴史民俗博物館研究報告第80号所収
- 岡田往司 2006 「古代神祇系記と伴榮大社・宇佐八幡」「王權と神祇」所収 思文閣出版
- 小口雅史 1990 「日本古代における「イキ」の取扱について—田祖・出生・賀祖論／トート」「古代王權と祭儀」所収 吉川弘文館
- 小田雄三 1986 「古代・中世の出舉」「日本の社会史」第4巻所収 岩波書店
- 折口信夫 1954 「大嘗祭の本義」折口信夫全集第3巻所収
- 加茂正典 2008 「外宮三祭節由貴大御饌私注—「家」考—」皇學館大学 神道研究所紀要第16輯
- 川原秀夫 1987 「古代における祭祀統制とその実質」歴史学研究No.573
- 菊地照順 1998 「古代祭祀の基礎的考察—延喜式西時祭相賀祭条の検討—」法政考古学第20号
- 菊地照順 1998 「相賀祭の祭祀形態について」延喜式研究第15号
- 鬼頭清明 1987 「古代における山野河海の所有と支配」「日本の社会史」巻2 所収 岩波書店
- 鬼頭清明 1999 「長屋王家のしきみと生活」「木簡が語る古代史」(上下) 吉川弘文館
- 熊谷公男 2002 「持続の即位儀と「治天下大王」の即位儀礼」日本史研究No.474
- 倉林正次 1987 「嘗葉の研究（祭祀編）」おうふう
- 小松 肇 1991 「伊勢神宮内外両宮の祭祀構造—由貴大御饌神事に関する試論—」古代文化43-4
- 西郷崩崩 1999 「古代のと死・大地・祭り・魂・王權」平凡社
- 嵯峨井達 2002 「社会行幸と天皇の儀礼空間」「王權と神祇」所収 思文閣出版
- 佐藤 信 2001 「律令財政と諸國」「木簡が語る古代史」(上下)所収 吉川弘文館
- 志賀 順 1991 「日本の神々と建国神話」雄山閣出版
- 志田第一 1985 「古代民族の性格と伝承」雄山閣出版
- 中澤克昭 2002 「羽佩と王權」「天皇と王權を考える」巻3 所収 岩波書店
- 中村生雄 2002 a 「「貪食」の思想—天皇の祭祀と公民（オオミタカラ）統合一」「王權と神祇」所収 思文閣出版
- 中村生雄 2002 b 「即位儀礼—王の誕生と国家」「天皇と王權を考える」巻5 所収 岩波書店
- 中村英庸 1999 「古代祭祀論」吉川弘文館
- 長家理行 1998 「古代王權に於ける服属儀礼と諱」鹿児島市壇105号
- 長山泰三 1998 「古代國家と王權」吉川弘文館
- 西宮秀紀 1988 「律令制國家の〈祭祀〉構造とその歴史的特質—宗教的イデオロギー装置の分析—」日本史研究No.283
- 西宮秀紀 2001 「律令国家と奉幣の使—用語と規定及び全体の枠組を這って—」「祭祀と國家の歴史学」所収 塔書房
- 仁藤教史 1998 「古代王權と行幸」「古代王權と祭儀」所収 吉川弘文館
- 橋本利光 1991 「海幸山幸神話と伝承集団」国学院大学国文学会 日本文芸論 59号
- 福島秋穂 2002 「紀記の神話伝説研究」同成社
- 古川のり子 1991 「国體めと国土創成」国学院大学国語国文学会誌34号前之園亮一 1990 「筑水門と景行記食膳奉仕伝承と国體」「古代王權と祭儀」所収 吉川弘文館
- 松前 健 1986 「大和国家と神話伝承」雄山閣出版
- 松前 健 1996 「大嘗・新嘗祭と紀記神話」「日本神話と王權」所収 大和書房
- 真弓京忠 1978 「日本古代祭祀の研究」学生社
- 水林 麟 1991 a 「記紀神話と王權の祭り」岩波書店
- 水林 麟 1991 b 「大嘗祭の本義—八世紀のVerfassung または原天皇制についての一考察」法律時報63-7
- 水林 麟 2002 「古代神話のイデオロギー構成」「天皇と王權を考える」
- 卷4 所収 岩波書店
- 溝口睦子 1990 「神祇令と即位儀礼」「古代王權と祭儀」所収 吉川弘文館
- 溝口睦子 2000 「王權神話の二元構造—タカミムスヒとアマテラス—」吉川弘文館
- 三宅和朗 1984 「記紀神話の成立」吉川弘文館
- 三宅和朗 2001 「古代の神社と祭り」吉川弘文館
- 森田喜久男 1988 「日本古代の王權と羽羽」日本歴史No.485
- 守屋後彦 1988 「記紀神話論考」雄山閣出版
- 保田與重郎 2002 「校註民問」保田與重郎文庫27 新学社
- 柳田國男 1990 a 「日本の祭」「柳田國男全集13号所収 築摩書房(ちくま文庫)
- 柳田國男 1990 b 「神道と民俗学」同上所収
- 柳田國男 1990 c 「大嘗祭ニ闘スル所惑」同上所収
- 矢野建一 1988 「律令国家の祭祀と天皇」歴史学研究No.560
- 矢野建一 2000 「日本古代の「村社」と「官社」と「櫛廻」と「清掃」を中心として—」「村の中の古代史」所収 岩田書院
- 山尾幸久 1991 「延喜式」「の御費をめぐって」古代文化43-2・3号
- 山上伊豆母 1988 「古代祭祀伝承の研究」雄山閣出版
- 山本幸司 2002 「王權とレガリア」「天皇と王權を考える」巻6 所収 岩波書店
- 義江明子 1991 「古代の祭祀と女性・覚醒」日本史研究No.381
- 義江明子 2002 「古代女帝論の過去と現在」「天皇と王權を考える」巻7 所収 岩波書店
- 吉野裕子 1999 「祭の原理」慶友社
- 吉野裕子 2000 「天皇の祭り」講談社学術文庫
- 吉村武彦 1984 「仕事と貢献」「日本の社会史」巻4 所収 岩波書店
- 依田千百子 1992 「古代における朝鮮の食文化の日本への影響」国學院大学日本文化研究所紀要第69号
- 米沢 康 1992 「日本古代の神話と歴史」吉川弘文館

月夜野型羽釜の生産と流通

——地域限定流通の背景——

桜岡正信

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 月夜野古窯跡群の概要 | 5. 武藏型甕の生産と流通 |
| 2. 月夜野型羽釜の成立と系譜 | 6. 狹域流通の背景 |
| 3. 月夜野型羽釜の生産と供給 | 7. まとめ |
| 4. 小地域圏の形成 | |

——論文要旨——

羽釜は、9世紀代まで煮炊具の主体であった土師器の武藏型甕に代わって、9世紀末から10世紀初頭に成立する上野地域を代表する、基本的には須恵器系の煮炊具である。広域において齊一性の強い武藏型甕とは対照的に、羽釜は上野地域だけでもその器形・整形などの特徴にバラエティがあることから、幾つかの「型」が設定されている。上野南部には西毛地域を中心として「吉井型」「乗附型」(木津 1990)が、北部地域には「月夜野型」(中沢 1984)が分布している。また、南部の東毛地域には、実態が判然としないが月夜野型とも吉井型とも違う要素を持つ「東毛型」の存在が予測される¹⁾。

これらの羽釜相互の関係は、吉井型羽釜と月夜野型羽釜は、時間的には併行するが生産地と消費地を異にする地域差として捉えられているが、吉井型羽釜と乗附型羽釜・東毛型羽釜との関係は、地域差か時間差か未だ判然としていない²⁾。こうした混沌とした南部地域の羽釜と比較すると、月夜野型羽釜は器形・整形が独特で時間的な形態変化もある程度把握され、月夜野古窯跡群という限定された窯跡での生産と北部地域限定の分布が想定できることから、その流通圏の把握と流通システムが解明できる可能性を秘めている。

土器流通圏の形成とそのシステムについては、古墳時代の土器流通モデルが先学諸氏によって提示されているが、その多くが儀礼祭祀の場で使われる环を対象としたものであり、日常生活に密着した煮炊具にそのまま当てはめられるとは考えにくい。まして、律令体制の確立によって変革された社会の中で出現する、月夜野型羽釜の狭域流通を説明するにあたって、古墳時代に想定されている流通システムをそのまま援用してよいものか判断できない。

そこで、ここでは羽釜の中でも月夜野型羽釜という地域限定羽釜を素材として取り上げ、その成立過程と系譜、生産と供給それぞれを先学の研究を参考にしながら再検討し、そこから地域圏形成の過程と背景を考える。そしてこの地域圏形成の意味と土器生産・流通との密接な関係を示し、古代の土器生産・流通システム解明への布石としたい。

キーワード

対象時代 平安時代

対象地域 群馬県及び隣接県

研究対象 月夜野型羽釜・吉井型羽釜・東毛型羽釜・武藏型甕・ロクロ甕・地域限定流通(狭域流通)・広域流通

1. 月夜野古窯跡群の概要（第1図）

月夜野古窯跡群は、大峰山から伸びる丘陵を利用した窯跡群であり、利根川と赤谷川合流点より上流側の利根川右岸の比較的狭い範囲に立地している（第1図）。これまでに山崎義男氏（山崎 1941）や井上唯雄氏（井上 1973）によって調査が行われ、その後、大江正行・中沢 悟両氏によって研究が進められてきた（大江・中沢 1985）。その結果、洞A、沢入A、深沢B・C、須磨野A、真沢A、水沼Aの7支群で窯体の存在が確認され、出土遺物が紹介してきた。また、上越新幹線工事に伴って調査された蔽田遺跡では、粘土探掘坑を始めとして須恵器工人の存在を示す資料が確認されており、近くに蔽田A支群が想定されている。これらの窯跡群は、立地基盤の違いから大きく2群に捉えなおすことができる。それは、石英安山岩質凝灰岩地帯に立地する須磨野A、深沢B・C、水沼A、真沢A各支群と、緑色凝灰岩地帯に立地する沢入A、蔽田A、洞A各支群である。各窯跡群の概要については、「月夜野古窯跡群」（大江・中沢 1985）に詳しいが、各支群の生産時期の関係について蔽田遺跡などの検討項目を併せて、簡潔にまとめておきたい。

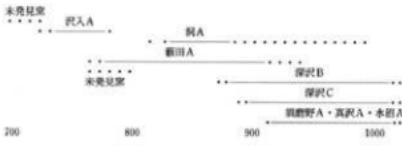
上野北部地域では、現在のところ8世紀第2四半期に操業が確認されている沢入A支群が最も古い段階のものである。しかし、村主遺跡からは7世紀末から8世紀初頭の須恵器坏が出土しており、これが胎土の特徴から在地生産品である可能性が高く、この地域でも7世紀末から8世紀初頭には須恵器生産を開始していたと見られるが窯跡は未発見である。8世紀第2四半期に生産を開始した沢入A支群は、8世紀後半には生産を停止し、代わって8世紀末から9世紀前半には洞A支群と蔽田A支群が本格的な生産を開始し、洞A支群は9世紀後半まで、蔽田A支群が10世紀前半まで生産を継続した。洞A支群が生産を停止する時期と前後して深沢B支群が、やや遅れて深沢C支群が生産を開始し、10世紀になると須磨野A支群、真沢A支群、水沼A支群が加わる。これに10世紀代にも生産が想定される洞A支群4号窯跡を含めると、10世紀代には7支群が須恵器生産をしていたことになる。こうした月夜野窯跡群の生産が消費地でどのように捉えられるのか、沼田市の戸神諏訪遺跡を例に見てみる。

（三浦 1990）。戸神諏訪遺跡の集落展開初期の8世紀後半には、沢入A支群の製品が供給され、9世紀第1四半期には蔽田A支群の製品と未発見の窯跡の製品が、第2四半期から第3四半期の時期には蔽田A支群の製品が供給されている。そして9世紀末になると蔽田A支群以外の製品、おそらく深沢の製品が供給されたと考えられる。こうした供給のあり方から、それぞれの時期の主体的生産をした窯跡がある程度推定される。つまり、8世紀中から後半段階は沢入A支群、9世紀代が蔽田A支群、9世紀末以降10世紀代は深沢B・C支群が主体的生産をし



1. 水沼支群 2. 真沢A支群 3. 深沢B支群
4. 深沢C支群 5. 須磨野A支群 6. 沢入A支群
7. 蔽田A支群 8. 洞A支群

第1図 月夜野古窯跡群（国土地理院 1:50000）



月夜野古窯跡群の操業模式

ていた可能性が高いのである。

上図のように、7世紀末以降11世紀まで一地域において発展的に連続的須恵器生産が行われたように見えるが、大江・中沢両氏によれば月夜野窯跡群は各窯跡の関係が技術的に不連続であり、前段階において未開発地域に開拓されているという特筆すべき点があるという。各窯跡群の技術的な不連続については、沢入A支群が東海系、続く洞A支群が秋間系であり、これに一部併行しながらも後続する蔽田遺跡は、秋間系の技術をベースに、新たな要素として東北地方の工人の関与を想定している。また、未開発地域での開拓について、北毛地域での

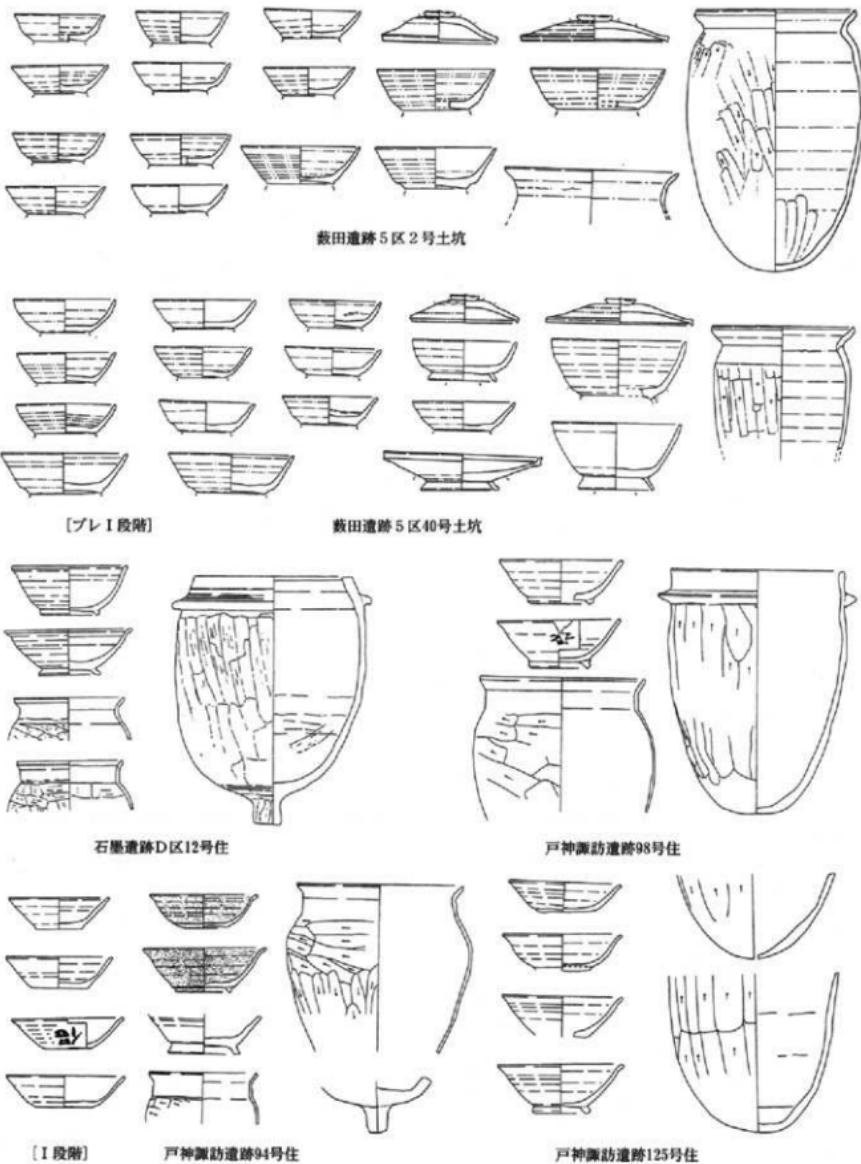
須恵器生産は本来古墳時代に開発が進んだ後田遺跡などの地域こそふさわしい場所であるにもかかわらず未開発地域で開窯することは、生産を支える地域盟主的存在が希薄であることが原因であるとし、開窯そのものが国家的設置ではなかったかとしている（大江・中沢 1985）。

2. 月夜野型羽釜の成立と系譜（第2図～第7図）

月夜野型羽釜の特徴は、中沢氏の定義によれば、器形が「鶴の付く地点を大きな変換点として、口縁部が立ち上がりしていく」点と、「鶴より下の整形が基本的にヘラ削りによってなされており、このヘラ削りはほぼ直線でしかも底部付近から口縁部に向かって行われている」ということになる（中沢 1984）。このような特徴の月夜野型羽釜は、資料の集積に伴って器形と整形にバラエティがあることがわかり、中沢氏らによってそれが時間的変遷として捉え直されている。中沢氏は村主遺跡の羽釜を分析し、器形と整形をもとに4段階の変遷を提示している（中沢 1986）。これに対して三浦京子氏は、中沢氏の変遷観を踏襲しながら、戸神諏訪遺跡の羽釜を土器変遷のVI～IX段階までの4段階に位置づけ、これを中沢氏の第1段階より以前にVI・VII段階、第1段階に併行するものとしてⅥ段階、第1段階と第2段階の間にIX段階を設定している（三浦 1990）。これは月夜野型羽釜が、単純に7段階の変遷が捉えられるというわけではない。それは、中沢氏が羽釜そのものの変遷を提示したのに対して、三浦氏は土器総体の段階設定の中に羽釜を位置付けたものであり、同じステージでは単純に比較できないからである。ただ注目されるのは、中沢氏の第1段階以前に、必ずしも第1段階の月夜野型羽釜の概念に当たらないような羽釜が存在していることである。したがって本稿では、中沢氏の4段階変遷に三浦氏が中沢氏の第1段階に先行するとした羽釜を加えたI～Vの5段階（第2図～第4図）として捉えておきたいが、中沢氏の第3段階と第4段階の羽釜の変化は急激であり段階の欠落が想定されることから、将来的にはさらに段階の設定が可能となろう。月夜野型羽釜の初源段階とした第1段階の資料には、戸神諏訪遺跡94・98・125号住居などがある。この最古段階の資料の中で注目したいのは、98号住居出土の丸底の羽釜である（第2図）。類似の羽釜は、水上町の北貝戸遺跡8号住居などからも出土例がありこれが例外的な資料ではない。低部が丸底である以外は、プロポーション、外輪整形とともに月夜野型羽釜の特徴を持っており、月夜野型羽釜の一形態を見て差し支えない。月夜野型羽釜が須恵器系の煮炊具であることは、須恵器窯跡から出土することや還元焰焼成の羽釜が存在することから明らかであり、前段階に主体的であった武藏型壺をベースとして成立することは考えられない。本来、上野の須恵器工人は、西毛・東毛・北毛の地域を問わず丸底の長胴壺

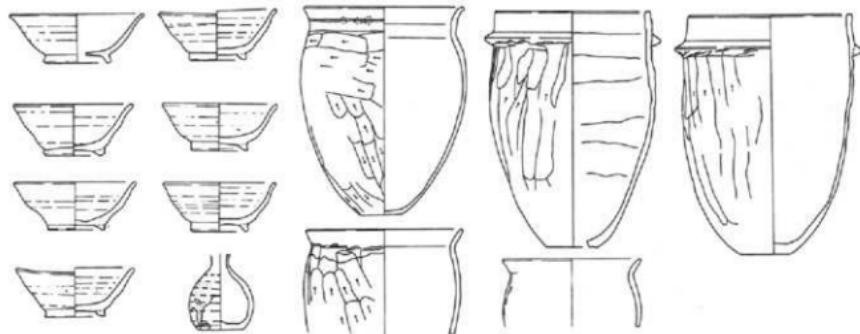
という器種を持たず、まして煮炊具生産の伝統はなかった。それが、10世紀を前後する時期に突如として、羽釜という特異な形態の煮炊具を成立させているのである。その特異な形態の出自とともに、ベースとなる須恵器系の煮炊具があったと考えた方が理解しやすいのではないだろうか。そこで参考となるのが、第2図でⅠ段階とした蔽田遺跡5区2号土坑や6区1号住居（第6図）などから出土している丸底の長胴壺（クロコ彌）である。これらの資料には、外面に平行叩きを持つものもあるが、月夜野型羽釜と同様に縦位のヘラ削りを施すものもある。これらの資料は9世紀代のものであり、羽釜の成立時期に先んじていることは明らかである。特に、蔽田遺跡5区2号土坑出土の長胴壺は、肩部より下位のプロポーションが戸神諏訪遺跡98号住居出土の丸底の羽釜（第2図）と良く似ている。また、この丸底の羽釜と同遺跡46号住居出土の月夜野型羽釜（第3図）は、平底であること以外相似形であることがわかる。さらに、この丸底の長胴壺に羽釜最大の特徴である鶴を付けるという発想は、鶴が成立段階すでに機能的でないことから、後述するような鉄釜の持つ希少性と先進性的象徴として採用されているのではないだろうか。資料的に少ない中で結論を急ぐ必要はないが、月夜野型羽釜の成立には、丸底の長胴壺が重要な役割を果たしていると言えよう（第5図）。

ではこのような丸底の長胴壺は、いかなる系譜で出現するのであろうか。これらの資料を出土している蔽田遺跡は、前述のように蔽田A支群で須恵器生産をした工人の集落と見られている遺跡である。蔽田A支群は同地域で操業した洞A支群と時期的には重なりながら後続する支群であるが、秋間系とされる洞A支群の技術系譜にストレートに乗っていないという。瓦の叩き目の系譜、左回転の製品の多さ、体部下半のヘラ削り、縦輪整形の長胴壺などの存在から、福島県などの東北系工人の関与が指摘されている窯跡である（大江・中沢 1985）。しかし、第6図に示したように福島県地帯は、陸奥型壺という平底系の壺の卓越する地域であり、丸底系の壺は北信型壺や北陸型壺（越後型）など日本海側に特徴的なものである。蔽田遺跡の丸底の長胴壺は、口縁部形態から東北地域との関連よりも新潟県などの北陸地帯との関連を想定した方が良いだろう。この北陸との関係については、魚沼郡地域に上野産須恵器や土師器が搬入されているだけでなく、上野系の技術による須恵器生産も想定されている。（坂井 1991）蔽田遺跡6区1号住居の叩きのある長胴壺（第6図）などは、他の集落へ積極的に供給された形跡がなく、工人自らが使用するためのものと考えられる。したがって技術の伝習などによるものではなく、蔽田遺跡の成立には、北陸系工人が直接的に関与した可能性が高いのである。この工人たちが持ち込んだ丸底の長

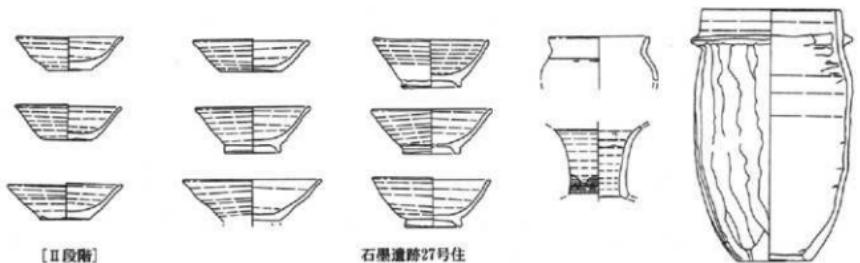


第 2 図 段階設定(1)

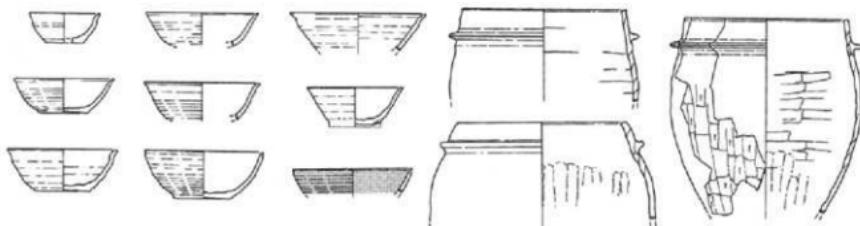
(1/6)



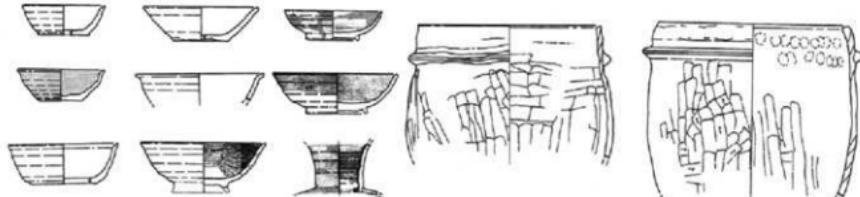
戸神原跡46号住



石墨遺跡27号住



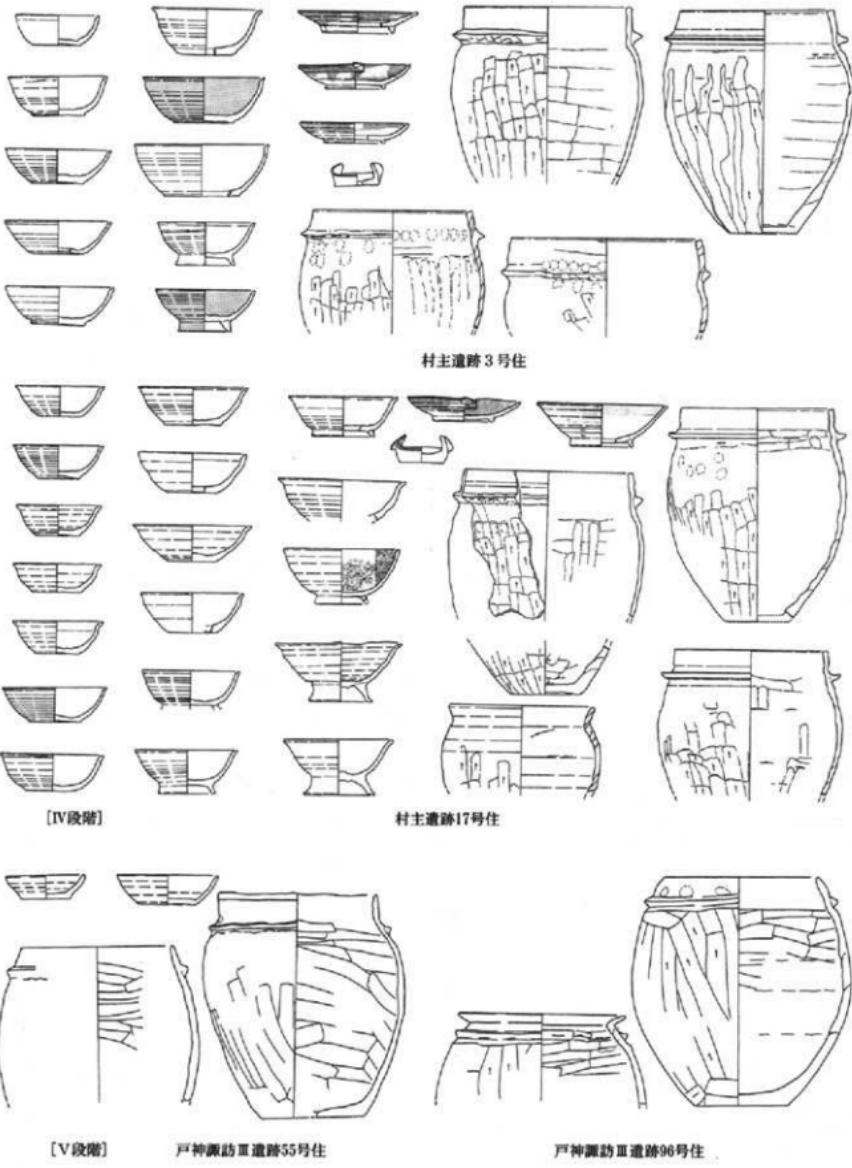
村主遺跡5号住



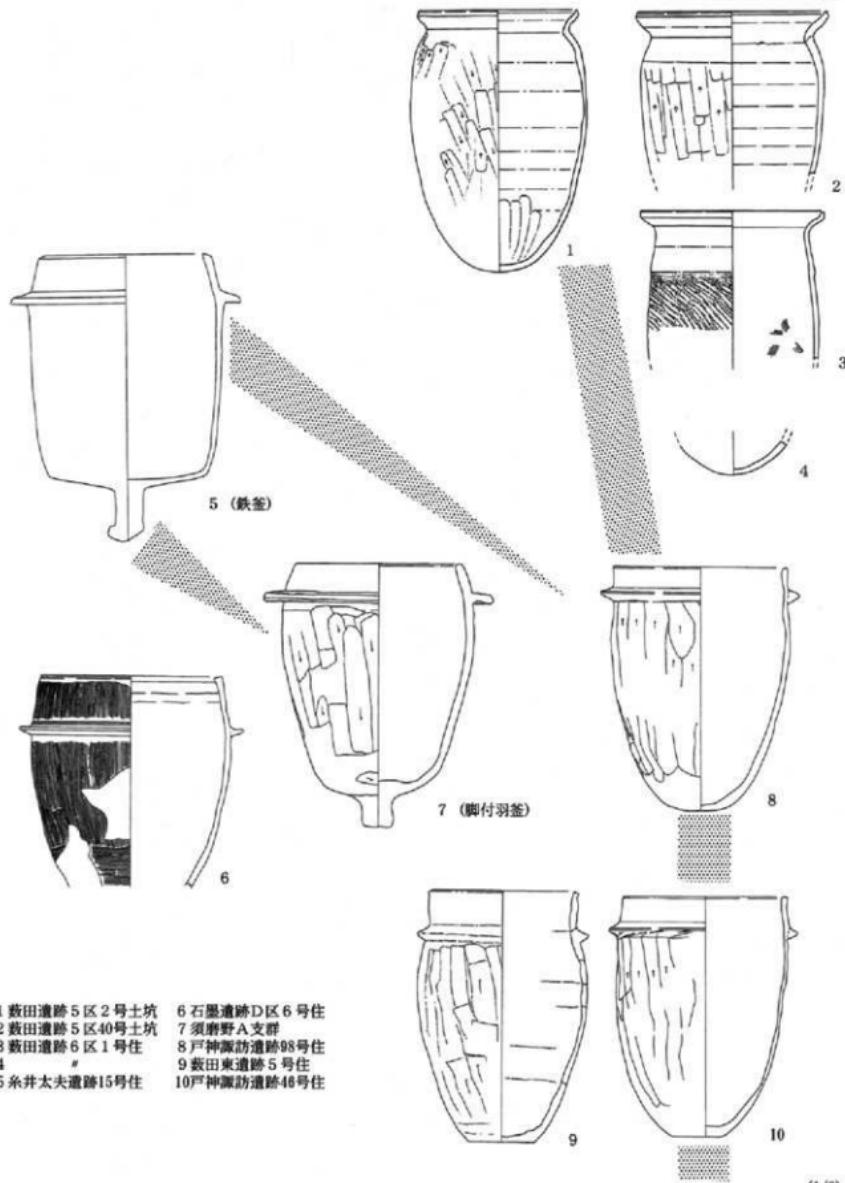
村主遺跡7号住

第3図 段階設定(2)

(1/6)

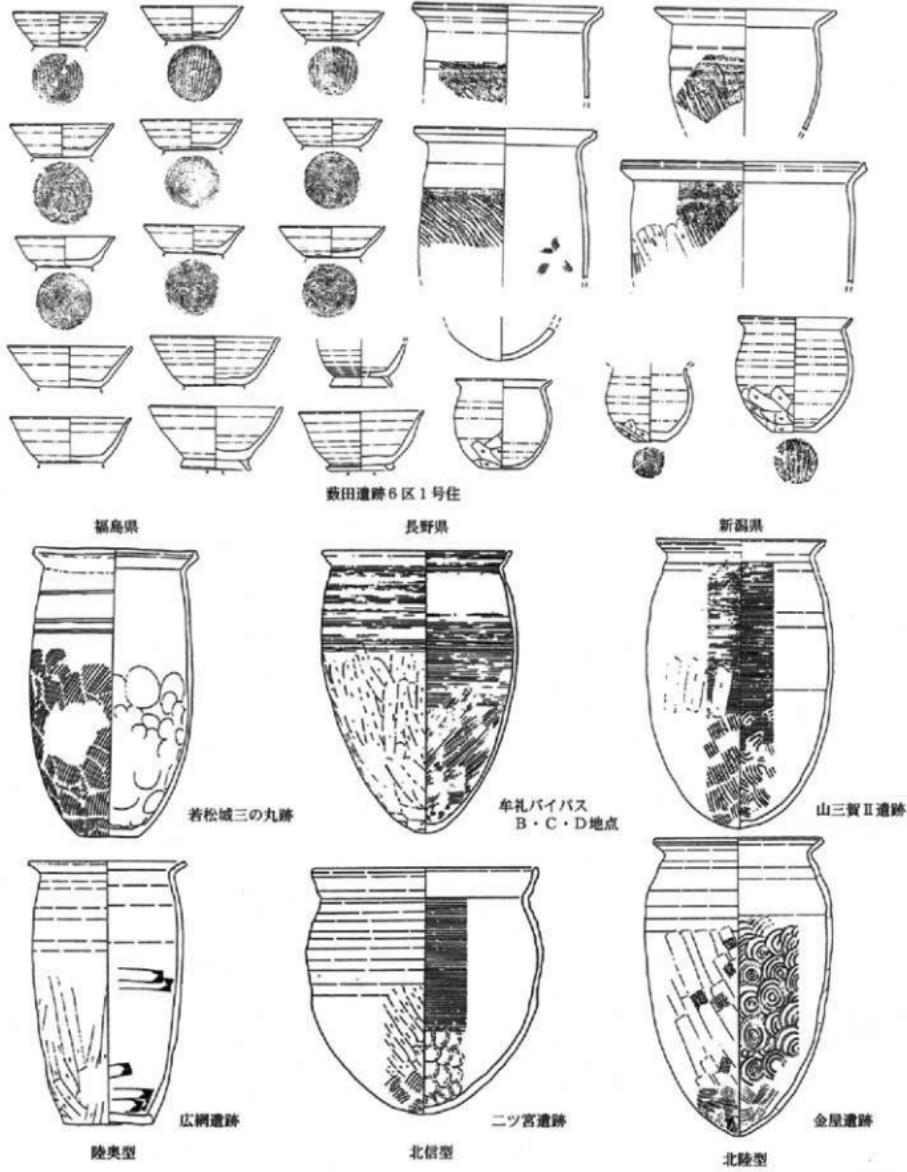


第4図 段階設定(3)



第5図 月夜野型羽釜の成立過程

(1/6)



第6図 月夜野型羽釜の系譜

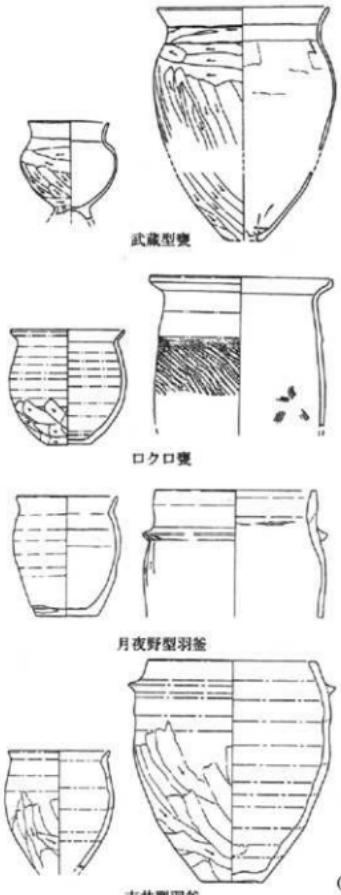
(1/6)

副型を形態的・技術的ベースとして次世代を担う羽釜が成立したと見ると理解がしやすいのではないだろうか。

こうした羽釜成立のプロセスは月夜野型羽釜だけのものではなく、吉井型羽釜も中部地域に出自のあるロクロ甕をベースとして成立している可能性がある。吉井型羽釜の成立前段階にロクロ甕技術もすでに群馬県に導入されており、このロクロ甕と吉井型羽釜は整形技法だけでなく、胴部下位のプロポーションも類似している。また、第7図のように、9世紀代の武藏型甕と小型台付甕のセットに代わるものとして、10世紀代には羽釜と小型ロクロ甕がセットになることからも両者の関係は明らかであろう。

東毛型羽釜に関しては、出土数があまり多くないので実態が捉えにくいが、成形形・胎土・焼成共に土師器に近い特徴があり、東毛地域への吉井型羽釜の供給が西毛地域に比較して十分ではなかったために、それを補うために土師器工によって生産された羽釜であった可能性がある。

ここで第I段階の様相の一つとして「脚付羽釜」について触れておきたい。中沢氏は脚付羽釜について、「羽釜の底部に支脚のついた羽釜である」とし、器形、口唇部形状、胴部へラ削りの方向などの相違点が多く、「月夜野型羽釜と脚付羽釜は、近似しているようにも見えるが、多くの点において異なっている」として月夜野型羽釜の範疇には含めていない（中沢 1986）。この脚付羽釜は、前述のように月夜野古窯跡群中、4支群で生産された可能性があるが、大量に生産された形跡はなく、還元焰焼成されているものが多いことから羽釜成立の初期に位置付けられるものである。石墨遺跡D区12号住居（第2図）からは、武藏型甕と共に完形の脚付羽釜が出土していることが位置付けの傍証となる（第2図）。三浦氏は、脚付羽釜を含む初源期の羽釜を検討し、羽釜の源流として「5世紀後半に朝鮮半島から伝来した竈具の竈戸に求めるのが妥当」との考えを提示し、こうした祭祀器具が日常用品に転化していく過程は不明としながらも、特に鉗のしっかりとした脚付羽釜については、「長野・山梨県などの鉗のしっかりした羽釜と関連」する可能性を指摘している。また、長野県更埴市の馬口遺跡出土の鉄釜との形態的類似性をもって、こうした鉄釜との関連のなかで「羽釜生産開始の模索の中から生まれたものの一つ」という見解をも提示している（三浦 1990）。これまで確認されている脚付羽釜は、①口縁端部が丸く、②鉗は比較的長くやや下向きに付けられ、③胴部下半に張りがあり、④胴部へラ削りが鉗から下方に向かう、⑤脚端部が平らで一方に傾くなどの点で共通している。こうした特徴が何に起因するものであるのかは、馬口遺跡の資料と良く似た資料の、昭和村の糸井太夫遺跡14号住居出土鉄釜（第5図）の形態と比較すると大半が理解できると思



第7図 煮炊具のセット関係

う。この鉄釜は羽釜成立後のものであるが、脚付羽釜は前段階に存在したと予測されるこのような希少な鉄釜を忠実に模倣して成立した可能性が高いのである。しかし、その生産量は極めて少量・短期間で終了した可能性が高く、最終的には月夜野型羽釜に収斂していったのである。上記丸底の羽釜が、すぐに平底化して月夜野型羽釜が成立するとの同様に、新たな器種が誕生する段階の試作品的な位置付けで理解すべきであり、三浦氏が指摘した（三浦 1990）ように、まさに模索の産物とすることができるのである。

3. 月夜野型羽釜の生産と供給（第1表）

月夜野古窯跡群8群の中で、羽釜が成立する9世紀末から10世紀初頭段階で操業している窯跡群は、蔽田A、須磨野A、真沢A、水沼A、深沢B・Cの各支群および洞A支群4号窯と考えられる。この中で、須磨野A支群、真沢A支群、洞A支群4号窯は、資料中に脚付羽釜が確認されていることからその生産をしていたとされているが、月夜野型羽釜そのものの生産は未確認である。また、蔽田A支群の工人集落の一部と見られる蔽田東遺跡の第3群粘土採掘坑からは、脚付羽釜と考えられる羽釜が出土している。この羽釜が洞A支群などからの搬入品でないとすれば、蔽田A支群でも10世紀前半の時期に脚付羽釜を生産した可能性が高い。この脚付羽釜は、形態的バラエティがなく、形態変遷が追えるほどに長期間にわたって生産された可能性は少ないものである。また、還元焰焼成したものが多く、成立初期の段階のものである。

一方、同様に成立初期の戸神諏訪遺跡98号住居出土の月夜野型羽釜は、胎土の特徴が深沢C支群に近いので、上記の支群すべてが羽釜の生産を一齊に開始したように見える。しかし、深沢B・C支群及び水沼A支群以外の窯跡では、いわゆる月夜野型羽釜の生産を確認することができない。中沢氏によれば、月夜野古窯跡群の胎土はその基盤となる層の違いで2群に分けることが可能で、その最大の違いは石英安山岩質凝灰岩地帯の胎土には、1~2mmの大の石英粗粒が多く、緑色凝灰岩地帯の胎土にはこの石英粗粒がほとんど入らないことであるという（中沢 1986）。この観点から観察してみると、月夜野型羽釜の胎土には石英粗粒を多く含むものが多いことに気づく。このことは石英安山岩質凝灰岩地帯の窯が、羽釜を主体的に生産していたことを裏付けるものである。この地帯で月夜野型羽釜の生産が確認されているのは、現在のところ深沢B・C支群だけである。しかし、脚付羽釜の出土している須磨野A支群、真沢A支群が月夜野型羽釜を生産しなかったとは即断できない。それは、村主遺跡3号住居出土の羽釜では、石英粗粒を多量に含む胎土の羽釜が主体を占めているが、少數例石英細粒を少量含むものとまったく含まない羽釜が存在しているのである。こうした資料の存在は、緑色凝灰岩地帯に立地する洞A支群や蔽田A支群などでも月夜野型羽釜の生産が行われた可能性を示唆するものであり、10世紀初頭の段階で脚付羽釜の生産を立ち上げた支群は、その後生産量の多寡は不明であるが月夜野型羽釜の生産を担っていたと考えるのが自然であろう。

月夜野型羽釜の主体的生産を担ったのは、石英安山岩質凝灰岩地帯の窯跡であることは確実であり、その最有力候補が深沢B・C支群である。しかし、これらの窯跡出土資料から各段階の生産量の推移は確認できないため消費地での傾向から生産量の推移を見てみる。第I段階

第1表

遺跡名	市町村	I段階	II段階	III段階	IV段階	V段階	備考
北貝戸遺跡	水上町						丸底
蔽田遺跡	月夜野町						脚付
蔽田東遺跡	月夜野町						
村主遺跡	月夜野町						脚付
洞1・II・III遺跡	月夜野町						脚付
後田遺跡	月夜野町						脚付
大熊遺跡	月夜野町						
豊の木平遺跡	月夜野町						
城平遺跡	月夜野町						
前中原遺跡	月夜野町						
羅沢遺跡	月夜野町						
大竹遺跡	月夜野町						
高平遺跡	月夜野町						
石黒遺跡	月夜野町						脚付
戸神諏訪遺跡	沼田市						脚付・丸底
戸神諏訪田遺跡	沼田市						古井型
下川田下原遺跡	沼田市						
町田上原遺跡	沼田市						
町田手古又遺跡	沼田市						
西谷毛勝遺跡	沼田市						
赤坂遺跡	沼田市						
網原遺跡	沼田市						
糸井宮前遺跡	昭和村						吉井型
森下中田遺跡	昭和村						吉井型
糸井夫太遺跡	昭和村						鉄釜
白井二屋遺跡	子持村						吉井型
五十嵐遺跡	中之条町						
天代瓦窯跡	中之条町						
久宮間戸遺跡	沼田市						
久保遺跡	沼田市						
田中II遺跡	沼田市						吉井型
有馬遺跡	沼田市						吉井型
貯海戸遺跡	柳原東村						
道城遺跡	吉岡町						吉井型
大久保A遺跡	吉岡町						吉井型
北原遺跡群	馬鹿町						吉井型
桑上遺跡	群馬町						吉井型

の羽釜は未だ少數しか確認されず、出土量の増えるのは第II段階から第IV段階までである。月夜野型羽釜が主体的に供給された遺跡の多くで、第II段階から第IV段階の製品が連續的に供給されていたことが確認されており、この間は安定的に供給がされたことがわかる。中沢氏が第I段階とした時期は、月夜野型羽釜の量産体制が整い、安定的な供給が達成された段階を捉えていたのであろう。また、遺跡数の増減があり明確でないため即断はできないが、第II段階で安定的に生産が開始された以後、第III段階～第IV段階に際立った増産が図られた様子は見られず、第V段階では急速に縮小している。こうした傾向は、後述する分布地域の広がりでも確認されることであるが、月夜野型羽釜は、成立当初から限定された供給地域に向けて必要量が生産されたものと考えられ、他地域への供給までも視野に入れた生産体制をとっていたと考えられる。

4. 小地域圏の形成

月夜野型羽釜の出土が確認できた遺跡は、第8図に示

したとおりである。これまで中沢氏や三浦氏が指摘していたものと基本的に変わるものではない(中沢 1986、三浦 1990)。生産地を控えた沼田市・月夜野町・水上町は、吉井型羽釜の出土例は管見に触れたものは沼田市の戸神諏訪遺跡の1例しかなく、基本的に月夜野型羽釜だけが供給された地域である。同地域に隣接する川場村には出土例が確認できていないが、調査事例がないことから未確認なのであり本来は月夜野型羽釜が供給されたはずである。また、吾妻郡の中之条町では月夜野型羽釜だけが確認されているが、長野原町では吉井型羽釜が出土しているので、必ずしも吾妻郡全域が月夜野型羽釜の供給地域ではなかった。南部地域への通路に当たる昭和村・手持村は月夜野型羽釜が主体的であるが、吉井型羽釜の出土も確認されている。これより南部地域では、渋川市久

宮戸遺跡2号住居・久保遺跡2号住居・棟東村倉海戸遺跡1号住居・吉岡町道城遺跡1号住居・大久保遺跡I区106号住居・群馬町北原遺跡99号住居などで出土が確認できるが、これらの地域はあくまでも吉井型羽釜が主体であり、月夜野型羽釜はごく少量が出土するだけである。この他、新潟県六日町の金屋遺跡からは、月夜野型羽釜と見られる羽釜が55個体出土していることが知られていたが、三浦氏が実見したところでは、技法などについては同類と見られるが、胎土が異なっているとのことであり、搬入されたものであるかどうかが証明は得られていない(三浦 1990)。また、技術的に類似する羽釜は、秋田県大森町の下田遺跡からも1個体出土しているが、胎土・焼成の他、口唇部形状と底部の大きさに違和感があり、月夜野型羽釜との関連は想定されるものの在地生産



第8図 月夜野型羽釜の分布

された羽釜とするのが妥当であろう。

このように見ると、月夜野型羽釜が主体的に供給された地域は、吾妻川と利根川合流点から北側の地域に限定することができようである。この限定地域においては、月夜野型羽釜の供給された地域は、量段階の第II段階から第IV段階まで、とくに大きな違いがあるとは考えにくく、成立当初からその供給地域が限定されていたと考えられるのである。

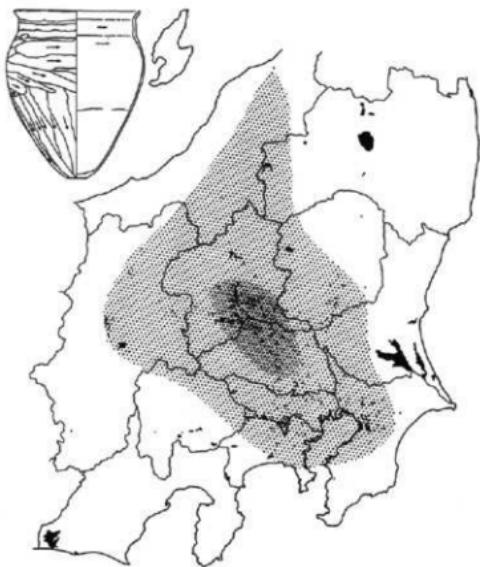
吉井型羽釜の分布は、田中広明氏によつてかなり広範囲の分布が確認されているが（田中・末木 1997）、私の調査と合わせてみると、群馬県の西毛を中心として北は前述の吾妻川と利根川合流点より南部の地域から、南は武藏北部の中堀遺跡を中心とした児玉・賀美郡までの分布が確認できる。西は佐久市までは確実に分布し、更埴市では類似する羽釜の存在は確認できるものの、基本的には信濃独特の羽釜が分布している。また、東では東毛地域はほぼ全域が分布地域を見ることも可能であるが、出土量は西毛と比較すると明らかに少なく、この地域には東毛型羽釜とも言うべき羽釜が一定量共存している。下野では足利市と国分寺町で2例の東毛型羽釜類似の羽釜を検出したほか、鹿沼市で地盤に鰐を受けたような独特の羽釜の存在を確認しただけで、吉井型羽釜の確実な出土例は未検出である。このように吉井型羽釜は、国域を越えて信濃東部から武藏北部まで分布しているが、その中心地域は現利根川西岸から綿川流域があり、周囲に比較的広い範囲の周辺地域を形成しているように見える。

こうした比較的広域分布する吉井型羽釜やこの羽釜と補完的に分布する東毛型羽釜と比較すると、月夜野型羽釜は上野北部地域に明らかな小地域圈を形成している。

5. 武藏型甕の生産と流通

小地域圏流通の月夜野型羽釜との比較材料としては、前段階に広域流通していた武藏型甕^②を取り上げるが、この甕については別稿（桜岡 2003）を用意しているので、ここではその概要について述べたい。

武藏型甕は福田健司氏が南武藏の資料を用いて設定したもので、「8世紀第3四半期を中心とする時期に出現する、口縁部が「く」の字状で、頸部下から胸部上半を斜方向、胸部中央から底部にかけて縱方向にヘラ削りをする、非常に薄い赤褐色の甕」と定義された（福田 1978）。しかし、この定義は一連の組列として認識される器形変遷の部分を切り取って設定されたもので、武藏型甕の全容について示したものではない。したがって、武藏型甕



第9図 武藏型甕の分布と中心地域

を型式学的に連続する一連の組列として認識した場合（鈴木 1983）、その出現は7世紀中頃まで遡って考えることが可能である。この武藏型甕は、出土量の問題はあるが遅くとも8世紀前半には広域分布を達成しており、南武藏での出現として捉えられた8世紀中頃以降9世紀後半までの間、北は越後南部、東は下野南部、南は下総・南武藏から相模東部、西は信濃東部に及ぶ最大の広域分布を示す（第9図）。これが、10世紀前半には一気に分布圏が狭くなり上野南部から北武藏の地域に収斂する。この収斂する時期の分布域が武藏型甕の中心地域であり、生産地域と考えられるのである。この地域は武藏型甕の成立する前段階には「有段口縁坏」の中心地域と認識されている地域であり（田中 1986、長谷川 1995-2）、この時期的に連続する両者は同一地域で生産されたものであろう。

武藏型甕の生産については、一元的生産・流通と、地域生産の併存（長谷川 1996-1）や小地域生産（田中・末木 1997）などいくつかのモデルが出されているが、武藏型甕の器形・整形・胎土・焼成の均質性は、少なくとも小地域生産で達成されたとは考えにくく、特定地域で大量生産されたものが広域に流通したものと考えている。一例を上げるならば、上野北部地域は7世紀末まで、古墳時代的な厚手で白く発色する粘土を用いた器面をナデ

整形する焼を使っていた地域であるが、そこに8世紀を前後する時期に突如として薄手で赤褐色の武藏型甕が出現する。これは、坏にについても同様に内面黒色厚手の「後田型坏」から赤褐色薄手の「北武藏型坏」への転換が図られている。この器形・胎土・焼成等の違いは明瞭で、武藏型甕がそれまでの上野北部の土師器生産の延長上で生産されたとは考えられず、北武藏型坏とともにその大半が南部地域から供給されたと考えるのが妥当である。

この広域供給を可能とするような土師器の大量生産に関しては、上野南部地域の伊勢崎市波志江中宿遺跡や光仙房遺跡などで相次いで発見された4世紀後半と6世紀後半の大規模な粘土探掘坑の存在が一つの証明となるう。

この大量生産・広域流通のシステムを明確には描き出しができないが、武藏型甕の継続的かつ多量に供給された遺跡が、上野国府周辺や生産地から離れた武藏国府周辺に顯著であることや、成立と展開の時期を考慮すると、官主導の物資集中と地域供給という流通形態の存在が予測される。しかし、武藏型甕の旧国域を遙かに越えた一方通行の広がりは、官主導の流通だけでは説明できず、まして他地域との交流や交換とその再分配といった相互通行の流域でも説明しきれない。したがってそこには古墳時代後期に有段口縁坏を広域に供給させたような在地首長層のネットワークを背景とした、高機能製品としての武藏型甕の商品的流通をも想定すべきではないだろうか。ただし、武藏型甕が広域に流通したのは、その高機能性ゆえだけではなく、セットで生産された金属器指向（暗文土師器坏指向）の北武藏型坏が（長谷川1996-2、桜岡1991）、時代に即したものとして広域に受け入れられたことがあげられる。逆に武藏型甕が9世紀後半以降衰退した要因は、供膳具が金属器指向から磁器（施釉陶器）指向へと変化したこと、金属器指向土師器坏への需要減少の影響を考慮する必要があろう。

6. 狹域流通の背景

月夜野型羽釜の分布から捉えた小地域圏は、10世紀後に新たに形成されたものではなく、古墳時代にすでに形成されていた地域圏が、律令制地域支配が強緩していく過程で再度鮮明化したものであろう。古墳時代の地域圏とは、上野北部のいわゆる「後田型坏」に象徴される南部地域とはまったく異なる規範の土器を使用した範囲である。「後田型坏」は、白色系粘土を使用した厚手の内黒土師器で、同様の粘土で作られた厚手で器面を撫で仕上げする甕とセットで生産されたものである。これらの土器群は、南部地域のいわゆる「鬼高式」とは違った、東北・北陸的な土器であり、「上毛野」の一部でありながら南部とは異質な文化圏を形成していた。この時期北部地域には前方後円墳を築造するなどの有力首長は生まれ

なかったが、奈良古墳群や塚原古墳群・金山古墳群などの円墳を築造する程度の在地有力者は成長しており、当然こうした有力者によって土師器生産は掌握され相互の連携によって地域としてまとまりが保持されていたものと考えられる。しかし、そうした既得権益を無視するかのように、8世紀を前後する時期に南部地域の武藏型甕と北武藏型坏のセットへと急速に転換していき、北部地域での土師器生産は停止したかのように見える。代わって須恵器は7世紀末から8世紀初頭段階には南部地域からの須恵器生産の技術移植が行われ、自主生産が開始されることで土師器・須恵器ともに南部地域との違いがなくなる。沢入A支群が生産を開始する8世紀中頃を最後に、南部地域からの須恵器の供給はなくなり（大江・中沢1985）、この段階に北部地域で必要最低限の須恵器生産体制が出来上がったものと考えられる。この間の南部地域からの土師器と須恵器の搬入、および須恵器生産技術の導入は南部地域からの一方的な流れであり、律令的地域支配の一環として進められた地域均質化の現れであったものと考えられる。その流通形態は、郡衙などの地域拠点を中継しての物資流通と共に、高機能製品としての商品流通によって末端まで浸透したことが想定されるのである。それが、蔽田A支群の生産開始以降は、在地須恵器の供給量が増え北部地域の土師器供膳具は相対的に減少している。つまり、蔽田A支群の増産を契機として南部地域からの土師器搬入は武藏型甕に限定されたのである。このターニングポイントとなった蔽田A支群の成立と展開は、地域集落への供膳具供給を目的としていたことは明らかで、前段階に政治的背景を持って導入された須恵器生産の延長で達成されたものではない。それは官主導で行われたものでないことを示唆しており、須恵器生産を掌握了在地有力者の意志によるものであったろう。古墳時代から維持されてきたと考えられる北陸地域とのネットワークを背景として技術導入が行われ、生産の拡大が達成されたのである。8世紀以降、末端支配の中枢をなした在地有力者は、時間の経過とともにしだいに自立した須恵器生産の掌握者として成長し、地域限定商品として供給を進めていったと考えられ、その具体化した姿が蔽田A支群なのではないだろうか。そうした自立化への環境の整った10世紀を前後する時期に、武藏型甕に代わって月夜野型羽釜が北部地域限定品として成立し供給されたものと考えられる。この月夜野型羽釜の成立によって、南部からの影響が排除され供膳具・煮炊具とともに地域生産・地域消費の形が完成したのであり、月夜野型羽釜の狭域流通は、北部地域が本来もっていた地域色とそれを共有する地域圏の範囲内で完結するものとして行われたものである。

7.まとめ

以上のように、上野地域は、武藏型壺の衰退と前後して9世紀末から10世紀初頭に羽釜という新型の須恵器系煮炊具を成立させるが、特に月夜野型羽釜の成立には、北陸地方からの須恵器工人の移植と技術導入がベースとなったことが明らかになったと思う。それを可能としたのは、体制からの外圧ではなく、古墳時代から維持していた地域の持つ内圧であった。それは越後などの北陸地域と長い時間をかけた交流によって獲得した地域色の強い地域圏であり、体制の中に組み込まれながらも自立的に成長を遂げた土器生産の掌握者なのではなかったろうか。月夜野型羽釜の成立と狭域流通は、そうした地域色が表面化した姿であり、土器生産掌握者による地域圏内で完結した経済活動として理解することができる。地域を均質化しようとする政治的な力が見え隠れする武藏型壺などの広域流通とは違った、北部地域の自立的な動きだったのである。

こうした自主性の強い北部地域における金井庵寺の造営や月夜野古跡群の開拓を国家的な設置と評価し、北部地域を地域の統合が未発達で中央統制されるような土地とする考え方(大江・中沢 1985)もあるが、8世紀前後に起きた南部地域の均質化が1世紀ほどで解体に向かったことを考えると、北部地域は南部地域よりも強い在地色と独自性があったと評価することができるのではないだろうか。そうした在地色の強さこそが、南部地域とは違った羽釜を成立させた原動力だったのである。

本稿においては、月夜野型羽釜の系譜とその成立過程についてはほぼ明らかにことができたと考えているが、生産と供給の具体的な関係については現象面の把握しかできなかった。さらに時間をかけた詳細な胎土観察による生産場所の特定と、窯跡のいっそうの解明を進める必要性を痛感している。また、武藏型壺の広域流通と月夜野型の狭域流通を対比させることで、その背景を炙り出そうと試みたが、武藏型壺の大量生産と広域流通も仮説の域を出るものではなく、屋上屋を架す結果となってしまったことは、具体的な流通システムの提示ができなかつたこと併せて、私の力不足によるものであり今後の課題としておきたい。

本稿をまとめるにあたっては、中沢悟・綿貫邦男・木津博明・神谷佳明・友廣哲也・高島英之の各氏に多くのご教示をいただいた。末筆ではあるが記して感謝の意を表したい。

本稿は、平成12年度の財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団研究助成金を受けた研究成果の一部である。

註

1) 東毛型羽釜については、(桜井 1997)において假称したものである。

実態は判然としないが、口縁部が内傾し、脚部の張った樽のような器形で、紐づくり成形で脚部外側にヘラ削りを施す基本的に土器の技法で製作されているものである。東毛地域に出土が目立ち、同地域は須恵器の环・壺と同形態の土器が分布する地域であり、こうした土器製造生産者によって生産された可能性が強い。

2) (木津 1990)によれば、吉井型羽釜の成形技術には2種あり、一つが紐づくり・鍛錆整形・脚下半から底部へラ削りで、もう一つは紐づくり・非鍛錆整形・脚部削りまたはヘラ削りであるとしている。そして前者には還元焰焼成があるが、後者は酸化焰焼成をしているため色調は違いがあるといふ。また、胎土には共通の要素があるが、系統の連続性は不明としている。吉井型羽釜2種の前後關係は前者が先行することが予測されるが、後者の羽釜と東毛型羽釜が整成に共通要素があり、同一のものであるのか、地域差なのか今後確認する必要がある。

3) 「武藏型壺」は、国別タイプの一つとして福田氏によって南武藏で設定された。設定段階で分布範囲がある程度把握されているが、「武藏」という地域名称を使用することでその中心が武藏にあるような錯覚を覚える。しかし、現状で武藏型壺の中心地は北武藏から上野南西部にあることは明らかであり、飯塚直子氏が「正觀寺遺跡群」(高崎市教育委員会 1979)で提唱した「上武型」の方が実際を表している。最近は近畿一氏も武藏型壺と北武藏型壺を合わせて同様の名称を使用している。一時期國別タイプの設定が盛んではあったが、設定を急ぐあまり実態把握が複雑なままで地域名称が冠されてきたと思う。過去に「相模型壺」と呼称されていたものが、現在では「北武藏型」とと称変更されている。この土器器皿も分布の中心は上野南西部を含んでいるのは明らかであり、名称の変更是更なる混乱を招くことになるのではないかだろうか。改めて地域名を付すならば、武藏型・北武藏型・北武藏型皿を含めて「上武型」を使用すべきと考えているが、ここでは誤謬を避けるためにこれまで同様に武藏型・北武藏型を使用した。

4) 伊勢崎市波志江中宿遺跡では、4世紀後半の66基の粘土探査坑が検出されており、調査区外にも探査坑が想定されている。50cmほどの厚さのある赤色帶が粘土化した部分を探査していることがわかつており、平均 $2m \times 1.5m$ 規模の探査坑から $1.5m^2$ の粘土が探査可能である。これの66倍の粘土から製作可能な土器は、集落単位で必要とする量をはるかに超えており、大量生産したものを広域に流通させていたことが想定できる。この遺跡の至近の光仙房遺跡でも6世紀後半の粘土探査坑が300基以上も確認されており、この地域が伝統的に土器の大量生産をしていた可能性が強い。

5) 武藏型壺と北武藏型環は、セットで生産されたものと考えられ、环が公式の場での使用が想定されるのに対して、壺は裏方的存在である。

引用・参考文献

- 井上唯雄 1973 「群馬県利根郡月夜野町窯窓跡発掘調査報告」月夜野町教育委員会
- 大江正行・中沢悟 1985 「月夜野古跡群の成立とその背景」月夜野古跡群調査報告書
- 木津博明 1990 「第6項 吉井型羽釜について」「上野国分寺・尼寺 中間地域(4)」財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 坂井秀秀 1989 「北陸型土器器皿の製作技法」「新潟考古学講話会報」第3号 新潟考古学講話会
- 1990 「東北古代ロクロ土器器皿の二系譜と須恵器との関係」「新潟考古学講話会報」第6号 新潟考古学講話会
- 1999 「古代岩船郡城の非ロクロ土器をめぐって」「新潟考古学講話会報」第20号 新潟考古学講話会
- 1991 「越後魚沼地方の群馬系須恵器」「北陸古代土器研究」創刊号 北陸土器研究会
- 柴原道夫 1972 「奈良時代の流通経済」「史林」第55巻第4号 史学研究会
- 板垣正信 1990 「ロクロ使用酸化焰焼成について」「研究紀要」7 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1991 「7世紀代以降の土器器皿の画期とその要因」「群馬考古学手帳」Vol.2 群馬土器研究会

- 1997 「...」『最新情報展示レポート 古代の土器』群馬県埋蔵文化財調査センター
- 2003 「武藏型要について」『高崎市史研究』高崎市史編纂室
- 管沢正史 1995 「信・越両地域にまたがるクロ土器群の在り方について」『新潟考古学講話会報』第15号 新潟考古学講話会
- 鈴木康雄 1983 「古代北武藏における土器製作手法の発見」「土器考古学」第7号 土器考古学研究会
- 田中広明・末木博介 1997 「中堀遺跡出土の遺物について(3) 供耕具(4)煮炊具」「中堀遺跡財團法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 田中広明 1986 「上毛野・北武藏の古墳時代後期の土器生産」「東国土器研究」第2号 東国土器研究会
- 中沢 恒 1984-1 「月夜野型羽茎について」「埋文月報」No.40 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1984-2 「月夜野型羽茎の概要」「埋文月報」No.42 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1986 「月夜野型羽茎の様式」「月夜野古窯跡群」「大原II遺跡村主遺跡」財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 長谷川厚 1995-1 「東国における7世紀史の意義」「王朝の考古学」大川博士古希記念会
- 1995-2 「東国における7世紀への動向」「古代探査」IV 早稲田大学出版部
- 1996-1 「古代前半期における関東地方の煮炊具の様相」「古代の土器研究—律令的土器様式の西・東 煮炊具一」古代の土器研究会
- 1996-2 「東国における「律令的土器様式」の成立と展開について」「古代探査」III 早稲田大学出版部
- 原 雅信・中沢 恒 1982 「昭和東遺跡」財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 菱田哲郎 1998 「手工業と都市の発展」「古代史の論点3」小学校
- 福田健司 1978 「南武藏における奈良時代の土器編年とその歴史的背景」「考古学雑誌」第66巻第3号 日本書古学会
- 三浦京子 1990 「第2項 奈良・平安時代の土器」「戸神御跡遺跡」財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 山崎義男 1941 「上野国利根郡月夜野二窯跡に就いて」「古代文化」「金雀遺跡」1985 新潟県教育委員会
- 「山三賀II遺跡」1989 新潟県教育委員会
- 「二ッ宮遺跡」「浅川扇状地遺跡群」1992 長野市教育委員会
- 「牟礼ババパスB・C・D地点」「浅川扇状地道路群」1986 長野市教育委員会
- 「広瀬遺跡」1985 群山市教育委員会
- 「若松城三の丸堀発掘調査報告書」1985 会津若松市教育委員会
- 「東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書IV—下田遺跡・下田谷地遺跡—」1990 秋田県教育委員会
- 「鹿角流通業者団地内遺跡」1991 栃木県教育委員会
- 「大釜遺跡」1984 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「城平道路 調査実績」1984 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「糸井宮前遺跡I」1985 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「糸井遺跡」1985 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「糸井II・III遺跡」1986 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「後田遺跡II」1988 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「下川田下原遺跡」「下川田平井遺跡」1993 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「白井二位屋遺跡」「白井遺跡群—集落編I—」1994 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「十二原遺跡 大原遺跡 前中原遺跡」1982 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「有馬遺跡I」「大久保B遺跡」1989 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「深沢遺跡 前田原遺跡」1987 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「石墨遺跡」2001 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 「森下中田遺跡」1998 昭和村教育委員会
- 「中堀遺跡」1985 昭和村教育委員会
- 「久保遺跡」「田中II遺跡」「久宮間II遺跡III」「渋川市内遺跡XII」1999

茨川市教育委員会

- 「梨の木平遺跡」1977 群馬県教育委員会
- 「天代瓦窯跡」1982 中之条町教育委員会
- 「五十嵐遺跡(第2次)」「大塚遺跡群」1985 中之条町教育委員会
- 「倉戸I・II遺跡発掘調査報告」1984 横東村教育委員会
- 「道城遺跡」1998 吉岡町教育委員会
- 「大久保A遺跡」1986 吉岡町教育委員会
- 「戸神御跡III遺跡」1993 沼田市教育委員会
- 「戸神御跡V」1995 沼田市教育委員会
- 「町田上原遺跡」「岡谷十二遺跡」「岡谷西原遺跡」1996 沼田市教育委員会
- 「町田手古文遺跡」「岡谷毛勝遺跡」1997 沼田市教育委員会
- 「赤坂遺跡」「沼田西部地区道路群II」1992 沼田市教育委員会
- 「桶荷遺跡」1993 沼田市埋蔵文化財発掘調査室
- 「大竹遺跡」「高平遺跡」「岡越自転車道(新潟線)月夜野町埋蔵文化財発掘調査報告書」1985 月夜野町遺跡調査会
- 「北貝戸遺跡」「岡越自転車道(新潟線)水上町埋蔵文化財発掘調査報告書」1985 水上町遺跡調査会
- 「北原遺跡」1986 群馬町教育委員会
- 「堤上遺跡」1994 群馬町教育委員会

群馬県内出土の茶臼について

谷 藤 保 彦・山 下 歳 信・水 谷 貴 之

- | | |
|-------------|---------------|
| 1.はじめに | 4.茶臼の製作について |
| 2.茶臼の略研究史 | 5.長楽寺永禄日記について |
| 3.県内出土茶臼の様相 | 6.おわりに |

——論文要旨——

「臼」の研究は、三輪茂雄氏の一連の研究によって体系化され、近年になって各地域での集成作業が行われつつある一方で、個別臼の論考も目にするようになってきた。群馬県内においても、臼の出土事例の報告は少なくなく、増加の一途をたどっている。

そこで、所謂「臼類」の中でも茶臼に視点をしづり、基礎資料となる県内出土資料の集成を行ったところ、現在までに図化・報告されている資料として339点の出土が確認された。他県の集成例をみると、神奈川県62点、茨城県21点と、群馬県の出土数量が圧倒的に多いことが知れる。こうした数量の差は、何を意味しているのであろうか。ただ単に、地域的な特徴とだけ言えるのであろうか。また、県内で出土する茶臼のほとんどが、主に安山岩を用いた製品であることも集成の結果知り得た。小島田八日市遺跡では、茶臼の未製品が数例出土していることから、製作にかかる遺跡と考えられ、製作工程を知る良例といえる。こうした諸要素を考えあわせれば、需要と供給そして流通の問題へと展開していくことが見えてこようが、今後の検討に委ねたい。

一方、これらの年代は、全国的な傾向と矛盾せずに15・16世紀の遺跡からの出土が多く、中には長楽寺遺跡例のように15世紀初頭以前とされる資料も存在する。県内最古の資料である。他方、「長楽寺永禄日記」(永禄八(1565)年)は、当時の僧侶の日常生活をうかがう史料として知られており、この中に茶に関する様子が頻出している。本稿では、この「長楽寺永禄日記」から読みとれる茶のあり方にも触れておく。

キーワード

対象時代 中世

対象地域 群馬県

研究対象 茶臼

1.はじめに

所謂「白類」の研究には、三輪茂雄氏の研究があげられる。その代表的な論文である『白』(三輪 1978a)は、「(前略)すべての白類を、一連の進化過程においてとらえること、それらと人間の生活文化史とのかかわり合いを考えること……」としての白類試論とし、民俗民具学、考古学等の側面をも持ち合わせた、大系的な白研究の基礎と言える。また、こうした三輪氏の一連の研究成果(三輪 1978a/b/1999 他)は、高く評価される。

国内各地での遺跡出土の白の報告事例が増加する中にあって、近年の白研究の動向をみると、各地域での集成作業が行われつつある一方で、個別白の論考も目につく。茨城県では穀物白・茶臼のみの集成がなされている(堀田 1998)。また、新潟・富山・石川・福井の北陸四県では、当該地方の石製品について扱われる中で、茶臼も集成されている。そして、国内出土茶臼を対象とした論考「日本における茶臼の研究」(桐山 1996)では、茶臼の伝来と普及、用途、生産地の問題をあげ、詳細な検討を加えている。特に、石材から A・B・C 類に、台座文様から 1~5 類に分類し、出土茶臼を 3 期変遷を示した。第 1 期は 13 世紀中葉から 15 世紀前半とし、その分布が寺院に偏る時期(B 1 類、C 1 類、A 1 類)。第 2 期は 15 世紀後半から 17 世紀前半とし、全国的に城や館・集落で出土するようになる時期(出土遺跡数・点数ともに大幅に増加し、B・C 類が大量)。第 3 期は 17 世紀後半以降として、都市遺跡や寺院・武家屋敷などに限られていく時期(出土遺跡数・点数が急激に減少し、C 類が少なくなり、A・B 類、中でも A 2 類・B 2 類・B 3 類が主流)としている。

さて、群馬県においても白の出土は、従来より多くの例が報告されている。そうした中で、1996 年に刊行された『新編高崎市史 資料編 3』(志田 1996)では、穀物白を含めた高崎市内出土資料について、石材からみた地域的傾向、白径等の法量の問題、白面の挽き目の分画数について述べられており、県内における地域様相に触れた点で特筆される。しかし、県内の出土資料を全体的に包括した研究は皆無であり、特に茶臼の実相は未だ不明瞭である。

本稿は、所謂「白類」の中でも茶臼に視点をしぼり、基礎資料の提示という点で県内出土資料の集成・分類を行うこととした。また、県内に残る茶に関する古記録として、永禄八(1565)年の「長楽寺永禄日記」が存在することから、これについても紹介しておく。その上で、県内の茶臼の実態を明確にすることを、今後の研究課題としていきたい。

なお、本稿を草するにあたって、谷藤、山下、水谷の 3 名が作業・検討してきた結果を水谷が主となってまと

め、文責は文末に明記した。

(谷藤・水谷)

2.茶臼の略研究史

茶臼とは挽き臼の一種類で、葉茶を挽いて抹茶を製造するための道具である。上臼と下臼によって構成され、その回転運動によって葉茶を微粉砕するものである。

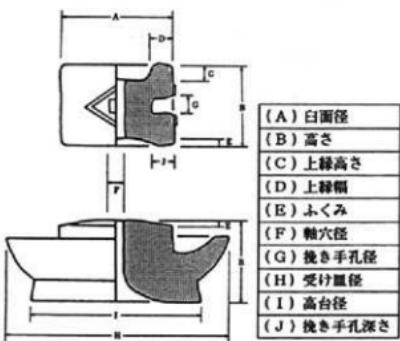
茶臼の形態については、桐山氏によって詳しくまとめられている(桐山 1996)。ここでは、氏の成果を元に茶臼の形態的特徴およびその変遷について触れ、さらにその後の資料增加についても確認しておきたい。

(1) 茶臼の形態的特徴

まず上臼では、臼の中央部に「軸穴」が貫通しており、ここから原料の葉茶が供給される。つまり、茶臼では軸穴が供給孔を兼ねている。上臼上部の周縁は一段高くなっている。この部分を「上縁」と呼ぶ。この上縁にかこまれた凹部のことを「くぼみ」と称し、葉茶はここから供給口を経て臼内部へ供給される。上臼を回転させるために、臼の側面に挽き木が取り付けられるが、この挽き木を差し込む孔を「挽き手孔」と呼んでいる。茶臼では対となる位置に合計 2 孔が穿たれており、この挽き手孔の周囲には装飾文様が施される場合がある。この装飾は「台座文様」と呼ばれる。

下臼では、上臼同様に心棒を固定する「軸穴」が貫通している。また、茶臼の特徴として、受け皿が造り出されていることが挙げられる。これは、微粉砕された抹茶を受け止める機能を持っている。この受け皿から下は高台状の台部となっている。

上下臼ともに、葉茶を粉砕する作業面のことを臼面と呼び、ここには挽き目が刻まれている。穀物臼の挽き目と比べると、比較的精緻な目である。また、上臼の臼面は凹状にへこみ、下臼では凸状に膨らんでいる。上下臼



第 1 図 茶臼の部分名称

面を組み合わせた時に、この部分が隙間となり、この凹凸をそれぞれ「ふくみ」と呼んでいます。上下白面が直接的に接し、葉茶を粉砕する部分は「擦り合わせ部」と呼ばれます。

以上が、茶臼の主な形態的特徴と各部位の名称である。こうした特徴と各部位名称および計測位置を示したのが図1であり⁹、各部位を示すA～Jまでの計測位置は、本稿での一覧表（表5～11）と対応している。

(2) 茶臼の変遷

我が国に抹茶法の喫茶を招来したのは、宋西または宋西に代表されるような留学僧によるとされている。茶臼が国内にもたらされた時期は明らかではないが、その出現は12世紀末頃以後とみられよう。

国内最古の茶臼出土例は、大阪府西ノ辻遺跡の13世紀中頃のものである（桐山 1996）。同じく、神奈川県鎌倉市小町2丁目345番-2地点遺跡、同鎌倉市大倉幕府周辺遺跡群出土資料や、同海老名市本郷遺跡出土資料も13世紀代とされている（堀田 1998）。この時期の茶臼は、国内では初源期とされているが、類例が少ないことから実態は不明なようである。14世紀代の資料では、伝世品として高知県坂口寺所蔵の貞和5（1349）年の銘を持つ資料が知られている（三輪 1978b、岡本 1985ほか）。韓国新安海底文物に含まれる石臼は、形態的に小型であることから茶臼とされており、14世紀前半頃に中国から日本へ持ち込まれるはずの唐茶磨であったと考えられている。他に、富山県下村加茂遺跡出土例が13世紀後半～14世紀前半の資料とされ（越前ほか 1999）、後述する群馬県尾島町長楽寺遺跡出土例は15世紀初頭以前と考えられている。

14世紀の史料である「金沢貞頼書状」からは、鎌倉幕府の要職を歴任する人物でさえ、容易に茶臼を入手できなかったことが確認できり、この時に茶臼を所有していたのは、播磨寺院の称名寺であったことが知られている。14世紀の茶臼は寺院の特物として存在したようであり、極めて入手しがたい希少品であっただろう。愛知県瀬戸市鶴窓からは、15世紀とされる陶製茶臼が出土しており、国内における喫茶の普及を示す資料としての評価がある¹⁰。

13世紀中葉から15世紀前半は、桐山氏による3段階の画期のうちのⅠ期に該当する。続くⅡ期は、15世紀後半から17世紀前半とし、国内において茶臼が増加する時期としている。出土茶臼の多くはこの時期とされ、資料数が急速に増加する時期とされる。17世紀後半以降をⅢ期としており、茶臼の出土は減少するという。

一方、形態的特徴から年代を検討した研究については、主に以下のものがある。

三輪氏は白面の挽き目に着目し、挽き目が周縁まで達

するものは古く、達さないものは新しいとしている。また、唐茶磨の形態についての指摘もある（三輪 1978a）。桐山氏は、白面の形態（分画）、直徑、上白の直徑と高さ、台座文様、下白の直徑と受け皿径、台部の高さと径について詳しく検討し、先述の3期区分の提示を行っている（桐山 1996）。神奈川県の資料を扱った堀田孝博氏は、13世紀代の茶臼の特徴として、白面径が小さいこと、受け皿が肉厚なことを挙げている。また、白面径の大きさや高さによる変遷についてもふれられている（堀田 1998）。

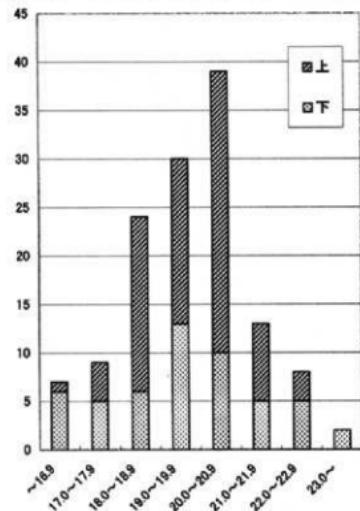
（水谷）

3. 県内出土茶臼の様相

県内の茶臼を集成してみた結果、第4～12図に示した339点もの資料が存在していた。ここでは、これらの資料の法量、石材、台座文様、出土遺構、そして年代について、以下に記述する。

(1) 法量からみた茶臼

茶臼を特徴付ける要素として、白面の径の問題がある。これは、載物白が概ね30cm前後の大きさ¹¹であるのに対して、茶臼の白面径はそれよりも小さいとされている。第2図のグラフで示したように、県内出土茶臼の白面径は18～20cm前後に集中する。このことから、ある程度の規格性をもって製作されたことが考えられる。白面径の大きさは茶臼の重量に関わるもので、同石材であれば白面径が大きいほど重量があると言える。重量は葉茶の粉



第2図 茶臼白面径の法量

碎に影響すると考えられ、臼面径の規格性からは、それが粉碎に適した大きさであったと推察される。

一方、茶臼は、本来的に使用によって摩耗するものである。出土時の高さは使用を経たものであり、製作時の高さを示しているものと考えられる。つまり、本来（製作時）の高さは、出土時の高さと同じか、それよりも高かったものと考えるべきである。

臼面のふくみについても摩耗が考えられ、第7図152や第10図273のように、臼面が偏平に近い資料をみるとることができる。本来のふくみは約5mm前後であるとされている（三輪 1978a）。出土茶臼のふくみからは、その使用頻度について推察できると考えられる。複数の資料のふくみを比較した時に、その残存が多いほど製作時の姿に近い可能性がある。逆に、摩耗によってふくみが減少したものは、その分の使用が考えられる。

同様に、挽き手孔の位置からも摩耗の度合いを知る手掛かりとなる。高さの中軸より下側（臼面寄り）に挽き手孔が位置する場合（第9図212・228など）、やはり、高さの減少をみることができる。このような視点から検討を行い、茶臼の使用頻度を判断できるのであれば、本来的な茶臼の高さを推定することもできよう。ふくみの大きさや挽き手孔の位置は、上記の点で重要である。

この他に、上白上縁部や下白受け皿部、高台部などは、製作時における法量を残すものと考えられ、茶臼の時期差や地域差を検討する上で、注目される部位である。

(2) 茶臼に使用される石材

茶臼に使用された石材の内訳を表1に示した。339点中、石材について記載のあったものは299点である。この中で最も多いのが、安山岩系の石材である。県内の主

表1 石材別数量

安 山 岩		831	安 山 岩 系 282
輝石安山岩		8	
硬質安山岩		1	
粗粒安山岩		123	
粗粒輝石安山岩		53	
多孔質安山岩		4	
多孔質輝石安山岩		9	
多孔質黒色安山岩		1	
砂岩・砂岩質		9	
斑れい岩		2	
ひん岩		1	
溶岩		2	
花崗岩		1	
凝灰岩		1	
浅間輝石		1	
計		299	

要石材が安山岩であることから、最も入手しやすく、且つ比較的加工しやすい石材として選択されたものと考えられる⁶。中・近世の五輪塔や宝篋印塔などの石塔類に使用される石材も安山岩が主体であることから、それは在地的な石材としてとらえられる。安山岩系石材を使用した茶臼は県内各地からの出土が認められる。後述する前橋市小島田八日市遺跡は茶臼製作に関わる遺跡とみられ、ここで出土した茶臼の未製品は、すべて粗粒安山岩が使用されている。同遺跡の存在から、県内で粗粒安山岩を用いた茶臼製作が行われていたことが明らかである。在地的な安山岩系石材が圧倒的に多いことからは、地域内での茶臼生産と流通が示唆される。製作遺跡としては小島田八日市遺跡以外にも存在することが予想でき、類例の増加が期待される。

一方、こうした在地石材のほかに、数量的に希少な石材を使用した茶臼も報告されている。花崗岩やひん岩、凝灰岩などといった石材の違いは、何に起因しているのであろうか。現状では明らかにできないが、時期差や搬入品の可能性を視野に含めておく必要がある。また、高崎・富岡・太田市からは、砂岩・砂岩質の茶臼が出土している。中でも、高崎・富岡市からの出土する石材には、牛伏砂岩が目立ち、両市域が牛伏砂岩の産出地に由来することからと考えられ、より在地石材による製作の状況が見えてくる。なお、尾島町長楽寺遺跡からは、斑れい岩製の茶臼が出土しているが、これについては後述する。

(3) 上白の台座文様について

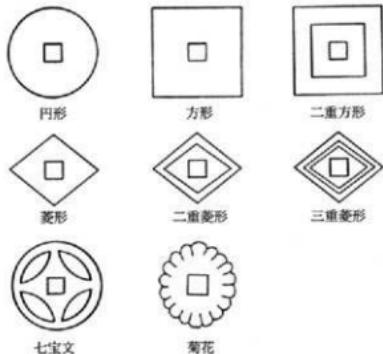
集成資料339点中、上白は124点認められ、この中で台座文様の有無を確認することができたのは81点である（表2）。県内では、円形・方形・菱形、他に二重方形や二重・三重菱形、菊花文や七宝文の文様が確認できた⁷。また、明らかに台座文様を持たない資料が9点存在する。ここでは上白の台座文様について触れておく。

最も多く確認されたのが、菱形の文様である。太田市で7点、前橋市で5点と多いものの、全体的には県内各地から出土しており、分布的特徴はみられない。円形文様についても、同様である。方形文様は、県内での出土数は少ない。

台座文様の中で、二重方形については「近世集落で一般的な文様であったようだ」とされる（堀田 1998）。県内出土の二重方形文様は7例確認できたが、尾島町長楽寺遺跡や前橋市下東西遺跡などの寺院関連遺跡や、大胡

表2 台座文様別の数量

円 形	方 形	二 重 方 形	菱 形	二 重 菱 形	三 重 菱 形	七 宝 文	菊 花	あ り し	計
17	2	7	26	5	1	8	1	5	981



第3図 台座文様模式図

町大胡城本丸北大堀切り遺跡といった城郭跡からも出土しており、近世集落に特有とする傾向はみられない。ただ、堀田氏が指摘しているように、二重方形は比較的広く長く使用された台座文様とも考えられる。

これらの他に、七宝文とした台座文様が存在する。この文様は、「変則的な円形」で「花弁の退化した形」(桐山 1996)、「十字形手裏刺文様」(矢島ほか 1998)と呼称された文様であるが、大胡城本丸北大堀切り遺跡の報告(山下 2001)で七宝文と呼んでいるように、この文様は從来より「七宝文」と呼ばれてきた文様であることから、筆者も「七宝文」として扱う。この文様は、茨城、神奈川県の集成や、北陸四県の集成では確認されておらず、今のところ東京都葛西城から1点出土している(桐山 1996)。しかし、県内では8点の七宝文が確認され、前橋市を中心とする県央部周辺からの出土がみられた。地域的な偏在の可能性も含めて、今後の類例の増加を待ちたい。

尾島町長楽寺遺跡出土の菊花文様を持つ資料については、後述する。

(4) 茶臼を出土する遺構

県内での遺構別出土数を、表3にまとめた。この中で、特に多いのが、井戸や溝、堀からの出土である。明らかに、遺構に伴う出土といえる例は、少ないのが現状である。

藤岡市寺前遺跡群3区からは、601号土坑よりほぼ完形となる上白が、割れた状態で底面から出土している(第8図188)。また、地下式坑からの出土が、2遺跡3例確認された。大胡町堀越中道遺跡からは、完形の上白(第10図253)が1点、前橋市五代木福I遺跡からは、2個体の上白破片(第12図316・317)が出土している。

表3 遺構別の出土点数

出土 遺構		出土点数
堀	・溝	126
井	戸	101
土	坑	15
	墓	1
地	下式坑	3
豎	穴遺構	5
堀	立	2
ビ	ト	2
石	積み	5
石	敷き	3
集	石	5
配	石遺構	1
	池	6
溜	井	2
墓	壇	1
グリッド・トレーニングなど		25
表	探など	17
そ	の他	11

地下式坑から出土する茶臼については、それを墓とした上で、仏事における「尊茶の儀」を重視する意見がある(江崎 1985)。五代木福I遺跡では、茶臼破片と共に、いわゆる土製茶釜が出土している。この事例は、「尊茶の儀」に関係する可能性があり注目される。また、神奈川県下鶴間城山遺跡でも、地下式坑から完形で上下セットの茶臼が出土しており、完形品という点で堀越中道遺跡例と共通する部分がある。地下式坑と茶臼の関係を考える上で、好資料といえよう。なお、寺前遺跡群3区601号土坑も墓である可能性も高く、併せて今後の検討を要する。

(5) 県内出土茶臼の年代

出土茶臼の年代については、その多くが遺跡の年代に掲っている。県内では13世紀から19世紀以降とされる遺跡から出土しており、中でも15・16世紀の遺跡からの出土が目立つ。国内の傾向ではこの頃に茶臼が盛行るとされており、県内の傾向としても矛盾しない。そうした県内資料の中から、年代について詳しく推察できる資料として、尾島町長楽寺遺跡出土例と前橋市五代木福I遺跡例を挙げておきたい。

長楽寺遺跡出土の茶臼(第1図1・2)は上白と下白の破片である。両者ともに同一石材を使用し、白面径も同様な數値を示すことから上下セットになると考えられている。1の上白では、1号井戸出土破片と1号基壇出土破片の接合が確認されている。この茶臼の年代は報告によると15世紀初頭の年代が与えられており、それを測

ることは確か、とされている。

石材には斑れい岩が使用されており、上白の台座文様には菊花文の文様が施されている。国内で斑れい岩を使用した茶臼は本例のみで、また、菊花文様もこれだけである。上下臼ともに白面径は18cmと小振りで、上白はその使用をふまえた上でも高いようである。上白の白面径が小さく、それに対して高さがあるという特徴は、三輪氏の指摘する唐茶磨の特徴と一致している。石材や台座文様を含めて、この茶臼が唐茶磨である可能性も考えられている。

県内で年代の推定できる資料として最古のものであり、国内でも類例の少ない時期の資料である。

五代木福I遺跡では、先述したように、地下式坑から茶臼の上白破片が2点出土している（第12図316・317）。316には菱形の台座文様が施され、317では台座文様はみられない。さらに、軸穴の形態の違いから両者は別個体と考えられる。この茶臼と共に存していわゆる土製茶釜が出土しており、これらは遺構底面に近い位置からの出土と報告されている。土製茶釜は、対となる耳部下側にそれぞれ火除け状の鈎が付き、体部には鈎が巡らない。この形態から宮籠交二氏の分類による「土釜B類」としてとらえることができ、この形態を持つ一群は「少なくとも15世紀代には存在していただろうことが確実視され」、下限については判断としないとした上で「16世紀代に及ぶであろうことが窺われる。」としている（宮瀬 1991）。茶臼の年代を検討する上で参考となる事例である。

後述するが、前橋市小島田八日市遺跡は、県内唯一の茶臼製作に関わる遺跡とみられる。同遺跡からは茶臼の他に、穀物臼や五輪塔などの未製品も出土している。ただし、茶臼の製作時期については決め難い点もある。

（水谷）

4. 茶臼の製作について

先にも述べたように、茶臼の製作にかかる遺跡として前橋市小島田八日市遺跡をあげることができる。第7・8図に示した157～164と、図示できなかったものの4点が出土している。これらの内、157～159は上白、160～162は下白であることは理解できよう。上白の158を観察すると、側面の台座文様部分に本来は挽き手孔が穿たれているはずであるが、この資料には穿たれていない点で未製品と考えられる。また、上面くぼみ部の軸穴周間に一段高い部分がみられることも気になる。下白の161を観察すると、受け皿部分の調整（磨きも含め）が他の下臼に比べ粗い点、白面の調整も粗い点で未製品と考えられる。162では受け皿の調整は進んでいるものの、白面にも細かい工具痕がみられ、側面には粗い工具痕を観察することができ、やはり未製品と考えることができる。さらに、163は全体にかなり粗い工具痕を残すもので、そ

の形状から下臼の未製品と考えることができる。同様に164も下臼の未製品と考えられるが、同遺跡からは石鉢の未製品も出土していることから断定はし難い。図示できなかった4点⁸⁾については、径が21cm前後を計る比較的小振りの円筒状の形状を呈し、側面及び上下面に粗い工具痕を残すものである。163の未製品のあり方から考えると、この4点は上白の未製品と考えることが妥当であろう。

この小島田八日市遺跡の未製品資料を比較すると、上臼・下臼とともに大きく製作工程の差を見ることができる。それは、158・161・162にみられるように、茶臼としての成形・調整がある程度進んだ段階。163及び図示できなかつた4点のように、かなり粗い成形の段階とに分けることができる。仮に、素材→粗成形→成形・調整→最終調整といった製作工程を想定するならば、163等は粗成形段階、158・161・162は成形・調整段階にあるものと考えられ、その後最終調整段階（挽き目を刻む段階）を経て製品となるものと推測できよう。

なお、これらの石材には、すべて粗粒安山岩が用いらわれている。

（谷藤・水谷）

5. 長楽寺永禄日記について

新田郡尾島町世良田に所在する長楽寺は、日本臨済宗の開祖であり、蒸した茶葉を保存のためにつき固めた餅茶（團茶）から、粉末にした茶（抹茶）を予め碗にいれ、これに湯を注ぎ茶筅で攪拌する「抹茶式」の点茶法を最初に日本にもたらした人物とされている栄西（1141～1215）の高弟である栄朝（？～1247）により承久三年（1221）に創建された名刹である。

この寺には、永禄八年（1565）正月朔日から九月晦日までの九ヶ月間を記した日記が伝来する。日記は天文十七年（1548）六月八日に長楽寺住職に任命された賀甫義哲により記されたもので、三冊の冊子（第一冊は正月朔日～三月晦日、第二冊は四月朔日～五月晦日、第三冊は六月朔日～九月晦日）から成る。

本日記は1965年に県指定重要文化財に指定され、永禄日記3冊の指定名称が付されている。勝守（1973・1974）は「未刊史料『永禄日記』について」で史料として紹介することの目的で活字とし、日記の内容を長楽寺における行事及び日常生活の様子と由良氏の動向等の項目を詳細に挙げている。

日記の名称は、第一冊の表紙に「永禄八年乙丑自春王龜日々記」から取られたものであり、県内では「永禄日記」の名で呼び慣らされているが、今回使用する題名は、「群馬県史」資料編5に収録され、「長楽寺永禄日記」（千々和 1978）とした。

この日記の内容は、大きく三つに分けられ、(1)義哲をとりまく政治情勢の記載である。金山城主である由良成

表4

『長楽寺永禄日記』より茶に係わる事項

月 日	内 容
1月 1日	祝儀致之、佐・岱・賀・堀・也・真・靖七人也、後ヲ招ニ不被来、口種之茶子ニテ喫茶、～
2日	菓子リ用、茶サ喫シ、～各ニハ茶堂ニテアルニカセノマス、～
3日	菓子ニテ喫茶、～カン酒ヲ走サセ、雀脚十袋ツツラセ返也、一二三ヶ日共ニ西寮ヨリ茶子又茶ヲタセツル、～
4日	登山ノ用意イタシス、～実城ヘ、如例年五十ドニ茶廿袋、雀脚十袋ツツラセ一ツニユイ合、二十疋御内方ヘ、～
5日	朝、仙枝二ニケトリ、喫茶、～千手、万寶ヨリハ、茶五袋ツツモチ來ラレキ、～
7日	茶子ニテ喫茶、七種之粥各相伴ニ用、～茶子ニ茶ソ出、ヒキワタシニテ冷酒、～
13日	シタタメ(食事)リサセ、酒ヲケンサン(健讐)ニテノマセツル
19日	ト馬鹿其外五袋ツツ返也、歸ニ前春ヘコスヘキ由申付、茶十袋ヨキ茶也、～
22日	～普請之儀聞アワセニ末ル、酒ヲカンシテ、テンモク(天目)一進返也、
26日	～冷酒一歇、候難、カン酒、当盡五之上、天目ニ一、カンシテ茶トテ出進返也、～
2月 3日	東坡(味増)ヲ卒度燒、味、茶一服存、～入夜御門ヲ半用、喫茶、～
10日	山ニテ燒餅ニ用、実城内カタヘムギノ粉カイニマッチャ(抹茶)、
13日	石橋ハ遠歌之会之座ニアルトテ不出合シテ、名遣也
18日	佐子者此日米キ、木シ松タケニ宇宙アリノ茶タ一袋持来、～
22日	早晨計也、燒ハ義海和尚煎茶湯、燒香、礼拜、朝ランサンヲニ串用、喫茶、～入夜ヤキメシリ四五用、喫茶、～
27日	早晨計、朝、ヤキメシリ二用、喫茶、～大茶一斤出返也、
3月 5日	～此上ニ神仙ヲ茶ニテ卒度用、～雲門ノ東被ニシテセウリ、ツケアフリ、田舎ノヤウニシテ少用、喫茶、
(馬場)	左衛門五郎ハ時通テ來、酒ヲモノモク(天目)ニニテ進、
13日	寶寅寺ニアテノミ(実)ヲセ、カヘリニ苗木ナト本計ゴギ、祐書記、茶烟ノ南ニウ、
25日	山ヘ登、坂中御入へ體外居一、抹茶一器ソム、～西城ヘモ同抹茶ソムヘマイタス
4月 10日	菓ナリノ茶ヲ始テトラス、池ノハタヲスマス、別木五半、無上十二、ヒダシニ、本ニ也、～茶フルイニササスルナリ
11日	新茶ヲ且都(由良成繁)ハ三袋コフロニシテ越
15日	岱ハ此日モ萬成ヲ卒度アラスル
17日	茶ヲ始テトラス、ウネカシラノホキツル萬計トル、テンジュノ前、備空ヲハガツム、法堂ヲハウネカシラ計ツム、～
20日	留守ニ守茶イタシグア、好茶十七斤、吹出二斤、一本一斤半ト伝ヘリ
21日	茶ヲ午刻時分迄イタシヅル
22日	新茶五更城ヘ、～新茶別ニ往文アリ
23日	十加坊茶ヲトラスル、無上七、別五アリ
25日	アブリコヲ組スル也
26日	法堂其外以前之ツミ残シツマスル
27日	普光壽カノ茶ヲツマスル、
29日	茶ヲモ未刻アブリオサム、ヨキ茶十四斤半、本三斤也
5月 3日	十加茶ヲトラスル、～夜更ルマテ茶ヲアブル、トコニテスル也
4日	茶ヲ已刻イタシグア、上茶二斤アリ、
8日	実城内カタ(奥方)ヘ抹茶一キモタス
11日	～普請モセス、道繼二大茶一斤、好茶三マイラス、金彦・平藤・拾助ニハ大茶一斤ツツ出之、～
18日	今日茶ヲトラス、常往來・塔頭衆ヲ以ツマスル也
19日	終日茶ヲアフル
20日	入夜茶ヲアブリオサム
23日	内カタヘ抹茶一器、御乳ヘモ一、又金筑ヘモ一キコシツル、
6月 3日	燒餅ヲニニケ用、喫茶、～内カタヘ糠粉外居一、抹茶一器、～
17日	新造御乳ヘマツ茶、又丸内カタヘモ、又金筑ヘモ一器、合三ヶ所指也
19日	朝ハ燒餅一器用、喫茶、此日朝ヨリ茶ヲトラスル
20日	餅ヲ少用、喫茶、未明ヨリ茶ヲアフル、～
21日	ヒルハウンド少用、午刻茶ヲアブリアク、～
24日	卓巣司ハコレニテ茶ヲアブル
7月 12日	～觀音堂ヘ蠶蠶五担、茶三、鳥目一枝遣也、金筑ヘハ十ドニ茶三ソエコシツル、郭カタヘモ茶上下、～
18日	～抹茶一器脂添、～御つぼね、御乳ヘモマッチャ一器ツツ脂越也
22日	早晨計、茶子少用、喫茶、～桃ヲ肴ニシテ、藤紀ヘ抹茶一合遣也、
23日	早晨計、茶子少用、喫茶、八朔茶袋ヲツカラスル、～
25日	～、ヒルハ爪(瓜)ヲニキレ三キレー兩度用、鹽茶ノミツル、
8月 3日	～、茶ヲトルヘキ度ニ、今日上草ヲ終日トルナリ、
4日	～、茶ヲツマスルナリ、餅ヲ用、喫茶、
13日	御腹之平左衛門モ來、～度ヲクワセ、酒ヲスヌメ、大茶一斤トテ返也
9月 2日	茶子少用、鹽茶ヲ喫シ、～
20日	御乳ヘマツ茶一器モタス、又坂中ヘモ存子ニ抹茶リ一キモタセ～

繁は永禄三年（1560）以来、上杉方の武将として麻績城の北条高広らと連携して北条・武田軍と対峙し、金山城の動向が詳細に知れる。（2）地方寺院としての毎日の勤行（小野瀬 1987）や諸行事、（3）義哲の日常生活が記載され、16世紀中頃の様相を物語る極めて貴重な歴史資料である。

今回は、義哲自身の日常生活で頻出する喫茶の状況や贈答品としての茶、茶の栽培などに關係する記載に注目し、この茶に係る事項について考える。

「長楽寺永禄日記」から読み取れる茶のあり方

義哲は、日付の次に「早晨」と記し、実施された言風経が綴れて書かれているのが大半である。「早晨」とは朝の務めと解釈され、言風経（加護を祈念・感謝してお経を読む）が行われた勤行の後等に喫茶（茶を呑む）を日常茶飯事の如く嗜み、来客には茶子や菓子を添えて茶を出したり、茶を一服呑ませている。

その喫茶に伴う食べ物は、焼餅・茶子・菓子・饅頭・東坡（味噌）・仙袂・雪門（餅）・ランサン・草餅・芥子餅等が記載され、押摩特有の語彙で記されるものがあり不明なものもある。喫茶が抹茶か煎茶かは不明である。また、特殊なお茶として、塩茶を7月25日と9月2日に喫している。

これらのお茶の栽培は茶摘みの記載から寺院の周辺（池の端・鎮守の前・僧堂・法堂など）で行われていると考えられるが、3月13日の条には「祐書記（不明）ヲ茶烟ノ南ニウユ」と記し、茶烟の存在を示唆している。

茶摘みと精製は4月10日から8月4日まで間に行われ、茶摘みから茶葉の選別、アブリコ（焙籠）を使用してアブリを行き精製している。茶摘みは4月では10日、17日、26日、27日、5月では3日と18日、6月19日、8月4日の8回が行われている。4月10日の茶摘みが一番茶に該当し、翌日には新茶を由良成繁に届けている。

別木・無上・ヒダシ・本の分類は不明であるが、製品は好茶・吹出・本・上茶に分類されたことが分かる。

義哲は出来上がった製品を自分自身の喫茶に使用するほかに、年賀や祝儀の贈答品・手土産として袋詰めの茶・煎餅・好茶や抹茶・大茶として使用したと考えられる。正月4日には、金山城に年賀の挨拶のために登城した際に、贈答品として由良成繁や家臣の武士等に金子や扇子等の他に茶と雲脚（品質の劣る茶）を送っている。

人名 年賀の品

実城（由良成繁）	五十疋・茶廿袋・雲脚十袋
内方（夫人）	二十疋
六郎殿（由良国繁）	扇子一本
熊寿殿（長尾顕長）	扇子一本
梅殿	扇子一本
十郎殿	黄麗鳥 雲脚十袋

中書	二十疋	リ十袋
ヲチ合	リ十袋	リ十袋
右衛門佐殿	二十疋	リ十袋
丸橋右（丸橋右馬助）	十疋	リ十袋
開山別當	扇子一本	リ十袋
三塔頭	三十疋	

好茶の事例は、1月19日 「田嶋其外五袋ツツ遣也、~茶十袋ヨキ茶也」と1月29日 「勝老母へ好茶五袋遣ヅル」がある。

抹茶は、金山城主の由良成茂の東方や「坂中御入」と記される成繁の嫡子国繁等の一門と家臣の金谷筑後守等に遣わされている。その単位は器と合が知れる。大茶は斤の単位で扱われている。

課題と問題点

長楽寺の創建にかかわる栄西の弟子である栄朝が栄西から喫茶法を学んだかは不明であるが、中世の禅院に喫茶が深く結びつき、抹茶が飲まれていたと考えられる。日記が書かれた16世紀は喫茶の大衆化が進んだことが伺われる。遺跡からの天目茶碗や茶臼の出土量の増加からも理解される。義哲自身が日常的に「喫茶」を嗜み、親密な関係にある由良一門とその家臣等にも喫茶が浸透し、「抹茶」も飲まれていたが、農民や商人等の階級まで一般化していたかは不明である。

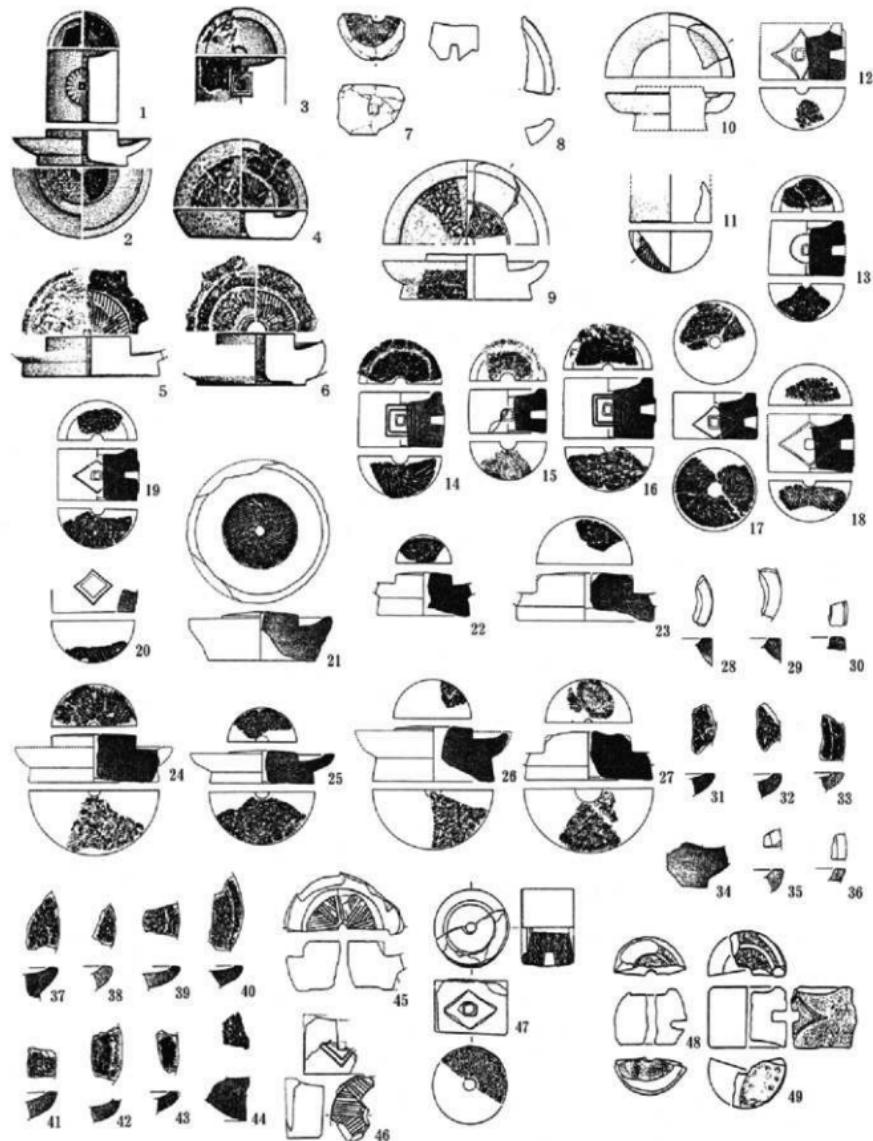
製品となった茶には、好茶・吹出・本・上茶・下茶等に分類されるが、「抹茶」に使用するものや飲み方に違いがあるのであろうか。また、塩茶とはこれらの製品に塩を加えて飲む茶であろうか。（山下）

6. おわりに

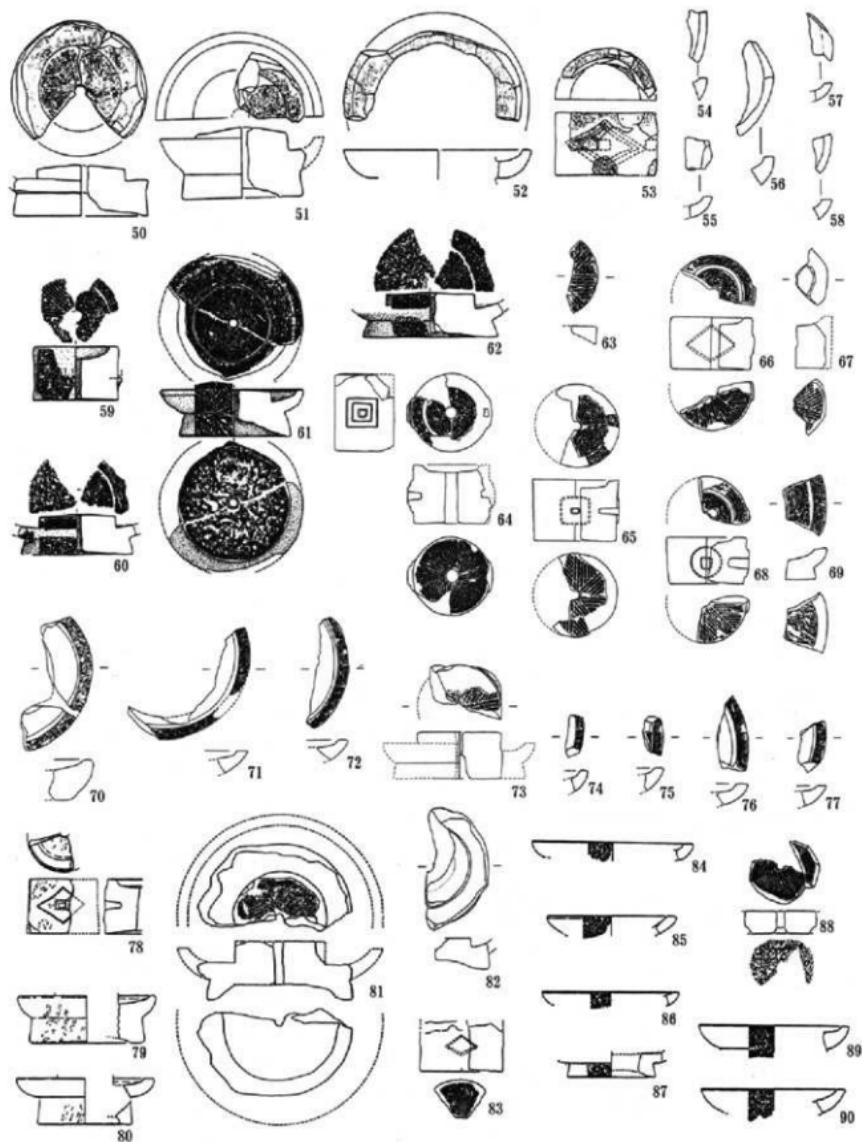
発掘調査で出土する茶臼について、「茶臼とは何か」という疑問を感じ、それを発掘として県内出土茶臼の集成を行ってきた。その結果、新たな傾向・視点が見出せた観がある。いくつかの点を記述し、おわりにかえたい。

県内における茶臼の出土例は、現在までに339点を確認することができた。周辺県での集成では、神奈川県62点、茨城県21点という出土量であり、その量に比べて、本県での出土量は圧倒的に多い。この数量の差は、何を意味しているのであろうか。ただ単に、地域的な特徴とだけ見てよいのであろうか。

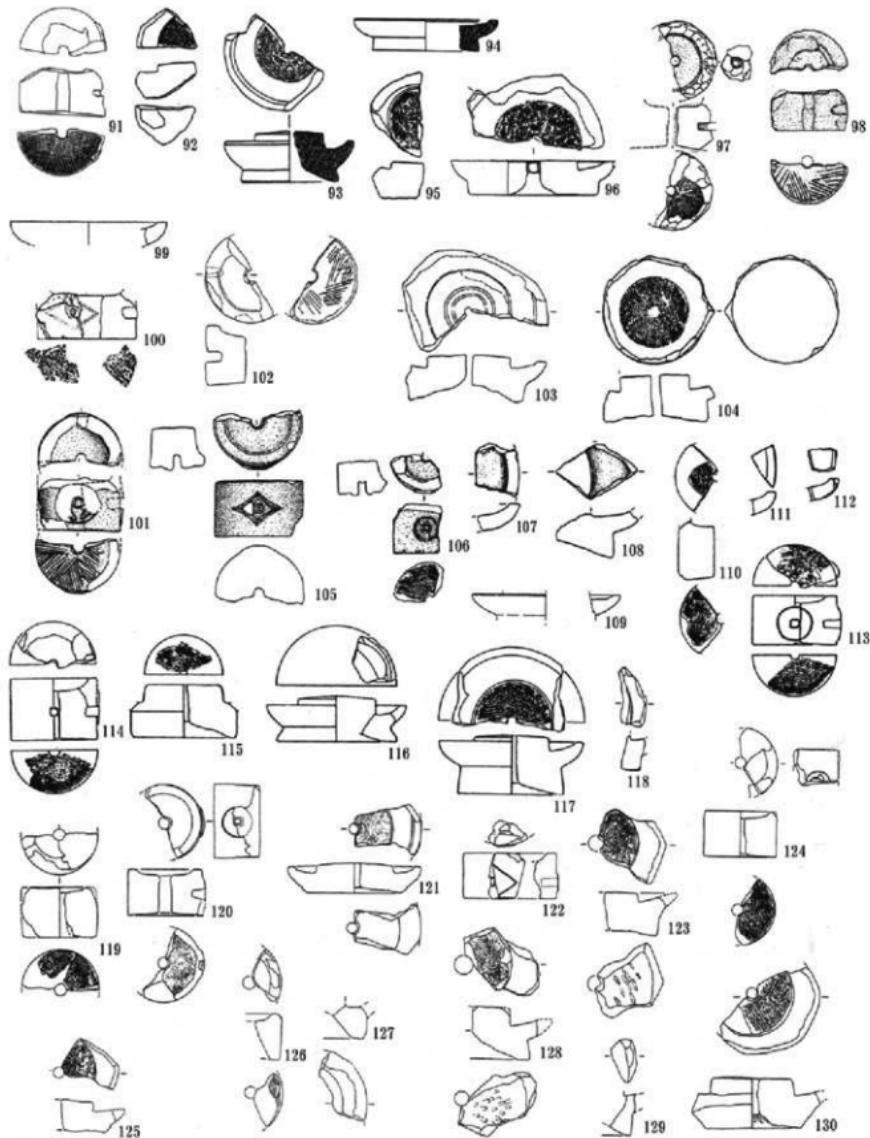
また、県内で出土する茶臼は、主に安山岩（特に、粗粒安山岩・粗粒輝石安山岩）を用いた製品であることが集成の結果となった。そうした一方では、小島田八日市遺跡のように、茶臼の未製品（粗粒安山岩製）が出土していることから、製作にかかる遺跡と考えられ、製作工程を知ることもできた。当然、粗粒安山岩等が県内で産出する石材であることは言うまでもなく、在地石材に



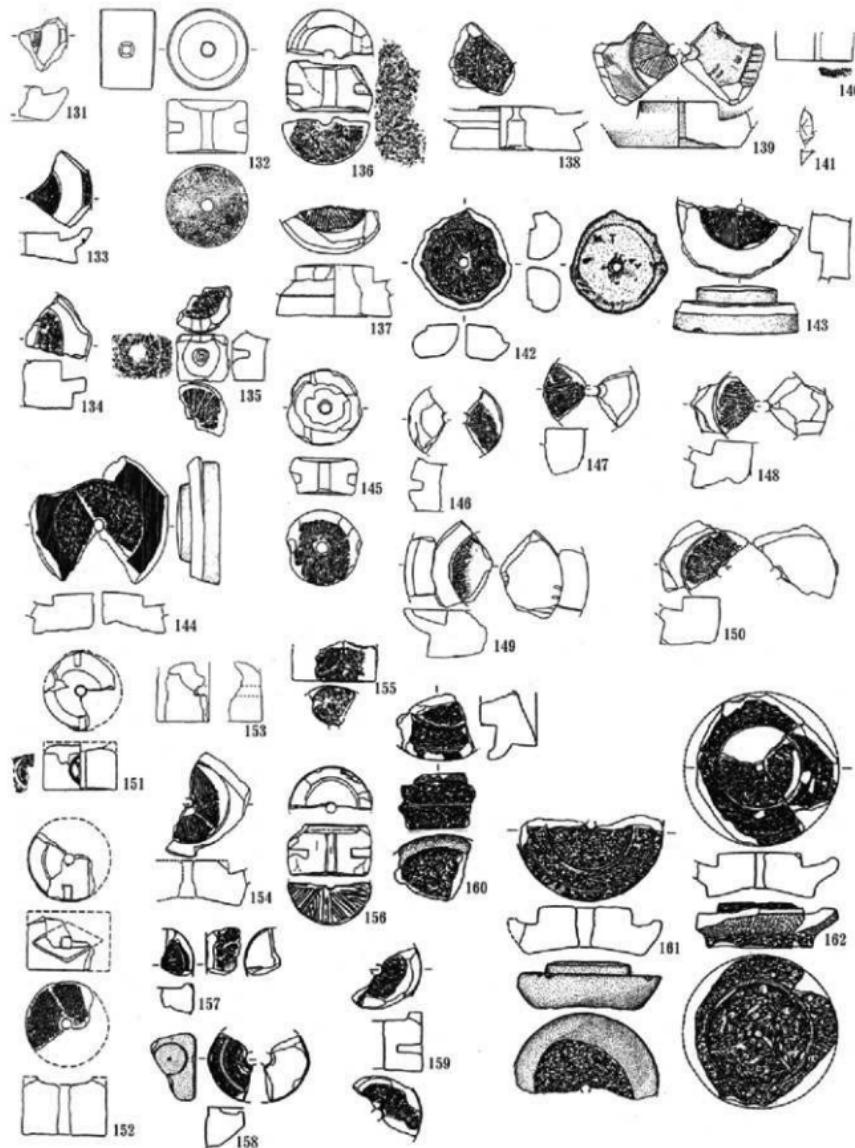
第4図 群馬県内出土茶臼(1)



第5図 群馬県内出土茶白(2)



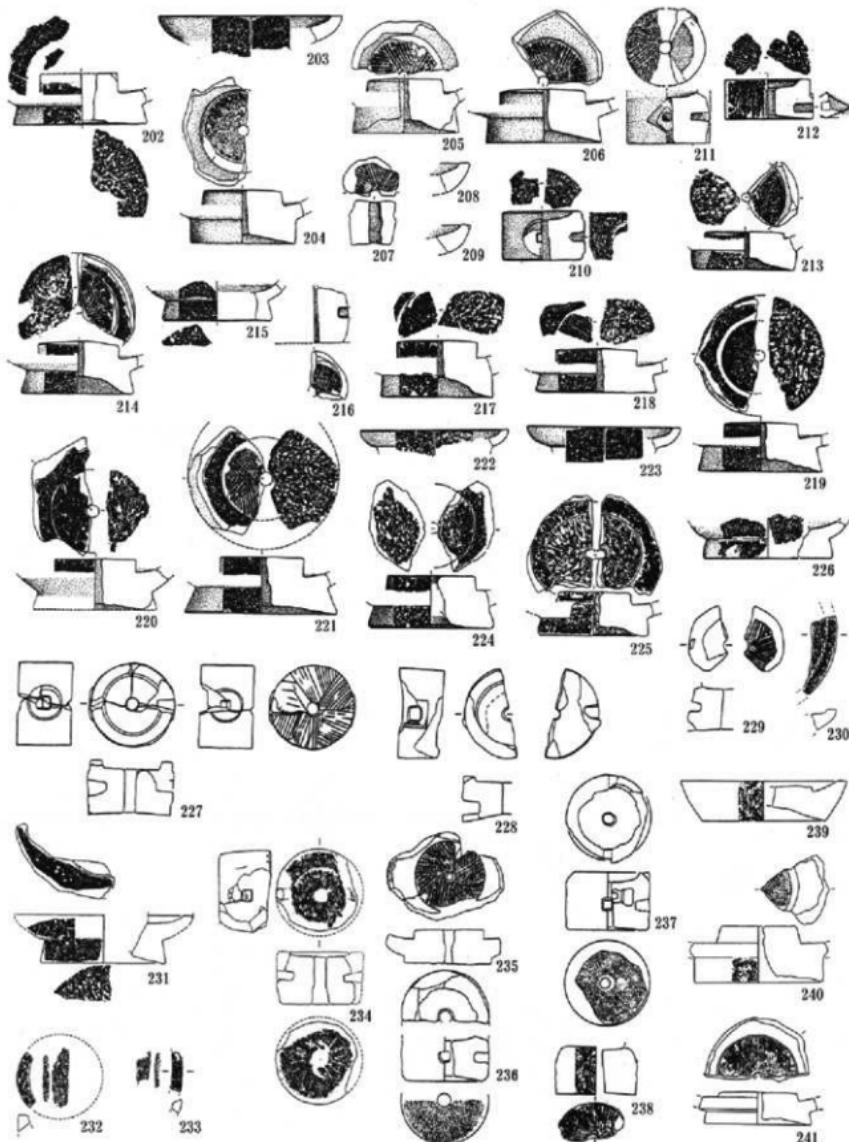
第6図 群馬県内出土茶臼(3)



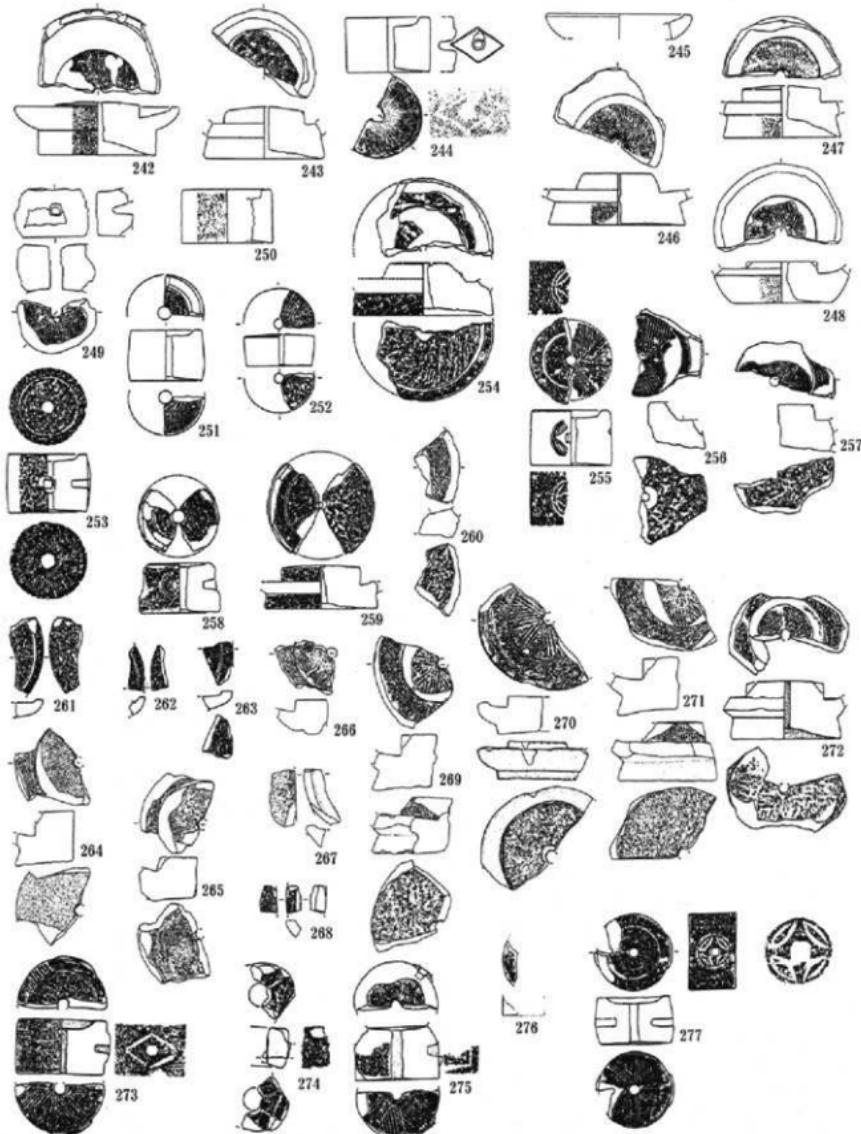
第7図 群馬県内出土茶臼(4)



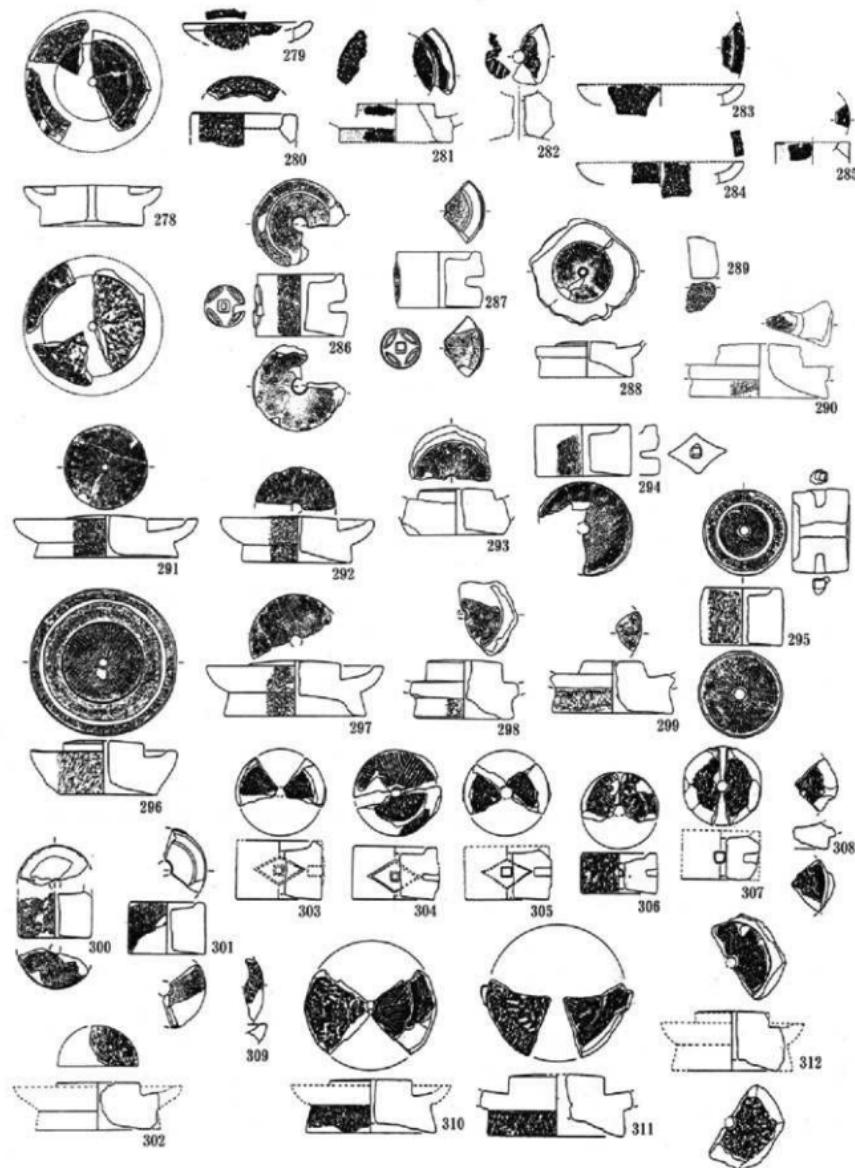
第8図 群馬県内出土茶臼(5)



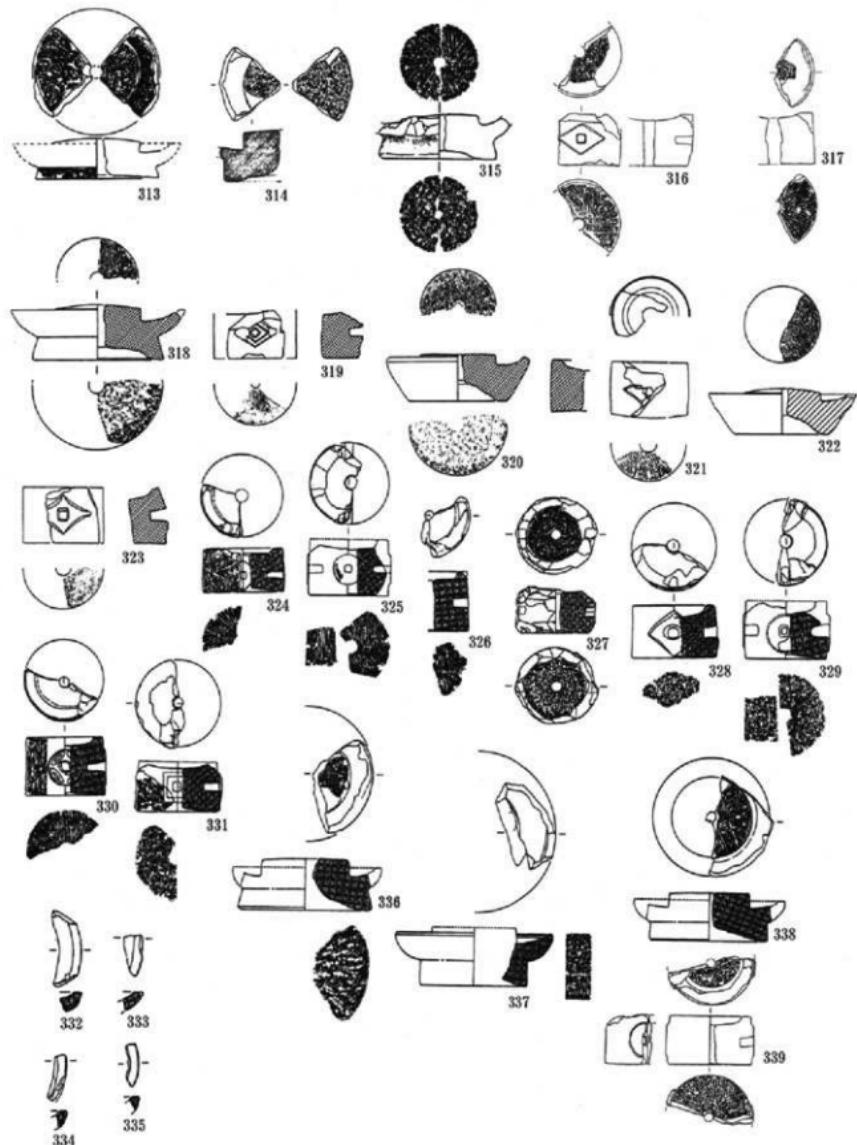
第9図 群馬県内出土茶臼(6)



第10図 群馬県内出土茶臼(7)



第11図 群馬県内出土茶臼[8]



第12図 群馬県内出土茶臼(9)

	遺跡名	種類	性質	出土遺物	通達の年代	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	古墳形態	石材	分類	文獻
1 家守	上寺院	1号井	P+I与基盤	15世紀初期以前	18.0											花崗岩	8	1	
2	下	II	1号井		18.0											花崗岩	8	1	
3	下	II	15C後半以前													安山岩	7	7	
4	下	II														多孔質安山岩	1	1	
5	下	II														多孔質安山岩	8	1	
6	下	II														多孔質安山岩	8	1	
7 相向森	上寺院周辺?	2号井		15C後~17C代												安山岩	8	2	
8	受田	II														安山岩	2	2	
9 両通	下	II	2号井	15C後~16C前	19.3											安山岩	10	3	
10	下	II																	
11	上	II																	
12 浜町屋敷門跡点	上	II	7号井?	25号井	P	15.4										2.5m方			
13	上	II	36号井	P	P	(17.9)	13.1	1.9	2.0	0.3						2.5m方			
14	上	II	40号井	P	P	(20.2)	2.1+									2.5m方			
15	上	II	26号井(土坑)	P	P	(16.6)	10.5	1.85	1.8	0.5						2.5m方			
16	上	II	3号調査区	P	P	(21.5)	14.6	1.5	2.0	0.2						2.5m方			
17	上	II	3号調査区	P	P	20.9	11.1	2.4	2.2	0.2						2.5m方			
18	上	II			P	(20.0)	11.7	1.4	1.0							2.5m方			
19	上	II	7号井	P	P	(19.0)	12.3	1.4	2.2	0.5						2.5m方			
20	上	II			P	(20.2)	9.9+									2.5m方			
21	下	II	22号井	P	P	16.3	11.7			0.7						2.5m方			
22	下	II	40号井	P	P	(20.1)	10.3+			0.5						2.5m方			
23	下	II			P	(22.9)	11.5+			0.5						2.5m方			
24	下	II	41号井	P	P	(20.0)	11.5			0.3						2.5m方			
25	下	II	3号井	P	P	(16.2)	8.0			0.5						2.5m方			
26	下	II	7号井	P	P	(18.6)	13.2			0.3						2.5m方			
27	下	II	21号井	P	P	(20.0)	11.5+			2.0						2.5m方			
28	上	II	32号井	P	P	2.4	1.4									2.5m方			
29	上	II	7号井	P	P	2.8	2.0									2.5m方			
30	上	II	8号井	P	P	3.8										2.5m方			
31	受田	II	43号井	P	P											2.5m方			
32	受田	II	45号井	P	P											2.5m方			
33	受田	II	46号井	P	P											2.5m方			
34	下	II	3号井	P	P	10.7+										2.5m方			
35	受田	II	3号井	P	P											2.5m方			
36	受田	II	10号井	P	P											2.5m方			
37	受田	II	15号井	P	P											2.5m方			
38	受田	II	15号井	P	P											2.5m方			
39	受田	II	7号井	P	P											2.5m方			
40	受田	II	8号井	P	P											2.5m方			
41	受田	II	8号井	P	P											2.5m方			
42	受田	II	10号井	P	P											2.5m方			
43	受田	II	15号井	P	P											2.5m方			
44	北新堀の跡	下	受田	II	5号井											2.5m方			
45	北新堀の跡	上	受田	II	5号井+1号井	16.5	10.3+									2.5m方			
46 金山城	上	城	井戸	1号井	1号井	13.2	1.3	2.5	2.5							2.5m方			
47 大衣織址	上	船	K-128立	15C後半以前	18.7	12.0	1.3	3.0	2.2	2.0						2.5m方			
48	上	船	通航外			18.5	12.0			2.6	2.4					2.5m方			
49	下	II	通航外			21.2	12.0			9.8	3.2					2.5m方			
50	下	II	通航外			22.0	16.8			1.5	4.0					2.5m方			
51	下	II	通航外													2.5m方			

表6 群馬県内出土茶臼一覧(2)

通　名	種類	通跡の性格	出土・遺跡	通跡の年代	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	分類
23 善上 33	受皿	E・25穴式通跡		(24.5)	1.7	2.7					2.9	45.0			7
54 宝太郷町付近	受皿	41号住地										(46.4)		2.7三面透空山岩	7
55	受皿	2区1トレンチ裏面										(46.3)		受山岩	8
56	受皿	2区4トレンチ2号井戸										(31.1)		受山岩	8
57	受皿	2区5トレンチ2号井戸										(34.6)		受山岩	8
58	受皿	不明												二面透空山岩	8
59 宝太郷町付近	上	2区裏面		(19.6)	12.5						2.3				55
60	下	14号窓内		(15.7)	9.2									透空山岩	7
61	下	1区1トレンチ2号井戸		18.7	11.4			0.6	2.4			34.6		透空山岩	7
62	下	15号窓内		(21.6)	10.4			0.3	(2.8)					55	
63 下東西	下	宝蛇付縁砂11号窓		15C	(19.6)									透空山岩	9
64	受皿	上		16.6	12.9	1.2	3.3	0.25	3.0	2.2				透空山岩	9
65	上	上		16.6	14.6	1.4	2.5	0.2	3.1	1.87.3				透空山岩	9
66	下	SE-07井戸		19.2	12.3	1.4	2.3	0.5	3.3					透空山岩	9
67	上	SJ-15号井戸		9C	(19.6)									透空山岩	9
68	上	SD-12号井戸		14-16	(19.6)	11	1.1	3.0	0.6	2.0	2.6			透空山岩	9
69	下	SE-33号井戸		15C他										透空山岩	9
70	下	SD-11号井戸		15C他										透空山岩	9
71	受皿	上		上								(38.6)		透空山岩	9
72	受皿	下		上								(38.6)		透空山岩	9
73	下	SE-65号井戸		上										透空山岩	9
74	受皿	SE-96号井戸		1AC以降										透空山岩	9
75	受皿	SE-97号井戸		15C他										透空山岩	9
76	受皿	SD-23號		14C~16C										透空山岩	9
77	下	905通磯外		905通磯内										透空山岩	9
78 小坂	上	施設?		1号井戸+19号施設	13C~15C	(18.6)	13.7							透空山岩	10
79	下	上		1号井戸	H							(35.0)		透空山岩	10
80 佐久島	下	便り		便り	H							(33.0)	(22.0)	透空山岩	10
82 長野市	下	K-1号先11石積み		K-1号先11石積み										透空山岩	11
83 上野田分寺・恵守中間地帯②	上	施		TP-01	15C~19C	(19.6)								透空山岩	12
84	受皿	F区1号引掛通跡		F区1号引掛通跡	H									透空山岩	13
85	受皿	上		1号井戸	H									透空山岩	13
86	受皿	F区2号井戸		16C前										透空山岩	13
87	下	F区3号井戸		15C前										透空山岩	13
88	下	G-20号通水道		15C~16C										透空山岩	13
89	受皿	H-1号通水道		16C後~現代										透空山岩	13
90	受皿	通跡外												透空山岩	13
91	台場	上		II-17号19号十坑	14C~15C	(20.6)	11.5+							り受山岩	8
92	下	表層												受山岩	14
93 伊藤園・葉神園	下	A-3号井戸		16C前										受山岩	15
94	下	E-1号井戸		15C前										受山岩	15
95 八幡社御廟	下	G-7号井戸		15C~16C										受山岩	16
96	下	H-1号通水道		古墳群外										受山岩	17
97	下	H-2号通水道		古墳群5号										受山岩	17
98	下	上		1号井戸	18.2	9.6		0.3	2.5	2.54.7				受山岩	18
99	受皿	受皿		1号井戸	14C前~15C末									透空山岩	19
100	上	上		9号井戸	元世									透空山岩	19
101 下原野	上	解		I地K-1号輪(内空輪)	(20.6)	12.1+								透空山岩	19

表8 茶臼の分類

通路名	標期	遺跡の性格	出土遺跡	遺跡の年代	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	台座標	石材	分類	文献	
二之宮宮道	上	船	27号櫛														七宝文 円	6	36
154	下	Y	3号井戸															6	36
155	下	Y	21号井戸															8	37
156	元能登町城II	上	2号井戸	1頭													輪松安山岩	38	
157	小島田八日市	上	製作地	39号井戸													輪松安山岩	38	
158	下	Y	31号井戸														輪松安山岩	38	
159	下	Y	15号櫛														輪松安山岩	38	
160	下	Y	熱板														輪松安山岩	38	
161	下	Y	34号井戸													輪松安山岩	38		
162	下	Y	15号櫛													輪松安山岩	38		
163	下	Y	35号井戸													輪松安山岩	38		
164	下	Y	31号井戸													輪松安山岩	38		
165	東平井官道	下	1号井戸	15C後												輪松安山岩	38		
166	上	Y	w-15井戸													円形	輪松安山岩	39	
167	西北	受皿															40		
168	下	Y	15B-5E-1井戸													圓	輪松安山岩	41	
169	高崎城三ノ丸	受皿	城	15B-SH3E5-1井戸												輪松安山岩	41		
170	受皿	Y	15B-SH3E5-1井戸													ひん	円	41	
171	受皿	Y	15B-SH3D9-1井戸													輪松安山岩	41		
172	下	Y	15B-SH3D9-1井戸													輪松安山岩	41		
173	下	Y	15B-SH3E5-1井戸													輪松安山岩	41		
174	下	Y	15B-SH3E5-1井戸													輪松安山岩	41		
175	高崎城三ノ丸	受皿	Y	185-SH3E6井戸												32.0+			
176	Y	Y	185-S-E23井戸													34.2+			
177	Y	Y	185-S-E8井戸													34.9+			
178	土井山	上	1号井戸	15C?												安山岩	42		
179	Y	Y	10号井戸	A												安山岩	42		
180	下	Y	6・9号井戸													礫灰岩	42		
181	今井道上-道下	上	10号井戸														43		
182	久保	受皿	2-A-23-25ダリヤ													(36.0)	44		
183	Y	熱板														(32.6)	44		
184	Y	2-D-23ダリヤ														安山岩	44		
185	Y	2-J-34ダリヤ														安山岩	44		
186	上	2-F-16ダリヤ														安山岩	44		
187	上	上妻真田山	4号櫛													円形	輪松安山岩	45	
188	上	Y	601号井戸													菱形	輪松安山岩	6	45
189	上	Y	200号井戸													輪松安山岩	8	45	
190	Y	Y	191号井戸													砂岩質	8	45	
191	Y	Y	15-57号井													輪松安山岩	8	45	
192	野中天神	上	13号井	15C												輪松安山岩	45		
193	Y	Y	2号井戸	#												菱形	輪松安山岩	45	
194	穴魚鉢	上	1号井戸	3号井戸												輪松安山岩	48		
195	上	Y	3井戸													輪松安山岩	48		
196	上	Y	土井70													輪松安山岩	48		
197	Y	3涌井														砂岩質	48		
198	受皿	Y	3涌井													輪松安山岩	48		
199	Y	3涌井														輪松安山岩	48		
200	長良川出水山	下	2号井戸	S0704												安山岩	49		
201	鍋池昌I	下	3号井戸	1号井戸												安山岩	50		
202	Y	Y	浦崎区													多孔岩	50		
203	受皿	Y	浦崎区													安山岩	50		

表9 群馬県門出土系白一號(5)

表10 藤原町内出土土器目一覧(6)

通 路 名	種 類	遺跡の性格	出土遺物	遺跡の年代			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	台帳番號	石 材	分 類	文 獻
				上	下	右														
255	Y	Y	135.8号井戸				(19.3)	13.2									七宝文	粗粒砂岩山岩	8	69
256	Y	Y	135.8号井戸					11.5									砂岩	粗粒砂岩山岩	8	69
257	Y	Y	135.8号井戸						(11.4)								彫	粗粒砂岩山岩	8	69
258	上	Y	135.8号井戸				(19.7)	11.8									粗粒砂岩山岩	8	69	
259	下	Y	135.8号井戸						10.4								粗粒砂岩山岩	8	69	
260	Y	Y	135.8号井戸						7.9								粗粒砂岩山岩	69	69	
261	受皿	Y	135.8号井戸														粗粒砂岩山岩	69	69	
262	受皿	Y	268.4号井戸														粗粒砂岩山岩	69	69	
263	受皿	Y	268.4号井戸				11.5℃~16℃		(10.3)	13.2							粗粒砂岩山岩	70	70	
264	受皿	Y	7.6号井戸				(10.6)	10.6									粗粒砂岩山岩	70	70	
265	下	Y	7.6号井戸						(16.0)								粗粒砂岩山岩	70	70	
266	Y	Y	7.6号井戸														粗粒砂岩山岩	70	70	
267	受皿	Y	7.6号井戸														粗粒砂岩山岩	70	70	
268	受皿	Y	7.6号井戸														粗粒砂岩山岩	70	70	
269	Y	Y	7.6号井戸														粗粒砂岩山岩	8	70	
270	Y	Y	7.6号井戸														粗粒砂岩山岩	8	70	
271	Y	Y	7区廻塀														粗粒砂岩山岩	8	70	
272	受皿	Y	7区廻塀														粗粒砂岩山岩	71	71	
273	上	Y	7区廻塀														彫	粗粒砂岩山岩	8	71
274	Y	Y	7区廻塀														粗粒砂岩山岩	8	71	
275	受皿	Y	7区廻塀														二重方彫	粗粒砂岩山岩	8	72
276	小量北受皿	上	船				15℃~16℃		29.0	12.7							浅彫刻石	73	73	
277	公田渠	上	船				16号1号井		16.1	11.5							盆形石	盆形石	8	74
278	下	Y	土壌取扱集中				中型		(17.8)	9.7							彫	粗粒砂岩山岩	73	73
279	下	Y	下水木造田				1区廻塀		11.5℃~16℃前							彫	粗粒砂岩山岩	75	75	
280	受皿	Y	1区10号井戸				1区10号井戸		(20.0)	12.2+						彫	粗粒砂岩山岩	76	76	
281	東長門口井口1	上	船・桶				2.65.1号井戸		(19.0)	9.2						彫	粗粒砂岩山岩	76	76	
282	Y	Y	3区1号井戸				15℃									彫	粗粒砂岩山岩	76	76	
283	受皿	Y	3区1号井戸				3区1号井戸									彫	粗粒砂岩山岩	76	76	
284	Y	Y	6区12号井戸				(18.0)									彫	粗粒砂岩山岩	8	77	
285	266	Y	6区12号井戸													彫	粗粒砂岩山岩	8	77	
286	Y	Y	2.65.2号井戸				2次3号井									彫	粗粒砂岩山岩	6	77	
287	上	Y	2.65.2号井戸				2次3号井									彫	粗粒砂岩山岩	77	77	
288	Y	Y	4次5号井戸				2.65.2号井戸									彫	粗粒砂岩山岩	77	77	
289	上	Y	4次5号井戸				4次5号井戸									彫	粗粒砂岩山岩	8	77	
290	Y	Y	5次1号井戸				12.8									彫	粗粒砂岩山岩	8	77	
291	前廻塀II	Y	5次1号井戸				9.9									彫	粗粒砂岩山岩	8	77	
292	Y	Y	5次2号井戸				11.0									彫	粗粒砂岩山岩	77	77	
293	Y	Y	5次2号井戸				10.8									彫	粗粒砂岩山岩	77	77	
294	Y	Y	5次2号井戸				(22.0)	12.2								彫	粗粒砂岩山岩	77	77	
295	上	Y	5次2号井戸				20.0	13.5								彫	粗粒砂岩山岩	77	77	
296	Y	Y	5次3号井戸				12.5									彫	粗粒砂岩山岩	8	77	
297	Y	Y	5次4号井戸				12.7									彫	粗粒砂岩山岩	8	77	
298	Y	Y	5次5号井戸				13.2									彫	粗粒砂岩山岩	8	77	
299	Y	Y	5次6号井戸				12.3									彫	粗粒砂岩山岩	8	77	
300	上	Y	5次6号井戸				(17.4)	(11.1)								彫	粗粒砂岩山岩	77	77	
301	上	Y	2号1号井戸				(18.0)	(12.4)								彫	粗粒砂岩山岩	77	77	
302	井出地区廻塀群	Y	2号1号井戸				12.7	11.2								彫	粗粒砂岩山岩	78	78	
303	上	Y	6-3レシナチ125戸				(20.0)	12.5+								彫	粗粒砂岩山岩	8	78	
304	上	Y	6-2レシナチM1戸				(20.0)	12.5								彫	粗粒砂岩山岩	8	78	
305	上	Y	元井出地区廻塀群				(20.0)	13.5								彫	粗粒砂岩山岩	78	78	

表11 藤原城内出土(参考一覧7)

遺物名	種類	性質	出土地点	遺物の年代	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	古墳跡跡	石材	分類	文系
306 上 土器	元丹波守北窯	手	8-1 レンチ12井口	(18.3)	9.3	(18.3)	11.5					(1.8)			安山岩	相模安山岩	78	
307 上 土器	8-1 レンチ12井口	手	8-1 レンチD 8井口	(18.3)	9.3	(18.3)	11.5					2.8			相模安山岩	相模安山岩	78	
308 受皿	手	元丹波守西窯	火照	19.5	12.5										相模安山岩	相模安山岩	78	
309 F	手	元丹波守西窯	火照	(27.2)	14.5										相模安山岩	相模安山岩	78	
310 311 F	手	6-2 レンチ11.1井口	手	(27.2)	14.5										相模安山岩	相模安山岩	78	
312 F	手	5区1.1井口	手	(17.3)	14.0										相模安山岩	相模安山岩	78	
313 F	手	元丹波守西窯	火照	(26.5)	9.5										相模安山岩	相模安山岩	78	
314 金山道路・月の池	手	治西窯	下段油面土中												安山岩	安山岩	79	
315 越後國東野町北	手	D 5号土坑													相模安山岩	相模安山岩	7	80
316 古代本塼 1	手	19号土坑(地下式丸)													相模安山岩	相模安山岩	8	81
317 L	手														相模安山岩	相模安山岩	6	81
318 魚山城	手	日の池	一段石積												相模安山岩	相模安山岩	82	
319 上 土器	手	大手甌口手筋曲輪													相模安山岩	相模安山岩	82	
320 上 土器	手	大手甌口手筋曲輪													相模安山岩	相模安山岩	82	
321 上 土器	手	大手甌口手筋曲輪													相模安山岩	相模安山岩	82	
322 上 土器	手	大手甌口手筋土壺 I													相模安山岩	相模安山岩	82	
323 上 土器	手	大手甌口手筋土壺 II													相模安山岩	相模安山岩	82	
324 上 土器	手	大手甌本丸(大廻り切跡)													相模安山岩	相模安山岩	83	
325 上 土器	手	4区2号窯石													相模安山岩	相模安山岩	83	
326 上 土器	手	4区													相模安山岩	相模安山岩	83	
327 上 土器	手	7区1号窯化													相模安山岩	相模安山岩	83	
328 上 土器	手	手													相模安山岩	相模安山岩	83	
329 上 土器	手	8区4号井口													多孔質體安山岩	多孔質體安山岩	83	
330 上 土器	手	8区4号井口													多孔質體安山岩	多孔質體安山岩	8	83
331 上 土器	手	9区													多孔質體安山岩	多孔質體安山岩	83	
332 受皿	手	3区1号窯石													多孔質體安山岩	多孔質體安山岩	83	
333 受皿	手	5区窯化													多孔質體安山岩	多孔質體安山岩	83	
334 受皿	手	7区窯													多孔質體安山岩	多孔質體安山岩	83	
335 受皿	手	9区窯口													多孔質體安山岩	多孔質體安山岩	83	
336 下 土器	手	4区2号窯石													多孔質體安山岩	多孔質體安山岩	83	
337 F	手	8区5													多孔質體安山岩	多孔質體安山岩	8	83
338 下 土器	手	不明													多孔質體安山岩	多孔質體安山岩	8	83
339 下巣合窑田	手	8号井口													相模安山岩	相模安山岩	84	
	上 盤		中型鏡半												相模安山岩	相模安山岩	84	

より製作（生産）が窺われ、同様な製作遺跡が他にも存在することが予測される。牛伏砂岩を石材とした茶臼についても、同様である。こうした諸要素を考えあわせれば、需要と供給そして流通の問題へと展開していくことが見えてこようが、今後の検討に委ねたい。

台座文様でみると、七宝文が前橋市を中心とする県央部周辺からの出土がみられ、地域的な偏在の可能性も考えられる。

さらに、これらの年代は、全国的な傾向と矛盾せずに15・16世紀の遺跡からの出土が多く、県内最古の資料としては長楽寺遺跡例のように15世紀初頭以前とされる資料がある。この長楽寺遺跡例からすれば、15世紀初頭頃の神宗寺院において、抹茶法による喫茶が行われていたことが理解できる。

さて、従来の研究では、茶臼の出土頻度は少ない点も含めて、当時の喫茶が抹茶法のみでなかった可能性が指摘されているが（尾野 2002）、県内の出土量からは出土頻度が少ないとは言い難い。勿論、筆者も抹茶法以外の喫茶スタイルは想定できるように思う。

他にも、茶臼に関する課題はいくつかある。用途論の問題として、茶臼を火薬製造に使用したとする見解も存在する（三輪 1978、1999 他）。また、所謂「魂抜き」の行為として、茶臼や穀物臼を意図的に破壊するとの見解もある（三輪 1978a、小池 2000 ほか）。いずれにせよ、考古学以外を含めた多くの問題が秘められている。今回の集成を軸に、今後も研究を進めていきたい。

文末ではあるが、本稿を草するにあたって大江正行、綿貫邦男、桜岡正信の諸氏には助言ならびに便宜を図って頂いた。また、小川卓也氏には図版作成など多くの面でお世話になった。記して、感謝申し上げたい。

（水谷）

註

- 1) この受け皿のことを「はんぎり」と呼ぶこともある。
- 2) 図1は図版出典文献より引用し、一部改変した。
- 3) 羽田 啓 2002 「58重要文化財 金沢貞顧書状」「日本人と茶—その歴史・その美意識—」京都国立博物館
この書状の中に、拌勧した茶葉を抹茶にしてもらうための依頼文があり、茶臼が高価であったことがわかる。
- 4) 尾野善裕 2002 「78鎌倉出土土陶器」「日本人と茶—その歴史・その美意識—」京都国立博物館
- 5) 志田 量 1996 「田石臼」「新編高崎市史資料編3」
高崎市内の様相の中で、穀物臼の臼面について上臼は28~30cmが、下臼は30~32cmが多いとしている。
- 6) 製品に加工しやすい反面、使用に際しての摩耗は多かったと考えられる。先述したように、遺跡から出土する茶臼の多くは製作時点の高さを残していないと考えられる。
- 7) これらの台座文様の他に、「連珠状」とされる資料がある（第9回234）。実見したが、台座文様は存在するものの積極的に「連珠状」の装飾として判断できなかつたことから、ここでは扱っていない。また、上臼面の輪穴部分に「のくびり」状の痕跡が見られるなど、通常の茶臼の理解ではとらえられない資料である。
- 8) 小島田八日市道路報告書の第156回19~22、PL60-5・6・9として掲載されている。

図版出典文献

- 1) 大江正行 1978 「長楽寺遺跡—世良田小学校改築工事に伴う発掘調査」 尾島町教育委員会
- 2) 井上 太・今井幹夫 1980 「福井森道跡発掘調査報告書」 富岡市教育委員会
- 3) 石坂 茂・中沢 悟他 1983 「同道遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 4) 坂田陽一・徳江秀夫他 1985 「浜町屋敷内遺跡C地点」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 5) 枝井 衛・星野 太 1985 「北新波の野跡-古城(II)」 高崎市教育委員会
- 6) 山崎 一也 1986 「史跡金山城跡保存管理計画書」 太田市
- 7) 中村富太・間瀬 乾・三毛牧氣 1986 「三峰神社裏・大友館址・善光寺跡」 月夜野町教育委員会
- 8) 神戸聖謙・茂田勝健他 1987 「沼大類町村西遺跡」 高崎市教育委員会
- 9) 沢津吉茂・大江正行 1987 「下東西遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 10) 井上 太 1987 「小塚・穴反田・久保田遺跡発掘調査報告書」 富岡市教育委員会
- 11) 大工豊原 1987 「板鼻城遺跡」 安中市教育委員会
- 12) 萩木由行 1987 「西場協・長根原遺跡」 吉井町教育委員会
- 13) 木津博明・桜岡正信 1987 「上野原国分僧寺・尼寺中間地城」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 14) 大工豊原・千田茂雄 1988 「古城遺跡」 安中市教育委員会
- 15) 若狭 誠・五十嵐至 1988 「保渡田・荒神前遺跡・皿持遺跡」 群馬県教育委員会
- 16) 朝倉秀一・加那二生 1988 「元總社明神遺跡VI」 前橋市埋蔵文化財発掘調査団
- 17) 神保佑史・西田健彦他 1988 「田端遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 18) 旗峰 誠・原 審信他 1988 「上植木光仙房遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 19) 故坂 誠他 1988 「書上下吉祥寺遺跡・書上原之城遺跡・上植木・寺町田遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 20) 伏住 武也 1989 「下佐野遺跡I地区・寺前地区4中世・近世編」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 21) 友慶哲也他 1989 「有馬遺跡I奈良平安時代編・大久保B遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 22) 原 雅信 1989 「三室坊主林」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 23) 井上 太 1990 「新井・坂詰遺跡」 富岡市教育委員会
- 24) 前原 豊・井上敏夫 1990 「元總社明神遺跡VII」 前橋市埋蔵文化財発掘調査団
- 25) 大西雅広・唐沢保之他 1990 「芳賀東部畠地遺跡III・編文・中世編」 前橋市教育委員会
- 26) 故坂陽一・大木本郎一他 1991 「下源名坂越遺跡」 群馬県埋蔵文化財発掘調査事業団
- 27) 犀川雅広・狩野吉弘 1992 「元總社明神遺跡X」 前橋市埋蔵文化財調査団
- 28) 綿貫邦男 1992 「羽鳥遺跡A・B・C・D・E・F区」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 29) 大西雅広・藤巻幸男他 1992 「二之宮千足遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 30) 関口 修・高井邦郎 1992 「上中居石彌II遺跡」 高崎市教育委員会
- 31) 小川卓也 1992 「市之間前田遺跡III」 宮城村教育委員会
- 32) 宮下昌文 1993 「上久我地区遺跡群 下清水道路・馬場道路・梅場道路 十二遺跡」 稲田市教育委員会
- 33) 新井 仁 1993 「内匠上之宿遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 34) 黒田 覧他 1993 「白井遺跡群—中世編—(白井二位屋遺跡・白井南中道遺跡)」 群馬県埋蔵文化財調査事業団

- 35) 藤巻幸男・岩崎泰一他 1993 「五目牛清水田遺跡」(古代・中近世編) 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 36) 大西麗広・藤巻幸男他 1994 「二之宮宮下東遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 37) 新保一美 1994 「元経社明神XII」 前橋市埋蔵文化財発掘調査班
- 38) 杉山秀宏他 1994 「小島田八日市遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 39) 石守 晃熊 1994 「飛石の跡跡・東平井塚間道路・東平井官正前道路・東平井土井下道路・西平井久保田代道路」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 40) 遠野綾子・清水豊・木村芳昭 1994 「南部道路群」 群馬町教育委員会
- 41) 中村 茂徳 1994 「高崎城三ノ丸遺跡」 高崎市教育委員会
- 42) 古部政一・寺内敏郎 1995 「F14藤岡平地区遺跡群II」 藤岡市教育委員会
- 43) 大木誠一郎他 1995 「今井道上・道下遺跡」 群馬県理構文化財調査事業団
- 44) 千田茂徳 1996 「北原道路・上久保遺跡」 安中市教育委員会
- 45) 石坂久則・坂井 錠・新谷明彦・他 1996 「上栗寺寺前遺跡群III区(藤岡市上栗寺頭跡)」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 46) 収口 一・大西雅広他 1996 「野中天神道路」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 47) 中村 茂 1996 「高崎城三ノ丸遺跡」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 48) 門口 修 1996 「矢烏館址(矢島遺跡)」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 49) 志田 登 1996 「浜川芦田貝戸田遺跡」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 50) 門口 修 1996 「開布良遺跡(1)」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 51) 高橋 淳 1996 「張川北遺跡」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 52) 木津 博明 1996 「熊野堂遺跡第4地区」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 53) 中村 茂 1996 「諏訪遺跡」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 54) 五十嵐伸 1996 「元鳥名道跡」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 55) 神戸聖詔 1996 「宿大朝町村西遺跡」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 56) 高橋 淳 1996 「下村北館址」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 57) 牧野裕美 1996 「下佐野遺跡I地区・寺前地区」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 58) 門口 修 1996 「上仲宿辻面御前II遺跡」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 59) 門口 修 1996 「古賀野満福寺II遺跡」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 60) 賀貫邦男 1996 「田端遺跡」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 61) 大江正行他 1996 「(二)分布調査 3八幡地区」「新編高崎市史資料編3中世I」 高崎市史編さん委員会
- 62) 古藤保彦 1997 「神保植松遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 63) 賀貫邦男 1997 「下小島神戸遺跡」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 64) 亮木次久 1997 「八木原久保遺跡」 津川市教育委員会
- 65) 脇本紀之・小宮俊久 1997 「中屋敷・中村田遺跡」 新田町教育委員会・群馬県企業局
- 66) 片野謙介・桜岡正創他 1997 「前堀城遺跡I」 群馬県教育委員会
- 67) 神戸聖詔・長井正欣 1997 「上中居西面御前II遺跡」 高崎市道跡調査会
- 68) 山下信成 1997 「堀越中道遺跡」 大胡町教育委員会
- 69) 板井美枝・鰐貫邦男他 1998 「浜川遺跡群」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 70) 小島敦子 1998 「荒砥上之坊IV」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 71) 志村 香・長谷川一郎 1998 「F2a東平井中道B遺跡・F2b東師道路」 藤岡市教育委員会
- 72) 武部喜充・清水広見他 1998 「奴郷II遺跡」 万場町教育委員会
- 73) 新保一美 1998 「小暮北受地遺跡」 富士見村道路調査会
- 74) 矢島博文他 1998 「群馬県前橋市公田東遺跡」 警察宿舍遺跡調査会
- 75) 神保佑史・飯森康広他 1999 「下航木窓町道路」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 76) 木津博明・大江正行他 1999 「東長岡戸井口道路」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 77) 藤巻幸男他 1999 「前橋城遺跡II」 群馬県教育委員会
- 78) 清水 豊 1999 「井手地区遺跡群」 群馬県教育委員会
- 79) 中村伸・金沢誠他 1999 「金山城跡・月ノ池」 太田市教育委員会
- 80) 井野誠一・長谷川一郎他 1999 「群馬県前橋市純社閑原明神北遺跡」 前橋市埋蔵文化財発掘調査会
- 81) 齋木一敏・長井正欣 2000 「五代竹花道跡・五代木屋I遺跡・五代伊勢宮I遺跡」 前橋市埋蔵文化財発掘調査会
- 82) 中村・津・金沢 誠他 2001 「史跡金山城跡環境整備報告書」 発掘調査会・太田市教育委員会
- 83) 山下信成 2001 「群馬県指定史跡 大胡城跡」 本丸北大堀切り跡 大胡町教育委員会
- 84) 板久純・野平伸一 2002 「下渕名・高田道路」 埼町教育委員会

引用・参考文献

- 江崎 武 1985 「中臣地下式塚の研究」「古代探蘆」II 早稲田大学出版部
- 岡本義典 1985 「高知県坂吹寺の石臼(南北朝時代)」「高知県文化財調査報告書」 第27集
- 尾野裕祐 2002 「日本人と茶の1200年」「日本人と茶-その歴史・その美意識」 京都国立博物館
- 川又清潤 1995 「茨城県内石臼集成」「茨城県考古学協会誌」 第7号 茨城県考古学協会
- 北村誠一・段上進雄・富田善子 1986 「佐渡の石臼」 未来社
- 柄山秀樹 1996 「日本における茶臼の研究」「古代学研究新研究紀要」 第6輯 古代学協会
- 久我忠義・越前慶祐他 1999 「下村加茂遺跡発掘調査報告書」 下村教育委員会
- 小池 啓 2000 「石臼は故壇れるか-神奈川県下近世遺跡出土石臼からの考察-」「石臼健二先生・澤田多郎先生還暉記念論文集」 国分政子 1997 「中世後期近江の石臼と石工について-中主町吉地大寺遺跡出土石臼の検討より-」「遺寶考古」 第18号 遺寶考古研究会
- 岡 勝義 1992 「喫茶の考古学-茶の器再発見-」「埼玉県立博物館北隣中世考古学研究会編 1999 「中世北隣の石文化」」 第12回北隣中世考古学研究会資料集
- 細田卓志 1998 「神奈川県下出土茶臼について」「下鶴間城山(伝山中修業助貢頃・大和山181遺跡)」 大和市教育委員会
- 宮瀬文一 1991 「堂山下道路」 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 三輪茂雄 1978a 「臼」 法政大学出版局
- 三輪茂雄 1978b 「石臼探訪」 産業技術センター
- 三輪茂雄 1994 「増補 石臼の謎」 タオリ
- 三輪茂雄 1999 「粉と臼」 大巧社
- 勝守すみ 1973・1974 「未刊史料「水縁日記」について」「群馬大学教育学部紀要(人文・社会科学編)」 23・24巻
- 千々和剣 1978 「長業寺守水縁日記」「群馬県史資料編5 中世I」
- 小野和男 1987 「長業寺における勤行について-水縁日記を題材として-」「群馬県立歴史博物館調査報告書」 第4号
- 山本世紀 1993 「長業寺と施济宗の展開」「尾島町跡 通史編上巻」
- 府沢定一 1997 「永禄八年の新田地方-「長業寺水縁日記」から見た由良成実の分国統治-」「太田市史通史編 中世」

7月27日～29日降下浅間A軽石の「鍵層」としての位置づけ

——天明三年浅間災害に関する地域史的研究——

関 俊 明

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1.はじめに | 7.北方向での記述／7月17日 |
| 2.発掘調査視点と「鍵層」 | 8.北東方向での記述／7月27日～29日 |
| 3.郡内へ降下のテフラと北東降下軽石の位置付け | 9.収集史料の掲載 |
| 4.郡内の降砂灰記録の対比 | 10.7月17日降下軽石との降下範囲の交錯 |
| 5.北東軽石を検証する収集史料標題 | 11.おわりに |
| 6.金沢での鳴動とテフラ降下の実際 | |

——論文要旨——

天明三年（1783）の浅間山噴火は、5月8日（以下、新暦）に始まり8月5日の大噴火に終息を迎えた3カ月に亘る出来事だった。噴火によるテフラ降下の方向は期日によって異なることが史料から確認できる。本稿は、火口から北～北東方向のテフラ降下期日を記録した史料の集約により、浅間A層のうちの7月27日～29日の降下軽石を「鍵層」に位置づけることを目的とする。集約する史料は地方史料である。天明浅間噴火に伴うテフラが県外の北東軸延長方向に降下していたことを確認するとともに、郡内史料で確認してきた降下期日の傍証史料とすることが史料集約の意義である。

天明三年の発掘調査では、新暦8月5日に発生した天明泥流により浅間A軽石（以下、As-A軽石）が、嚴封されているという特性を持っている。それ故に、極薄いAs-A軽石が良好な状態で残され、詳細なデータの蓄積と噴火に直面した農民像を伺い知ることに繋がる。近年の発掘調査の成果により、北東方向へ降下した軽石の降下期日に加え、6月26日降下と考えられる降灰の記録との考古学的検証も加わりつつある。これらの基幹となる、噴火期日が確認できる県外で記載された史料原本や市町村誌等の掲載史料を通して、吾妻郡内での噴火イベントの復元を確定するための要素を示すものである。すなわち、火口から北東方向20kmの地点で検出されたAs-A軽石が、「天明泥流堆積物下から検出される天明三年7月27日～29日に郡内城へ降下した」という降下日時を確定するために、県外史料をもって傍証しようと考えるものである。このことは、火山災害に対する発掘調査の視点として、被災当時の営みを復元し得るデータを調査で抽出することを可能にするものと考えられる。

キーワード

- 対象年代 江戸時代、天明三年
対象地域 浅間山火口北及び北東方向、北陸～東北
研究対象 天明三年浅間災害、北東降下物記述史料

1.はじめに

浅間山は長野県と群馬県の県境に位置する活火山である。天明三年（1783）の噴火は、5月8日（以下、新暦）に始まり、天明泥流を発生させた8月5日の大噴火に終息を迎える3カ月に亘る出来事だった。天明噴火に伴う降下堆積物（以下、テフラ）に対して「As-A」や「As-A 軽石」、「As-A テフラ」の呼称が用いられている。このうち本稿では、火口からみて北～北東方向へ降下したテフラの史料による集約により、As-A のうちの7月27日～29日の降下軽石を「鍵層」に位置づけることを目的とする。

今回集約する史料は地方史料である。天明浅間噴火に伴うテフラが北東軸延長方向に降下していたことを確認するとともに、郡内史料により確認してきた降下期日を追検証することが史料集約の意義である。

天明三年の発掘調査では、噴火により降下した As-A 軽石が、発生した天明泥流により新暦8月5日で蔽封されているという特性を持っている。それ故に、極薄い As-A 軽石が良好な状態で残され、詳細なデータ蓄積と噴火に直面した農民像を得ることに繋がる。今から220年前の火山災害については膨大な量の史料が残されておりそれらを集約・分析することで噴火イベントを詳細に復元することができる。筆者は近年の発掘調査の成果により、北東方向へ降下した軽石の降下期日（関・諸田 1999）に加え、6月26日降下と考えられる降灰の記録との考古学的検証を試みてきた（関 2002）。これらの基幹となる噴火期日を、県外で記載された史料の原本や市町村誌等を機会を得ながら実見、資料収集調査を行ってきた。本稿では、史料の一報掲載を通して、今日まで取り組んできた史料の集約と吾妻郡内における噴火イベントの復元を確定するための内容を示すものである。すなわち、「天明泥流堆積物下から検出されるAs-A 軽石が天明三年7月27日～29日に郡内域へ降下した」鍵層とするために、県外史料をもって追証しようと考えるものである。現在筆者が把握する限りでは、この方向に降下物があった期日は一部7月26日も含む可能性をもっているが、ここではこの期日を含めないとする。

尚、本稿では旧暦と年号を漢数字で、西暦を算用数字を用いて表記している。農事をはじめとする他領域とのクロスチェックを可能とするためである。また、史料には新暦（）内に付記し、引用中の句読点についても原則、引用文献に従った。

2. 発掘調査視点と「鍵層」

火山災害の発掘調査視点として①被害状況の把握（火碎流、泥流、降下物などによる被害範囲の確定）、②被災後の地域動向（復旧か、放棄か？復旧の場合のプロセスはどうなのか）、③被災季節の決定（農業社会における取

穫の後先が食料危機などの社会不安に繋がる）」が指摘されている（能登 2003）。一連の噴火イベントの中でもユニットの単位で期日をもつた「鍵層」が確定されることには、上記の視点で被災時の営みを復元し得る資料を発掘調査で抽出することを可能にする。

2 cm内外の堆積厚の降下軽石が、ハッカダム建設に伴う発掘調査で確認された（図1）。8月5日に発生した天明泥流堆積物の下位からである。火口から北東方向に20 km離れた吾妻川沿岸の長野原町に位置する地点である。当初、天明泥流堆積物の「直下」と思われた As-A 軽石の層位は、厳密には適切ではなかった。なぜなら、As-A 軽石降下後の極僅かな期間の人の為的な耕作の痕跡が確認されたからである。例えば、培土や鋤込みといった痕跡が As-A 軽石を頼りに確認される。

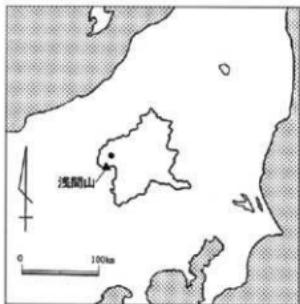


図1 As-A 軽石確認地点

前述の通り、この地域の農事暦と降下日時を対比させ、畑耕作における人為的な耕作の痕跡と As-A 軽石の降下期日の検証を試みた。その結果、7月27日～29日にかけて降下したテフラであること、噴火に直面した人々は時節の農事暦に従い耕作を続けていたことが判読できるようになった。そのことで、天明三年浅間災害下のこの地域における発掘調査での狭義の鍵層として位置づけることを考へようになってきた。本稿では、3カ月に亘る噴火イベントの中で（具体的には、郡内史料で確認できる①6月26日の降灰、②7月17日の北方向への降砂灰、③7月27日～29日の北東方向への降砂灰、のうちの③に着目し）、これまで調査収集してきた県外史料による追証から、この地域の天明三年浅間災害における降下日時の一部復元を行うことにもなる。

3. 郡内へ降下のテフラと北東降下軽石の位置付け

集約された経過の復元（荒牧 1993；田村・早川 1995）を基に吾妻郡内史料を加え、3カ月に亘る噴火について、火口から北軸方向・北東軸方向に位置する郡内の地域で記録された降下物を、史料の「砂・石・小石」の記載か

ら次のように集約した。

5月8日ないし9日に降灰が始まり、6月26日の降灰を経ている。7月17日には北東方向への降砂があつたが、北東軸方向への降下の記録は残されていない。7月27日から29日までの噴火では、北東方向と北東軸方向へも降砂をもたらした。そして、この29日までの降砂災害は作物に大きな被害を与え、訴状が書付けられるほどであった。30日以降の北東地域への降下物の具体的な記録については残されていない。以上から推測すれば、北東地域では30日から8月5日の泥流発生までの間、噴火による直接の軽石の降下はなかったとの見方ができる。これは、東南東軸方向では8月2日から5日にかけて噴火が激しさを増し、特に8月4日から5日の降下軽石層が天明噴火全体の2分の1から3分の2の量におよぶと推定されていることと対照的である。

天明三年の噴火で浅間山から東南東方向へ大量の降下テフラがあったことは早くから論じられてきたが、この北東方向へのテフラ降下は、MINAKAMI(1942)、荒牧(1968)によって存在が着眼され、安井・他(1997)が発表されるまでは、定量的な研究はなされてこなかった。財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団により進められているハッガム建設に伴う発掘調査の成果から、農事暦や地元に残される史料とのクロスチェックにより検証したもののが、関・諸田(1999)である。本稿はその傍証史料の集約である。

4. 郡内の降砂灰記録の対比

以下に、郡内に残された地元史料の地名対比から図2を用いて北東方向への降下物の記録を明確にしておく。

また、同図を用いることで7月17日の北方向への降下物の記載を確認できるが、詳細は省略する。北東方向の延長上が本稿で扱う県外史料である。

郡内史料は、「同廿八日(7/27)昼も近辺へ砂降り(中略)此夜は岩下沢渡辺へ砂降りはち相続毎日焼」「浅間大変覚書」(萩原1986)、「先月拾八日(7/17)夜五ツ時浅間山焼出し、灰砂少々降候得共……(中略)同月武拾八日(7/27)朝四ツ時從焼出し灰砂石降り候所七ツ分迄凡厚サ式寸ほども降重り不依何二打折或は灰砂拂り用立申替ニ相見江申候所、同廿九日(7/28)早八ツ時分迄幕合迄砂更ニ降り、当月朔日(7/29)七ツ時分從夜に入候迄移散降り、朔日迄降り重候所凡三四寸も有之可申候。……(門貝村、大前村、鎌原村、狩宿村、能谷村、新井村、羽尾村、中居村、干又村の名主の名続く。)」「山麓九カ村より被災情況訴狀」(萩原1995)、「六月廿七日(7/26)同廿八日(7/27)之ころ、大岩辺・四方村坪ハ黒灰ぶり、鉄砲玉のような砂ましり野人等皆々遁

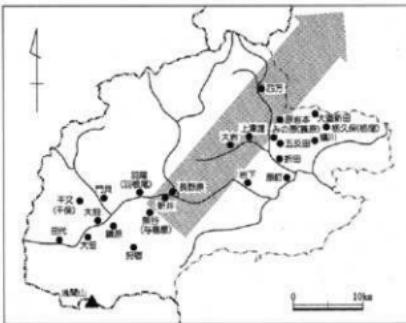


図2 群馬県吾妻郡内の旧村名(抜粋)

我家へ届く七月朔日(7/29)郡中一統砂降り別而原岩本村坪ハ厚さ四分斗り降り」「天明三年七月 浅間山大変記」(中之条町誌編纂委員会1983)、「二十九日(7/28)夕方又舊當月朔日(7/29)暮方右周日共二浅間燒砂大造二降り飛ば、當時二差當り馬草等ニ甚難義至極仕候、原岩本村 大道新田 桟久保村 五反田村 折田村」「天明三年七月 浅間荒れ被害訴狀」(中之条町誌編纂委員会1983)、と記録され、吾妻郡内での状況や降下に伴う被害訴狀が出された村々が確認できる。このことから、本稿で扱う県外史料との対比を確認する。

5. 北東軽石を検証する収集史料標題

本稿で扱った県外史料の標題を一覧し、図3と対照させ、以下、標題名を史料1~8と記す。浅間山との直線距離は、1:金沢160km、2:土尻(吉川町)90km、3:佐渡170km、4:会津170km、5:仙台300km、8:大槌440kmである。

史料1:「政隣記」從天明三年 至同六年 十三〔政隣記〕
〔老翁雜記〕〔郡方奮起〕

史料2:「卯六月 浅間山噴火による降灰の注進 頸城郡土尻村乍恐以書付御注進奉申上候(出雲崎)」

史料3:天明三年癸卯年「佐渡年代記」

史料4:「会津藩家世実記」

史料5:「諫訪神社筒粥記」

史料6:「紙ノ屋万日記帳」

史料7:「大岡日記」一ノ一

史料8:「大槌支配録」中

6. 金沢での鳴動とテフラ降下の実際

史料1に「政隣記」を引用した。降灰の記述はないが、7月28日以降の鳴動が詳細に記述され、金沢で噴火の鳴動が記録される規模であったことが明確に確認できると



図3 史料1～8の記録地点

いう視点からである。このことで、本稿で目的とする期日の噴火があったことや一連の噴火の鳴動が確認でき、噴火の事実と規模が確認できる。

表1に、「政憲記」の浅間山噴火による鳴動時刻」を掲載する。鳴動記載時刻を基準に、金沢の真太陽時に変換し日本標準時の定時法に換算した時刻を（ ）に記すものである。

表1 「政憲記」の浅間山噴火による鳴動時刻
(金沢での真太陽時)

六月廿九日 (7/29)

午上刻より（午前11：00～11：40）
三刻迄（午前11：43～11：58）雷鳴不止。
又 午七刻より（午後0：41～0：55）
八刻迄（午後0：55～1：00）同断。

七月朔日 (7/29)

申刻（午後3：00～5：00） 山鳴、昨日よりは弱い。

二日 (7/30)

申五刻より（午後4：12～4：26）大に強く戸障子が震動する。

黄昏（不定時法 夕方頃）

三日 (7/31)

晚丑刻（午前1：00～3：00）山鳴大に強し、部屋の中へいられず。

六日 (8/3)

寅寅刻（午前3：00～5：00）山鳴、
申上刻より（午後3：00～3：40）
戌上刻迄（午後7：00～7：40）山鳴、
亥五刻より（午後10：12～10：26）
子六刻迄（午前0：26～0：41）山鳴。

七日 (8/4)

寅上刻より（午前3：00～3：40）山鳴強し、
卯上刻より（午前5：00～5：40）大に強く、先日来無之、
辰中刻より（午前7：40～8：20）少に弱く、
午上刻（午前11：00～11：40）又強く、
午五刻より（午後0：12～0：26）弱く、
未上刻より（午後1：00～1：40）又強く、
黄昏（不定時法 夕方頃）
亥五刻より（午後10：12～10：26）殊之外強、
子二刻より（午後11：30～11：43）弱く、強いときは障子が倒れるようであった。

八日 (8/5)

曉寅上刻より（午前3：00～3：40）又強し。
辰二刻（午前7：30～7：43）大に甚強く、
辰五刻より（午前8：12～8：26）殊之外強く頻に鳴動、天
地が反覆……。
午上刻（午前11：00～11：40）少々鳴動……。

浅間山噴火に関するテフラが実際に距離をおいた地域へどのような時間と状況で降下したかをチェックしておきたい。例えば、昭和四十八年（1973）2月1日19時20分に発生した浅間山の中爆発（長野地方気象台・他 1973）で噴火した火山灰は、50km離れた前橋市に19時45分（所要時間25分）、100kmの羽生市へは20時10分（同50分）、150kmの土浦市へは20時40分（同1時間20分）、220km離れた千葉県銚子市には22時30分（同3時間10分）頃に降灰している。直線距離150kmまではほぼ等速度的に降下の時間を要している。しかしながら、それ以上の地点では、不安定な降下時間となることに着目しておきたい。あくまで、噴火の一例に過ぎないが、この例を史料判読の目安としておきたい。過去の噴火の事実に基づいて、史料の期日に若干の時間的な含みを持たせながら、以下、県外で記録された北東軸方向の降下のテフラを追従したい。

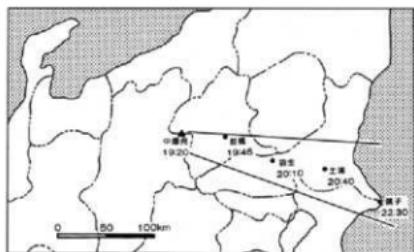


図4 1973年の噴火による火山灰の降下時刻（長野地方気象台・他 1973）を基に作成

7. 北方向での記述／7月17日

吾妻郡内では、7月17日夜、大庭や大前、鎌原といっ

7月27～29日降下 As-A 粒石の「鏡層」としての位置づけ

た北麓の村々へ「砂」を降らせた噴火が記録されている。その延長方向でのテフラ降下が史料2及び3では記録されているものと考える。史料2は出雲崎の役所へ送られた書付で、記録されたのは現新潟県吉川町土尻である。史料3で、この噴火は「戊の刻」と記録され、1973年の噴火の例を参考にすれば、日付は翌未明ということで同一の降灰を記録したものと判断されよう。

史料2：六月十八日（7/17） 戊申刻頃俄急ニ闇く相成灰降申候ニ付、驚人門江罷出候所、眼下江入歩行難相成、諸人打驚罷在候所、巳上刻須晴申候、翌朝（7/18）ニ相成見届候所、一面厚巻分余降申候

史料3：六月十九日（7/18） 夜佐渡中灰降事夥敷折々震動せしニ付人々恐懼せし處越後邊之便りにて信州浅間山大燒のよしを聞且驚き且安堵す



図5 7月17日の降下を伝える史料記録地点

8. 北東方向での記述／7月27日～29日

「降砂」の記述があるのは、この方向では最も浅間山に近い会津までである。それより先では、「絹髪をとおした様な砂」、「灰」や「あく」といった記述となり、距離が離れるにつれ、降下物の分級が進むことも分かる。また、「馬の鬚髪」の記述も特徴的であり、「火山毛」のことと判斷する。いずれもこの期日に該当する浅間山噴火の降下物であると判断できよう。

また、「7月27日」に降下物の記録があるのは、やはり史料4の会津までである。300km以上離れた仙台以北の地点では、1973年の例を当て嵌めると降下までの時間経過が数時間以上あって良いことになる。つまり時間差から日付を越える可能性がある。時刻の検討については、ここまでに留めるが、郡内で記録された「(7/27) 朝四ツ～七ツ時分」の噴火によるものが7月28日の記録であったと判断できる。

史料4：六月廿八日（7/27） 砂降、今日申之刻少前迄南天番砂降、廿九日（7/28） 前日之如く砂降り、夜半之頃占明ニ至迄風烈散、七月朔日（7/29） 夜刻占又々

砂降り、其後雨降田畠甚基相痛、此節信州浅間山焼出、廿九日占振動いたし砂石を降し、昼も暗夜のことくニ而雷電甚敷、七月四日（8/1）ニ至り振動暫く鎮り候処、史料5：六月廿九日（7/28） 夜あく（灰）のようなるものふり申候、夫占七月八日（8/5）九日（8/6）頃ニもふり、万物江付あくをふり候様ニ體成申候

史料6：六月廿九日（7/29） 幕頃より灰土のことく成物降り、同夜四ツ時迄ふり申候。信州あさ間山焼候て其焼土灰之由後に申候。

史料7：六月廿九日（7/28） 晩西北の風雨少々降り申候所あめにまぢり砂ふり申候夫の砂の細なる事稍ふるいてとうし申程の細か成り白き事雪の如し右の砂にまぢり毛ふり申候毛長サ八九寸より毫丈武寸位迄の白毛黒毛も有馬の鬚髪之如く成り

史料8：七月朔日（7/29） 昨朝オ風雨時化ニ而今朝灰降草木之葉は白ク水折候様ニ白くなり屋ね之上共ニ右之通後ニ承候所信湯浅間山焼崩之灰なり与知ル申候



図6 7月27日～29日の降下を伝える史料記録地点

9. 収集史料の掲載

史料集約の意味から、収集史料の関連部分を掲載し出典等を明記したい。図7には太陰暦時刻表を掲載する。

また、「テフラ」とは、火山碎屑物の総称であり、火山噴火により生成される広い意味での「火山灰」と同義に定義され、粒径等で64mmより粗粒が「火山岩塊」、2～64



図7 太陰暦時刻表

mmが「火山礫・軽石・スコリア」、2mmよりも細粒が「火山灰（粗粒火山灰＝火山砂・細粒火山灰）」に分類されている（日本第四紀学会 1996）。本稿では、史料の中で記述された「砂」「灰」「毛」などが、どれに該当するかには、詳しく述べないが、當時の記述がより写実的であったことを確認し、距離による分級を類推したことを確認しておきたい。

史料1：「政隣記」從天明三年至同六年十三

六月廿九日（7/28）。是日以後浅間山爆發の音金澤に聞ゆ。

【政隣記】

六月廿九日（7/28）、朝より微動、午上刻より三刻迄雷鳴止、速々感鳴。其内大小聲らせ、又午七刻より八刻迄同剛。是雷鳴に而者無之、山鳴動等々云々。併何れ之山聲不知。其少飛者先頃より鳴、是者山鳴與聞。今日者當に似申候、又雲に非ず。翌七月朔日（7/29）山鳴中刻に有、昨日より弱し。二日（7/30）申五刻より黃昏迄山鳴、昔鳴より者大に強く、其上子障子に響き動き冷し、兒見甚甚。三日（7/31）曉刻山鳴大に強し。間之内に難耐、兼人履出する程也。右山鳴動着東北之風ありと云。西南之風下りと云。相對し、中央に帝横發せる則鳴と云云。又鐵山或立山鳴並に區隔す。四日（8/1）・五日（8/2）山鳴動無之。六日（8/3）曉寅刻山鳴、申上刻より戌上刻迄、亥五刻より子六刻迄山鳴。如此間、七日（8/4）寅上刻より山鳴強し、卯上刻より大に強く、先日未至之程に鳴動甚強く。辰中刻より少し弱く、午上刻又強く、酉五刻より弱く、未上刻より又強く、黃昏迄甚に甚く、同夜亥の五刻より殊之外強、子二刻より弱く、強き者戸障子衝るゝが如く、家々響冷。八日（8/5）曉寅刻より又強し。辰二刻より甚強く、同五刻殊之外房ノ崩に鳴動、天地如鏡反覆、向御聲鳴動。強き時者百千之太鼓を於胸里打る如く、人心震上に都に如きし。同日午上刻より少弱し、酉も同じ。鷹飛止間有。九日清晨各々鳴動、弱し。今日に至而夜鳴動者後間信州山燒等いふ事知れたり。近郷之村家村根江燒灰多く落候ゆ。當所者越中立山に於候故、鳴響者獨強く与云々。虚實不詳。十日少々所々鳴動。

【老翁記】

一、天明三年卯七月二日（7/30）夕方東南之方鳴動、戸障子江響、高山燒中響候かと申候。同六日（8/3）夕七半時頃より重音鳴動、同刻より同八日（8/5）度久時前迄暫時も不相止、嘆詠甚、六日夜一七日夜人々不対。同十八日到着早飛揚之者申候様子只之通。

江戸表裏日没日夜八時過是日候早飛揚御用、八日（8/5）四時前坂本町界山崩中候處、浅間山大崩土、往来通路無御座候。同十二日晝八時坂本に留宿候得共、同懶宿多家、何處所立江邊候而人馬不出申候に付、跡宿江に更り治候而、近在之者之内丈夫成人足相對而相顧、右人足小諸迄通難申候。仍而往来相立候候は、いつ頃より申候難計御座候。

【鶴起】

天明三年鳴動之事、寒るに二月より北風而已に面、少し凌南風七月洪水之夕迄無吹事、北風は周風、南風風也。然ば周風迄に而却周風を包故、此即鳴動する也。又陽火と言事、冬至より初霜一一向來復す。（中略）信州に於浅間山山上とへども、調証に又水氣有ば溫泉生す。水氣蒸得所、立山根谷等陽火燃上。是陽火之發所如斯申傳事也。此儀若杉必禪御の桑葉葉有り。

【郡方齋起】

引用：前田家編輯部 1936 「加越能文庫 解説目録」上 明治印刷株式会社 金沢市玉川図書館近世史料館蔵。

記述の始まる7月28日から、時刻を追って噴火の鳴動の度合いの違いが読み取れる。噴火の規模を時刻と共に推測するのに参考となる史料である。鎌原火碎流発生の8月5日以降、6日～7日の鳴動が確認されている。県

内史料の多くには大噴火がクローズアップされ、その後の記載が乏しいが、本史料には5日以降の噴火についても客観的に記述されている点でも着目できる。この他の別頁には群馬県内や長野県側での噴火被害の状況が記述されている点も興味深い。「加越能文庫解説目録」に記載される「政隣記」從天明三年至同六年十三巻に記録されている。縦横130×200（以下、%）の善本で167頁。昭和三十四年3月10日に金沢市立図書館の所蔵となる。

史料2：「卯六月 浅間山噴火による降灰の注進」

牛恐以賃付御注進奉事申上候

六月十八日（7/17）狂過ヨリ南風ニ而黃昏ヨリ薄雪ニ御座候所。戌申刻頃俄ニ二間に相成灰降申候付、驚入門江龍出候所。眼口江入歩行難相成、諸人打驚難在候所。已上刻頃晴申候、翌朝ニ相見候候所。一面厚粉余降申候、变成僅ニ御座候ニ付御注進奉事申上候。則候灰奉入御賢候、以上

（天明三年）卯六月十九日（7/18）

猪郷郡土屋村

庄屋源吉

組頭九右衛門

同三郎左衛門

百姓代半兵衛

出雲崎御役所

引用：出雲崎町史編さん委員会 1990 「出雲崎町史」資料編II近世(二) 第一法規出版株式会社 長谷川家文書。

出雲崎よりもほん西30kmにある現吉川町土尻から出雲崎の代官所へ提出された注進である。天明浅間山噴火を扱ったものと判断される。浅間山から、ほん真北に位置し、その延長軸には佐渡が位置する。吾妻郡内の北方向の降下期日と対応し、後出の『佐渡年代記』と合わせて降下物を確認できる史料である。原本は未確認。

史料3：天明三年癸卯年「佐渡年代記」

一 六月十九日（7/18）夜往渡中灰降事移敷折々開設せし二付人々恐懼せし、而越後邊之便りにて信州浅間山大燒のよしを聞且驚き且安堵す七月初旬より猶さまでし燒出し當國より江戸上納金銀通行之時間月九日（8/6）上州より信州之道中立黒空豈り闇夜之如くにして提灯を灯し通路し熊谷宿近邊にての明る如く次第二空晴らしよし宇留之も御脚して語る

一 田沼主殿頭御脚文御脚用狀井石野平蔵文御脚用書とも七月朔日（7/29）佐州を立同七日（8/4）信州小諸宿迄至りし後浅間山大燒ニ付宿人足大勢ニて追分宿え送りし處家内不強逃散輕井澤は猶更大變ニて通路塞りし旨小諸宿役人より申來る

引用：佐渡郡教育会 1974 「佐渡年代記」鷹川書店 新潟県立佐渡高校舟崎文庫所蔵（歴史の部、整理番号63）。

7月17日の噴火は、史料2や郡内史料で「戌の刻」と記録されている。降下時間を考えると、日付は翌未明を指すこと同一の降灰を記録したものと判断できる。7月18日の未明に佐渡中に降灰があったことを伝える史料である。鳴動が佐渡まで伝わっていたことも確認できる。また、大噴火に直面し、噴出物の降下がピークを迎えた

7月27~29日降下 As-A 種石の「隕層」としての位置づけ

作柄の豈凶を占う神事である。

本史料ではその年の出来事を神事の記述に続けて書き加えている。その一部に7月28日の夜「あく(灰)」降下が記録されている。噴火とは別に六月十四日から十八日の大雨の記述も見られ、これは群馬県内を含め多くの地域で記録されている。火山活動が影響するかどうかは不明だが、噴火の経過復元には着目しておく必要があろう。原本は未確認。

史料4：「会津藩世家実記」

六月十八日（7/17）、風雨蒸敷田川渓水、昨夜中お風雨烈敷、湯川大川敷水、湯川第三ハノ前川町分新除耕押根、下川郡除土手押切、田畠水押通り居込水貯候所も有之、大川第三ハノ坂村面分之土手少計残押切、夫内上手を乎せり田畠へ押懸け、如来堂川除土手押切園田方へ水道、上指神村分前川除土手押切、田畠水通り居込水附、下神前村分前川水押通り樹へ押込、東神前川除土手共ニ押切、居宅貯水貯候所共も有之候也、人馬之過無之由都奉行申出、
六月廿八日（7/27）、砂降、今日申之刻より南天暑妙降、夜中ニ至り雨降、廿九日（7/28）未頃御北天兆、前日之如く砂降り、夜半之頃より明ニ迄風烈敷、七月朔日（7/29）亥刻又々砂降り、其後雨降田畠甚相應、此節御北天間山焼出、廿九日（7/28）北振動暫く砂降し、疑も暗夜のことくニ而雷電甚敷、七月四日（8/1）ニ至り振動暫く續り候也、九日（8/6）俄ニ山つなミ発り、信州赤地ニ成候所構八里ニ堅拾八里程ニ及候由申候。

引用：家世実記刊編纂委員会 1986 「会津藩世家実記」吉川弘文館。

寛政八年（1631）から文化三年（1806）までの175年間の編年会津藩記録である。江戸会津諸役所の書類、町・在郷に保存されている記録類が広く参照されていて内容は多岐で、藩内の出来事はその事実経過が詳細に書き記され当時の風俗文化や天変地異もつぶさに記録されているといわれる。藩政の全容を知り得る唯一の基礎的史料ともされている。原本は未確認。

史料5：「諏訪神社簡第記」

天明三年正月十六日 簡第

一、はやわせ五分 一、はやせ四分 一、はや中て四分 一、もち七分 一、よこて八分 一、ふくまこ九分一、あいとう三分
田舎三拾八分
一、わせわき八分 一、おくむき三分 一、小むき七分 一、あき五分 一、まめ五分 一、あつき九分 一、な二分 一、あわ六分 一、ひな七分 一、そは八分（中略）
此年二月三日中包天気よく御座候也、三月十四日之朝立雪より地方程風吹雪あり申候、夫古段々雨あり申候、春中米相場四斗七八升程、五月より九月始詰泥雨あり申候也、尤六月十四日より十八日之朝迄大雨入り洪水仕候、尤拂々一宇門流申候、尤六月廿九日（7/28）夜あく（灰）のようなるものより申候、夫古七月八日（8/5）九日（8/6）頃ニもより、万物江付あくをふり候様ニ罷成申候、一向米無之貰可申候無之候様ニ罷成申候。

引用：仙台市誌収編纂委員会 1989 「(仙台市) 宮城町誌」千葉出版。

宮城県角田市佐倉の諏訪神社の簡第神事の一例を挙げると、正月14日夕刻より、神官により、米と小豆が磨かれて清められ、夜半に粥を炊きはじめ、試す作物と12本の葦を5寸の長さに切りそろえ、粥の中へこれを沈め、

史料6：「紙ノ屋万日記帳」

天明三年（一七八三）一月 〔表記〕「癸天明三年萬日記帳卯正月吉日」観

一 天明三年癸卯六月廿九日（7/28）幕indsightより灰土のことく成物降り、同夜四ツ時迄拂り申候。信州あき間山燒候其燒土灰之由後に申候。然に信州あき山ハ六月旬より何處なくなり渡り、七月四日（8/1）の暮頃よりあき山の燒土事すまじく、同六日（8/3）晚より八日（8/5）の朝迄電雷すまじく昼夜のわからなく聞夜のことく漸く八日（8/5）の四つ時迄候由、洪木して上州亘大ニ掛レ、民家三四百戸レ人馬數不知死由。

引用：北上市 1983 「北上市史」第九巻近世⑦ 北上市史刊行会。

7月28日の暮れ方より「灰土」のようなものが降り、後に浅間山の噴火によるものだということが判ったと記されている。清水徳三郎氏蔵だが、原本は昭和五十四年に行方不明となっている。市史編纂時に集約された原本のコピーのみが、北上市立中央図書館に残されている。

史料7：「大國日記」一ノ一 宝永七年～文政三年

一 同年六月廿九日（7/28）晩西北の風雨少々降り申候所あにまだり砂拂り申候夫の砂の纏なる事紛るいにてとうし申程の纏か成り自き事雪の如し石毛の砂に拂り毛毛より申候毛長サ八九寸より丈寸武寸迄の白毛黒毛も有の纏之似く成り

一 同年七月四日（8/1）信州浅間燒砂石降り昼夜共ニ雪の御に鳴次第に強クナ六日より吹降リ七月四より遅の邊大石武治松口二ノ飛夫より松井田井高崎藤岡の次第ニ石少く成候得共藤岡口に進め□五六十枚位の小石輕石のごとく飛来リ往来不相成同七ツ時より浅間の方より火の玉空ニ飛り稲光り直動して浅間夜のことくにふり雪の音さきまし戸隣子不隣子は又づ又普空晴候得共ニ石降り憩り其夜も之の通眼もの無之翌八日（8/5）朝四ツ時迄闇夜のことく衛己ノ下割より晴レ浅間ニ小石交り五九八吉升井口方老坪ニ付石降高崎にて矢尺四五寸松井田にて三尺除り石目積ガ八十九位より百目餘ノ石斗降り拂りより向右ニ准シ大石武山ニ降り候由田畠煙火遠近ノ達有共少々斗之所申候所ハ此所皆なし何々皆無にになると中沙汰ニ御座候

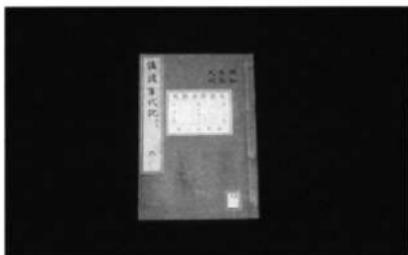
一 同七日（8/4）未刻時分より川木暫時ニかわき一時斗リ過鏡て利根川之川上我妻之疋より蛇出候由真黒成る洪水山の如ク出此水渦の如ク川筋悉ニ纏立之御座所之邊家藏立木人馬多流來り人馬の死骸于足別アニ申の邊所ニ打上り目もあてられて「名川ノ渡利根川の邊水暫ク上。海道やぶれ出候由前代末聞の大変なるよし雨風強松井田宿ハ隔離成是程ニハ無之由より何々右准し申由右付付七月晦日（7/29）江口より相遣し申候此北ハ六月廿九日（7/28）灰降り申候八月廿写申候

一 當年六月廿二日（7/19）どうより入申ニ初六日之中ハ雖分あただかなり中六日より申事等によろ中とは申ながら稚子で夜明し申事不成程寒申候八月六日二十日青田にて都轉出不二二百廿日頃より稻出始八月末ニ出申候被共早福斗とみおく稻十分一もとうみ不申候細作薬草大豆共ニ至て不作にて背立筒前成ニて穀物高直成ル事

底本：「大國日記」星敏夫氏蔵。



史料1：『政辨記』



史料3：『佐渡年代記』



史料6：『紙ノ屋万日記帳』



史料7：『大図日記』





史料 8：「大槌支配録」

「大団日記」は、縦横230×170で一（寛永七年～天保十年、厚80）、二（天保十一年～安政二年、厚60）、三（安政三年～明治二年、厚40）の3分冊からなり、巻一に天明年間が収められている。尚、同町の多田家に同名『大団日記』上・下の史料が残されるが、内容が異なり、浅間山噴火の記述は確認されない。本史料は南部藩和賀郡浮田村（現東和町）に残される史料である。降下物の記述が詳しく、「網ふるいを通すほどの細かさ」「砂に混じって長さ1寸・2寸から8寸・9寸位までの白毛や黒毛もあり馬の鬚のような毛」という写実的な記述が確認できる。「鬚のような毛」については、「マグマがひき伸ばされた状態で急速され、センイン状のガラスとなった火山毛（Pele's hair）」（荒牧 1968）と考えられる。他の記述部分でも当地で記録されたことが確認されつつ、群馬・長野県内での詳細な被害状況が記述されていることから、浅間山噴火の災害状況がいち早く地方に伝えられたことも確認できる。所蔵者である昆敏夫氏、東和町ふるさと歴史資料館吉田健弘氏には、御高配頂いた。

史料 8：「大槌支配録」中

- 一 七月朝日（7/29）昨朝お風雨時化ニ而今朝灰降草木之葉は白ク水折候様ニ白クなり屋ね之上共ニ右之通後ニ承候所信候後間山燒崩之灰なり与知ル申候
- 一 八月四日市當年風候不宜遠野來留メ今市玄米並升六拾五文精糞並升七拾五文之

原本：「大槌支配録」岩手県立図書館所蔵。

南部藩33通の代官所の記録は現存のものが少なく、県内でも数通が確認されるに過ぎないといわれる。その点で、大槌代官所の記録である「大槌古今代伝記」を基調とする大槌支配録等一連の代官記録は貴重な存在となっている。これらの類本の基本となったのは大槌町の小川孫兵衛著『大槌古今代伝記』である。その中に「大槌御用留抜書」と『大槌官職記』の2巻が代官所に保管されたことを伝えている。現在確認されるのは、官職記である。大槌町下洞の阿部兵次郎氏所蔵の6巻のうち巻四に天明二年より同六年までの内容が記される。戦後売却さ

れ分散した類本もある。今回引用したのは、岩手県立図書館に抄本として写筆された「大槌支配録」である。縦横240×165の善本で上～下の3分冊で、巻四は中に取められている。「弘化三年午三月 関谷嘉兵衛 原本山田武藤嘉兵衛氏藏」の奥付がある。

10. 7月17日降下経石との降下範囲の交錯

ここでは、対象とする火口から北～北東20km内外の都内の地点で北方向のテフラと北東方向のテフラが重複混同しないかという点について言及しておきたい。前掲の郡内史料の「山麓九カ村より被災情況訴状」によれば、7月17日と7月27日～29日の降下物の記述がなされていることから、九カ村では問題とする両方向の降下物が降下したことが示される。ところで、僅か吾妻川数km下流域の発掘調査によりAs-A経石の確認がされた北東範囲方向の村名は史料の7月17日降下記録部分には記録されていない。

このことを長野原地区の農事暦とのクロスチェックに求めてみる。仮に7月17日の降下があったとするなら、立秋前18日間である夏土用の培土時に「7月17日降下→人為的な耕作→7月27日～29日降下」の痕跡、すなわち2枚のAs-A経石層の間に10日間における何らかの人為的な痕跡を確認してもよいことになる。2万m²の烟道構面の調査分析では、このことが抽出できない点から7月17日の降下がなかったことが有力である。

この検証については、ハッカム建設予定域の上流に位置する長野原町内で発掘調査された遺跡での分析により明らかにされる可能性をもっている。それらは、2つの軸方向の交錯する地点での「山麓九カ村」に隣接する。また、僅か1～2cmの厚さで堆積するAs-A経石でも、微妙な粒径の異なりを観察する機会もあった。これらのことから、より詳細な郡内域の「鏡層」となる可能性があり、今後の研究の進展に期待したい。

11. おわりに

本稿に引用した史料は日記や記録等で、日付を明確にしながら記述がなされたものであり、史料的価値が高い。後に降下物の降灰が浅間山のものであると判ったなどの記述からは、著者が直接降灰を目撃したりにした後に浅間噴火のものであることを伝え聞いたなどという点でも信憑性が高い。浅間山火口から見て北方向と北東方向に降下した記録を伝えるものとして特に価値が認められる史料と判断した。

これらの史料の集約から、吾妻郡内に7月27日～29日降下の延長方向で記録されているものであり、火口から比較的近い吾妻郡内で、距離が近すぎるが故の混同は明らかに回避することができるものと考えられる。よって、検出される As-A 軽石がこの期日に限定される。このことで、吾妻郡内北東方向で天明泥流堆積物の下位で見つかる泥流被災までのおよそ十日間の人々の営みを解き明かす鍵層としての役割をもっていることを確認する。

史料の文献批判や各地までの降下物の到着時間などについては、他分野の研究者氏に御論議頂くこととし、この集約を通して、天明三年の浅間災害に直面した夏土用の最中の経過復元のための鍵層と考えていきたい。

今日、220年前の火山災害史の発掘調査にどれだけの必要価値があるかの議論がある。筆者は、発掘調査を通して行ってきた考古学的検証を、膨大なデータを駆使する火山学の分析や天明三年浅間山災害をめぐる多くの研究資料蓄積等が存在する中で、微力ながら地域史の解明に繋がるよう努めてきたつもりである。各研究分野にはそれぞれの隙間が存在する。これらを、多研究領域が包括しあうことでの進展が図られ、真実の究明が可能になることを確認頂ければ幸甚である。

最後に、本稿を起こすにあたり、史料の閲覧や拝見に快く御協力頂いた諸氏、鳴動時刻の算出を頂いた富山天文台渡辺誠氏に改めて感謝申し上げる。

また、阿久津聰、麻生敏隆、荒牧重雄、石守晃、石田真、小島敦子、能登健、早川智也、藤巻幸男、松島榮治、松原孝志、安井真也各氏には御教示、御助力を頂いた。記して感謝申し上げる。

本研究には、平成11年度科学研究費補助金（奨励研究（B））（課題番号11904011）の一部を使用した。

参考文献

- 荒牧重雄 1993 「浅間天明の噴火の推移と問題点」『火山灰考古学』古今書院。
- 荒牧重雄 1968 「浅間火山の地質」『地図研専報』14。
- 国史大辞典編纂委員会 1974 「国史大辞典」吉川弘文館。
- 萩原 進 1984 「浅間山天明噴火史料集成II」群馬県文化事業振興会。
- 萩原 進 1995 「浅間山天明噴火史料集成V」群馬県文化事業振興会。
- 日本第四紀学会 1996 「第四紀叢書集一日本のチラフ」。
- 長野地方気象台他 1973 「昭和48年2月1日の浅間山火山噴火に関する火山連報」。
- 能登 健 2003年2月8日 象形文化の継承と創世に関する資料アーカイブ・データベース構造に関する打ち合わせ会議 当日配付資料。
- 間 俊明・諸田康成 1999 「天明三年浅間災害に関する地域史的研究－北東地域に降下した浅間A軽石の降下日時の考古学的検証－」『研究紀要』16 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団。
- 間 俊明 2002 「農事「サクレ」と降灰による川原湯静沼道路の破壊面解説－天明三年浅間災害に関する地域史的研究②－」『ハッカム調査遺跡集成II』財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 第303集。
- 田村知栄子・早川由紀夫 1998 「史料説解による浅間山天明三年（1783年）噴火堆積物の再構築」『地学雑誌』104、6。
- MINAKAMIT 1942 「On the distribution of volcanic ejecta (part 2). The distribution of Mt. Asama pumice in 1783.」『Bull.Earthp.Res.Inst.』Vol.2n。
- 中之条町誌編纂委員会 1983 「中之条町誌」資料編。
- 安井真也・小畠口耕博・荒牧重雄 1997 「堆積物と古記録からみた浅間火山1783年のブリニー式噴火」『火山』第42巻 第4号。

地域教材としての女堀

本 間 昇

- | | |
|------------|------------|
| 1.はじめに | 4.開削当時を知る |
| 2.女堀の概略 | 5.現在の女堀を知る |
| 3.女堀の教材的価値 | 6.おわりに |

—論文要旨—

女堀は、前橋市の桃ノ木川付近から佐波郡東村西国定にかけて全長約13キロメートルに及ぶ農業用水路の遺構である。発掘調査により、中世初頭に全線の工事が一齊に始まったものの工事途中で中断されていることが確認されている。廃棄後の女堀は、堀の埋没が進んだ帶状に延びる低地と、堀の両側に堆土を積み上げた土手がほぼ全線にわたって残された。しかし、戦後の大規模な開発により遺構は急速に失われていった。

筆者は学校で学習する社会科教材の中で、「地域の発展に尽くした先人の具体的な事例」として、用水路の開削事業やその業績が重要視されている点に着目した。女堀は、群馬県内の用水路の中でも、その古さや未完成であることなど様々な点から郷土の歴史として注目されてきた。そこで、特に発掘調査が行われている用水路であるということを中心に、女堀の教材的価値を検討する。

本稿では初めに、発掘調査以前の諸説と発掘調査で明らかになった事実という観点で女堀に関する研究の概略に触れる。

次に、女堀に関する教材研究の具体的な事例をあげる。一つは、開削当時の様子を知る資料として調査報告書の中にある写真資料をいくつかの観点で取り上げる。二つめは、現在部分的に残された女堀遺構を実際に見学するということを前提に、取水点から終点に向かってそれぞれの見学ポイントを紹介する。

キーワード

対象時代 中世
対象地域 赤城山南麓
研究対象 地域教材

1.はじめに

女堀は、前橋市の桃ノ木川付近から、佐波郡東村西国定にかけて約13キロメートルにわたり造構が残る中世初頭に掘られた農業用水路である。現在は、堀を掘削した土を積み上げた土手と、堀が土砂で埋まった幅20~30メートルほどの帯状の低地が部分的に見られる。

佐波郡赤堀町の南東の隅には女堀という小字がある。筆者は数年間その地に暮らしていたが、その地名がかつての用水路から付けられたといふ話を聞いていたものの、そこには水路の存在を確認できるようなものはすくなく、造構のそばに住んでいるという実感は全くなかった。一方、同じ町内でも柏川の西側に行くと、女堀の高く積まれた土手がかなりの長さで残っていた。

筆者は教員生活を経て当事業団に勤務するようになつた。そこで女堀は発掘調査が行われた農業用水路造構であることを知るとともに、調査報告書を読んだり現地見学会に参加する機会を得た。さらに、ここで得た知識や経験の中から女堀に関して地域教材として活用できるものがないかと考えるようになった。

平成10年度改訂小学校学習指導要領では、3、4年生の社会科の内容に「地域の人々の生活について、次のことを見学、調査したり年表にまとめてたりして調べ、人々の生活の向上に尽力した先人の働きや苦心を考えるようとする。」という項目がある。その中のひとつが主に4年生で学習する「地域の発展に尽力した先人の具体的な事例」である。この内容を学習するため、各教科書会社では全国から具体的な事例を選び出し教材を作成しているが、群馬県内で採用する5社の教科書全てが用水路の開削について取り上げていることに着目した（P108参照）。さらに、地域教材を学習するために各市町村ごとに作成している社会科副読本でも、多くの市町村で先人の具体的な事例として用水路の開削を取り上げていることがわかった（P108参照）。以上のことから、社会科の地域教材として用水路の開削は重要な位置を占めていることがわかる。4年生の社会科にとどまらず、平成14年度より本格実施された総合科により、小中学校を通して地域教材を取り上げる機会は増えていくと考えられる。

一方、近年の開発により女堀の造構は急速に消失しており、古くから地域に住む人々の記憶からも消えつつある。さらに若い世代の人々にとっては、その存在もあまり知られていない。

そこで、本稿では地域教材のひとつとして用水路造構である女堀の資料的価値を検討したい。さらに、女堀の発掘調査報告書の中から活用できる資料を選ぶ、実際に現在残された女堀造構を歩いてみると、用水路に関する地域教材研究の一環として女堀という資料を活用することを提案する形で記述していきたい。

2.女堀の概略

県内の多くの用水路に比べると、開削当時を知る文献資料が全くない女堀は、伝説や言い伝えにより、開削年代、開削の主体、その目的などについても様々な説があり確定できない部分が多くあった。一方、昭和50年代に発掘調査が行われたことにより、多くの説が解明されたこととなった。

そこで、発掘調査以前の諸説と調査で解明された事実という視点で女堀の概略を以下にまとめてみる。

(1) 発掘調査以前の諸説

①女堀という名前の由来

- ・女性が政治を司っていた時代に開削したため、名付けられたという伝説（推古天皇または北条政子の時代）
- ・男性が戦に出かけていなかった時に女性が掘ったという伝説。
- ・女性だけでかんざし一夜にして掘ったという伝説。
- ・県内さらには埼玉、東京、長野にも女堀と呼ばれる溝状の土地が存在する。それぞれすでに用水路として利用されていない点で共通しており、廃棄されたという意味で堀（おうな）堀という語を用い、後に女堀に転化したという説。

②開削の時期

・古墳時代説

推古天皇の時代という伝説を元にした説。また女堀の土手に隣接して古墳状の土山があることを根拠とする。（前橋市荒砥地内）

・平安時代終末説

女堀の終末点が、12世紀に成立したかつての莊園である新田莊、潤名莊の方向にあることと関連づけた説。

・鎌倉時代説

北条政子の時代という伝説を根拠とする。

③開削の主体

・推古天皇、北条政子説

女天下の時代に開削という伝説を根拠とする。

・工国説

その規模の大きさから、莊園を越えた国家レベルの工事だったという説。

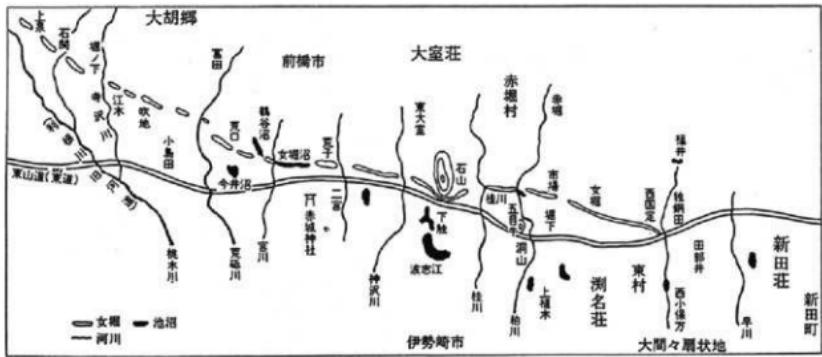
・新田氏説

取入口付近は、新田氏の支配下にあったという説。女堀の流路に鳥山、村田、市根井（市野井）など新田莊内の集落名と同じ名字の家が点在するという説。

・測名氏説

女堀の終末点、東村西国定がかつての潤名莊の領域にあたるためという説。

女堀の流路途中にあたる大胡郷、大室莊は、終末点



女堀通過点略図（「女堀 一中世初期・農業用水路の発掘調査」から引用）

の測名荘と同様秀郷流藤原氏の系列による支配で、協力を得やすかったという説。

④目的

・溜井説

規模の大きさから、用水路だけではなく、水をためて近くの河川に補給するために利用したという説。現在も赤城南麓には数多くの溜池が存在する。

・運河説

規模の大きさから、船の航行する運河としても活用したという説。江戸時代開削の東京都にある玉川上水は、明治期に一時運河としても活用されていた。

・防御用空堀説

延々と続く土手から、外敵を防ぐための防御用施設で、通水しない空堀だったという説。

・農業用水路説

渴水に悩まされる大間々扇状地へ農業用水を引き込んだという説。

中世に莊園の拡大に伴って造られた農業用水路という説。

(2) 発掘調査により解明された事実

①未完成で廃棄された用水路（名前の由来）

・工事中の区域の検出から

調査では、女堀の掘削工事が完了している区域とともに工事途中の区域が検出された。このことから、女堀は完成前に工事が中止になったことがわかった。堀は一度も通水されず、その後土砂が堆積していった。女堀と名付けられた時には、すでに堀は埋まり、廃棄

された堀という意味で名付けられた可能性が高い。

・水路の勾配から

女堀は、13キロメートルという距離に対して、取水点と終末点の標高差は約4メートルと極端に傾斜が緩い用水路である。調査により、下流の方が標高が高くなっている区域もある。測量の失敗という点からも通水できない用水路であったことがわかった。

②開削の時期を12世紀中葉に比定

・浅間B軽石層の発見から

発掘調査により、女堀の土手の下からは火山灰が混じった土壤を耕作した畠の歯が発見されている。さらにその下には1108年（天仁元年）の噴火で堆積した浅間山の火山灰（浅間B軽石）の層が発見された。

時間を順に追うと、女堀の周辺では1108年の浅間山の噴火後、堆積した火山灰を耕作し畠として利用はじめた。耕作を始めて間もない時期、まだ畠の耕作土に火山灰が混じっている頃、女堀の掘削が始まった。畠の一部は堀の掘削で出た土が積み上げられ土手の下に埋もれてしまった。このことから、女堀の開削時期は1108年から間もない時期、12世紀初頭から中葉と考えられた。

・自然科学分析から

発掘調査では、女堀の土止めに利用されたと考えられる木杭が出土している。この杭は、自然科学分析によって1060~1180年の間に伐採されたものと1100年~1250年の間に伐採されたものという測定結果が得られている。

③開削の主体を渕名氏と推定

・開削年代から

開削年代が、12世紀中葉と確定したことにより、女堀の終末点にある東村西国付近は、当時渕名氏が莊園を拡大していた時期であったことがわかる。このことより渕名氏の開削と推定された。

・水路の特徴から

調査により女堀の水路は、流路途中の大胡郷、大室荘へは分水することなく、渕名荘に位置する終末点のみに送水する目的で掘られていることが解明された点からも渕名氏開削説が補強された。

④目的は農業用水路

・水路の形状から

現在、遺構として残る女堀は、本来の水路が多量の土砂の堆積により埋没してしまい、当時の姿をとどめていない。

発掘調査により解明された本来の女堀の形状は、深度を維持するため底部の幅が20メートルほどの広い堀を掘削した後、さらにその中央に通水のための幅5メートルほどの溝を掘りこむというものであった。この通水溝の形状から溜井、運河、空堀などの説は否定され農業用水路であったと確定された。分水のないこの用水の受益地は終末点から南に広がるかつての渕名荘に属する水田地帯であったと推定されている。

3. 女堀の教材的価値

女堀については、赤堀町の社会科副読本すでに大正用水とともに地域教材として取り上げられている。他の市町村については、地元を流れる用水路について学習することが最適であろう。しかし、以下のような点から他市町村においても女堀を参考資料として、指導の幅が広がると思われる。

(1) 県内最古級の用水路として

県内の市町村で扱う地域教材としての用水路は、近世以降に開削されたものが圧倒的に多い。中世初頭に開削されたことが発掘調査で解明されている女堀は、県内で開削時期がわかっている用水路としては、最古級のもので資料的価値が高いと考える。

(2) 発掘調査された用水路として

近世以降に開削された用水路の多くは、現在もなお利用されている。それだけ利用価値が高いことがわかる反面、護岸工事など改修が繰り返され、開削当時の形状をとどめているものは希である。そのため、教材として伝えることのできる内容についても、文献資料で記述されていること以外は、伝説や言い伝え、想像図に頼らざるを得ない場合が多い。

一方女堀は、用水路遺構を広い範囲で発掘調査した全国でも珍しい例である。そのため、開削当時の様子を知るために写真や図面など客観的な資料が豊富である。

(3) 中世の土木工事を知る資料として

女堀は発掘調査により、工事途中で廃棄され一度も通水されたことのない未完成の用水路だったことが解明されている。その理由は、調査区域の中でも、すでに掘りあがった区域とともにまだ工事中の区域が発見されたためである。工事中の区域からは、当時の土木技術、工事の手順、作業体制、労働の様子などが解明されており、他の通水された用水路からは得られない貴重な資料が活用できると考える。

(4) 大規模開発の失敗事例として

教材として扱われる用水路は、先人たちが苦労の末に工事を成し遂げ人々の生活を豊かにしたという事例である。一方、女堀は当時としては大規模な開発であったものの、何らかの理由で工事が中止になった用水路である。先人たちの功績と対比し、失敗の原因を考え未来に生かすという意味でも貴重な資料であると考える。

(5) 遺跡の活用事例として

戦後、圃場整備や宅地、工業用地の造成などの開発が進み、女堀の土手は多くの部分が削平され、堀跡も埋められていった。一方、現在も残る遺構に目を移すと、河川、観光用ショーブ園、公園、養鯉池、釣り堀、墓地、神社など開削当初の目的とは異なる用途で利用されている場所が多いことに気付く。新たな目的で利用されることで消失を防いでいるとも言えよう。そこで、遺跡の活用例としての資料価値もあると考える。

(6) 前橋市の参考教材として

前橋市では、地域教材として副読本の中では天狗岩用水が取り上げられている。天狗岩用水は、利根川を取水する江戸時代に開削された用水路である。利根川の西側を現在も南に向かって流れる天狗岩用水は、前橋市西部の人々にとっては、なじみのある用水路であろう。

一方、さらに古い時代に開削され、桃ノ木川付近から東に向かって遺構が残る女堀は、天狗岩用水との比較対象としての資料価値があると考える。

また、前橋市東部に住む児童生徒にとって、地元に遺構が残り見学も可能な女堀は、天狗岩用水よりもさらに身近な存在であると考える。

4. 開削当時を知る。(報告書の活用)

現在、見ることのできる女堀の遺構は、埋没が進んだ姿であり、開削当時の形状とは異なる。開削当時の様子を知るために、発掘調査結果がまとめられた報告書から写真を中心とした資料を得ることが最適であると考える。

「女堀—中世初期・農業用水祉の発掘調査— 県営圃場整備事業荒砥南部・北部地区に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 1984群馬県埋蔵文化財調査事業団」の中から主な写真資料をいくつかの観点に分けてみる。

(1) 完成した姿を知るための資料



〈前橋市飯土井地区の完成した女堀の姿〉

手前を見ると幅の広い溝を開いた後、その中央にさらに通水のための溝が掘られている。土手は、調査を経て削平されている。奥の方は、まだ調査しておらず両側の土手が盛り立っている。左側の木の繁った土手が南側、女堀は通常南側の土手の方が高くなっている。これは、ある程度掘り進むと、北側の壁からは、赤城山の側から湧く地下水が流れこんでくるため、掘り出した土を南側にのみ積むようになるためである。

(2) 開削時期を知るための資料



〈前橋市荒口地区の土手断面〉

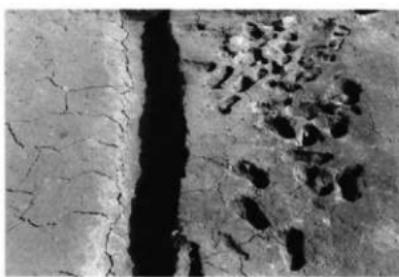
女堀の開削時期を解明する大きな手がかりとなったのが、土手の下にある浅間B軽石層の存在である。写真の一番上の厚い層が女堀の土手、2番目の黒く見える層が浅間B軽石が混じった畠の耕作土で、上面でゆるやかな波線を描くのが歴である。3番目に白っぽく見られる薄い層が、降下当時の浅間B軽石である。

(3) 作業をした人々の様子を知る資料



〈前橋市東大室地区の作業道〉

女堀の土手の下に現れた排土を運んだ作業道。堀を掘って出た土は、掘削が浅いうちは遠くに積み出し、深くなってくると近い場所に積めるよう合理的に運ばれた。畠を踏みつぶした幾本もの作業道からは、大規模な工事の様子が窺われる。

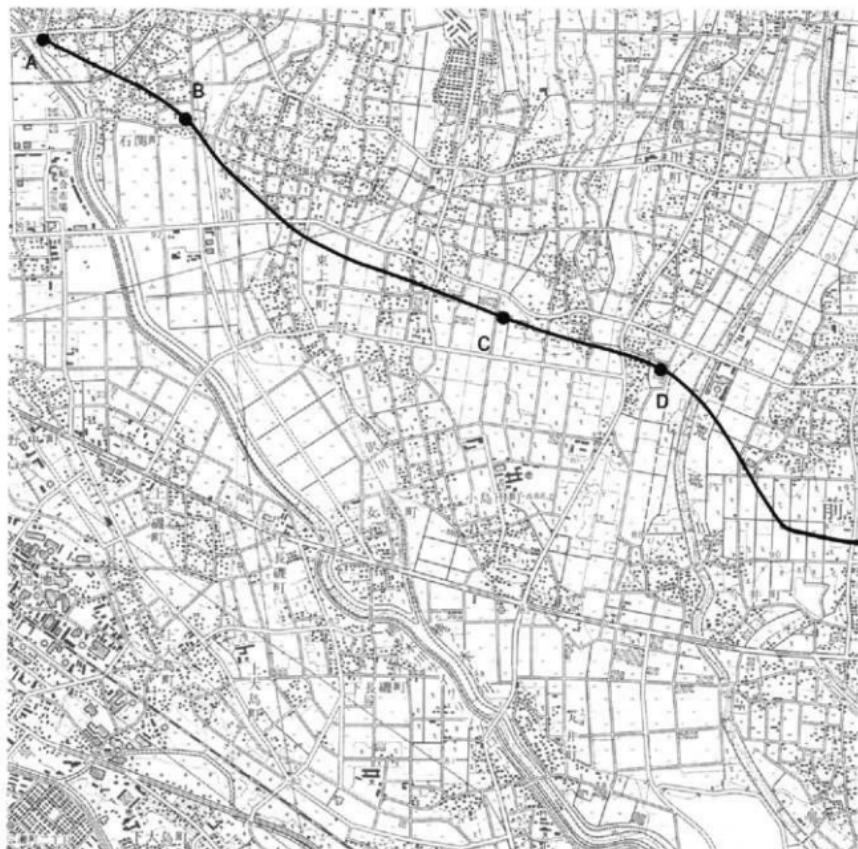


〈前橋市東大室地区の作業足跡〉

堀の底部から発見された無数の足跡。ぬかるみの中を裸足で土を掘り運び出した様子がわかる。当時の過酷な労働の様子を知ることができる資料。

このほかに、作業の様子を知るための写真資料として荒口地区前田の堀を掘削した際にできた鋤の跡などが見られる。また、工事途中の女堀からは、数人単位で作業するように分割した小間割という小さな作業区が発見された。

5. 現在の女堀を知る。(女堀を歩く)



女堀の位置と見学ポイント（国土地理院発行 1：25000地形図を元に作成）

(1) 地図から女堀の流路を知る。

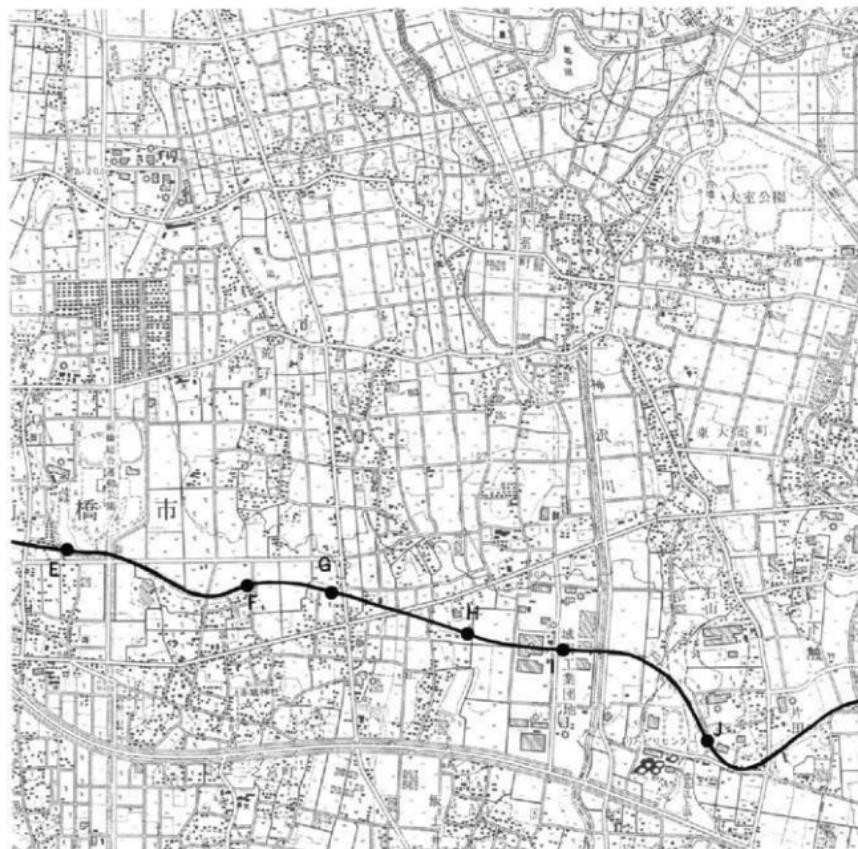
当事業団や県立図書館などで閲覧、複写が可能な明治18年発行陸軍参謀本部迅速測図を見ると、女堀の土手がほぼ全域にわたって見られ、流路を確認することができ
る。（P109参照）

現在の地図では、国土地理院発行1：25000地形図の「大胡」と「前橋」の2枚に女堀の範囲が入る。多くの遺構が消失しているものの、上流より前橋市の堀之下町、赤堀町の堀下、女堀上、女堀下、女堀といった女堀に関連する地名が読みとれる。また女堀遺構に水を湛えた女堀沼、鶴ヶ谷沼や、埋没した堀跡に作られた道路幅など

の帶状の水田など、わずかに残った遺構も地図上で確認することができる。

(2) 現在の女堀を見学する。

戦後の開発によって、多くの女堀遺構は姿を消してい
る。そこで、現在も部分的に残り見学することのできる
女堀遺構を流路に沿って追ってみる。実際に女堀の遺構
が良好な状態で見られるのは、荒砥川から粕川までの区
間である。



①桃ノ木川から荒砥川にかけての区域

地図上のA、B、C、D地点が含まれる。

取水点の推定場所から始まるこの範囲は遺構の残存状態が悪く、取水点を確認できるものは残っていない。ただ一ヵ所、富田町で土手と埋没した堀跡を良好な状態で見ることができる。

②荒砥川から神沢川にかけての区域

地図上のE、F、G、H、I地点が含まれる。

女堀は、この区間途中の飯土井町で、国道50号線を横断する。国道50号線の北側では、鶴ヶ谷沼、女堀沼という後年の利用により水を蓄えた女堀の姿を見ることができる。

③神沢川から船川にかけての区域

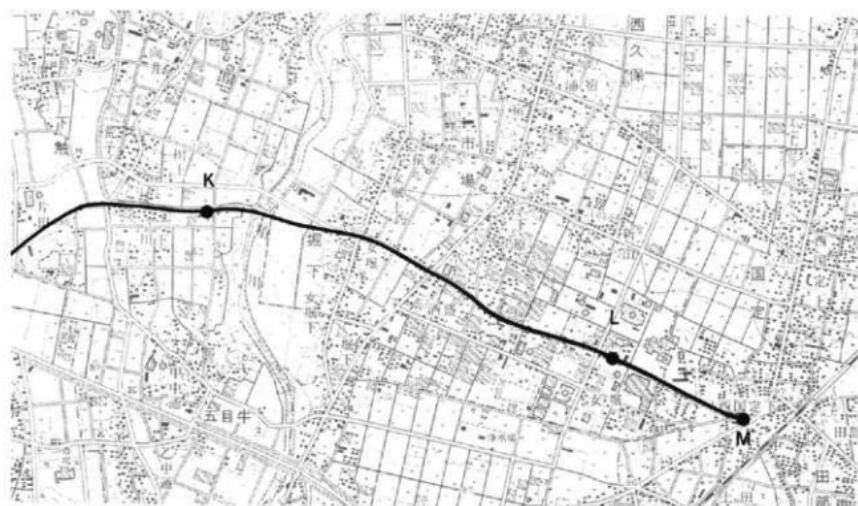
地図上のJ、K地点が含まれる。

神沢川を渡ると石山という丘陵地帯を避け流路が大きく南に迂回する区域がある。この区域は、最も遺構が良好な状態で残っており、広い範囲にわたって両側の土手と堀の跡が見られる。

④船川から東村西国定にかけての区域

地図上のL、M地点が含まれる。

船川から終点にかけては、女堀の遺構がほとんど消失している区域で、現在は堀下、女堀などの地名として残る。



A地点 前橋市上泉町、桃ノ木川と藤沢川の合流点付近。

残存する遺構の延長線上にあり、地形的にも取水点と推定される地域。この近辺では、女堀の遺構は見られず、取水地も特定されていない。利根川の本流だったと推定される桃ノ木川を取水点とする説があるが異論も多い。



A地点近くの天神橋より桃ノ木川の上流を見る

B地点 前橋市石関町、上泉町との境界

取水点から下り、最初に見られる女堀の遺構。土手は見られないが、女堀の地割が残る。遺構に沿って二つの町の境界線がある。ここから下流はしばらく、赤城山南麓の傾斜地と広瀬川低地帯と呼ばれる平坦な土地との境に流路があったと考えられる。



B地点の女堀。住宅の間の低い水田の地割が壠跡。

C地点 前橋市江木町菅原神社付近



C地点の土手。墓地として利用されている。

この区域は、水田の中にわずかに女堀の土手が残る。土手の上に墓地があったため削平を逃れていると考えられる。江木町内には、このような墓地として残った土手が3カ所あり、赤堀町堀下の南小学校付近にも見られる。

D地点 前橋市富田町

取水点から女堀の下流に向かって、最初に見られる大規模な遺構である。県道藤岡大胡線の東にあり、約250メートルにわたり南側の土手と埋没した堀が良好な状態で見られる。他の区域でも北側より高く積まれた南側の土手の方が残存状況も良い。女堀跡と表示された標性がある。



D地点。左側に見える高まりが女堀の南側の土手。

E地点 前橋市荒口町鶴ヶ谷沼

鶴ヶ谷沼は、女堀の土手で水をせき止め、溜池として利用されてきた沼である。現在は、総合運動公園の敷地内にあり釣り堀として整備されている。沼の南側には、現在も女堀の土手が残り、沼の水をせき止めている様子がわかる。また、見学の際には公園内の駐車場が利用できる。



E地点。西から見た鶴ヶ谷沼。奥の枯れた木のある部分が女堀の土手。

F地点 前橋市二之宮町女堀沼

女堀沼は、堀の両側を塞ぎ、長さ約800メートルにわたり水を蓄えたものである。南北の土手が良好な状態で残る。特に、南側から見た土堤は隣接する民家の屋根よりも高い場所もある。沼は東西二つに分かれおり、その間は土手を掘削した切り通しの道になっており、断面が観察できる。東側の沼は、最近まで養鯉池として利用されていた。女堀跡と表示された標注が沼の周りに數ヵ所ある。



F地点。東から見た女堀沼。養鯉場の跡。

G地点 前橋市二之宮町、荒子町との境界

国道50号線の二之宮町信号を北に折れ、300メートルほど進むと道路の西側にやや低くなった女堀の地割が水田となって帯状に延びている。その先にはわずかに残る南側の土手を臨むことができる。鳥居を前にした土手の上には、靈符神社の小さな祠が祀られている。この区域も女堀の遺構が二之宮町と荒子町とを分ける境界線となっている。



G地点。南側にわずかに残る土手とその上に祀られる靈符神社。

H地点 前橋市飯土井町国道50号線南側

女堀の遺構は国道50号を南に横断し、飯土井町へと入る。この区域では、南北の平行する土手と堀跡が良好な状態で見られる。また、北側の土手は、一部が土取りのため削り取られており、断面が観察できる。遺構が残った部分の東西の両側には、女堀跡と表示された標柱が立てられている。



H地点 東から見た飯土井町の女堀。右側の土手が削り取られている。

I地点 前橋市東大室町城南工業団地内

工業団地を南北に走る道路と神沢川の間に、女堀の両側の土手が良好な状態で残されている。埋没した堀の部分にはベンチが設けられ公園のようになっている。入口には、国指定史跡女堀を表示する標柱と前橋市教育委員会が設置した女堀の解説板がある。解説板は、説明とともに断面図も描かれており、埋没の様子と開削当時の女堀の形状を知ることができる。



I地点 前橋市教育委員会設置の解説板。

J地点 赤堀町下触の赤堀しょうぶ園

最も長い距離にわたって遺構が残されているこの区域は、女堀の形状もよく残っており見学に適する場所である。また、ここでは石山の丘陵を避け、流路が大きく南

に迂回している。現在女堀跡は、埋没した堀の部分を利用し、赤堀しょうぶ園として一般公開しているため、土手の上も安全に歩くことができる。園内は木道が整備されシーズン中は大勢の観光客でにぎわう。赤堀町教育委員会により、女堀についての解説板が2カ所、史跡の範囲と断面図が描かれた案内板が1カ所、設置されている。また観光用の駐車場も2カ所設けられている。



J地点 冬の女堀を南から見る。中央の低地に花菖蒲が植えられる。

K地点 赤堀町下触の桂川

この地域を南流する桂川は、急に東に向きを変え柏川へと流れこむ。この東に向きを変えた1キロメートル弱の区間が女堀の遺構である。この区間は、南へと流れている桂川が、昭和19年の台風で氾濫したため、東西に走る女堀の溝に流路を付け替えたもので人工的な河川である。災害防止のために女堀を有効に活用していると言えよう。一部削られた部分があるものの南側の土手が現在も良好な状態で残る。土手の南側に沿った家に住む方の話によると、土手とその上の木々は北風を防ぐ働きがあるそうだ。



K地点 桂川を東から見る。

L地点 赤堀町市場女堀の民家

この付近は、終戦後満州から引き揚げた人々が開拓した地域である。女堀の土手も開拓や病院、工場の建設により削平されていった。柏川以東でただひとつ残ったわずかな土手が民家の敷地内にある。終末点に近く掘削も浅かったためか土手の高さは1メートルほどである。開拓者として入植したこの家でも、徐々に、近所で土手が削平されていく様子を見て考えていたところ、数少なくなった貴重なものなので是非残すようにと助言してくれた老人がいたそうだ。個人の敷地内にあり、道面に面した垣根の間からわずかに観察することができる。現在の道路がかつての堀跡である。



L地点。民家に残るわずかな土手。

M地点 東村西国定の終末点

東に向かってきた女堀は終末点で南北に延びる独鉛田と呼ばれる帶状の低地と合流する。この区域では現在の女堀は、M地点も含め堀跡の上が舗装された道路となってしまっており、女堀の痕跡は見られない。しかし、昭和40年代までは、堀の名残が見られる未舗装の窪んだ道で、わずかに両側が高まっている所もあったという。



M地点。終末点から上流方向を見た女堀。道路の下に流路がある。

工事が成功した場合、女堀の終末点となるはずであった東村国定地区は、昭和初期まで「正月は、国定でも米の餅」(大正用水史)などと川柳に詠われた地域だったという。これは、めでたい正月は、普段あまり米がとれない国定地区の人々でさえ米の餅を食べるというのである。つまり、この地域は女堀の工事が中止になったその後も常に水不足に悩まされ、近年まで安定した稻作ができなかったことがわかる。

この地域に安定した農業用水の供給が行われるようになるのは、大正期に計画され終戦後にやっと通水されることになる大正用水の完成まで待たねばならなかった。

様々な問題を抱え、工事が完成しなかったと考えられる女堀であるが、その後800年近くもこの地域は、用水の不足に悩まされてきたことを考えると、単なる工事の失敗例というだけでなく、長年にわたる地域の人々の願いを象徴する遺産であると考える。

5. おわりに

本稿は、指導者が地域教材で用水路を扱う際の参考資料として女堀を紹介するという目的で執筆したものである。特に、昭和54年～56年に行われた発掘調査の結果を重点的に取り入れた。地域教材を素材のまま教室に持ち込み教えることは難しく、児童生徒に合わせた教材化が必要であろう。そこで、女堀については、まず教師が本誌をもって、一度歩いてみることを勧めたい。教師にとっても、女堀の踏査は遠い昔に思いを馳せることのできる教材であると考えるからである。

発掘調査によって女堀に関する多くの謎が明らかになった。しかし、取水点の位置や、開削の主体などは推定とされており、用水路が途中の河川をどのように横断したかなど解明されていない課題も残されている。今後も女堀に関する論争は続くだろう。地域教材としての女堀を考える中で、課題の解明に注目していただきたい。

本稿を執筆するにあたっては、能登 健氏 小島 敏子氏には多大のご教示をいただきました。誌上を借り、感謝の意を表します。

本研究は、平成14年度財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団の職員自主研究活動の一部である。

群馬県内で4年生が使用する社会科教科書の地域教材

出版社	教科書名	單元名	用水路の開削に関する教材
東京書籍	新しい社会4年上	きょうどうを開く 1台地に水を引く 2文化の町をつくる	熊本県通潤橋用水（江戸時代）
光村図書	社会4年下	ふるさとをゆたかに 1あれ地を水田に 2スキーにたくしたねがい	長野県拾ヶ堰（江戸時代）
教育出版	社会4年下	むかしと今のまちづくり 1用水を引く 2用水に清流を 3よみがえれ水の都	徳島県袋井用水（江戸時代）
大版書籍	小学社会4年下	きょう土を開く 1疊水をつくる 2地域につくした先人	京都府琵琶湖疊水（江戸時代）
日本文教書籍	小学生の社会4上	郷土の発展につくした人たち 1台地に水を引く 2地域文化的な発展につくした人たち	栃木県那須疊水（明治時代）

群馬県内で用水路の開削を扱う社会科教科書読本の一覧

副読本名	扱う用水路名	時代設定	主な登場人物
わたしたちの前橋	天狗岩用水	江戸時代	秋元長朝
のびゆく高崎	長野堰	戦国時代	長野景政
わたしたちの桐生	岡登用水	江戸時代	岡上景能
わたしたちの伊勢崎	八坂用水	江戸時代	小畠竹斎
のびゆく太田	岡登用水	江戸時代	岡上景能
のびゆく館林	休泊堀	戦国時代	大谷休泊
のびゆく藤岡市	中村堰	江戸時代	孝順
みんなの渋川	三名川用水	昭和	
わたしたちの安中	群馬用水	昭和	
わたしたちの新里村	人見堰	江戸時代	
わたしたちの宮城村	岡登用水	江戸時代	
わたしたちの大胡町	ため池について	大正	
わたしたちの富士見村	群馬用水	昭和	
わたしたちの群馬町	大沼用水	昭和	
のびゆく箕郷町	中部用水	江戸時代	
わたしたちの吉岡町	中部用水	江戸時代	
わたしたちの鬼石町	群馬用水	昭和	
わたしたちの吉井町	鬼石用水	昭和	
わたしたちの甘楽町	馬庭堰	明治	
わたしたちの南牧	雄川堰	江戸時代	岸長義
わたしたちの松井田	佐久平の用水	江戸時代	市川五郎兵衛
わたしたちの中之条町	人見堰	江戸時代	仙石因幡守久俊
わたしたちの東村（吾妻）	間歩用水	江戸時代	
のびゆく六合村	岡崎用水	江戸時代	岡上甚衛門
わたしたちの片品村	生須用水	明治	
わたしたちの新治村	草沢用水	昭和	
わたしたちの玉村町	押野用水	江戸時代	彦右衛門 半右衛門
わたしたちの東村（佐波）	澁川用水	江戸時代	
わたしたちの赤堀町	大正用水	昭和	
わたしたちの笠懸町	女堀	平安時代	源氏
わたしたちの蔽塙本町	大正用水	昭和	
のびゆく大泉	岡登用水	江戸時代	岡上景能
のびゆく邑楽町	休泊堀	戦国時代	岡上景能
	邑楽用水	昭和	大谷休泊
			大谷休泊



明治時代の女郷 明治18年発行陸軍省調査部測量圖（「大河内町」から）

引用・参考文献

- 赤堀町教育委員会 1986 「中堀遺跡、女堀用水道構造調査報告一村官下附土地改良事業に伴う埋蔵文化財調査報告一」
- 赤堀町教育委員会 2002 「わたしたちの赤堀町」
- 赤堀村誌編纂委員会 1978 「赤堀村誌」
- 東村誌編纂委員会 1979 「東村誌」
- 群馬県教育委員会文化財保護課 1984 「昭和54年度女堀遺跡詳細分布調査実績報告書 女堀」
- 群馬県史編さん委員会 1990 「群馬県史」通史編 原始古代
- 原 稲信 1985 「女堀の研究史」「女堀—中世初期・農業用水道の発掘調査」
- 迅速測図原図復刻版編集委員会編 1991 「明治前期 手書き彩色関東実測図 第一軍管地方二万分之一迅速測図原図復刻版」
- 教育出版 2000 「社会 4年下」
- 前橋市史編さん委員会 1971 「前橋市史」第1巻
- 光村図書 2000 「社会 4年下」
- 文部省 1998 「小学校学習指導要領」大蔵省印刷局
- 日本文教書籍 2000 「小学生の社会 4年上」
- 能登 雄 岸 純夫編 1989 「よみがえる中世5」平凡社
- 大阪府立狭山池博物館 2002 「重源とその時代の開拓」
- 大阪書籍 2000 「小学社会 4年下」
- 東京書籍 2000 「新しい社会 4年上」
- 丘木 幸男 1983 「大正用水史」大正用水土地改良区
- 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985 「女堀—中世初期・農業用水道の発掘調査—県営圃場整備事業貢延南部・北部地区に係る埋蔵文化財発掘調査報告書」

火おこし体験の再検討

小林大悟

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1.はじめに | 4.授業に役立つ火おこしの歴史 |
| 2.火おこし体験の現状と課題 | 5.展示の考案 |
| 3.学習指導要領の検討 | 6.おわりに |

論文要旨

全国各地で子どもから大人までを対象にしたさまざまな古代体験が行われているが、学習指導要領の改訂に伴う総合的な学習の導入などにより、特に学校教育における古代体験の需要が高まりつつある。中でも火おこし体験は人気があり、社会科や総合的な学習、さらにその他の教科の学習に取り入れられている。ところが、この火おこし体験にはいくつかの大きな問題がある。

まず、火おこし体験で使用される発火法だが、主に使用されるのは舞ぎり式と呼ばれる発火法で、「火おこし体験=舞ぎり式」というイメージが既に定着している。しかし、現在確認できる情報を探査すると、舞ぎり式の使用は18世紀後半に始まつたもので古代の火おこしとは関係がなく、古代体験に位置付けるのには問題がある。また、筆者はこれまで火おこし体験を取り入れた授業やイベントに多く関わってきたが、その内の多くが残念ながら中身の濃い体験学習になっていないのではないかと感じてきた。

そこで本稿ではこれまでの筆者自身の反省も含め、特に学校教育との関連においてどうしたら授業で火おこし体験をより有効に活用できるかについての考察を試みた。まず、火おこし体験の現状からその問題点を探り、学習指導要領の検討を行うことにより、授業にもっとも適した火おこし体験の活用法を示した。次に、火おこしの歴史を授業に活用しやすいように整理し、最後に「発掘情報館」資料展示室における火おこしを題材にしたテーマ展示の構想を示した。

古代体験として火おこし体験の実施を検討している学校教育・社会教育関係者、または博物館・文化財行政関係者にとって、本稿が少しでも参考になれば幸いである。

キーワード

体験学習・火おこし・教材開発

1.はじめに

火おこし体験は古代体験の定番メニューとして、博物館や公民館、学校など、さまざまな施設で長年にわたり行われてきている。筆者が勤務する群馬県埋蔵文化財調査センター内に設置されている「発掘情報館」においても、1996年の開館以来、来館者向けの古代体験メニューとして火おこし体験を実施している。また、その他に、学校に対して講師を派遣したり、教材として発火具の貸出しをおこなったりもしている。その需要は年々増加傾向にあり、火おこし体験の人気ぶりがうかがえる。

特に小学校では、火おこし体験が授業に積極的に取り入れられている。「発掘情報館」では、こういった授業に対する支援を直接的、または間接的に行ってきだが、筆者はその多くに関わる機会を得た。このような経験から、火おこし体験がもつさまざまな魅力が、授業で十分発揮されていない場合が多いのではないかと常日頃感じてきた。これは大変残念なことであるが、授業を計画して実践する教師の側だけでなく、情報・資料を提供する側である私たちの責任も大きいといえる。

そこで本稿では、どのようにしたら授業において火おこし体験をより効率的に活用できるかについて、情報を提供する側の立場から考察を試みたい。その手順として、まず火おこし体験の現状からその問題点を吟味したい。そして、学習指導指標要領の検討を行い、授業における活用を念頭に火おこしの歴史を整理した上で、「発掘情報館」資料展示室における授業に活用できる火おこし展示を考案したい。

2. 火おこし体験の現状と課題

ここでは、授業形態、火おこし体験が取り入れられている校種や教科、そして使用される発火法などといった観点から、現状と課題の考察を行いたい。

授業形態

Aタイプ	教材・資料を作成もしくは借用して、教師主体で実施する授業
Bタイプ	考古学などに携わる専門家を講師に招き、講師主体で行う授業
Cタイプ	博物館や「発掘情報館」などの施設に訪れ、その施設に所属する講師主体で行う授業
Dタイプ	博物館や「発掘情報館」などの施設に訪れ、教師主体で行う授業

まず、授業形態であるが、火おこし体験を取り入れた授業は、大きく上に示したような4つのタイプに分類できる。この中で「発掘情報館」が関わった事例でいうと、A、B、Cタイプがともにほぼ同数で、近年では中でもAタイプが増加傾向にある。また、Dタイプは皆無に近い。この背景には、「発掘情報館」においてBタイプの講師派遣要請が年々増加傾向にあるが、すべての要請に対

して応じることが困難となつたため、Aタイプの授業を積極的に推奨しているという実情がある。また、勾玉づくりや土器づくりなどの古代体験に比べて、火おこし体験が容易に実施できることもあり、自ら指導に取り組む教師が増えていることもまた事実である。

現行学習指導要領からは、地域の教育関連施設の活用が、より一層奨励される傾向が読み取れる。これに伴い、これらの施設に対する学校からの働きかけが増加傾向にある。例えば、「発掘情報館」は地域における埋蔵文化財に関するさまざまな情報を収集しており、歴史学習などにおいては利用価値の高い施設といえる。したがって、学校がこれらの施設を有効に活用することは大いに望ましいことだといえる。しかし、活用のしかたによっては、これらの施設に完全に依存し、教師の主体性ほとんどみられなくなってしまう場合も多い。「発掘情報館」がAタイプを推奨しているのは、このような状況を回避するためでもある。

では、BタイプやCタイプといいつわゆるその道の専門家が主体となって行う授業はどうか。前述のとおり、これらのタイプでは、教師の主体性が薄まってしまう可能性がある。しかし、専門家から直接指導が行われることの学習効果は大いに期待できる。実際、普段接している教師よりも、専門家の話の方を児童・生徒はよく聞くということをしばしば耳にする。教師主体により、中・長期的な学習計画の中で、このような専門家による授業を効果的に演出できれば、これらのタイプの授業はよりその効力を發揮するものと思われる。

ところで、Dタイプは欧米においてよくみられるタイプだが、日本においてはほとんど普及していないのが現状である。この場合、教師が事前に訪問する施設の下見を行い、専門職員の助言を受けながら教師自らが指導計画を作成する。例えば、博物館に訪問するとしたら、展示について教師自らが児童・生徒に対して発問、解説を行うことになる。また、そこで実施する火おこしなどの体験学習においても、芸能員ではなく、教師が指導を行う形態である。このようなDタイプの授業は、学習者の実態を最もよく把握している教師が最も主体性を発揮する授業形態で、理想的といえる。しかし、これを実施するためには、教師による入念な教材研究と専門家による手厚い支援が欠かせない。学習指導指標の改訂にともない、教師のゆとりがなくなりつつあるのも、Dタイプが普及しない要因の一つといえる。

とはいえ、専門家の側から教師に対して情報をわかりやすく伝える努力は怠ってはならない。発掘情報館では、開館当初から教師に対する相談窓口を設置している他、2002年度からは「授業に使える考古学」という教職員向けの講座を年間5回ほど実施している。受講者はまだわずかであるが、このような講座を継続していくことは、

意義あることであると感じている。

各学校・教科における活用の実態

さて、火おこし体験はいったいどういった学校や学年で、どのような教科に取り入れられているだろうか。現在のところ、圧倒的に多いのが、歴史学習がスタートする小学校6年生の社会科で、特に原始・古代の学習で扱われることが多い。目的は多くの場合において学習の動機付けで、児童にとって親しみやすい火おこし体験が、学習の導入において有効であると考えられている傾向があるが見える。他にも、中学校の社会科の歴史的分野や高等学校の日本史などで取り入れられることもあるが、小学校の事例に比べて件数はそれほど多くない。

火おこし体験は上記のような歴史的領域の学習においてのみ活用されているわけではない。最近では、小学校の生活科や中学校の技術・家庭科などで活用されている事例もある。また、2001年10月13日に鹿児島県埋蔵文化財調査事業団主催で行われた「おもしろ考古学教室・体験フェスティバル」というイベントでは、小学校から高等学校までの各教科に埋蔵文化財を活用した授業案が提案され、その中で火おこし体験は小学校社会科のみならず、小学校理科の摩擦の学習においても役立つことが紹介された²⁾。さらに、現行学習指導要領が2002年度より施行されたことにより、新しく導入された総合的な学習で古代をテーマにした場合において、その一場面として火おこし体験が取り入れられるようにならった。総合的な学習における火おこし体験の活用は、今後より一層増加するものと思われる。

ところで、社会科において火おこし体験が取り入れられる場合、配分される時間は1~2校時で、古代人の生活を体験するために実施されることが多い。教師または専門家により古代人の生活に関する窓問・解説があり、その後に実際に体験を行うのが一般的である。目的が動機付けであるため、火おこしに関して深く追究されることとは少なく、事前・事後の授業との関連は薄く、トピック的に扱われる傾向がある。また、火おこし体験が単なる学習の動機付けと考えられているためか、教材研究が深く行われていない場合が見受けられる。

それに比べて総合的な学習では火おこしについてより深く追究される傾向がある。例えば、群馬県の倉渕村立川浦小学校の実践では、縄文時代の生活をテーマに、衣・食・住などに関してそれぞれ調べるグループが結成され、その中で火おこしに関して深く追求されている³⁾。火おこし体験の魅力を十分に引き出しているのは、現状では社会科よりも総合的な学習による実践といえる。

発火法の問題

火おこしにはいくつかの方法があるが、体験学習で最も頻繁に用いられる発火法が舞ぎり式とよばれるものである。「火おこし体験=舞ぎり式」といってよいほど、そ

の普及率は高い。ところが、この舞ぎり式には大きな問題がある。

このあと第4節でも述べるが、舞ぎり式が日本列島で使用されるようになるのは、18世紀後半のことである。しかも火葬儀礼として伊勢神宮など一部の神社において、特定の人々によって使用されたに過ぎない。したがって、「古代の人々の生活を体験する」ことが目的であれば、舞ぎりは「古代」にも、「人々の生活」にもあてはまらないため、その使用は適切でないということになる。現在のところ、古代から行われてきた発火法で確認されているものは、もみぎり式と火打式のみであることは周知のとおりである。

ところが、なぜこれほどまでに舞ぎり式が火おこし体験に用いられるのだろうか。それは主に2つの原因があると考えられる。

まず、着火が容易なことと見た目のおもしろさである。これは、児童・生徒に火をつけることの達成感を味わわせ、興味をもたせたいという教授者側の心理に由来するものと考えられる。しかし、火おこし体験を行う目的はそもそも何なのだろうか。その目的が古代の生活を体験させることであれば、着火させることのみが目的にはならないはずである。目的とのずれが生じていることからも、舞ぎりの使用は適切でない。



<舞ぎり式>



<もみぎり式>



<火打式>
*実演：桜岡正信氏



<登呂遺跡出土木製品>

次に、登呂遺跡の影響が考えられる。登呂遺跡からは、1947年に上図のような舞ぎりの弓の部分に類似した木製品が出土している。この遺物の復元は伊勢神宮の舞ぎり式火打具を参考に行われ、弥生時代の火打具が舞ぎり式であることが定説化したのである。この説は、使用痕の観察などの結果から、現在は否定されている。ところが、最初の発表のインパクトから、「舞ぎり=古代の火おこし」が定説化し、いまだに一般の人々のみならず、一部の専門家の脳裏にまでこのイメージが残ってしまってい

るものと思われる。実際、博物館などで行われる古代体験で、舞ざりが古代の発火法として説明されている場面を何度か見かけたことがあるが、専門家は責任をもって事実を正確に伝える義務があるのではないかと思われる。

*

このように、現在行われている火おこし体験には、多くの問題があるといわざるを得ない。中でも、多くの火おこし体験において、火をつけさせることのみに執着して、その後に発展させる展開が用意されていないことが多いことは、非常に残念である。後ほど詳しく述べるが、火は諸科学への無限の発展性を有した、優れた教材である。この優れた教材を無駄にしないような方策について、教師や火おこしについて専門的知識を有する専門家が、協力して検討する必要があると思われる。

3. 学習指導要領の検討

このように、火おこし体験をより有意義なものにするためには、教師と専門家による共同研究が不可欠である。この共同研究においてもっとも基本となる資料が学習指導要領であろう。ところが、これまで専門家の間では、学習指導要領の検討はほとんど行われてこなかった。このことが、火おこし体験を通じ一過の発展性のない学習へと導いていった一因と考えられる。そこで、ここでは学習指導要領の検討を行い、火おこし体験を有効活用する方向性を示したい。なお、検討の対象は、前節で述べたように火おこし体験が有効に活用されてこなかったと考えられる、小・中学校の社会科や高等学校の日本史など、歴史的領域の学習全体をとおして

まず、全体をとおしていえることだが、火おこし体験について直接言及されている箇所はない。しかし、用語の使用は統一されていないが、いわゆる体験学習が重視されている様子がうかがえる。この傾向が意味するものについての検討は別の機会に譲るとして⁶、火おこし体験のような体験学習が、学校にとってより受け入れやすいものになりつつあることが、少なくとも学習指導要領からは読み取れる。また、博物館などの教育施設の活用が提唱されている。さまざまな情報・資料を取り揃えたこれらの施設と学校が連携することにより、より有意義な火おこし体験を実現させることができると考えられる。

小学校社会科（第6学年）

火おこし体験というと原始・古代と結びつけられる傾向があるが、さまざまな時代において活用できることが「2内容(1)」からわかる。ここで扱われる範囲は、農耕社会の始まりから戦後にいたるまで、小学校で扱われる歴史学習のすべてが含まれている。その中で「自分たち

の生活の歴史的背景」について理解と关心を深めるといった記述があるが、火はまさに私たちの生活に欠かすことのできないものであり、その歴史的背景について理解することは重要であるといえる。

この場合、火をテーマに、より身近な時代から、人々がいかにして火を獲得してきたかについて調べたり考えたりすることが有効であろう。この際に地域の博物館などを訪れ、民俗資料や考古資料などから、先人の知恵などについて児童自ら考えることが重要である。火おこし体験は、そのための手段として用いられることになる。観察するだけではわからないことが、体験することにより明らかにされるわけである。

このように、原始・古代という現在とは懸け離れた世界を理解させるための動機付けではなく、現在の生活を軸に、火おこし体験を通して現在と過去とを結びつけることが重要ではないだろうか。

中学校社会科（歴史的分野）

右の表で示したとおり、中学校社会科においても火おこし体験が有効活用できる場面は多い。特に着目したのが「2内容(1)歴史の流れと地域の歴史」である。ここでは「地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させる」ことが掲げられているが、地域に残る火おこしにまつわる風習、産業などと結びつけた学習が可能である。

例えば、群馬県吉井町では江戸時代から明治時代の初めまで火打金の生産が盛んで、現在でも「吉井火打金」と銘打った商品が生産されている。このことから発展させて、地域の博物館などを活用して、地理的分野との連携を踏まえて、火打金の流通などについて調べる学習が考えられる。また、それぞれの地域の神社などでは、火鑽儀礼として、舞ざり式やもみぎり式発火法によって火おこしが行われていることが多い。これらもまた、学習指導要領で述べられているような「神話・伝承などの学習」と結びつけて学習ができる。

特に、舞ざり式の火おこし体験に関しては、このように「神話・伝承などの学習」と結びつけることがもっとも有効と考えられる。関連する文献などを調べる学習を併せて行うと、より高い成果が得られるものと思われる。

高等学校地理歴史科（日本史A・B）

近現代史を中心とした内容で構成される日本史Aでは、「2内容(1)歴史と生活」における活用が有効といえる。「衣食住の変化」、「現代に残る風習と民間信仰」、「産業技術の発達と生活」、「地域社会の変化」など、すべてのテーマにおいて、火おこしを軸にした学習が可能であることは、小・中学校における検討からも明らかである。

日本の歴史を総合的に理解させる日本史Bでは、さらに踏み込んだ学習が可能である。特に着目したのが「2内容(1)歴史の考察」である。「主題を設定して追及する学

1998～1999年版学習指導要領（歴史的領域の学習）における火おこし体験の取り扱い

<p>小学校学習指導要領社会編</p> <p>第2 各学年の目標及び内容 [第6学年]</p> <p>1 目標</p> <p>(3) 社会的事象を具体的に調査し、地図や年表などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、調べたことを表現するとともに、社会的事象の意味をより広い視野から考える力を育てるようにする。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を</p>	<p>学ぶ意味を考えるようになるとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようする。</p> <p>第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学校においては、地域の実態を生じ、児童が興味・関心をもつて学習に取り組むようになるとともに、観察や調査・見学、体験などの具体的な活動やそれに基づく表現活動を一層展開するようすること。</p> <p>(2) 運動部や郷土資料館等の活用を図るとともに、身近な地域及び周辺の遺跡や文化財などの観察や調査を行なうようにすること。</p> <p>民俗学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの見学・調査を通じて、生活文化の問題を具体的に学ぶことができるようになるとともに、各学校において適切に工夫して取り扱うものとする。</p> <p>(2) 内容の(1)については、次のとおり取り扱いものとする。</p> <p>イ イについては、内容の(2)とあわせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるためにととともに、人々の生活や伝統に根ざした文化に着目し、取り扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの活用を考慮すること。</p> <p>(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱いものとする。</p> <p>オ 古今学などの成果を活用するとともに、解説・伝承などの学習を通して、当時の人々の信頼やものの見方などに気付かせるよう留意すること。</p> <p>3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的、体験的で学習の実度を図るうえにする。その際、地図や年表を読みかつて作成すること、新聞、読み物、統計その他の資料に平素から慣れしみ通り活用すること、郷土や観察等の過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表することなどの活動を取り入れるようにする。また、資料の収集、整理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク、教育機器の活用を促すようする。</p> <p>3 選択教科としての「社会」においては、生徒の特性等に応じ多様な学習活動が展開できるよう、第2の内容その他の内容が各学校が定めるものについて、見学・調査・課題学習・自由研究的な学習・作業的・体験的な学習・補充的な学習・発展的な学習などの学習活動を各学校において適切に工夫して取り扱うものとする。</p>
<p>中学校学習指導要領社会編</p> <p>第2 各分野の目標及び内容 [歴史的分野]</p> <p>1 目標</p> <p>(4) 身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味や関心を高め、様々な質問を活用して歴史的事象を多面的に・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 歴史の流れと地域の歴史 ア 我が国の歴史について、関心ある主題を設定しまとめる作業的な活動を通して、時代の移り変わりに気付かせるとともに、歴史に対する興味を高める。</p> <p>イ 身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事象とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、歴史の学び方を身に付けさせる。</p> <p>(2) 古代までの日本</p> <p>(3) 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ウ 歴史的事象の指導に当たっては、地理的分野との連携を踏まえ、地理的条件にも着目して取り扱うよう工夫するとともに、公的・私的分野との連携にも配慮すること。</p> <p>オ 日本人の生活や先祖に根ざした文化については、各時代の政治や社会の動き及び各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導するとともに、</p>	<p>民俗学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの見学・調査を通じて、生活文化の問題を具体的に学ぶことができるようになるとともに、各学校において適切に工夫して取り扱うものとする。</p> <p>(2) 内容の(1)については、次のとおり取り扱いものとする。</p> <p>イ イについては、内容の(2)とあわせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるためにととともに、人々の生活や伝統に根ざした文化に着目し、取り扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの活用を考慮すること。</p> <p>(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱いものとする。</p> <p>オ 古今学などの成果を活用するとともに、解説・伝承などの学習を通して、当時の人々の信頼やものの見方などに気付かせるよう留意すること。</p> <p>3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的、体験的で学習の実度を図るうえにする。その際、地図や年表を読みかつて作成すること、新聞、読み物、統計その他の資料に平素から慣れしみ通り活用すること、郷土や観察等の過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表することなどの活動を取り入れるようにする。また、資料の収集、整理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク、教育機器の活用を促すようする。</p> <p>3 選択教科としての「社会」においては、生徒の特性等に応じ多様な学習活動が展開できるよう、第2の内容その他の内容が各学校が定めるものについて、見学・調査・課題学習・自由研究的な学習・作業的・体験的な学習・補充的な学習・発展的な学習などの学習活動を各学校において適切に工夫して取り扱うものとする。</p>
<p>高等学校学習指導要領地理編</p> <p>第3 日本史 A</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 歴史と生活</p> <p>身近な生活文化や地域社会の変化などにかかわる主題を設定し追究する学習を通して、歴史への関心を高めるとともに、歴史的な見方や考え方を身に付けさせること。</p> <p>ア 衣食住の変化</p> <p>日常の生活の中で接している衣食住がどのように変化してきたかを、社会的な背景と関連付けて追跡させること。</p> <p>ウ 現代に残る風習と民間信仰</p> <p>現代に残る風習と民間信仰が本来どのような意味をもち、それがどのように変化してきたかを現代の人々の生活と関連付けて追跡させること。</p> <p>エ 原産技術の発達と生活</p> <p>産業技術の発達がどのような時代的背景の下でたらされ、それが人々の日常生活にどのような影響をもたらしたかを追究させること。</p> <p>オ 地域社会の変化</p> <p>地域社会がどのように変化してきたかを、政治的、経済的な条件や国際的な動きと関連付けて追跡させること。</p>	<p>(7) 資料をよむ 様々な歴史的資料の特性に着目して、資料に基づいて歴史が叙述されていることを理解させる。</p> <p>(8) 資料にふれる 博物館などの施設や地域の文化遺産についての関心を高め、文化財保護の重要性について理解させる。</p> <p>イ 歴史の追究</p> <p>我が国の歴史の闊闊にについて、時代ごとに区切らない主題を設定し追究をもつて学習をして、歴史的な見方や考え方を身に付けさせること。</p> <p>ロ 日本人の生活と信仰</p> <p>衣食住の変化、習俗や慣習などを着目して、日本人の生活様式や精神生態の推移について追跡させること。</p> <p>ウ 地域社会の歴史と文化</p> <p>地域社会の歴史と文化について、その地域の自然条件や政治的、経済的な条件と関連付けて考察させること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(2) 内容の(1)の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア イについては、次の事項に配慮すること。</p> <p>(2) 日本史学習に対する関心を高めるとともに、歴史の学習の基礎的な認識を深めることをねらいとして、<u>作業的</u>、<u>体験的な学習</u>を重視すること。</p> <p>ウ イについては、次の事項に配慮すること。</p> <p>(オ 地域の史跡や諸資料の調査・見学などを取り入れるとともに遺物、伝承などの文化遺産を取り上げ、昔先が地域社会の向上と文化的創造や発展に努力したことを具体的に理解させ、それらを尊重する態度を育てるようにすること。</p>
<p>第4 日本史 B</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 歴史の考察</p> <p>歴史を考察する基本的な方法を理解させるとともに、主眼を設定して追究する学習、地域社会にかかわる学習を通して、歴史への関心を高め、歴史的な見方や考え方を身に付けさせること。</p> <p>ア 歴史と資料</p> <p>歴史における資料の特性とその活用及び文化財保護の意義について理解させること。</p>	

火おこし体験が有効活用できると考えられる箇所

体験学習について言及されている箇所

博物館や「発掘情報館」などの教育施設との接点を示す箇所

習」においては火おこしを主題にして追求することが想定できる。

「(1)資料をよむ」では火おこしに関するさまざまな文献をもとに調査を行い、「(2)資料にふれる」では博物館などで実物資料の観察を行ったり、復元資料を使用し、火おこし体験を行ったりする。これらの活動から得られた情報をもとに、実際に自分たちの手で発火具の復元を行ってみるのもよいのではないか。

4. 授業に役立つ火おこしの歴史

火おこしの歴史については、これまで研究が盛んに行われてきたわけではなく、資料もそれほど多くないため、不明な点が多い。70年代から80年代にかけての岩城正夫氏⁷⁾や高嶋幸男氏⁸⁾らの研究によって、漸く研究の基礎が固められたものの、そのころから大きな進展がないのが実情である。それでも、火打式に関してはもみぎり式に比べて資料が多いこともあり、ある程度研究も盛んである。

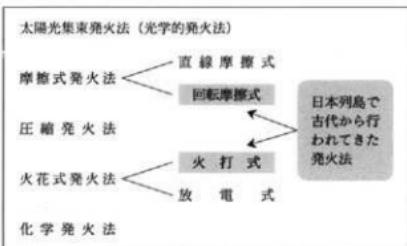
本稿では、これまで明らかにされている国内の火おこしに関する情報を中心に、群馬県における発火具の情報などをえて、火おこしの歴史の概要をまとめたい。また、前節で行った学習指導要領の検討を踏まえ、授業に役立つテーマを3つの視点から紹介したい。

火おこしの歴史

現在の生活における身近な火の利用というと、タバコに火をつける場面が思い浮かぶが、タバコに火をつけるには主に3つの方法がある。ボタンを押すことにより放電をおこし火花を飛ばして着火させる電子ライター、車輪状の鍼で石と呼ばれる発火合金をこすることにより火花をおこすフリント式ライター、そしてマッチによる着火である。実はこの3つの方法が、現在における発火法の代表的なものである。

電子ライターに利用されているのが次の図でいう火花式発火法（放電式）にあたり、同じ原理が台所のガスレンジや暖房器具への着火にも利用されており、日常もとも見慣れたものである。この方式の歴史は浅く、商品化されたのは1960年代のことである。それより古い歴史を持つのが火花式発火法（火打式）に発火合金を用いたフリント式ライターで、この発火法は1903年にオーストリアの科学者ウェルスバッハにより特許が出願されている。そして、マッチであるが、現在私たちが利用しているのは赤リンを使用した「安全マッチ」とよばれるもので、スウェーデンにあったヨンコビング社のルンドストレームにより開発され、1852年に特許が取得されている。それ以前のマッチは1826年にイギリスのウォーカーにより発明された「黄リンマッチ」とよばれるもので、明治時代に日本にもたらされ、生産も行われている。しかし、毒性が強く安全性の理由から1920年のワシントン国際公

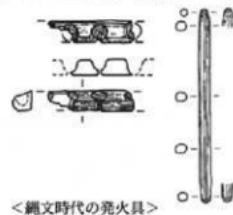
勧会議の決議により生産されなくなった。以上が近現代における火おこしの歴史である⁹⁾。



<発火法のいろいろ>¹⁰⁾

それではそれ以前の時代はどうか。日本列島では大きく2系統の発火法が行われてきたことが確認されている。上図でいう回転摩擦式と火打式である。回転摩擦式にはさまざまな種類があるが、現在のところ日本列島で確認されているのが、もみぎり式、舞ぎり式、そして弓ぎり式である。ただし、舞ぎり式は18世紀後半から火縄儀礼として一部の神社で行われてきたもので¹¹⁾、一般の人々が生活に用いた証拠は確認されていない。また、弓ぎり式は菅江真澄（1754～1829年）の『ももうすのかた』などいくつかの文献で紹介されており¹²⁾、北海道周辺でアイヌによって使用されていたことがわかっているが、時代がいつまで遡るか、そして正確な分布範囲などは不明である¹³⁾。

現在のところ日本列島で発見されているもっとも古い発火具は、縄文時代後期（約3500年前）の火きり板と火つきり杵で、北海道小樽市の忍路土場遺跡から出土している。発火法



<縄文時代の発火具>
忍路土場遺跡出土

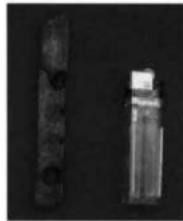
はもみぎり式である可能性が高く、少なくとも縄文時代にもみぎり式が存在していたことを示す貴重な資料となっている。

もみぎり式発火具が最も多く発見されているのは、古墳時代の遺跡からで、一般にこのころがもみぎり式使用のピークと考えられている。しかし、古墳時代はもともと木製品の出土が多く見られる時代で、出土点数のみで判断するのには慎重であるべきである。

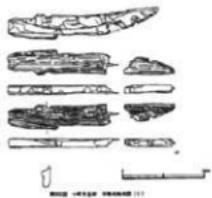
これまで行われてきた木製発火具の集成では扱われていないが、群馬県においても火きり板が数点出土している。詳しく述べ「群馬県出土の発火具について」をご参照いただきたい¹⁴⁾。代表的な事例をいくつか紹介する

と、藤岡市の上戸塚正上寺遺跡からは、古墳時代（4世紀の終わりごろ）のものと考えられる長さ12cmほどの火きり板が出土している¹³⁾。また、前橋市の二ノ宮宮下東遺跡からは奈良・平安時代のものと思われる溜井の中から火きり板が2点出土している¹⁴⁾。さらに、太田市の小町田遺跡では、時期不明の溝から火きり板が2点出土しており、内1点は曲げ物を転用したものである¹⁵⁾。

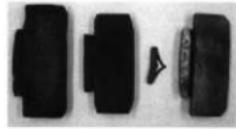
ところで、もみぎり式と並んで重要な発火法が火打式であるが、古くは古墳時代に遡り、平安時代になると、その出土点数も大幅に増えている。さらに、江戸時代になると、家庭用から携帯用までさまざまな形の火打金がつくられるようになる。マッチの出現で、明治初頭に発火具の主役の座を奪われるが、第2次大戦中にマッチの配給が制限された際には、再び活躍の機会を得ている。



＜上戸塚正上寺遺跡出土遺物＞　＜小町田遺跡出土遺物＞



火打金の編年と分類はこれまで幾たびか試みられてきており、形状などによりある程度時代の識別が可能となっている。初期の編年研究は高鶴幸男氏により行われ、後に山田清朝氏によって絵画資料なども取り入れた研究が行われている¹⁶⁾。また、林利雄氏により北方ユーラシアにおける火打金の分布が紹介され¹⁷⁾、火打金の伝播経路などの解説が今後期待される。



＜吉井火打金 大西雅広氏蔵＞

群馬県内からも古墳時代から出土がみられるがわずかで、江戸時代のものがもっと多く、次いで平安時代で、この傾向は他県とほぼ同様である。また、江戸時代後期から明治時代初期にかけては吉井火打金が流行し、幅広く流通したことが知られている。

もみぎり式や火打式に共通していえることは、両者とも出現して以来途絶えることなく現在まで伝えられることである。例えば火打式全盛の江戸時代においても、もみぎり式が使用されていたことが確認されている。また、放電式が浸透している現在においても、火打金はいまだに生産されており、もみぎり式も火薬儀礼などで使

用されている。盛衰の激しい世の中において、ロングランを続けるこの2つの発火法には、特異な時間の流れが存在するように思われる。

文献的視点

回転摩擦式や火打式発火法に関して触れている古文献はいくつか存在し、火おこしの歴史を探る上で考古資料や民俗資料と並んで重要な資料に位置づけられる。また、このような古文献は、当時の習俗や信仰などを知る上でも貴重な資料であり、特に高等学校の日本史Bなどにおける教材として有効であると考えられる。

そこで『正ト考』²⁰⁾という江戸時代に書かれた占い解説本の一節を紹介したい。要約すると、「ある人が聞いた話だが、遠江では日常生活においても火きり（もみぎり式）が行われているそうだ。その発火具の形状は……」といった内容になっている。このことから、この文献が書かれた幕末期においても、一部の地域では日常生活でもみぎり式が使用されていたことがわかる。ただ、それは一般的なことではなく、その存在すら知らない人がいたこと、そして、火おこしは当時の占いとも関係していることなども読み取ることができる。

実験考古学的視点

火おこし体験というと、とかく火をおこすことのみに執着してきた実践が多いということは前にも述べたが、はたしてこれでよいのだろうか。火をつけることよりも、どうしたら火がつかかについて考えることの方が、もっと大切なではないだろうか。

このような例がある。第2節で紹介した豊呂遺跡の木製品は、当初舞ぎり式の弓と考えられていたが、その弓をもとに実物大に復元し発火実験を行うと、さまざまな問題が生じたのである。まず、弓の大きさから想定して杼やはずみ車を再現すると、復元される発火具がかなり大型になってしまい、使いにくいという問題。それから、復元品で発火を繰り返すと、弓の中央の穴に磨耗痕が生じることがわかつたが、出土した弓からは磨耗痕が観察されなかつたのだ。結果、それが舞いぎり式の弓である

ことが否定されることにつながった。当初の舞ぎり説には、どうしたら火がつきやすいか、そして、火をつけた結果何が生じるかといった視点が欠けていたのである。

実際に火きり板などの遺物を観察すると、火をつけやすくするための工夫が随所になされていることがわかる。道具は、使いやすいように発達するものである。また、使用した場合には必ずその痕跡が残るものである。火おこし体験にこういった視点を活かすべきではなかろうか。

そこで提案したいのが、発火具をつくる体験である。実際に資料を観察したり、文献を調べたりしながら情報を整理し、また、白の大きさや切り込みの深さなどを、実験を行いながら調整をする。目指すのは日常生活でもっとも使いやすい発火具づくりである。まさに、実験考古学な手法を取り入れることによって、小学生から高校生まで、有意義な体験学習ができるのではないかだろうか。

自然科学的視点

人類は直立歩行を始め、道具を用いることにより他の動物とは異なる進化を遂げてきた。そして、火を手にすることによって、その優位性を確固たるものにしたといえる。火によってもたらされたのは、暖をとるための熱であり、暗闇を照らす光であり、そして、もっとも重要なのはある物質を異なる性質をもったほかの物質へと変化させる力である。

縄文人の命を変えた縄文土器も、この火によってもたらされたものである。火は多くのものを生み出してきた。もしもこの火がなければ、今日の私たちの生活に必要なもののほとんどすべてが存在しないことになるのである。このように、自然科学的視点から火の存在を見つめなおすことで、火おこし体験がより有意義なものになるのではないか。

また、この自然科学的視点から、例えばこんな展開が考えられる。火をおこすための熱とはどのようにしたら生じるかという視点から物理学へ、火がもたらす熱により物質がどう変化するかという視点から化学へ、変化させた物質がどのように活用されるかという視点から産業や生活へというようにさまざまな展開が可能である。このように自然科学的視点は、火おこし体験をより発展性ある学習へと導くに違いない。

5. 展示の考察

「発掘情報館」では、毎年職員の研究成果をもとに、常設展示の一部展示替えを実施している。ここでは、その展示替えを想定した「火おこし」展示の案を示したい。

展示にあたっては次の基本条件に配慮する必要がある。来館者は保育園からご年配の方々まで幅広い年齢層が見込まれ、また、小学校を中心に学校単位の来館も大

きな割合を占めていること。展示できる遺物は、埋文センターに保管されているものに限ること。そして、展示スペースは小規模で、パネルや展示台、備え付けの机が利用できることである。

これらの条件に配慮し、なお且つこれまで述べてきたことを反映させた学習に活用しやすい展示にするため、次のような5つの方針を定めた。

i. 地域に関わりのある本物の遺物を展示する

発火具の考古資料を間近に観察できる所は意外に少ない。体験学習用の火きり板などは、本物の遺物とかなり特徴が異なっている場合が多いため、本物をじっくりと観察できる環境を整えたい。

ii. 実際にさわれるものを置く

火打金や採取したチャート、石英、玉髓といった火打石などに触れられるようにする。実は、鉄や石はある一定の条件を満たしたものでないと発火しない。実物に触れながら、その条件などを考えてもらいたい。

iii. さまざまな展開へと発展する内容にする

人によってそれぞれ興味・関心は異なる。それぞれが何か自分のテーマをつかむきっかけとなるように配慮する必要がある。そのため、社会科学から自然科学まで、幅広い内容を含む展示にしたい。

iv. 体験学習とリンクさせる

さまざまな視点や課題などを与えられるようにし、火おこし体験の事前・事後の学習に役立つようにしたい。

v. 現在の生活に結びつける

身近なものと結びつけることで、よりわかりやすくなり、また、興味をもつことができる。考古資料などは、自分たちとは関係のない異空間のものと思われがちだが、現在の生活と関連づけることにより、それらをより身近なものになるようにしたい。

以上の方針をもとにまとめたのが、右側の展示レイアウト案である。より充実した展示になるよう、ご批評いただければ幸いである。

6. おわりに

舞ぎり式一辺倒の火おこし体験に疑問をもち、どうしたら火おこし体験をより有意義なものにできるかについての検討をこれまで行ってきた。その結果、古代体験としての舞ぎり式の使用に大義名分がないことがより鮮明になった。さらに、舞ぎり式から脱却し、さまざまな切り口から火という実に奥深いテーマに迫ることで、火おこし体験により一層発展性をもたせることができることを、いくつかの事例から示せたのではないかと思われる。今後の課題としては、本稿で示したいくつかの構想をもとに実践を行い、その結果をもとに、さらに火おこし体験の向上にむけて追究を行ってゆきたい。

末筆ながら、本稿執筆にあたり大西雅廣氏、桜岡正信

パネル 断面図



■ 大森こしの實業

日本刀剣で規定されている最も古い種類は、現在のところ戦国時代(約3500年前)の大きさと大きさとで、実際にはもみぎ式だと考へています。もみぎ式の種類は、そのころから形をほとんど変えることはないままに受け継がれました。

もうひとつ重要な発見は江戸時代です。古くは古墳時代に落ち、平安になると、その数も大幅に増加します。江戸時代になると、家庭用から農

に至るまで、きめ細かな形の火打金がつくられます。中でもト商品が地元特産、吉井町の火打金です。その奥義は難解であります。

時代のアッティ出場まで、優太郎の生歿となつたのです。
場合のところ、古代から折られてきたことが強調されている優太郎は、

2種類だけです。これらは出現してから現在に至るまで、進化えることなく残されていっています。まさに、日本の代表的な幾大語なのです。



（原文）
北海道小樽市芝路土塁遺跡出土

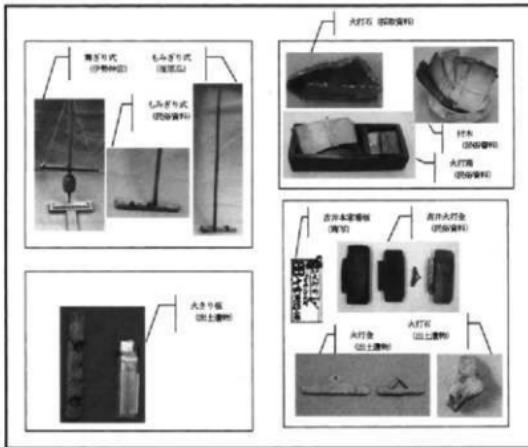
<東洋便箋店舗>



〈件 個友「正ト角」1984年〉
要約 『あらんに聞いたところ、通江
TV200周年記念式典で、いつもおきり（も
みぎり）の』T200開局式典のようだ。
その見出題の根拠は……。」
藤本院にもみぎり式が出来事満開で
行きたいことを手短く書く。



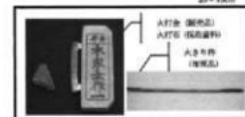
展示 平面图



編外ノベル



さわってみよう！



氏、洞口正史氏にはご多忙に関わらずいろいろご助言いただき、ここに厚く御礼申し上げます。

註

- 1) 2002年度教員向け講座(第1回「織文人のいたわりの心」、第2回「壁穴住居を説きましょう」、第3回「大きな古墳と小さな古墳」、第4回「古代の税制の仕組み」、第5回「地域を歩こう」)、発掘情報館カレンダー」より。
- 2) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2003 「おもしろ考古学教室「国際シンポジウム・埋蔵文化財と学校教育」」報告書。
- 3) 倉沢村上川原小における総合的な学習(3~6年生)の実践については朝日馬鹿屋埋蔵文化財調査事業団 2003 「道跡に学ぶ」において報告されている。
- 4) 静岡市立登呂博物館 「体験学習シリーズ1 むかしの火おこし」p.5、1985年。より転載。
- 5) 著者は本稿で学習指導要領の検討を行う以前に、歴史授業への考古学的アプローチの活用という観点から学習指導要領の検討を行っており、併せてご参照いただきたい(小林大悟 2004 「歴史授業における考古学的アプローチの活用—美國CBAの見解を手がかりに—」『群馬大学社会科教育論集』第9号 pp.25-33)。
- 6) 体験学習がどのようにして学習に取り入れられるようになったのかについては、谷川彰男 1991 「体験学習の教育史—どんな形でどう取り入れられてきたかー」『授業研究』365号 明治図書、に詳しく述べられている。
- 7) 岩城正夫 1977 「原始時代の火 復原しながら推測する」新生出版。この岩城氏の研究をもとに西田豊明氏が中学校の社会科で「火おこしの授業」を行っている(白井春男・久津見宣子 1985 『ものをつくることと授業』日本書籍)。
- 8) 高崎泰男 1985 「火の道具」柏書房、や1989 「忍路土場道跡出土の木製火具」『調査報告書第53集 忍路土場道跡・忍路5道跡』袖北道埋蔵文化財センター、など。
- 9) 以上の事象について、小口正七 1991 「火をつくる一発火具の変遷ー1. TDK株式会社 HP「サイエンス・ミュージアム」(<http://www.tdk.co.jp/jidai01/index.htm>)、田中マッチ株式会社 HP「発火具博物館」(<http://www.tanaka-matcho.co.jp/>)などを参考にまとめた。
- 10) 小口正七 1991 「火をつくる一発火具の変遷ー1」表紙、p.20、表2・1より改変。
- 11) 箇ぎり式は伊勢神宮で18世紀後半より始められた発火法で、「伊勢神宮名所圖会」(1797年)はそれを示す最古の文献である。伊勢神宮ではそれ以前にはもみぎり式が使用されていた。
- 12) 「陸奥國面鏡兩面の大鏡の圖」で示されている(菅江直澄 1978 「もううすのな」『菅江直澄全集』第9巻、朱来社)。この他に室野茂 1978 「アイヌの民芸」すざわ書店、島屋龍藏 1975 「上代吾人祖先の発火法」『島屋龍藏全集』第1巻、などにおいて弓ぎり式の存在が示されている。
- 13) 高崎泰男 1989 「忍路土場道跡出土の木製発火具」『調査報告書第53集 忍路土場道跡・忍路5道跡』袖北道埋蔵文化財センター、において北前道における弓ぎり式の考證が行われている。
- 14) 小林大悟 2003 「群馬県出土の発火具について」『群馬考古学手帳』13号、群馬土器研究会。
- 15) 袖北道埋蔵文化財調査事業団 1992 「調査報告書第149集 上戸塚正二守道跡」、7号溝出土遺物で時期は石田川期後半~和泉期初頭とされている。
- 16) 袖北道埋蔵文化財調査事業団 1994 「調査報告書第163集 二ノ宮宮下束道跡」、崩井は8世紀後半に存在していたと考えられる水田に水を供給していたものと考えられている。火きり板は齋井埋土下位出土。
- 17) 袖北道埋蔵文化財調査事業団 1985 「調査報告書第39集 太田東部遺跡群」によると火きり板が出土した溝は6世紀後半の住居を切っており、それより新しいことが報告されているが、それ以上的情報はなく詳しい時期は特定できない。
- 18) 山田清潮 1989 「佐賀県文化財調査報告書第67冊 中尾城跡」兵庫県教育委員会
- 19) 林 俊雄 1994 「北方ユーラシアの火打金一ウラル以東ー」『日本と世界の考古学—現代考古学の展開ー』岩崎卓也先生追記記念論文集 雄山閣出版
- 20) 伴 信友 1907 「正ト考」「伴 信友全集」第二 国書刊行会(大西雅広 2000 「上州吉井の火打金と火打石」『江戸遺跡研究会報』No.77 江戸遺跡研究会 で紹介されている)。

註で紹介した以外の主要参考文献

- 大林太良 1974 「日本古代文化の研究 火」社会思想社。
 大西雅広 1997 「上州吉井の火打金と火打石」『考古学ジャーナル5月号臨時増刊号』No.417 ニューサイエンス社。
 大西雅広 2000 「民具資料から見た吉井火打金—あかりの資料館所蔵資料を中心として—」『群馬考古学手帳10』群馬土器研究会。
 横山鶴一 他 1999 「火の百科事典 火・熱・光一プロメテウスからクロコトまで」丸善株式会社。
 横谷清一郎 1979 「火」岩波書店。
 岐崎範行 1984 「やさしい火の科学」全国防災法令出版。
 島地 謙・伊東隆夫編 1988 「日本の遺跡出土木製品叢覧」雄山閣出版。
 関 義則 2002 「埼玉県内出土の火打金」『埼玉考古』第37号 pp.117-138。
 高橋一郎 1994 「火」火の生活文化史・火の博物館 KBN 出版。
 部丸十九一 1980 「関東地方の火の民俗」明玄書房。
 名古屋市博物館 2001 「名古屋市博物館資料叢書3 猿猴塗の本 東街便覧略図 卷一」。
 枝原 遼 1990 「諸國道中商人図」みやま文庫。
 足田 強 1972 「火の科学」培風館。
 福井恵志 1995 「新しい歴史学とは何か アナール派から学ぶもの」講談社学術文庫。
 深津 正 1983 「ものと人間の文化史50 燐用植物」法政大学出版局。
 古家新平 1994 「火と木の民俗文化誌」吉川弘文館。
 柳田國男 1991 「火の昔」御唱社。
 山田昌久 1993 「日本列島における木質遺物出土遺跡文献集成—用材から見た人間・植物関係史」『埴生史研究』特別別1号 pp.1-242。

ハーヴァード大学人類学部の古人類学野外実習

植崎修一郎

- | | |
|----------------|------------------|
| 1.はじめに | 5.クービ・フォラ遺跡 |
| 2.ハーヴァード大学人類学部 | 6.現地見学 |
| 3.古人類学野外実習 | 7.その後のフィールド・スクール |
| 4.リーキー一家 | 8.おわりに |

——論文要旨——

アメリカの人類学部では、夏期に野外実習コースを開講している。ここでは、筆者が1986年に受講した、ハーヴァード大学人類学部の古人類学野外実習の様子を紹介する。ハーヴァード大学はマサチューセッツ州ボストン郊外のケンブリッジに1636年に創立されている。夏期野外実習は、アフリカのケニア共和国のツルカナ湖東岸、クービ・フォラ遺跡で実施された。1986年当時は、6週間コースが前期と後期に分かれて実施されており、筆者は、7月28日～9月7日にかけて実施された後期コースに参加した。このコースは、元々は、ハーヴァード大学の考古学教授であった故グリン・アイザックによって主催されていたが、アイザック教授は前年の1985年に死去していたため、1986年はメリック博士により主催された。講義内容は、ケニア国立博物館での基礎講義の後、片道3日かけてトラックでクービ・フォラ遺跡に移動。現地での実習は、遺跡測量・航空写真の見方・地質学実習・骨字実習・発掘実習・表面採集実習等の内容に分かれていた。クービ・フォラ遺跡は、故ルイス・リーキーと故メアリー・リーキーとの間に生まれたリチャード・リーキーが1967年にセスナ飛行機で上空から発見した遺跡である。その後、バラントロブス・ボイセイ (KNM-ER 406)、ホモ・ハビリス (KNM-ER 1813)、ホモ・ルドルフエンシス (KNM-ER 1470)、ホモ・エルガステル (KNM-ER 3733) 等、人類進化の歴史を書き換える化石人類の発見が相次いだ。東アフリカでは雨期と乾期とに分かれており、雨期の後に雨で頭を出した化石を探す表面採集が盛んである。しかし、これらのほとんどはホミニッド・ギヤングと呼ばれる現地スタッフによるものが大多数であり、研究者による発見は少ない。この野外実習コースの内容を紹介し、併せて現地見学が行われたオリゴザイー遺跡とマサイマラ国立公園を紹介する。

当時、学術調査の主体はツルカナ湖東岸のクービ・フォラから、西岸のナリオコトメ遺跡やロメクイ遺跡に移っていた。実際に、ナリオコトメ遺跡では約9歳～10歳のホモ・エルガステルの全身骨格 (KNM-WT 15000) が、またロメクイ遺跡ではバラントリオブス・エチオピクス (KNM-WT 17000) が発見されている。

その後の野外実習は、1997年からは、ハーヴァード大学からラガース大学に変更され、ハリス博士が主催している。

キーワード

対象時代 旧石器時代

対象地域 アフリカケニア共和国クービ・フォラ遺跡

研究対象 古人類学野外実習

1.はじめに

アフリカは、「種の起源」や進化論で有名なイギリスの博物学者チャールズ・ダーウィン（1809-1882）が、1871年に出版した「人間の由来」の中で人類の起源の地として予言した場所である。その後、19世紀から20世紀にかけて、人類の起源の地を巡って、アフリカ起源説・東南アジア起源説・中央アジア起源説が提唱されたが、人類化石が豊富に出土した証拠により、アフリカ起源説は現在では不動の地位を得ている（植崎 1997a b）。

少々古い話で恐縮だが、筆者はこのアフリカの地を1986年に訪れる機会を得た。当時、筆者はアメリカのオレゴン大学 [University of Oregon] 人類学部を卒業直後で、1986年夏の前半はアメリカの首都ワシントンD.C.にあるジョージタウン大学 [Georgetown University] 医歯学部にて人体解剖学実習を受講（植崎 1988）していた。そのコース修了後に、夏後半は、アフリカのケニア共和国クービ・フォラ遺跡で開催されたハーヴード大学 [Harvard University] 人類学部主催の古人類学サマー・フィールド・スクール（夏期野外実習）に参加した。

アメリカの大学の人類学部が主催する発掘調査に学生が参加するためには、このフィールド・スクールの単位を取得していることが必須条件となっている。筆者は、アメリカ留学前に、日本において中野神明遺跡 [世田谷区遺跡調査会]・小石川貝塚 [東京大学人類学教室]・大分県の粉洞穴 [別府大学・長崎大学合同調査] 等の発掘調査を経験し、その後、シリア共和国ドゥアラ洞窟 [東京大学西アジア洪積世人類遺跡調査団] (AKAZAWA & SAKAGUCHI, 1987; 赤澤 2000) の発掘調査を経験していたが、正式な大学の単位ではなく学術調査であったため、当時、アメリカではその経験が通用しなかった。アメリカに住んで車を運転するためには、日本での自動車免許や国際免許が通用せず、アメリカ国内で取り直さなければならないとの同じである。そこで、1985年には、アメリカのイリノイ州エリザベス・マウンドにてノースウェスタン大学 [Northwestern University] 主催の夏期考古学野外実習（植崎 2002）に参加し、単位を取得したという経緯がある。

すでに、アメリカの大学で野外実習の経験は積んだわけだが、今回の古人類学野外実習は、化石人類を豊富に産出するアフリカであること、実習の開催場所が有名なクービ・フォラ遺跡であること、そして、何よりも当時の世界の人類学界のスーパー・スターのリチャード・リー・キー [Richard E. LEAKY] (1944-) に会えることが魅力であった。

筆者は、アメリカのワシントンD.C.から機上の人となり、イギリスのヒースロー空港を経由してアフリカのケニア共和国のケニアッタ空港に7月26日の真夜中に到着

した。余談だが、その時機内で上映された映画は、前年、つまり1985年にアカデミー賞を受賞した「愛と哀しみの果て」であった。原題は、カレン・ブリクセン [Karen Blixen] の原作と同じ「アウト・オブ・アフリカ (Out of Africa)」で、1913年から1931年当時のケニアを舞台としていた。女優メリル・ストリープと男優ロバート・レッドフォードが共演していたが、レッドフォード演じるデニスが飛行機事故で事故死した時に流れていた音楽は、実際にケニアのキク族のお葬式の曲だと後にフィールド・スクールに参加したキク族の友人から聞いた。



図1 ケニア共和国の位置



図2 ケニア国内の代表的遺跡

2. ハーヴァード大学人類学部 [Harvard University]

ハーヴァード大学は、1636年創立でアメリカの東海岸マサチューセッツ州ボストン郊外のケンブリッジに所在する。この大学の人類学部は、全米最古を誇る。人類学部の前身は、ジョージ・ピーボディ [George PEABODY] (1795-1869) が、1866年に創設した博物館に遡り、現在はピーボディ考古学民族学博物館とピーボディ自然史博物館とに分かれしており、いずれも、創設者の名前が残されている。

余談だが、1866年に博物館が創設された際に、初代館長に就任したのは当時解剖学教授のジェフリース・ワイマン [Jeffries WYMAN] (1814-1874) であった。このワイマンこそが、「日本考古学の父」とも呼ばれる1877年に大森貝塚を発見し発掘したエドワード・シルヴァスター・モース [Edward Silvester MORSE] (1838-1925) に貝塚発掘を教えた学者である。ワイマンは、解剖学者でありながら、博物学的で幅広い興味と知識を備えていた。モースは、教科書的には動物学者ルイ・アガシー [Jean Louis Rodolphe AGASSIZ] (1807-1873) の弟子とされている。確かに、動物学の師はアガシーかもしれないが、考古学及び人類学の師はワイマンであり、もしモースがワイマンと出会わずに貝塚発掘に同行していなければ大森貝塚の発見もなかったかもしれないことはもっと注目されるべきであろう。恐らく、人骨の知識も、ワイマンに教えられたと考えられる。

ハーヴァード大学の人類学部は、その後、アガシーの弟子のフレデリック・パットナム [Frederic Ward PUTNAM] (1839-1915) により1890年にアメリカ考古学及び民族学部門が設立され、1903年には人類学部門に改組されている。

3. 古人類学野外実習

(1) 予防接種

アフリカは、古人類学にとっては、人類化石を豊富に発見できる大変魅力的なフィールドである。しかし、同時に様々な病気にかかる危険性もあり、出発前には多くの予防接種を受けなければならない。予防接種は当時、人体解剖学実習を受けていたジョージタウン大学医歯学部附属病院にて受けた。

以下は、私が出発前に受けた予防接種の記録である。すべて、1986年のものであるが、黄熱病（6月27日：10年有効）・腸チフス（6月27日と7月25日）・コレラ（6月30日と7月10日：6ヶ月間有効）・破傷風（7月3日）・狂犬病（7月25日）と7本も注射を受けている。これだけで、具合が悪くなった憶えがある。附属病院の医者が「何故、そんな辺境の地に行くんだ」と聞きながら、本でその地域に必要な予防接種を調べてくれていたのを思い出す。その上、滞在中はもちろん出発前後4週間に

わたって、マラリア予防薬を毎週飲まなければならなかつた。アフリカ調査の厳しさを、実際に行く前から体験した。しかし、病気にかかることもなく無事に生還できたのもこの予防接種とマラリア薬のおかげだと感謝している。

(2) コース

コースは、6週間コースが前期・後期に分かれて実施されており、筆者は、後期コースに参加した。1986年時は、7月28日～9月7日にかけて実施された。

まず、2・3日は、ケニア国立博物館にて基礎講義が行われた。講義の内容は、リチャード・リーキー博士による人類進化、ジョン・ハリス博士による獣骨、ハリー・メリック博士による石器、シミュ・ワンディバ博士によるケニアの考古学等多岐にわたっていた。



写真1 ケニア国立博物館のジオラマ展示

その後、荷台を座席に改造したトラックに乗り、途中キャンプをしながら3日かかってクービ・フォラ遺跡に移動した。このトラックのタイヤは、1往復半で交換しなければならないという。恐らく、世界でも最も辺境な場所にある遺跡であろう。研究者は、時間を節約するために飛行機で移動している。その後、クービ・フォラ遺跡にて、古人類学の発掘実習を約1ヶ月受け、また3日かかってナイロビに帰った。最後の1週間は、ケニア国内の遺跡やマサイ・マラ国立公園等を訪問するエクス



写真2 移動に使用したトラック

カーションで締めくくられた。

学生達は、ハーヴィード大学・ボストン大学・マサチューセッツ大学・シカゴ大学・ミシガン大学等のアメリカの大学やイギリスのダーラム大学から参加していた。さらに、今回は、ケニアのナイロビ大学やケニア大学の現地学生も参加しており、国際色豊かであった。



写真3 ケニアの大地溝帶

(3) 教育

このコースは、当初、ハーヴィード大学の先史学者故グリン・アイザック教授 [Glynn ISAAC] (1937-1985) により主催されていた。しかし、アイザック教授は、著者が参加した前年に突然日本の成田空港で亡くなっていた。そこで、1986年のコースは、考古学者のハリー・メリック博士 [Harry MERRICK] を中心にして主催された。その他に、当時マサチューセッツ大学ボストン校の考古学者チャールズ・ネルソン準教授 [Charles NELSON] や当時ハーヴィード大学人類学部の古栄養学のマーガレット・シューニンガーリー教授 [Margaret SCHOENINGER] 等が同行していた。また、このコースは、ケニア国立博物館の全面協力を得ており、実習をサポートするスタッフはほとんどがケニア国立博物館の関係者であった。



写真4 地質学実習中のファイブル博士

4. リキー一家

東アフリカの古人類学を語る際に、忘れてはならないのが故ルイス・リキー [Louis LEAKEY] (1903-1972) と故メアリー・リキー [Mary LEAKEY] (1913-1996) 夫妻とその息子リチャード・リキー [Richard LEAKEY] (1944-) 一家である。

ルイスは、自叙伝を2冊出版している。最初は、1937年にルイスが弱冠34歳の時に書いた「白い肌のアフリカ人」[White African] であり、2冊目は、1974年、ルイスの死後2年後に出版された「回顧録：1932-1951」[By the Evidence: Memoirs 1932-1951] である。また、ルイスの親しい友人であった作家のソニア・コール [Sonia COLE] が、1975年に「リキーの幸運」[LEAKEY's Luck] という伝記を出版している。一方、メアリーの方は「過去の暴露」[Disclosing the Past] という自叙伝を1984年に出版している。また、息子、リチャードも1983年に「ある人生」[One Life] という自叙伝を出版している。さらに、1995年には、ヴァージニア・モレル [Virginia MORELL] がリキー一家の伝記をまとめた『祖先への情熱』[Ancestral Passions] を出版している。これほど、自叙伝や伝記が多数出版されている一族も大変珍しい。

ルイスは、1903年にケニアのナイロビ近郊でイギリス人宣教師の長男として生まれた。幼少年時代をキクユ族と共に過ごした後、母國のケンブリッジ大学で考古学及び人類学を専攻し、1926年に卒業した。その後、ルイスは東アフリカで発掘調査を開始した。やがて、メアリーと1936年に結婚すると夫唱婦隨で古人類学調査を続けた。

メアリーは、1948年に、ケニアのヴィトリア湖にあるルンギ島で約1,800万年前の化石猿プロコンスル・アフリカヌス [Proconsul africanus] を発見した。また、1959年には、タンザニアのオルデュヴァイ峡谷で約180万年前のパラントロップス・ボイセイ [Paranthropus boisei] の頭蓋骨を発見している。この標本は、OH5(オルデュヴァイ・ホミニッド第5番) という番号が付けられ、当初はジンジャントロップス・ボイセイ [Zinjanthropus boisei] という学名が命名されていた。また、「ディア・ボーイ」あるいは、「クルミ割り男」という愛称もつけられている。リキー夫妻がオルデュヴァイで発掘調査を開始してから、約30年が経っていた。血の滲むような努力がようやく実ったのである。

ルイスは、先史学や古人類学のみではなく、大型類人猿の生態学調査にも理解があった(モンゴメリ 1993)。実際、アフリカではジェーン・グドール [Jane GOODALL] にチンパンジーの調査(グドール 1973-1994 a b・1996)を、映画「愛は露のかなたに」で名女優シガニー・ウィーバーが演じたことで有名な故ダイアン・フォッシー [Dian FOSSEY] (1932-1985)にマウン

テン・ゴリラの調査(フォッサー 1986-2002)を行わせ、インドネシアではビルーテ・ガルディカス [Birute GALDIKAS]にオランウータンの調査(ガルディカス 1999 a b)を行わせている。

5. クービ・フォラ [Koobi Fora] 遺跡

クービ・フォラ遺跡は、ケニア北部のエチオピアとの国境付近にあるツルカナ湖東岸にある。ちなみに、このツルカナ湖は、1975年まではルドルフ湖と呼ばれていたが、ツルカナ族にちなんで改名されている。ルドルフ湖は、1888年にこの地を訪れたサミュエル・テレッキ [Samuel TELEKI] が、当時のオーストリアの皇太子にちなんで命名したと言われている。このツルカナ湖は、PHが9.2と高くアルカリ性に偏っているため、湖に生息しているワニの皮は加工に適さない。そこで、ワニは増える一方で時々、現地の住民が襲われて命を落とす者もいるという。

ただ、尻尾の肉は美味しいそうで、筆者も、尻尾だけ切り取られたワニを目撃したことがある。



写真5 クーピ・フォラとツルカナ湖

このクービ・フォラ遺跡は、1967年にリチャード・リー・キーがセスナ飛行機で上空から発見したと言われている。その後、この地区からは多くの人類化石が発見されており、世界でも有名な遺跡となった。以下は、クービ・フォラ遺跡で発見された有名な人類化石の一部である。なお、KNMとはケニア国立博物館 [Kenya National Museum] の意味であり、ERとは東ルドルフ湖 [East Rudolf] の意味であり、番号は標本番号である。

(1) KNM-ER 406

(ケニア国立博物館所蔵東カルフ湖出土406番)
バラントロプス・ボイセイ [*Paranthropus boisei*]。バ
ラントロプス・ボイセイは、1959年にルイス・リーキー
がタンザニアのオルデュヴァイ峡谷で発見したOH5と
いう化石化人類に命名した学名である。オスの頭蓋骨には、
ゴリラやオランウータンのオストと同様に矢状稜があり、
強力な咀嚼力を持っていたと推定されている。硬い木の

実や種・繊維質の多い植物を摂取していたと考えられている。約120万年前に絶滅した。

1969年にイレットのエリア10で、リチャード・リー¹キーが発見。年代は、約165万年前～170万年前。脳容積は、約510cc。

(2) KNM-ER 1813

(ケニア国立博物館所蔵東ルドルフ湖出土1813番)

ホモ・ハビリス [*Homo habilis*]。ホモ・ハビリスは、アフリカのオルデュヴァイ峡谷から出土した人類化石に対して、故ルイス・リーキーとフィリップ・トバイアスと故ジョン・ネイビア等が命名した学名である。

1973年にエリア123で、ホミニッド・ギャングのカモヤ・キメウ [Kamoya KIMEU] が発見。年代は、約188万年前～190万年前。脳容積は約600cc。



写真6 左: KNM-ER1470 (ホモ・ルドルフエンシス)
右: KNM-ER1813 (ホモ・ハビリス)

(3) KNM-ER 1470

(ケニア国立博物館所蔵東ルドルフ湖出土1470番)

ホモ・ルドルフエンシス [*Homo rudolfensis*]。ホモ・ルドルフエンシスは、1976年に旧ソ連のV.P.アレクセーエフが命名した学名である。ホモ・ハイビリスよりも脳頭蓋が大きく、顔面・頸骨・歯が頑丈である。

1972年にエリア131で、ホミニッド・ギャングのパートナード・ゲネオ [Bernard NGENEO] が発見。年代は、



写真7 KNM-ER1470が発見されたエリア131



写真8 KNM-ER1470頭蓋骨



写真9 KNM-ER1470頭蓋骨発見地に立つ筆者

約188万年前～190万年前。以前は、300万年前と考えられていた。脳容積は、約750cc～775cc。

(4) KNM-ER3733

(ケニア国立博物館所蔵東ルドルフ湖出土3733番)
ホモ・エルガステル [*Homo ergaster*]。ホモ・エルガステルは、1975年にオーストラリアのコリン・グローヴズとチェコスロバキアのヴラチャ・マザクによって命名された学名。



写真10 ホモ・エルガステル頭蓋骨
左: KNM-ER3733、中: KNM-ER3883
右: KNMWT15000

1975年に、バーナード・ゲネオ [Bernard NGENEKO] が発見。年代は、約178万年前。脳容積は、約850cc。

クービ・フォラ遺跡での野外実習は、遺跡測量・航空写真の見方・地質学実習・骨学実習・発掘実習・表面採集実習等に分かれていた。

発掘実習では、年代も新しい土器を伴う遺跡を発掘した。ここでは、土器片や珍しい物としてはダチョウの卵の殻を加工したビーズが発見された。現在でも、ダチョウの卵の殻は貴重品で、海辺の人々とはダチョウの卵と魚の干物とを交換するという。



写真11 クービ・フォラ遺跡のベース・キャンプ

その他、1978年にカラーリ地区の FxJi20 という遺跡でバッチ状に焼けた土層の跡が多数発見され、約160万年前の火の使用の跡と報告された。この、FxJi20 遺跡も短い間だったが調査を行った。しかし、バッチ状の跡はそこそこにあり、とても、火の使用の跡とは思えなかった。恐らく、野火の跡ではないかと思われる (橋崎 1995a)。



写真12 FxJi20遺跡での調査風景 一番右は、メリック博士

また、表面採集実習では、広大な遺跡を歩き回り、化石骨を発見し採集する作業を行った。東アフリカでは、雨期と乾期があり、雨期の直後の乾期に遺跡を歩き回ると雨に洗われて出土する化石を発見する可能性が高まるのである。これまでに、人類学者・考古学者・古生物学者により発見された化石人骨も数多くあるが、大多数は



写真13 表面採集実習風景

「ホミニッド・ギャング」[Hominid Gang]と呼ばれる、現地スタッフが地道な努力と勘で探し当てたものである (WILLIS, 1989)。ホミニッド・ギャングの親方は、数々の化石人骨を探し当てたカモヤ・キメウ [Kamoya KIMEU] 氏である。今回の野外実習では、キメウ氏の弟子にあたるジョン・キメンゲッチ [John KIMENGECH] 氏が参加していた。筆者も、動物の大脛骨を発見することができた。しかしながら、他の学生がバラントロブス・ボイセイの歯を4本発見した時には、別の発掘調査の指揮をとっており、化石人骨発見の機会を逃したのは今で



写真14 ホミニッド・ギャングのキメンゲッチ氏



写真15 表面採集中で発見した哺乳動物の左大脛骨骨頭

も残念である。

しかし、実際にクービ・フォラ遺跡に行ってみてわかったのだが、当時、学術調査の主体はツルカナ湖東のクービ・フォラからツルカナ湖西のナリオコトメ [Nariokotome] 遺跡やロメケイ [Lomekwi] 遺跡に移っていたのである。実際、1984年にはナリオコトメ遺跡で約9歳～10歳のホモ・エルガステルの全身骨格 KNM-WT 15000が発見されている (ウォーカー&シップマン、2000)。さらに、1985年には約250万年前のバラントロブス・エチオピクス [Pananthropus aethiopicus] の頭蓋骨 KNM-WT 17000が発見されている。この標本は、黒い色から「ブラック・スカル [Black Skull]」つまり「黒い頭蓋骨」の愛称で知られている。研究者により意見が異なるが、このエチオピクスは、バラントロブス・ロブストスとバラントロブス・ボイセイの共通祖先と考えられている。

6. 現地見学

(1) オリゴザイリー [Olorgesailie] 遺跡

オリゴザイリー遺跡は、ケニアの首都ナイロビから約50km東南部にあり、アシューリアン型ハンドアックスやクリーヴァーが多数集中して発見された。ルイス・リーキとメリーナー・リーキにより、1943年に調査されて



写真16 オリゴザイリー遺跡遠景



写真17 オリゴザイリー遺跡近景

いる。また、ヒヒの骨も多数発見されており、キル・サイトと推定されている。年代は、約80万年前である。

1960年代～1970年代には、グリン・アイザックにより調査が行われ、アイザックはオリゴザイリー遺跡出土石器の研究で1969年にケンブリッジ大学で博士号を取得している (ISAAC 1977)。



写真18 オリゴザイリー遺跡を調査中のボッツ博士

また、ここでは、アメリカのスミソニアン国立自然史博物館のリック・ボッツ [Rick POTTS] 博士等の発掘調査を見学することができた。



写真19 ゾウの下顎の化石

(2) マサイマラ国立公園

マサイマラ国立公園は、ケニアの西南部のタンザニアとの国境に接している。野生動物を多く見ることができ。実際、筆者もゾウ・ライオン・キリン・カバ・イボイノシシ・シマウマ・サイ・ヌー等を見ることができた。しかし、チーターはなかなか見ることができないらしく、筆者も見ることはできなかった。

一般的に、肉食動物は早朝か夕方から夜にかけて活動するので、筆者等も朝に早起きをして動物達を観察した。実際、ライオンかハイエナが倒したシマウマを、ハイエナやハゲタカが食べている光景を目撃した。

ここアフリカで、人類の祖先は、積極的な狩猟を行わずにライオンやハイエナが食べ残した肉を横取りする腐



写真20 ライオンのメス



写真21 ハイエナと獲物になったシマウマ



写真22 ハゲタカに肉をついばまれているヌー



写真23 白骨化したウォーター・バッカ

肉漁りを行っていたと考えられているが、実際に目の前で厳しい弱肉強食の光景を見て、太古に想いをはせることができた。

7. その後のフィールド・スクール

ハーヴァード大学主催のフィールド・スクールは、1996年で終了したという。風の噂では、フィールド・スクールに参加した学生達が、暴徒に襲われたためというが、確かではない。実際、1986年に参加したチャールズ・ネルソン博士は、1976年頃にケニアで暴徒に襲われ、左鎖骨を鉛で割られたと聞いたし、当時クービ・フォラ付近まで来ていた観光客は皆、自動小銃を持った護衛がついていたことを思い出した。その点、筆者等は丸腰なので、暴徒に襲われても身を守る術がない。当時から、ケニアとエチオピアとの国境付近は難民が多く政情不安であった。

アフリカでの調査は、通常の遺跡の調査と異なり、危険がそこそこに潜んでいる。実際、クービ・フォラ遺跡では以前、アメリカの地質学の大学院生が帰り道を見失い、発見された時は脱水症状で、急いで飛行機でナイロビに搬送したもののが亡くなっている。また、野生動物も大変危険である。筆者も、テントの外で寝ていて頭の上

数十センチの所を軍隊アリが通っていたり、毒蛇を踏みそうになったり、朝起きてみるとテントの外にライオンの足跡があったり、夜にトイレに立って帰り道を見失い暗闇の中にハイエナを見たりとわずかな期間に何度も危ない目にあった。しかし、それでも、アフリカには惹きつける魅力があると思う。

なお、1997年からは、アメリカのニュー・ジャージーにあるラトガース大学 [Rutgers University] 人類学部主催で継続されている。調査の中心は、ラトガース大学人類学部長で長年アフリカをフィールドとしてきた古生物学者ジョン・ハリス [J.W.K. HARRIS] 教授である。ラトガース大学は、近年、生態学者のブルーメンシャイン [Robert. J. BLUMENSCHINE] 教授・地質学者のファイブル [Craig FEIBEL] 準教授・専長類化石専門のカシェル [Susan M. CACHEL] 準教授・人類化石専門のアントン [Susan C. ANTON] 助教授等を教師陣として擁しており、アフリカ調査の中心的役割を果たしている。ハーヴァード大学同様に、ケニア国立博物館の全面協力の下にフィールドはクービ・フォラで実施している。同行するホミニッド・ギャングは、今も、ジョン・キメンゲッチである。



写真26 クービ・フォラの珪化木

写真24 新鮮な魚を獲るためにツルカナ湖で地引き網をしかけた所



写真25 網の中にワニが入っていた

2003年は、6月20日～7月31日までの6週間実施される予定で、スケジュールは6月20日にナイロビ集合・6月21日にオリエンテーション・6月22日にナイロビを出発して6月28日まで野外巡査・6月30日にクービ・フォラ到着・7月27日にクービ・フォラを出発し、7月29日にナイロビ到着・7月31日に終了である。

ちなみに、費用には、ケニア滞在中の食事と住居が含まれており、ニュー・ジャージー州在住者は\$4,401であり、それ以外の在住者は\$5,361と約\$1,000の差がある。これ以外に、参加者はケニアまでの旅費を個人負担しなければならない。

フィールド・スクールは、ハーヴァード大学時代には夏期を前期・後期に分けて2回実施していたが、現在は、1回に変更されたようである。

8. おわりに

筆者はその後、アフリカを再訪する機会が無いままに過ごしている。アフリカの政情不安という理由や機中での長時間にわたる禁煙に耐えられるかという不安もあるが、何よりも多くの予防接種を受けるということがネックになっている。この点では、ケニアのサンブル地域でサンブルピテクスの調査を行っている滋賀県立大学（元京都大学）の石田英実教授（石田 1984・1995）やエチオピアでアルディビテクス・ラミダスやアウェストラロビテクス・ガルヒの調査を行っている東京大学の諏訪 元助教授（宮本・松田 1997）等が現在もアフリカで現地調査を継続していることに脱帽である。

しかし、このアフリカでの経験は、筆者にとって、その後1990年～2000年にかけてインドネシアの古人類遺跡を調査する際に大変参考となった（柴崎・柴崎 1994；橋崎・海部 1996；橋崎 1997b；BABA et al. 2000）。また、インドネシアは、アフリカに比べれば飛行時間も短く、何よりも予防接種の必要が無い。さらに、クーピー・フォラのように片道3日もかからず、テントで調査をする必要がない点で調査をしやすい。

リチャード・リーキー博士は、その後、1989年にケニア国立博物館長の職を解かれ、野生動物の密猟者を取り締まる「野生生物保護局」の長官に就任したが、1994年には辞任している。辞任の前の1993年に、セスナ飛行機のエンジン・トラブルで不時着する際に事故に遭い、両足の足首から先を切断するという不運に見舞われていた。このセスナ飛行機と言えば、私には、忘れない思い出がある。クーピー・フォラに滞在中のある日、リチャード・リーキー博士はセスナ飛行機でキャンプに現れた。その時、博士は、筆者宛のオックスフォード大学（University of Oxford）からの手紙を持参してくれた。その手紙の内容は、大学院入学のため、面接に来るようとのことだった。私は途方にくれた。クーピー・フォラでは、電話をすることもできないし、手紙を書いても出す郵便ボストが無いのである。実際、1ヶ月以上音信不通となつた愚息を心配した筆者の両親は、ケニアの日本大使館に筆者の捜索願いを提出していたことを後で知った。いずれにしても、筆者はリーキー博士が滞在する30分で大学宛に手紙を書き、博士にナイロビで投函してもらうよう頼み、快諾を得た。2週間後、ナイロビに戻ると大学からさらに手紙が届いており、ケニアで発掘をしているのであれば、大学院には入れてやるから発掘終了後にイギリスに来いとのことであった。もし、リーキー博士が手紙を届けてくれなかつたら、また、返事を持ち帰ってくれなかつたらその後の人生も変わっていたろう。筆者は、博士に大変感謝した。

リチャード・リーキー博士の飛行機事故の後、フィールドは妻でケニア国立博物館の古生物学部長のミーヴ・

リーキー [Meave LEAKY] に引き継がれた。ミーヴは、1995年にアリア・ペイにて、約400万年前の化石を見出し、アウェストラロビテクス・アナンセンシス [Australopithecus anamensis] と新種名を命名している。さらに、現在は、ミーヴとの間にできた長女のルイーズ [Louise LEAKY] に引き継がれている。つまり、リーキー一家の古人類学研究は、曾祖父母の故ルイスとメアリーに始まり、父母のリチャードとミーヴの代から、今は孫のルイーズに引き継がれたということになる。リーキー一家のこれからもさなる活躍が期待される。

引用文献と参考文献

- (和訳) [あいうえお順]
- 赤澤 威 2000 「ネアンデルタール・ミッショニ」、岩波書店
 - 石田英実 1984 人類の起源を求めて「季刊・人類学」、講談社、p. 151-180。
 - 石田英実 1995 「東アフリカで化石人類の進化を探る」、「人間性の進化を解く」、朝日新聞社、p.132-141。
 - 高崎道房 1987 「モースその日の日」、有隣堂
 - ウォーカー、アラン・シップマン、バット 2000 「人類進化の空白を探る」(河合雅和訳)、朝日新聞社
 - 太田樹三 1988 「E.S.モース」、リプロポート
 - ガルディカス、ビル・テ 1999a 「オランウータンとともに:上」(杉浦秀樹・赤崎千秋美・長谷川寿一訳)、新曜社
 - ガルディカス、ビル・テ 1999b 「オランウータンとともに:下」(杉浦秀樹・赤崎千秋美・長谷川寿一訳)、新曜社
 - グードル、J. 1973 「森の獣人」(河合雅和訳)、平凡社
 - グードル、J. 1994a 「チンパンジーの森へ」(庄司駿里子訳)、地人書房
 - グードル、J. 1994b 「心の窓」(高崎道房・高崎浩志・伊谷純一郎訳)、どうぶつ社
 - グードル、J. 1996 「森の獣人」(河合雅和訳)、朝日新聞社
 - 椎名信卓 1988 「モースの発見」、恒和出版
 - 柴崎道雄・柴崎君枝 1994 「ジャワ原人200年の旅」、筑地書館
 - 橋崎修一郎 1986 米国の夏期集中解剖研修に参加して「人類学雑誌」、96(4): 477-479.
 - 橋崎修一郎 1995a 「火の使用」「人間性の進化を解く」、朝日新聞社、p.29-33。
 - 橋崎修一郎 1995b 「現代人もアフリカ生まれか?」「人間性の進化を解く」、朝日新聞社、p.121-130。
 - 橋崎修一郎・海部陽介 1996 「ビテカントロブス属」(馬場悠監修)、国立科学博物館
 - 橋崎修一郎 1997a 「すべてはアフリカから始まった『サイアス』」、2(9): 47-50。
 - 橋崎修一郎 1997b 「第3章 アフリカを出たホモ・エレクトス」「人類の起源」(馬場悠監修、高山 博 責任編集)、集英社、p.33-44。
 - 橋崎修一郎 2000 モーグの種内変異と種間関係、「進化人類学ニュースレター」、2(2): 33-36。
 - 橋崎修一郎 2002 「ノースウェスタン大学人類学部の考古学野外実習」「神奈川県埋蔵文化財調査事業団研究記録」、(20): 245-252。
 - フォッシー、ダイアン 1986 「森のなかのゴリラ」(羽田節子・山下恵子訳)、早川書房
 - フォッシー、ダイアン 2002 「森のなかのゴリラ」(羽田節子・山下恵子訳)、平凡社
 - 宮本正興・松田素二編 1997 「新書アフリカ史」、講談社
 - 守屋 総編 1988 「共同研究モースと日本」、小学館
 - モンゴメリー、サイ 1993 「波たちの人類族」(羽田節子訳)、平凡社
 - 吉岡龍夫 1987 「日本人種論争の裏」(羽田節子訳)、平凡社
 - リーキー、リチャード 1996 「ヒトはいつから人間になったか」(馬場悠男訳)、草思社

リーキー, R.・レヴィン, R. 1981 「ヒトはどうして人間になったか」
 (寺田和夫訳)、岩波書店
 ローズンストーン, R.A. 1999 「ハーン, モース, グリフィスの日本」
 (杉田美明・吉田和久訳)、平凡社

(英文) [ABC順]

- AKAZAWA, T. & SAKAGUCHI, Y. 1987 *Paleolithic Site of the Deirara Cave and Paleogeography of Palmyra Basin in Syria, Part IV: 1984 excavation*. University Museum, University of Tokyo, Bulletin No.29.
- BABA, Hisao・AZIZ, Fachroel・NARASAKI, Shuichiro・SUDI-JONO・KAIFU, Yousuke・SUPRJIO, Agus・HYODO, Masayuki・SUSANTO, Eko Edi・JACOB, Teuku 2000 A new hominid incisor from Sangiran, Central Java, *Journal of Human Evolution*, 38: 855-862.
- ISAAC, Glynn LI 1977 *Orrorin tugenensis*, The University of Chicago Press
- LEAKEY, L.S.B. 1974 *By the Evidence*, Harcourt Brace Jovanovich
- LEAKEY, Meave G. & LEAKEY, Richard E. 1978 *Koobi Fora Research Project Volume 1*, Oxford University Press
- LEAKEY, Richard E. 1983 *One Life*, Shelma House
- MORELL, Virginia 1995 *Ancestral Passions*, Simon & Schuster
- WALKER, Alan & LEAKEY, Richard 1993 *The Nariokotome Homo Erectus Skeleton*, Harvard University Press.
- WILLIS, Delta 1989 *The Hominid Gang*, Viking Penguin
- WOOD, Bernard 1991 *Koobi Fora Research Project Volume 4*, Oxford University Press

投 稿 規 定

- 1 執筆者： 投稿できるのは、本事業団職員（嘱託員・補助員含む）及び年報・紀要委員会が認める者とする。
- 2 提出及び掲載の手続き： 原稿は構想発表会など年報・紀要委員会が定める事前審査を経たものとし、期日までに年報・紀要委員会に提出する。尚、その採否及び掲載順序は年報・紀要委員会で決定する。
- 3 種類： 原稿は埋蔵文化財及び関連する諸分野を含む内容の論文・研究ノート・資料紹介とする。なお1号内で完結することを原則とし、いずれも他で既発表のものは対象外となる。
- 4 頁数及び投稿件数： 1編あたりの分量は20頁以内、一人1件を原則とする。

執 筆 要 項

A 総 则

- 1 当該年度2月末日必着とする。

B 内 容

- 1 要旨・キーワードを付ける（日本考古学協会『日本考古学』参照）。
 - 1-1 要旨は44字×20行程度とする。
 - 1-2 キーワードは対象時代・対象地域・研究対象を10文字・3点以内で記入。
- 2 学術的内容を維持するため、提出後必要最低限の加筆を要請することがある（年報・紀要委員会の判断及び各専門職員のレフェリーによる）。
- 3 題名は簡潔なものが望ましい。また英文タイトルを付与する。
- 4 本文は日本文使用を原則とするが、外国文要約を付けることができる。

C 体裁・表現

- 1 本文体裁はA4版（原則的に『日本考古学』に準じる）。
 - 1-1 25字×48行横2段組、要旨等を含め全体を偶数頁に抑える。
 - 1-2 提出原稿：原則としてテキストファイル（WINDOWSもしくはMAC）に変換したフロッピー及び打ち出しとする。
- 2 文章表現は次のようにする。
 - 2-1 原則として現代仮名遣い・「である」体・常用漢字を使用する。
 - 2-2 外国関係固有名詞 カタカナ書きで（ ）内に原文表記とする。
 - 2-3 註は通し番号右肩付き 文末参考文献前に一括記載とする。
 - 2-4 本文中と註での参考文献は（小林1998）のように表記する。引用箇所が明確な場合は頁数も表記する。
 - 2-5 参考文献配列 著者名原文発音アルファベット順（日本文のみの場合には五十音順も可）記載方法は『日本考古学』例に準じる。

D 図・写真図版の体裁

- 3-1 版面：1頁大 縦232mm×横168mm 左右半頁 縦232mm×横80mm
- 3-2 図はトレースを行った2倍図版、写真は等倍にプリントしたものを原則とする。また原則として折込・別刷りは認めない。
- 3-3 図・写真はそれぞれ1頁1図版とし、台紙には必ず執筆者名を記す。
- 3-4 印刷は原則として単色印刷とする。

E その他の規定

- 4-1 提出原稿には年報・紀要委員会が定めるレイアウト用紙を用いたレイアウトを添付する。

F その 他

- 1 上記以外は年報・紀要委員会が定める。
- 2 事業団の職員自主研究活動指定研究の投稿は、優先して扱う。
- 3 掲載料の徴収や原稿料の支払いはなく、抜き刷り作成費用は個人負担とする。

執筆者 (平成15年4月1日現在)

津島秀章 (つしま・ひであき) 群馬県教育委員会主任
齋藤英敏 (さいとう・ひでとし) 群馬県教育委員会主任
斎藤和之 (さいとう・かずゆき) 当事業団専門員
桜岡正信 (さくらおか・まさのぶ) 当事業団専門員
谷藤保彦 (たにふじ・やすひこ) 当事業団専門員
山下成信 (やました・としのぶ) 大胡町教育委員会
水谷貴之 (みずたに・たかゆき) 大胡町教育委員会
関 俊明 (せき・としあき) 当事業団主任調査研究員
本間 昇 (ほんま・のぼる) 当事業団専門員
小林大悟 (こばやし・だいご) 当事業団専門員
植崎修一郎 (ならざき・しゅういちろう) 当事業団専門員

平成13年度年報・紀要委員 (平成13年4月1日現在)

石守晃 (資料整理課: 委員長)・大島信夫 (総務課)・角田芳昭 (資料整理課)・小林大悟 (普及情報課)・本間昇 (調査研究第1課)・高柳浩道 (調査研究第2課)・須田正久 (調査研究第3課)・小保方香里 (調査研究第4課)・田村博 (東毛調査研究第1課)・小暮育秀 (東毛調査研究第2課)

平成14年度年報・紀要委員 (平成14年4月1日現在)

石守晃 (資料整理課: 委員長)・植原恒夫 (総務課)・須田正久 (資料整理課)・深澤敦仁 (資料整理課)・小林大悟 (普及情報課)・平方篤行 (調査研究第1課)・吉田和夫 (調査研究第2課)・新井英樹 (調査研究第3課)・松原孝志 (八ツ場グム調査研究課)・小林徹 (東毛調査研究第1課)・小暮育秀 (東毛調査研究第2課)



研究紀要21

平成15年12月25日発行

編集・発行 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

〒377-8555 群馬県勢多郡北橘村大字下箱田784-2

TEL (0279) 52-2511#

ホームページアドレス <http://www.gunmaibun.org/>

印 刷 朝 日 印 刷 工 業 株 式 会 社

BULLETIN OF GUNMA ARCHAEOLOGICAL RESEARCH FOUNDATION

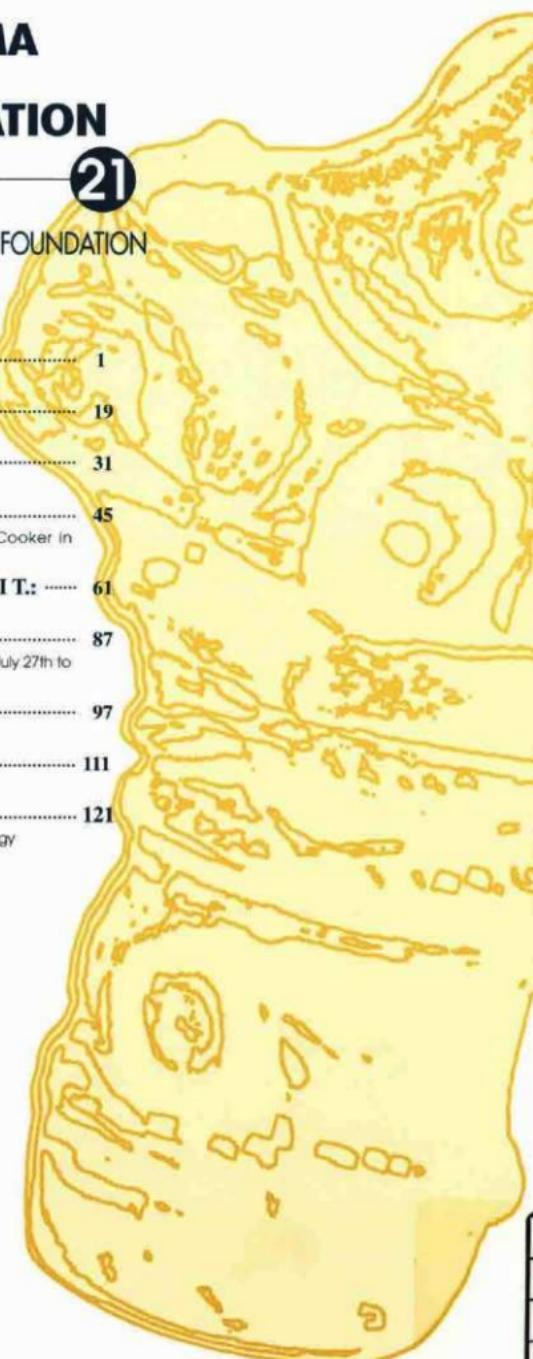
2003.12

21

GUNMA ARCHAEOLOGICAL RESEARCH FOUNDATION

CONTENTS

TSUSHIMA Hideaki :	1
On the Lithic Sources Used for Palaeolithic Stone Artifacts	
SAITO Hidetoshi :	19
Short Notes on the Chinese Plough Cultivation	
SAITO Kazuyuki :	31
Ruled Land and Tribute	
SAKURAOKA Masanobu :	45
Production and Distribution of Tsukiyono Type Rice-Cooker in Gunma Prefecture	
TANIFUJI Y., YAMASHITA T. & MIZUTANI T.:	61
On the Excavated Tea Mortar from Gunma Prefecture	
SEKI Toshiaki :	87
The Study of Mt. Asama Origin Volcanic Pumice Failed from July 27th to 29th in 1783 as Key Bed in Excavation	
HONMA Noboru :	97
Onnabari Irrigation as Regional Teaching Material	
KOBAYASHI Daigo :	111
Review of Fire Making Experience	
NARASAKI Shuichiro :	121
Harvard University Summer Field School of Palaeoanthropology	



01-350 / 6 / 21(2)



013500060002100 02



財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団